

世話人会の概要

1 正副座長の選出について

- ・森田世話人が臨時座長となり、指名推選により田澤世話人が座長に互選された。
- ・田澤座長による指名推選により、吉村世話人が副座長に互選された。

2 5月臨時会の告示案件の追加について

- ・総務部長から、去る4月21日の議会運営委員会において、執行部関係で5月臨時会に提出予定の案件は3件と申し上げたが、その後、予算案件と条例案件の2件の追加が必要となったため、5月臨時会の告示案件は、資料に記載の5件になる旨説明がなされた。

3 5月臨時会の会期と日程(案)について

- ・議事調査課長から、5月臨時会の会期と日程(案)について、資料1により説明がなされ、了承された。

4 会派結成届について

- ・議事調査課長から、4月26日までに提出された会派結成届について、資料2により、その内容が報告された。
- ・所属会派を記載した議員名簿は配付資料のとおりである旨説明がなされた。

5 仮議席及び議席の決定について

- ・議事調査課長から、「議場議席会派別枠」(案)について、資料3のとおり説明があり、了承された。

6 議長選挙及び副議長選挙の方法について

- ・議長選挙及び副議長選挙は、従来どおり、単記無記名で実施することが決定された。

7 特別委員会の設置等について

- ・予算特別委員会は、正副議長を除く41名で構成し、任期中存置することが決定された。
- ・予算特別委員会以外の特別委員会の設置数は、従来どおり3つとし、定数は、従来どおりそれぞれ9名とすることが決定された。

8 予算特別委員会委員席の会派別枠について

- ・議事調査課長から、予算特別委員会委員席の会派別枠については、今後協議願いたい旨説明があり、了承された。

9 議運委員、常任委員、特別委員及び正副委員長の会派割振りについて

- ・議事調査課長から、議会運営委員会委員、常任委員会委員、特別委員会委員及び各委員会の正副委員長の会派ごとの割振りの考え方については、従来どおり各会派の所属議員数に比例して配分することとし、次回ご協議いただきたい旨説明があり、了承された。

10 質問・質疑者数及び質問・質疑時間の割振りについて（本会議、予算特別委員会）

- ・代表質問については、これまでどおり実施することが決定された。
 - ① 各定例会において、交渉団体である2会派から1名ずつ実施
 - ② 質問時間は答弁を含め、自由民主党80分以内、県政クラブ60分以内
 - ③ 質問順番は、自由民主党、県政クラブの順
- ・一般質問については、以下について決定したが、各定例会の質問者数及び発言順序については次回協議することとされた。
 - ① 年間の質問者は16名
 - ② 質問時間は、答弁を含め60分以内
 - ③ 年間質問者の各会派への割振りについては、所属議員数に比例して配分
- ・予算特別委員会の質疑については、以下について決定したが、各定例会の質疑者数及び発言順序については次回協議することとされた。
 - ① 年間の質疑者は32名
 - ② 質疑時間は、答弁を含め60分以内
 - ③ 年間質疑者の各会派への割振りについては、所属議員数に比例して配分

11 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

- ・議事調査課長から、本年4月14日付けで置賜広域病院企業団議会議長から議員の選出依頼があった旨報告され、選挙の方法については次回協議することと了承された。

12 議会選出監査委員の推薦について

- ・監査委員として推薦する議員の氏名を5月9日（火）までに決定する必要があるため、被推薦者の決定については、代表世話人会に一任することが決定された。

13 議会選出各種委員の推薦について

- ・議会選出各種委員のうち、充て職を除いた19名について、各会派の所属議員数に比例して配分することが決定された。

14 本会議及び各委員会の出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、本会議及び3特別委員会を除く各委員会の出席要求対象者について、資料11により説明があり、了承された。
- ・その他の3特別委員会については、特別委員会の設置についての協議結果に伴い、別途協議することとされた。

15 臨時議長となる議員への依頼について

- ・ 議事調査課長から、臨時会冒頭、議長が選挙されるまでの間、出席議員のうち年長の議員が臨時議長となり、議長選挙が行われる旨説明された。
- ・ 年長議員である森田廣議員には、座長からあらかじめ依頼することとされた。

16 各会派控室等の割振りについて

- ・ 事務局次長から、資料12により説明があり、了承された。

17 その他

(1) 「令和6年度政府の施策等に対する提案」について

- ・ みらい企画創造部長から、別添資料「『令和6年度 政府の施策等に対する提案』について」により報告があった。

18 次回世話人会開催日時

- ・ 次回の開催日時は、5月12日（金）午前10時と決定された。

世 話 人 会 協 議 事 項

令和5年5月1日（月）

午前 10 時

- 1 正副座長の選出について
- 2 5月臨時会の告示案件の追加について
- 3 5月臨時会の会期と日程（案）について
- 4 会派結成届について
- 5 仮議席及び議席の決定について
- 6 議長選挙及び副議長選挙の方法について
- 7 特別委員会の設置等について
- 8 予算特別委員会委員席の会派別枠について
- 9 議運委員、常任委員、特別委員及び正副委員長の会派割振りについて
- 10 質問・質疑者数及び質問・質疑時間の割振りについて（本会議、予算特別委員会）
- 11 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について
- 12 議会選出監査委員の推薦について
- 13 議会選出各種委員等の推薦について
- 14 本会議及び各委員会の出席要求対象者について
- 15 臨時議長となる議員への依頼について
- 16 各会派控室等の割振りについて
- 17 その他
- 18 次回世話人会開催日時
5月12日（金）午前10時

令和五年山形県議会五月臨時会日程（案）

七日間

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|----------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 二十三日 | 二十二日 | | | | | | | | | | 二十一日 | 二十日 | 十九日 | 十八日 | 五・十七 | 月日 | | |
| 火 | 月 | | | | | | | | | | 日 | 土 | 金 | 木 | 水 | 曜 | | |
| 閉会 置賜広域病院企業団議会議員の選挙 | 関係常任委員長報告、採決 | | | | | | | | | | 開会、仮議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定、議長選挙 副議長選挙、議席の指定 | | | | | 本 会 議 | | |
| 午前 十時 | 議運・特別委 終了後 | | | | | | | | | | 予 算 委 終 了 後 | 本 会 議 終 了 後 | 午 前 十 時 | | | 午 前 十 時 | 時 刻 内 容 場 | 委 員 会 等 |
| 議 運 | 建 設 | 商 工 労 働 観 光 | 農 林 水 産 | 厚 生 環 境 | 文 教 公 安 | 総 務 | 特 別 | 議 運 | 予 算 | 世 話 人 会 | | | | 世 話 人 会 | 議 運 委 員 会 室 | | | |
| 議 運 委 員 会 室 | 第 三 委 員 会 室 | 第 四 委 員 会 室 | 第 五 委 員 会 室 | 第 六 委 員 会 室 | 第 二 委 員 会 室 | 第 一 委 員 会 室 | 委 員 会 室 | 議 運 委 員 会 室 | 予 算 委 員 会 室 | 議 運 委 員 会 室 | | | | 議 運 委 員 会 室 | | | | |

令和5年4月26日(水)13時
まで、提出をお願いします。

令和 5年 4月 26日

山形県議会議長 殿

会 派 名 自由民主党

代表者氏名 森谷 仙一郎



会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

- 1 会派の名称 自由民主党
- 2 代表者氏名 森谷 仙一郎
- 3 所属議員数 26 名
- 4 所属議員氏名 (別紙のとおり)

令和 5 年 4 月 2 / 日

山形県議会議長 殿

会 派 名 県政クラブ

代表者氏名 本村 忠三 

会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

- 1 会派の名称 県政クラブ
- 2 代表者氏名 本村 忠三
- 3 所属議員数 14 名
- 4 所属議員氏名 (別紙のとおり)

令和5年4月25日

山形県議会議長 殿

会 派 名 日本共産党山形県議団

代表者氏名 関 徹 

会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

- 1 会派の名称 日本共産党山形県議団
- 2 代表者氏名 関 徹
- 3 所属議員数 2 名
- 4 所属議員氏名 (別紙のとおり)

令和 5年 4月 24日

山形県議会議長 殿

会 派 名 公 明 党

代表者氏名 菊池 文昭 

会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

- | | |
|----------|-------|
| 1 会派の名称 | 公 明 党 |
| 2 代表者氏名 | 菊池 文昭 |
| 3 所属議員数 | 1名 |
| 4 所属議員氏名 | 菊池 文昭 |

以上

山形県議会議員名簿 (五十音順)

令05.04.30現在

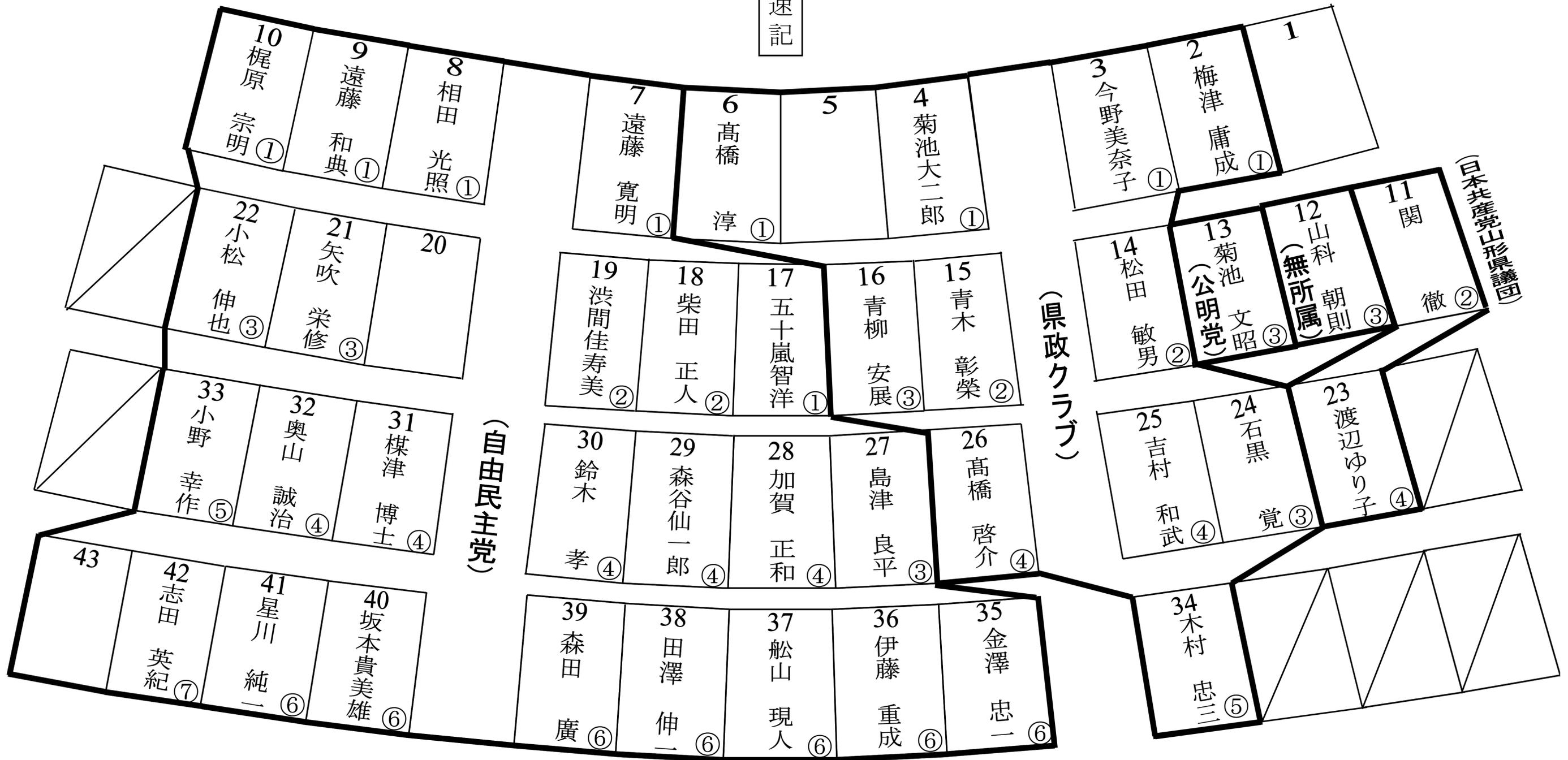
| | 会 派 | 氏 名 | 年齢 | 生年月日 | 当選回数 | 自宅住所 | |
|----|------------|---------|----|-----------|------|----------|----------------------|
| 1 | 自由民主党 | 相 田 日出夫 | 54 | 昭44.04.20 | 1 | 992-0351 | 東置賜郡高畠町大字高畠1039 |
| 2 | 自由民主党 | 相 田 光 照 | 50 | 昭48.04.24 | 2 | 992-0042 | 米沢市塩井町塩野2364-9 |
| 3 | 県政クラブ | 青 木 彰 榮 | 69 | 昭28.12.20 | 3 | 992-0774 | 白鷹町山口4001-5 |
| 4 | 自由民主党 | 阿 部 恭 平 | 31 | 平03.09.12 | 1 | 999-3511 | 西村山郡河北町谷地字東553-1 |
| 5 | 県政クラブ | 阿 部 ひとみ | 62 | 昭35.12.12 | 2 | 999-7776 | 酒田市新堀字豊森12 |
| 6 | 自由民主党 | 五十嵐 智 洋 | 68 | 昭30.01.05 | 2 | 993-0051 | 長井市幸町5-30 |
| 7 | 日本共産党山形県議団 | 石 川 渉 | 49 | 昭48.12.13 | 1 | 990-2435 | 山形市青田1-7-36 |
| 8 | 県政クラブ | 石 川 正 志 | 61 | 昭37.04.24 | 1 | 999-5102 | 新庄市大字萩野字塩野285 |
| 9 | 県政クラブ | 石 黒 覚 | 66 | 昭31.06.25 | 4 | 999-6711 | 酒田市飛鳥234-2 |
| 10 | 自由民主党 | 石 塚 慶 | 45 | 昭53.01.08 | 1 | 999-7463 | 鶴岡市三瀬字横町91 |
| 11 | 自由民主党 | 伊 藤 香 織 | 41 | 昭56.12.11 | 1 | 990-2316 | 山形市大字片谷地449 |
| 12 | 自由民主党 | 伊 藤 重 成 | 67 | 昭31.04.12 | 7 | 999-4605 | 舟形町長沢306 |
| 13 | 自由民主党 | 榎 津 博 士 | 61 | 昭36.10.22 | 5 | 990-0501 | 寒河江市大字宮内78 |
| 14 | 県政クラブ | 梅 津 庸 成 | 56 | 昭42.02.23 | 2 | 990-2332 | 山形市飯田4-3-64 |
| 15 | 県政クラブ | 江 口 暢 子 | 62 | 昭35.10.24 | 1 | 998-0842 | 酒田市亀ヶ崎2-3-12 |
| 16 | 自由民主党 | 遠 藤 和 典 | 53 | 昭45.01.04 | 2 | 990-0812 | 山形市千歳1-13-23 |
| 17 | 自由民主党 | 遠 藤 寛 明 | 36 | 昭61.11.21 | 2 | 999-3236 | 上山市細谷71 |
| 18 | 自由民主党 | 奥 山 誠 治 | 63 | 昭34.08.06 | 5 | 990-0835 | 山形市やよい2-3-31 |
| 19 | 自由民主党 | 加 賀 正 和 | 55 | 昭42.12.28 | 5 | 999-4211 | 尾花沢市大字正厳436-1 |
| 20 | 自由民主党 | 梶 原 宗 明 | 65 | 昭33.02.21 | 2 | 998-0801 | 酒田市北沢字長面13-2 |
| 21 | 公 明 党 | 菊 池 文 昭 | 59 | 昭38.10.29 | 4 | 990-0065 | 山形市双月町250-3 |
| 22 | 県政クラブ | 木 村 忠 三 | 57 | 昭40.07.14 | 6 | 992-0031 | 米沢市大町1-2-9 |
| 23 | 自由民主党 | 小 松 伸 也 | 60 | 昭37.06.16 | 4 | 999-5521 | 真室川町大字大沢895-1 |
| 24 | 県政クラブ | 今 野 美奈子 | 63 | 昭34.06.19 | 2 | 997-0816 | 鶴岡市文園町14-29 |
| 25 | 県政クラブ | 齋 藤 俊一郎 | 40 | 昭57.11.26 | 1 | 999-3773 | 東根市大字島大堀255 |
| 26 | 自由民主党 | 佐 藤 文 一 | 53 | 昭44.07.26 | 1 | 996-0071 | 新庄市小田島町7-48 |
| 27 | 自由民主党 | 佐 藤 正 胤 | 60 | 昭37.05.16 | 1 | 997-0301 | 鶴岡市馬渡字道西273 |
| 28 | 自由民主党 | 柴 田 正 人 | 43 | 昭54.05.05 | 3 | 992-0472 | 南陽市宮内4650-5 |
| 29 | 自由民主党 | 渋 間 佳寿美 | 53 | 昭45.04.02 | 3 | 992-0117 | 米沢市大字川井2362 |
| 30 | 自由民主党 | 鈴 木 学 | 38 | 昭59.05.01 | 1 | 990-0332 | 東村山郡山辺町大字山辺575-1-201 |
| 31 | 日本共産党山形県議団 | 関 徹 | 62 | 昭35.09.28 | 3 | 997-0812 | 鶴岡市長者町11-26 |
| 32 | 県政クラブ | 高 橋 啓 介 | 70 | 昭27.10.12 | 5 | 990-2464 | 山形市高堂1-5-20-3 |
| 33 | 県政クラブ | 高 橋 淳 | 56 | 昭42.03.15 | 2 | 999-7684 | 鶴岡市和名川字南田33 |
| 34 | 自由民主党 | 高 橋 弓 嗣 | 53 | 昭44.12.23 | 1 | 999-3782 | 東根市本丸東9-15 |
| 35 | 自由民主党 | 田 澤 伸 一 | 73 | 昭25.01.28 | 7 | 999-6601 | 庄内町狩川字東興野22 |
| 36 | 自由民主党 | 能 登 淳 一 | 69 | 昭29.04.14 | 2 | 995-0001 | 村山市大字土生田360 |
| 37 | 県政クラブ | 橋 本 彩 子 | 43 | 昭55.04.01 | 1 | 990-1111 | 西村山郡大江町大字三郷丙404 |
| 38 | 自由民主党 | 船 山 現 人 | 69 | 昭29.01.24 | 7 | 999-0214 | 川西町大字吉田1494 |
| 39 | 県政クラブ | 松 井 愛 | 46 | 昭51.06.20 | 1 | 990-0801 | 山形市天神町157 |
| 40 | 自由民主党 | 森 田 廣 | 73 | 昭24.11.15 | 7 | 998-0833 | 酒田市若原町12-39 |
| 41 | 自由民主党 | 森 谷 仙一郎 | 64 | 昭33.07.01 | 5 | 994-0103 | 天童市大字川原子1640 |
| 42 | 自由民主党 | 矢 吹 栄 修 | 48 | 昭49.08.22 | 4 | 994-0032 | 天童市小路2-4-34 |
| 43 | 県政クラブ | 吉 村 和 武 | 50 | 昭48.02.07 | 5 | 990-0024 | 山形市あさひ町26-29 |

議場議席会派別枠（令和5年2月定例会）

| | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 理事者 | 議長 | 局長 | 事務局 |
| | 理事者 | | |

演壇

速記

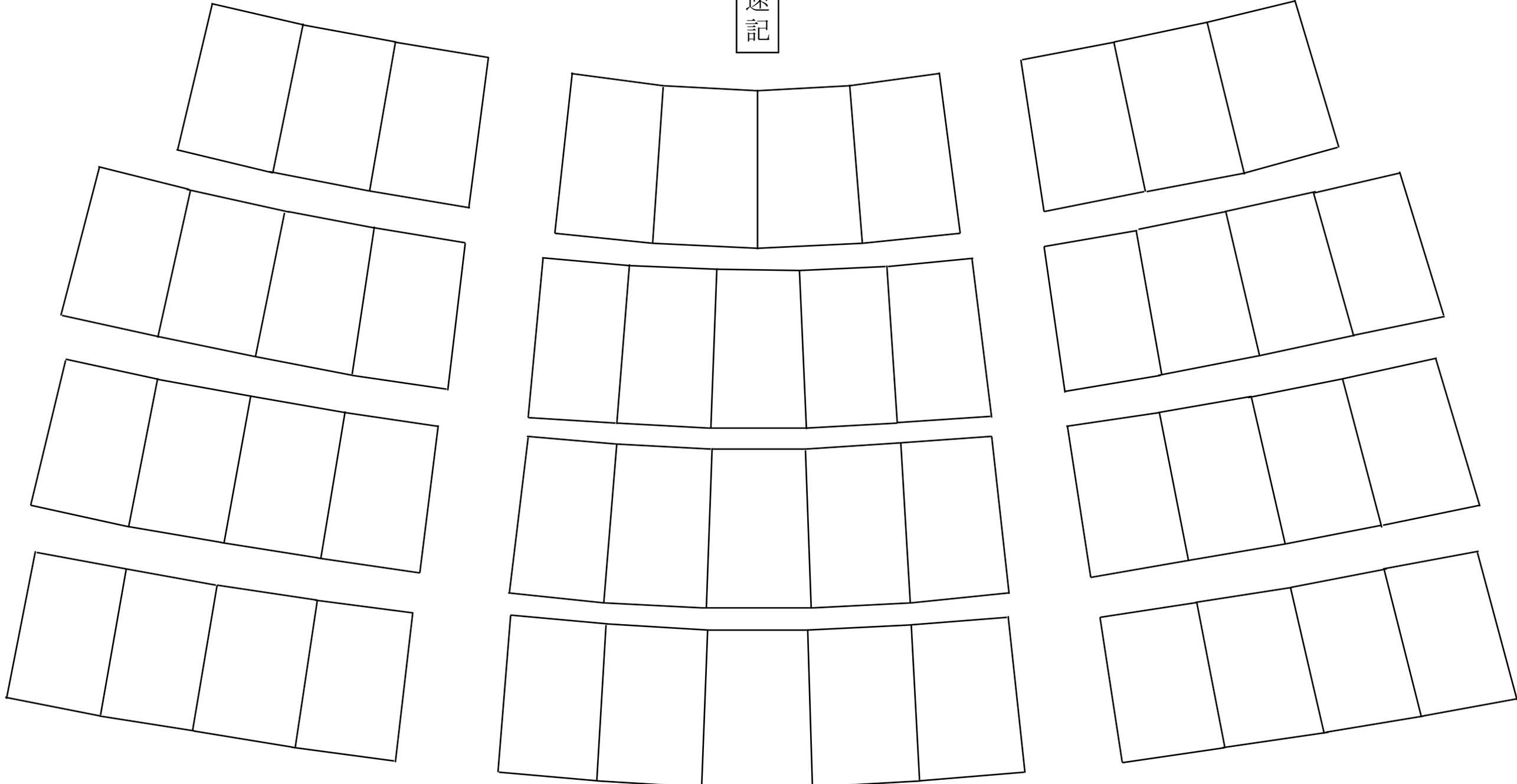


議場議席会派別枠 (案)

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| 理事者 | 議長 | 局長 | 事務局 |
| | | | 理事者 |

演壇

速記



特別委員会の設置状況について

(令和5年2月現在)

| 委員会名 | 調査事件 | 期間 | 定数 |
|----------------|--|--------|-------------------|
| 予算 | 県予算及び議会において付議した事件の総合的な審査並びに県財政及び県政課題について調査審議を行う。 | 終了議決まで | 正副議長を除く全議員 41人 |
| 新型コロナウイルス感染症対策 | 本県における新型コロナウイルスの影響と対策を調査し、広く県民の声を踏まえた国への意見書や提言等を取りまとめるなど現在の状況を一刻も早く打破するために必要な活動を行う。 | 終了議決まで | 正副議長を除く全議員 41人 |
| まちづくり・交通インフラ対策 | 本委員会は、次の項目について調査審議する。 (1) 人口減少社会における地域運営に関すること (2) 人口減少社会における交通インフラ・ネットワーク整備等に関すること | 終了議決まで | 9人 |
| 生涯健康・子ども支援対策 | 本委員会は、次の項目について調査審議する。 (1) 生涯を通じて健康な生活を営むための諸施策に関すること (2) 児童虐待や子どもの貧困などの諸課題の対応策に関すること | 終了議決まで | 9人 |
| デジタル化・脱炭素社会対策 | 本委員会は、次の項目について調査審議する。 (1) デジタル技術を活用した生産性向上策等に関すること (2) 脱炭素社会下における産業の創出・育成等に関すること | 終了議決まで | 9人 |

※3特別委員会は、慣例により正副議長、監査委員(2人)、議運委員(12人)を除く議員で構成される。

特別委員会設置状況（予算・決算特別委員会を除く）

（平成23年5月23日～）

| | | | | |
|-----|--|--|--|---|
| H23 | <ul style="list-style-type: none"> ● 23. 5. 23 行財政改革・危機管理 対策 ● 24. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 23. 5. 23 景気・雇用対策 ● 24. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 23. 5. 23 少子・高齢化対策 ● 24. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 23. 5. 23 東日本大震災対策 ● 24. 3. 15 |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> ● 24. 3. 16 エネルギー・危機管理 対策 ● 25. 3. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ● 24. 3. 16 産業振興・雇用創出対 策 ● 25. 3. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ● 24. 3. 16 人口減少社会対策 ● 25. 3. 18 | |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> ● 25. 3. 19 再生可能エネルギー 政策 ● 26. 3. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ● 25. 3. 19 中小企業振興対策 ● 26. 3. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ● 25. 3. 19 子ども・若者政策 ● 26. 3. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ● 25. 3. 19 山形県議会定数等検討 ● 26. 3. 18 |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> ● 26. 3. 19 再生可能エネルギー導 入促進対策 ● 27. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 26. 3. 19 中小企業経営力強化・ 人材育成対策 ● 27. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 26. 3. 19 子ども育成・若者支援 対策 ● 27. 3. 16 | |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> ● 27. 5. 20 安全・安心な暮らし 対策 ● 28. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 27. 5. 20 産業振興対策 ● 28. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 27. 5. 20 人材育成対策 ● 28. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 27. 9. 30 山形県議会定数等検討 |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> ● 28. 3. 17 安全・安心対策 ● 29. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 28. 3. 17 産業振興対策 ● 29. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 28. 3. 17 子ども支援対策 ● 29. 3. 16 | |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> ● 29. 3. 17 県土強靱化・危機管理 対策 ● 30. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 29. 3. 17 産業振興・雇用対策 ● 30. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 29. 3. 17 子ども・若者支援対策 ● 30. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 29. 7. 7 |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> ● 30. 3. 16 県土強靱化・安全安心 対策 ● 31. 3. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ● 30. 3. 16 産業振興対策・働き方 改革 ● 31. 3. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ● 30. 3. 16 未来を担う人材育成 対策 ● 31. 3. 13 | |
| R1 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 5. 27 防災減災・県土強靱化 対策 ● 2. 3. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 5. 27 産業振興・人材活用 対策 ● 2. 3. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 5. 27 子ども育成・若者定着 支援対策 ● 2. 3. 17 | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2. 3. 18 地球温暖化防止・異常 気象対策 ● 3. 3. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2. 3. 18 産業競争力強化・担い 手確保対策 ● 3. 3. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2. 3. 18 健康医療・子育て支援 対策 ● 3. 3. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2. 4. 30 新型コロナウイルス感染症対策 ● 2. 7. 3 山形県議会定数等検討 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3. 3. 18 関係人口拡大・活力あ る地域づくり対策 ● 4. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3. 3. 18 経済活性化・雇用対策 ● 4. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3. 3. 18 健康医療・女性若者活 躍対策 ● 4. 3. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ● 4. 3. 8 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ● 4. 3. 17 まちづくり・交通イン フラ対策 ● 5. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 4. 3. 17 デジタル化・脱炭素社 会対策 ● 5. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 4. 3. 17 生涯健康・子ども支援 対策 ● 5. 3. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ● 5. 3. 15 |

予算特別委員会委員席の会派別枠(令和5年2月定例会)

| | | | | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
| (財相) 田長 | (労働) 榎長 | (人事) 大場長 | (代表) 松田 | (産業) 我妻 | (観光) 西澤 | (農林) 地主 | (県土) 小林 | (会計) 佐藤 |
| (警察) 丸山 | (教育) 高橋 | (病院) 大澤 | (企業) 沼澤 | (総務) 小林 | (部) 岡本 | (防衛) 奥山 | (環境) 安孫子 | (心育) 布川 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

議会事務局職員

委員長

議事調査課長

答弁者

知事

副知事

質疑委員

カメラエリア

| | | | | | | | | |
|---------|-------|----|-------|---------|-------|---------|----|--|
| (自由民主党) | | | | (県政クラブ) | | | | |
| 梶原 | 遠藤(和) | 相田 | 遠藤(寛) | 菊池(大) | 今野 | 梅津 | | |
| 矢吹 | | 波間 | 柴田 | 青木 | 松田 | 高橋(淳) | 関 | |
| 鈴木 | 森谷 | | 島津 | 青柳 | 菊池(文) | 山科(無所属) | 渡辺 | |
| 伊藤 | 金澤 | 小野 | 奥山 | 木村 | 高橋(啓) | 吉村 | 石黒 | |
| 志田 | 星川 | 森田 | 田澤 | 船山 | | | | |

記者席(9席)

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

傍聴席

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

各委員会人数割振表(令和5年2月定例会)

| 委員会 | 会派名 | 自民 | 県政 | 共産 | 公明 | 無所属 | 計 | 委員長 | |
|--------------------|-----|----------------|----|----|----|-----|-------------|-----|----|
| | 定数 | 24 | 11 | 2 | 1 | 1 | 39 | 正 | 副 |
| 議 運 | 12 | 8 | 4 | | | | 12 | 自民 | 県政 |
| 総 務 | 8 | 4 | 3 | | | | 7 (欠員1) | 自民 | 自民 |
| 文教公安 | 7 | 4 | 2 | | | 1 | 7 | 自民 | 県政 |
| 厚生環境 | 7 | 4 | 2 | 1 | | | 7 | 自民 | 自民 |
| 農林水産 | 7 | 4 | 2 | | | | 6 (欠員1) | 県政 | 自民 |
| 商工労働観光 | 7 | 4 | 1 | 1 | | | 6 (欠員1) | 自民 | 自民 |
| 建 設 | 7 | 4 | 1 | | 1 | | 6 (欠員1) | 自民 | 自民 |
| 常任委員会計 | 43 | 24 | 11 | 2 | 1 | 1 | 39 (欠員4) | \ | |
| 予 算 | 41 | (議長・副議長を除く全議員) | | | | | 37 (欠員4) | 自民 | 県政 |
| まちづくり・ 交通インフラ対策 | 9 | 4 | 3 | | 1 | | 8 (欠員1) | 自民 | 自民 |
| 生涯健康・ 子ども支援対策 | 9 | 4 | 2 | 1 | | 1 | 8 (欠員1) | 県政 | 自民 |
| デジタル化・ 脱炭素社会対策 | 9 | 4 | 2 | 1 | | | 7 (欠員2) | 県政 | 自民 |
| 特別委員会計 | 27 | 12 | 7 | 2 | 1 | 1 | 23 (欠員4) | \ | |
| | | | | | | | 自民 | 8 | 8 |
| | | | | | | | 県政 | 3 | 3 |

〔備考〕

自民:自由民主党

県政:県政クラブ

共産:日本共産党山形県議団

公明:公明党

定例会質問・質疑者数割振表（令和4年度）

定例会 質問者数割振表(代表:自民80分、県政60分 一般:60分) (人)

| 区 分 | 6月 | | 9月 | | 12月 | | 2月 | | 合 計 | |
|--------------------|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| | 代表 | 一般 | 代表 | 一般 | 代表 | 一般 | 代表 | 一般 | 代表 | 一般 |
| 自由民主党 [24名] | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 4 | 4 | 10 |
| 県政クラブ [11名] | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 5 |
| 日本共産党山形県議団 [2名] | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 公明党 [1名] | | | | | | | | | | 0 |
| 無所属 [1名] | | | | | | | | | | 0 |
| 合 計 [39名] | 2 | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 6 | 8 | 16 |

一般質問 会派別発言順序

| 定例会 | 質問者数 | 質 問 順 序 | |
|-----|------|-----------------|----------|
| | | 第 1 日 | 第 2 日 |
| 6月 | 3 | 自民、県政、自民 | — |
| 9月 | 4 | 自民、県政、 共産、自民 | — |
| 12月 | 3 | 自民、県政、自民 | — |
| 2月 | 6 | 自民、県政、自民 | 自民、県政、自民 |

自民:自由民主党

県政:県政クラブ

共産:日本共産党山形県議団

公明:公明党

予算特別委員会 質疑者数割振表(60分) (人)

| 区 分 | 6月 | 9月 | 12月 | 2月 | 合 計 |
|--------------------|----|----|-----|----|-----|
| 自由民主党 [24名] | 5 | 4 | 6 | 5 | 20 |
| 県政クラブ [11名] | 2 | 3 | 2 | 2 | 9 |
| 日本共産党山形県議団 [2名] | 1 | | | | 1 |
| 公明党 [1名] | | 1 | | | 1 |
| 無所属 [1名] | | | | 1 | 1 |
| 合 計 [39名] | 8 | 8 | 8 | 8 | 32 |

予算特別委員会 会派別発言順序

| 定例会 | 質疑者数 | 質 疑 順 序 | | |
|-----|------|----------|-----------|-------|
| | | 第 1 日 | 第 2 日 | 第 3 日 |
| 6月 | 8 | 自民、共産、自民 | 自民、県政、自民 | 県政、自民 |
| 9月 | 8 | 自民、県政、自民 | 公明、県政、自民 | 県政、自民 |
| 12月 | 8 | 自民、県政、自民 | 自民、自民、自民 | 県政、自民 |
| 2月 | 8 | 自民、県政、自民 | 自民、無所属、自民 | 県政、自民 |

置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

| 任 期 | 置賜広域病院企業団議会議員氏名 | | |
|---------------------------|------------------|------------------|--|
| H11. 5. 21～ H13. 3. 18 | 鈴木正法 (自由民主党) | 佐貝全健 (自由民主党) | 伊藤 孜 (社会民主党) |
| H13. 3. 19～ H15. 4. 29 | 船山現人 (自由民主党) | 松野久八 (自由民主党) | 寒河江政好 (県政クラブ) H14. 6. 12 辞職 太田忠藏 (県政クラブ) H14. 6. 13 ～ |
| H15. 5. 20～ H17. 3. 17 | 寒河江 信 (自由民主党) | 後藤 源 (自由民主党) | 木村忠三 (山形21世紀の会) |
| H17. 3. 18～ H19. 4. 29 | 小池克敏 (自由民主党) | 中川 勝 (自由民主党) | 木村忠三 (山形21世紀の会) |
| H19. 5. 22～ H21. 3. 17 | 船山現人 (自由民主党) | 佐貝全健 (自由民主党) | 木村忠三 (県政・公明クラブ) |
| H21. 3. 18～ H23. 4. 29 | 竹田千恵子 (自由民主党) | 後藤 源 (自由民主党) | 木村忠三 (県政・公明クラブ) |
| H23. 5. 25～ H25. 3. 18 | 島津良平 (自由民主党) | 小池克敏 (自由民主党) | 中川 勝 (自由民主党) |
| H25. 3. 19～ H27. 4. 29 | 船山現人 (自由民主党) | 佐貝全健 (自由民主党) | 木村忠三 (県政クラブ) |
| H27. 5. 21～ H29. 3. 16 | 船山現人 (自由民主党) | 平 弘造 (自由民主党) | 青木彰榮 (県政クラブ) |
| H29. 3. 17～ H31. 4. 29 | 柴田正人 (自由民主党) | 渋間佳寿美 (自由民主党) | 青木彰榮 (県政クラブ) |
| R1. 5. 28～ R3. 3. 17 | 柴田正人 (自由民主党) | 渋間佳寿美 (自由民主党) | 青木彰榮 (県政クラブ) |
| R3. 3. 18～ R5. 4. 29 | 五十嵐智洋 (自由民主党) | 柴田正人 (自由民主党) | 青木彰榮 (県政クラブ) |
| R5. 5. ～ | | | |

※選挙の方法・・・すべて指名推選

※会派は、置賜広域病院企業団議会議員に就任した当時の所属会派

議会選出監査委員の推薦について

| 任 期 | 監 査 委 員 氏 名 | |
|-------------------------|--------------|-----------------------------------|
| H11. 5.21～ H13. 3.19 | 竹田 重栄 (自 民) | 太田 忠藏 (県政ク) |
| H13. 3.20～ H15. 4.29 | 阿部 信矢 (自 民) | 井上 俊一 (社 民) |
| H15. 5.20～ H17. 3.18 | 鈴木 正法 (自 民) | 広谷五郎左エ門 (21世紀の会) |
| H17. 3.19～ H19. 4.29 | 佐藤 藤彌 (自 民) | 田辺 省二 (21世紀の会) |
| H19. 5.22～ H21. 3.18 | 田澤 伸一 (自 民) | 吉 田 明 (県民ク) |
| H21. 3.19～ H23. 4.29 | 野川 政文 (自 民) | 寒河江 政好 (県政・公明ク) (H21. 9.15～公明) |
| H23. 5.24～ H25. 3.19 | 船山 現人 (自 民) | 広谷五郎左エ門 (県政ク) |
| H25. 3.20～ H27. 4.29 | 児玉 太 (自 民) | 坂本 貴美雄 (自 民) |
| H27. 5.21～ H29. 3.17 | 森田 廣 (自 民) | 広谷五郎左エ門 (県政ク) |
| H29. 3.18～ H31. 4.29 | 鈴木 孝 (自 民) | 伊藤 重成 (自 民) |
| R1. 5.28～ R3. 3.18 | 小野 幸作 (自 民) | 木村 忠三 (県政ク) |
| R3. 3.19～ R5. 4.29 | 森谷 仙一郎 (自 民) | 星川 純一 (自 民) |
| R5. 5. ～ | | |

本会議及び各委員会出席要求対象一覧（案）

令和5年4月

※ は新設、 は廃止

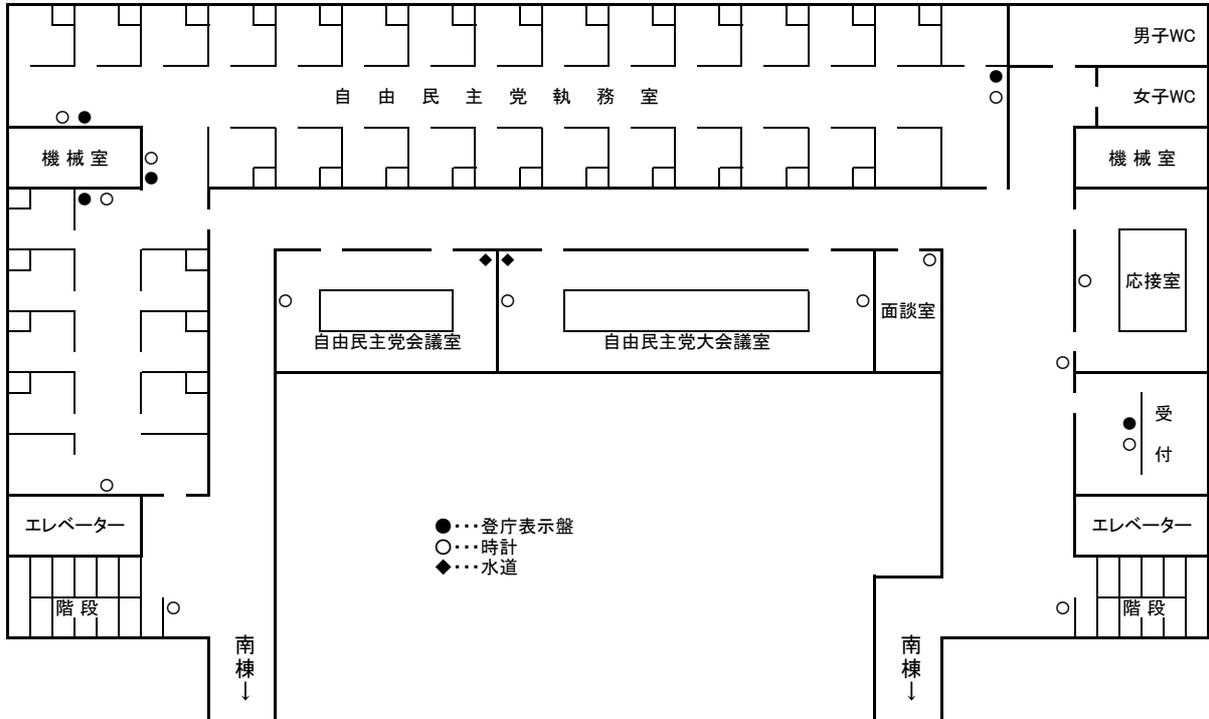
| 会議名 | 関係部局 | 出席要求職名 |
|-------------|--|--|
| 本会議 | 知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会 | 知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 委員長、警察本部長 代表監査委員 委員長、事務局長 事務局長 |
| 総務常任委員会 | 総務部 みらい企画創造部 防災くらし安心部 会計局 議会事務局 監査委員 人事委員会 | 総務部長、次長、関係課長、関係主幹 みらい企画創造部長、次長、関係課長、関係主幹 防災くらし安心部長、次長、 参事 、関係課長、 関係室長 、 関係主幹 会計管理者、次長、関係課長、関係主幹 次長 事務局長、関係課長 事務局長、関係課長、 関係主幹 |
| 文教公安常任委員会 | 教育委員会 公安委員会 | 教育長、 <input type="checkbox"/> 教育局長、教育次長、関係課長、関係室長、関係主幹 警察本部長、各部長、関係理事官、関係参事官、 参事 、 関係課長 |
| 厚生環境常任委員会 | 環境エネルギー部 しあわせ子育て応援部 健康福祉部 病院事業局 | 環境エネルギー部長、次長、関係課長、関係主幹 しあわせ子育て応援部長、次長、関係課長 健康福祉部長、医療統括監、次長、関係課長、関係室長、 関係主幹 病院事業管理者、病院事業局長、関係課長、関係主幹 |
| 農林水産常任委員会 | 農林水産部 | 農林水産部長、専門職大学整備推進監、次長、技術戦略監、 参事 、関係課長、関係室長、関係主幹 |
| 商工労働観光常任委員会 | 産業労働部 観光文化スポーツ部 労働委員会 | 産業労働部長、次長、関係課長、関係室長、関係主幹 観光文化スポーツ部長、次長、関係課長、 <input type="checkbox"/> 関係室長 事務局長、関係課長 |
| 建設常任委員会 | 県土整備部 企業局 | 県土整備部長、 <input type="checkbox"/> 技術統括監、次長、 整備推進監 、関係課長、 関係室長、関係主幹 企業管理者、企業局長、 参事 、関係課長、関係主幹 |

| 会議名 | 関係部局 | 出席要求職名 |
|---------------------------|--|--|
| 議会運営委員会 | 知事部局 | 総務部長、総務部次長、財政課長 |
| 予算特別委員会 | 知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会 | 知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 代表監査委員 事務局長 事務局長 |
| 決算特別委員会 決算特別委員会分科会 | 知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会 | 知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 監査委員 事務局長 事務局長 各常任委員会に同じ |

令和5年5月以降の議員執務室等配置図（案）

※網掛け部分が変更になります

《 北棟3階 》



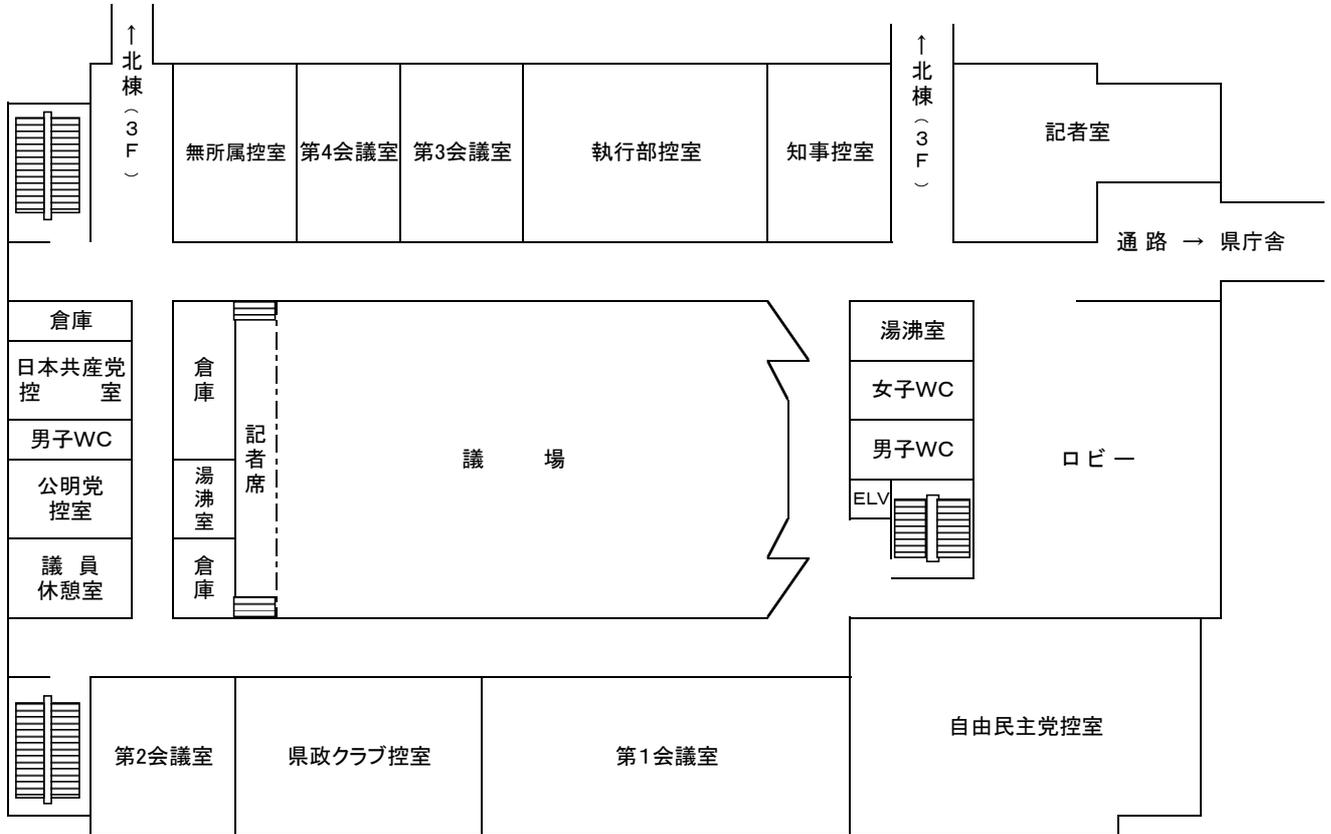
《 北棟4階 》



令和5年5月以降の議員控室等の配置図（案）

※変更なし

◀ 南棟2階 ▶



「令和6年度 政府の施策等に対する提案」について

1 概要

第4次山形県総合発展計画に基づく本県の施策推進にあたり、政府の令和6年度における予算編成での対応や制度の創設・改正等が必要となる事項を各府省に提案するもの。

2 実施主体

山形県開発推進協議会

(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

3 日程

- ・ 県議会への意見照会 5月1日(月) [回答期限: 5月24日(水)]
- ・ 各府省に対する提案活動 6月上旬

4 提案書(案)の構成等

(1) 構成

第4次山形県総合発展計画長期構想の「政策の柱」に沿った構成とする。

(2) 提案項目数

| 項目数 | 令和6年度提案 | 令和5年度提案 |
|-----------------|---------|---------|
| 新たな提案内容を含むもの | 41 | 39 |
| 前年度から引き続き提案するもの | 27 | 23 |
| 合計 | 68 | 62 |

「令和6年度 政府の施策等に対する提案」(案) 重要項目一覧(37項目)

提案項目総数: 68 (新たな提案内容を含むもの 41 前年度から引き続き提案するもの 27)

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

1 学校教育の充実

| | |
|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における多様な高等教育機会の創出等 <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置等促進のための財政支援制度創設 ・国立大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分 ・公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実 | 内閣府 総務省 文科省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化を伴う人口減少下における公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体・学校・地域で一丸となって存続に向けて取り組む地域を指定し支援する特区的な制度の創設(新規) | 文科省 |

2 若者の定着・回帰の促進

| | |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地方からの人口流出の大きな要因である賃金の地域間格差の解消を目的とした最低賃金ランク制度の廃止及び全国一律の適用 ・最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の充実 | 厚労省 |
|--|-----|

3 国内外の様々な人材の呼び込み

| | |
|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方への人の流れを定着・加速化する取組みの強化【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金の居住・通勤要件を東京圏に拡大するなどの緩和、人口の社会減がより深刻な道府県へ移住した場合の移住支援金の増額 ・テレワークでの柔軟な働き方を定着させ、地方での多様な働き方や暮らしの実現に向け、経済団体と連携した企業への働きかけの強化(新規) ・伝統工芸品産業等の新たな担い手の確保につながる移住定住を特に後押しするため、就業後の生活基盤を支える給付金新設等の支援の強化(新規) | 内閣府 経産省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 留学生の受入れ拡大に向けた施策の推進【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の定員管理の弾力的運用や、地方大学等の魅力の海外への戦略的広報、留学生の住居確保に対する支援等、地方大学等への留学を促進するための取組みの充実(新規) ・留学生別科や日本語教育機関の設置・運営、日本語教育人材の確保などの取組みに対する支援制度の創設(新規) ・留学後の地方への定着促進を図るための地方発の取組みに対する支援制度の創設(新規) | 法務省 文科省 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方へのビジネス拠点整備や本社機能等の移転に対する支援(一部新規) <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等、柔軟な働き方が浸透してきた機会を捉えた、サテライトオフィスをはじめとするビジネス拠点整備の支援(新規) ・若者、女性が専門的な知識や能力を活かせる企業の地方移転を実現するため、移転した企業に対する助成金の創設及び地方拠点強化税制の拡充 ・移転した企業の従業員に対する移住支援制度の創設(新規) | 内閣府 |

II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

1 やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成

| | |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者の確保・育成及び担い手への農地の集積・集約化の促進【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者育成総合対策の支援対象の多様な担い手への拡充や、資金支援の全額国庫負担の継続、青年等就農計画期間内における経営発展支援事業の活用期間・回数拡大 ・農地維持のため、農地集積目標の受け手に兼業や副業による経営体など多様な担い手の位置づけ(新規) ・農地集約を進めるため、農地中間管理機構の取扱いの増加に対応した未払金徴収事務の外部委託などの支援策の創設(新規) | 農水省 |
|---|-----|

| | |
|---|--------------------|
| 2 収益性の高い農業の展開 | |
| <p>○ 水田農業の持続的な発展に向けた支援の充実【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金の交付水準の維持と、地域の特色ある取組みを推進するための産地交付金の十分な予算の確保 ・地域における水田を活用した産地づくりのさらなる検討のため、令和6年度以降も畑作物や高収益作物への畑地化の支援水準を継続するための予算の確保（新規） | 農水省 |
| <p>○ 園芸農業の持続的な発展に向けた支援【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産資材価格高騰への対応として産地生産基盤パワーアップ事業への営農継続に向けた支援策の創設（新規） ・果樹経営支援対策等の果樹農業振興関連予算の十分な確保 | 農水省 |
| 3 「やまがた森林ノミクス」の加速化 | |
| <p>○ 森林(モリ)ノミクスの加速による森林吸収源対策の推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営に適した森林における主伐・再造林、保育、間伐等の森林整備を計画的かつ確実に実行するための十分な予算の確保 ・花粉が少なく成長が早いスギのエリートツリー等の優良種苗の生産体制に対する支援の拡充（新規） ・森林を多く有し、その整備を担う市町村に十分な財源が確保されるような森林環境譲与税の譲与基準の見直し | 総務省 農水省 |
| 4 付加価値の高い水産業の振興 | |
| <p>○ 水産業の成長産業化に向けた支援の強化【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業就業者を対象とした所得補償制度の創設、漁家子弟(子、親族)に対する支援等の経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実 ・水産業者の多様な取組みを支援するための水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の関連予算の十分な確保や、支援対象の拡充による幅広いニーズへの対応 ・政府が入域を制限している海域で操業できるよう、外国船による違法操業の排除と、漁業資源確保・保全と安全操業の確保に関する取組みの強化（新規） | 農水省 |
| Ⅲ 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化 | |
| 1 IoTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出 | |
| <p>○ 新産業創出の取組みに対する支援の充実強化【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX人材の育成施策(リスクリング支援・経営者セミナー等)に対する財政支援を拡充するとともに、都市圏に偏在するデジタル人材の地域への早期還流（新規） ・県内ものづくり企業の次世代自動車や新エネルギー関連産業等の参入に対する支援の充実強化（新規） ・慶應先端研の研究教育活動、先端研発スタートアップの創出や事業化支援活動などの地域のイノベーションに資する多様な取組みを支援する自治体等への財政支援 | 内閣官房 内閣府 経産省 |
| 2 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展 | |
| <p>○ 電気料金の値上げや物価高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組みの推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経費のかかり増しによる収益圧迫に対する、適正な価格転嫁の実現に向けた取組みの推進及び設備投資や消費の喚起への支援の充実強化（新規） ・資金繰り支援を受けた事業者の円滑な償還に対する継続的な支援及び、自治体による商工団体の経営指導体制強化や、独自の資金繰り支援策などへの支援の充実 ・ポストコロナを見据えた経営課題(人口減少・持続可能な社会づくり等)への対応(DX・GXの推進等)に取り組む事業者への支援 | 内閣官房 内閣府 経産省 |
| 3 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化 | |
| <p>○ 観光産業の本格的な復活に向けた地方への支援の充実・強化【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方・平日限定のクーポン発行など、地方への旅行に対するマインド醸成や分散化を促進する観光需要喚起策の実施（新規） ・「地域一体となった観光地・観光産業の高付加価値化事業」に関する、十分な財源の確保及び地域経済を支える小規模観光事業者が活用しやすいような要件の緩和（新規） ・海外富裕旅行者の受入れに向けた上質な宿泊施設の誘致支援など、外国人観光客を地方に誘導するための施策の展開（新規） | 国交省 |

IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

1 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

| | |
|--|-----------------------------|
| <p>○ 被災者生活再建支援制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給対象の半壊までの拡大 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、被災世帯数にかかわらず、同一災害により被害を受けた全ての市町村を一体とした支援 県と市町村が共同で行う独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置の対象を市町村まで拡大 | <p>内閣府 総務省</p> |
| <p>○ 中小企業・小規模事業者に対する災害復旧支援制度の創設【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が被災後の復旧や事業再開のために行う施設・設備等の更新に対する、簡易な手続きで速やかに活用できる恒久的な補助事業制度の創設 | <p>経産省</p> |
| <p>○ 防災・減災、国土強靱化の継続・推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「5か年加速化対策」の各年度予算の十分な確保、R8以降の計画的かつ安定的な財源確保と地方財政措置の継続（新規） 現状リスク等の把握のための点検技術や、災害の早期発見、危険性周知に関する技術の実用化に向けた開発の推進（新規） | <p>内閣官房 総務省 国交省</p> |
| <p>○ 流域治水の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「最上川緊急治水対策プロジェクト」に基づく最上川本川の着実な整備 県管理河川の着実な整備のための確実な予算措置及び継続的な流下能力確保に資する「緊急浚渫推進事業債」等の継続 | <p>総務省 国交省</p> |
| <p>○ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の除排雪や除雪機械の更新等の雪対策経費に対する財政支援の拡充 「5か年加速化対策」等による雪寒施設整備への確実な予算措置 積雪寒冷地特有の舗装損傷等の維持修繕・更新に対する確実な予算措置 安全な空港運営を行うため、除雪機械及び消防車両の更新に対する補助制度の創設 | <p>国交省</p> |
| <p>○ 地域の実情に応じた車両・装備品等の配備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁から配備される警察車両について、全国一律の仕様ではなく、豪雪地帯における四輪駆動車配置基準の新設（新規） 県警ヘリが法定点検等により稼働できない場合の民間機リースによる補完措置、救命ゴムボートの新規配備や操舵資格を有する警察職員の拡充（リスクリング）等の予算措置（新規） | <p>警察庁</p> |

2 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化

| | |
|---|------------|
| <p>○ 持続可能な交通安全施設の整備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通信号機等交通安全施設の老朽化が顕著となっている中、持続可能な交通安全施設の整備に係る予算の拡充（新規） 信号電球の生産終了に伴い、早期に信号灯器のLED化を図るための予算の拡充（新規） | <p>警察庁</p> |
|---|------------|

3 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現

| | |
|--|--------------------|
| <p>○ 医師の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の都市部への偏在を是正し、地域で医師が定着するためのより実効性のある対策の実施 地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用と関係補助金の確実な財政措置 | <p>厚労省</p> |
| <p>○ 病院経営の支援強化に向けた取組みの推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立病院等の実態に即した地方財政措置の更なる拡充 公立病院等の医療機関において持ち出しが生じている消費税相当額の早期解消 物価高騰等の影響を適切に反映した診療報酬の改定（新規） 医療DX等の推進に対する財政措置の拡充や、オンライン診療に係る医薬品提供の要件緩和（新規） ドクターヘリ運航に係る支援の拡充（新規） | <p>総務省 厚労省</p> |

| | |
|---|--------------------|
| 4 総合的な少子化対策の新展開 | |
| <p>○ 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療への保険適用による自己負担額の軽減 ・保育の完全無償化の実現(保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大) ・高校生までの医療費を無償とする、全国一律の制度の創設 ・放課後児童クラブの利用料軽減制度の創設及び財政支援の実施 | こども家庭庁 |
| <p>○ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の給与水準の抜本的な引上げ ・保育士配置基準の改善の早期実現、障がい児等保育の実態に見合った保育士配置に対する財政支援の拡充 ・休日保育等のきめ細かな保育を行う保育所に対する地域の実情に応じた財政支援 ・物価高騰等を反映した公定価格の設定(新規) ・放課後児童支援員等の更なる処遇改善(新規) | こども家庭庁 |
| 5 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備 | |
| <p>○ 女性活躍に向けた総合的な施策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の賃金向上・正社員化の推進、男女間の格差解消 ・アンコンシャス・バイアスの被害を軽減するための具体的対応策の実施(事例集やガイドラインの作成等) ・地域の実情を踏まえ、各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直し ・「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みの推進 ・地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続 | 内閣府 |
| <p>○ 多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管省庁の明確化、多様性への配慮や環境整備に係るガイドラインの提示(新規) ・多様性を尊重する環境づくりに資する国民の意識啓発の促進(新規) | 内閣官房 内閣府 |
| V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用 | |
| 1 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装 | |
| <p>○ デジタル社会の推進を支えるデジタル基盤整備のための支援の充実【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル田園都市国家構想交付金について、行政の効率化・高度化に関する事業においても活用できるよう、補助対象を拡大(新規) ・中山間地等の条件不利地域における、地上デジタル放送の難視聴対策施設等の維持・更新に対する支援制度の創設 ・携帯電話不感エリアについて、居住地域に限らず地元ニーズに応じた整備と、安定したサービス提供の確保 | 内閣府 総務省 |
| 2 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成 | |
| <p>○ 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」及びフル規格新幹線の早期実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」の整備費用の支援、鉄道の沿線活性化に向けた地域の取組みへの財政的支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手及び新幹線関係予算の増額 | 内閣官房 総務省 国交省 |
| <p>○ 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のリダンダンシー機能の拡充や、インバウンド対応の国際線の安定した就航及び遠方の国からの就航拡大のため、地方空港の滑走路2,500m化の推進 ・インバウンドの受入体制強化のため、ターミナルビルの整備・拡張への支援など、訪日誘客支援空港に対する支援制度の拡充 ・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田＝山形線の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田＝庄内線の増便に向けた同コンテスト枠の拡大 | 国交省 |

| | |
|---|--------------------|
| <p>○ 米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米坂線の早期全線復旧に向けた取組みの実施等（新規） ・国全体の鉄道ネットワーク維持の観点からの鉄道事業者に対する支援の実施（新規） | <p>総務省 国交省</p> |
| <p>○ 高規格道路・一般広域道路の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備が遅れている横軸の事業化推進 ・一般広域道路の強靱化に向けた検討の推進 ・安全性・信頼性確保と利便性向上のため、有料区間の4車線化やスマートICの整備推進 ・長期安定的・計画的な道路整備・管理のため、高規格道路等の整備推進に必要な予算の確保 | <p>国交省</p> |
| <p>○ 高規格道路と一体となって地域を活性化する県管理道路や「道の駅」整備、「渋滞対策」の推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格道路ICへの主要な2次アクセス道路について、計画的・安定的に事業進捗が図れるよう、補助事業の対象とするなど個別補助制度の拡充による支援の強化 ・IC近傍などで、物流や広域的な防災等の拠点機能を付加する「道の駅」の整備に対する補助制度創設による支援の充実 ・ETC2.0のビッグデータを都道府県でも活用可能とするとともに、データに基づく渋滞対策に対する補助制度創設等の支援の充実（新規） ・高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備にかかる必要な財源の確保 | <p>国交省</p> |
| <p>○ 酒田港の機能強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルポート形成を目指し、洋上風力発電の導入を促進するため、酒田港の基地港湾指定と直轄事業としての係留施設の整備 ・航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる防波堤の継続的な整備 ・再生可能エネルギーの拡大と、クルーズ船による国内外の交流を促進するため、岸壁の大型化(延伸・増深)への着手 | <p>国交省</p> |
| <p>3 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり</p> | |
| <p>○ 飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛島の「特定有人国境離島地域」への早期指定（新規） ・指定までの間における、離島活性化交付金等による「特定有人国境離島地域」と同様の財政支援措置（新規） | <p>内閣府 国交省</p> |
| <p>○ 地域の豊かな自然・環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の再エネ資源を利用して生み出された利益を、当該再エネ設備が設置された地域に還元する仕組みの構築 ・蓄電池や水素などのエネルギー貯蔵技術の導入促進に向けた制度整備（新規） ・原子力に頼らない「卒原発社会」の実現 | <p>総務省 経産省</p> |
| <p>4 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進</p> | |
| <p>○ 水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携を促進するための交付金について、地方要望額を充足する政府予算の継続的な確保 ・水道施設の耐震化を促進するための交付金事業に係る交付率の引上げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和 ・市町村の区域を越えた水道事業の広域連携を促進するための交付金事業に係る計画策定段階からの助成、交付率の引上げ及び採択基準の緩和（新規） | <p>厚労省</p> |

(案)

**令和6年度
政府の施策等に対する提案**

山形県

目次

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」 を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

(1) 学校教育の充実

- ① 私立高等学校等就学支援金制度のさらなる充実 【文部科学省】…………… 1
- ② 地方における多様な高等教育機会の創出等
【内閣府】 【総務省】 【文部科学省】…………… 3
- ③ 「令和の日本型学校教育」の構築のためのICTを活用した
学びの推進に向けた支援の充実 【文部科学省】…………… 5
- ④ 学習環境改善・学校における働き方改革推進のための支援の充実
【文部科学省】…………… 7
- ⑤ 公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に
対する財政支援の充実 【総務省】 【文部科学省】…………… 9
- ⑥ 少子化を伴う人口減少下における公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設
【文部科学省】……………11

(2) 生涯を通じた多様な学びの機会の充実

- ① 部活動の地域移行及びスポーツの競技力や環境の向上に対する支援の充実
【文部科学省】……………13

(3) 若者の定着・回帰の促進

- ① 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る
総合的な取組みの推進 【厚生労働省】……………15
- ② 公共職業訓練に対する支援の充実強化
【内閣官房】 【総務省】 【厚生労働省】……………17
- ③ 建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進
～担い手の確保と生産性の向上～ 【農林水産省】 【国土交通省】……………19

(4) 国内外の様々な人材の呼び込み

- ① 地方への人の流れを定着・加速化する取組みの強化
【内閣府】 【経済産業省】……………21
- ② 留学生の受入れ拡大に向けた施策の推進 【法務省】 【文部科学省】……………23
- ③ 地方へのビジネス拠点整備や本社機能等の移転に対する支援 【内閣府】……………25

II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

- (1) やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
 - ① 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者の確保・育成及び担い手への農地の集積・集約化の促進 【農林水産省】……………27
 - ② 食料安全保障の確立に向けた農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保 【農林水産省】……………29
 - ③ 持続可能な農業・農村を実現しルーラルイノベーションに繋げるための施策の強化 【農林水産省】……………31
- (2) 収益性の高い農業の展開
 - ① 水田農業の持続的な発展に向けた支援の充実 【農林水産省】……………33
 - ② 園芸農業の持続的な発展に向けた支援 【農林水産省】……………35
 - ③ 地域農産物のブランド力強化に向けた農業遺産認定地域の支援強化及び地理的表示（GI）登録の推進 【農林水産省】……………37
 - ④ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化 【農林水産省】……………39
 - ⑤ 農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進 【農林水産省】……………41
- (3) 「やまがた森林ノミクス」の加速化
 - ① 森林（モリ）ノミクスの加速による森林吸収源対策の推進 【総務省】 【農林水産省】……………43
- (4) 付加価値の高い水産業の振興
 - ① 水産業の成長産業化に向けた支援の強化 【農林水産省】……………45

III 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化

- (1) I o Tなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出
 - ① 新産業創出の取組みに対する支援の充実強化 【内閣官房】 【内閣府】 【経済産業省】……………47
- (2) 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展
 - ① 電気料金の値上げや物価高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組みの推進 【内閣官房】 【内閣府】 【経済産業省】……………49
 - ② 中心市街地・商店街の再生に向けた支援の充実・強化 【経済産業省】……………51
- (3) 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化
 - ① 観光産業の本格的な復活に向けた地方への支援の充実・強化 【国土交通省】……………53
 - ② 特色ある文化資源を活かした地方創生の推進 【文部科学省】……………55

IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

(1) 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

- ① いきいき雪国やまがたの実現に向けた総合的な雪対策の推進
【総務省】 【文部科学省】 【国土交通省】 ……57
- ② 被災者生活再建支援制度の充実 【内閣府】 【総務省】 ……59
- ③ 鳥海山の観測体制の拡充、火山避難施設整備及び津波防災対策に係る
財政支援の充実 【内閣府】 【総務省】 【文部科学省】 【国土交通省】 ……61
- ④ 災害対応力を強化するための男女双方の視点による防災対策への支援
【内閣府】 【総務省】 ……63
- ⑤ 消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充等 【総務省】 ……65
- ⑥ 中小企業・小規模事業者に対する災害復旧支援制度の創設 【経済産業省】 ……67
- ⑦ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化 【農林水産省】 ……69
- ⑧ 防災・減災、国土強靱化の継続・推進 【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】 ……71
- ⑨ 流域治水の着実な推進 【総務省】 【国土交通省】 ……73
- ⑩ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充 【国土交通省】 ……75
- ⑪ 地域の実情に応じた車両・装備品等の配備 【警察庁】 ……77

(2) 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化

- ① 消費者行政の機能強化の推進 【内閣府】 ……79
- ② 持続可能な交通安全施設の整備 【警察庁】 ……81

(3) 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現

- ① 医師の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化 【厚生労働省】 ……83
- ② 病院経営の支援強化に向けた取組みの推進 【総務省】 【厚生労働省】 ……85
- ③ 安定的で持続可能な医療保険制度の確立 【厚生労働省】 ……87
- ④ がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための支援制度の創設
【厚生労働省】 ……89
- ⑤ 安定的な介護サービス提供のための施策の推進 【厚生労働省】 ……91
- ⑥ 障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現
【こども家庭庁】 【厚生労働省】 ……93

(4) 総合的な少子化対策の新展開

- ① 地方の子育て環境整備と人口分散の推進による少子化の克服 【こども家庭庁】 ……95
- ② 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 【こども家庭庁】 ……97
- ③ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充 【こども家庭庁】 ……99
- ④ 困難を有する子どもや家庭等に対する支援の充実・強化 【こども家庭庁】 ……101

(5) 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備

- ① 未来を担う子ども・若者に対する支援の充実 【こども家庭庁】 ……103
- ② 女性活躍に向けた総合的な施策展開 【内閣府】 ……105
- ③ 多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進
【内閣官房】 【内閣府】 ……107

V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用

- (1) 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
 - ① デジタル社会の推進を支えるデジタル基盤整備のための支援の充実
【内閣府】 【総務省】 ……………109
- (2) 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成
 - ① 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線「米沢トンネル（仮称）」
及びフル規格新幹線の早期実現 【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】 ……………111
 - ② 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充 【国土交通省】 ……………113
 - ③ 地域公共交通の維持・確保に向けた取組みへの支援 【総務省】 【国土交通省】 ……115
 - ④ 米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持【総務省】 【国土交通省】 ……117
 - ⑤ 高規格道路・一般広域道路の整備推進 【国土交通省】 ……………119
 - ⑥ 高規格道路と一体となって地域を活性化する県管理道路や
「道の駅」整備、「渋滞対策」の推進 【国土交通省】 ……………121
 - ⑦ 酒田港の機能強化の推進 【国土交通省】 ……………123
- (3) 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
 - ① 飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持
及び振興のための財政支援の拡充 【内閣府】 【国土交通省】 ……………125
 - ② 地域の豊かな自然・環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進
【総務省】 【経済産業省】 ……………127
- (4) 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
 - ① 地方財政基盤の確立 【総務省】 ……………129
- (5) 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進
 - ① 水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実 【厚生労働省】 ……………131
 - ② 工業用水道事業への支援の充実 【経済産業省】 ……………133

VI 東北全体の復興・再生に向けた施策の展開

- (1) 避難者支援の継続
 - ① 東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続【復興庁】 【文部科学省】 ……135

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと
幸せを実感できる山形」を目指して

私立高等学校等就学支援金制度のさらなる充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課】

【提案事項】 **予算拡充**

令和2年度からの私立高等学校等就学支援金制度の拡充により、年収約590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現したが、年収約590万円以上の世帯については、いまだ実現されていない。

学校教育の機会均等を確保するとともに、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、

- (1) **年収約590万円以上の世帯に対しても実質無償化を図ること**
- (2) **年収約590万円以上の世帯の実質無償化が実現するまでの間、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対する財政支援を行うこと**

【提案の背景・現状】

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図るため、平成22年度に私立高等学校等就学支援金制度が創設された。
- 令和2年度から、私立高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることで、**年収約590万円未満世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現した**ところである。
- 一方で、本県において全体の約4割に当たる年収約590万円以上世帯への支給については、令和元年度以前の水準(年収約910万円未満世帯に限り月額9,900円支給)に据え置かれており、依然として公私立高等学校間の授業料負担の格差が大きく、保護者等から**さらなる支援の拡充及び創設を求める強い声**がある。
- 本県における全高等学校の生徒数に占める私立高等学校の生徒数の割合は、東北地域で最も高い。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成22年度の私立高等学校等就学支援金制度の創設に併せて、県単独の授業料軽減補助(上乘せ補助)を開始し、順次、制度を拡充してきた。
- 令和2年度からの私立高等学校等就学支援金の拡充後においても、**令和4年度には年収約910万円以上の多子世帯(扶養する23歳未満の子が私立高校生を含め3人以上いる世帯)を対象にした支援を創設**するなど制度の拡充を進め、県内私立高等学校に通う生徒の経済的負担の軽減を図っている。

【解決すべき課題】

- 年収約590万円以上世帯の実質無償化の実現には、現時点では都道府県による独自の授業料負担への支援が必要な状況である。学校教育の機会均等の確保や、公私立高等学校間及び私立高等学校に通う生徒の世帯間に生じている授業料負担の格差を縮小するため、**年収約590万円以上世帯への高等学校等就学支援金制度の拡充が必要**である。
- また、年収約590万円以上世帯の実質無償化が実現されるまでの間、**都道府県による独自の授業料負担への支援についても、政府による財政支援が必要**である。

【山形県の取組】

〔 私立高等学校等就学支援金・県の上乗せ授業料軽減補助の取組み状況 〕

(月額)

| 世帯年収 区分 | 令和5年度 | | |
|----------------|---------|--------------------------|--------------------------|
| | 就学支援金 | 県上乗せ 補助額 | 合計 |
| 約590万円 未満 | 33,000円 | 1,000円 | 34,000円 |
| 約590～ 910万円 | 9,900円 | <u>12,100円</u> | <u>22,000円</u> |
| 約910万円 以上 | — | <u>4,950円</u> 〈多子世帯※〉 | <u>4,950円</u> 〈多子世帯※〉 |

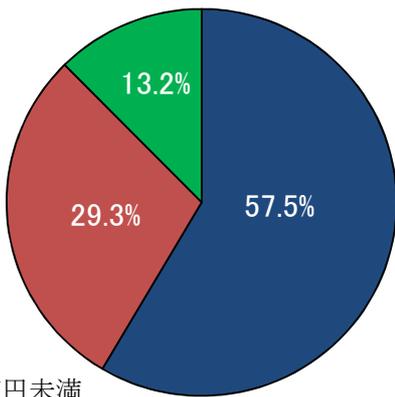
【県上乗せ補助額の拡充推移】

- 年収約590万円未満世帯
令和2年度～ 月額1,000円
- 年収約590万円～910万円未満世帯
令和2年度 月額7,100円
令和3年度 月額10,100円
令和4年度～ 月額12,100円
- 年収約910万円以上の多子世帯
令和4年度～ 月額4,950円

※多子世帯 扶養する23歳未満の子が私立高校生を含め3人以上いる世帯

【提案の背景・現状】

〔 本県の私立高等学校に通う生徒の世帯
年収別割合 (令和4年7月現在) 〕



- 約590万円未満
- 約590万円～910万円
- 約910万円以上

〔 高等学校 (全日制・定時制) の生徒数
の公私立割合 (令和4年度) 〕

| | 私立高校 | 公立高校 |
|-----|-------|-------|
| 山形県 | 34.4% | 65.6% |
| 東北 | 25.6% | 74.4% |
| 全国 | 34.3% | 65.7% |

※全生徒数に占める公私立の生徒数の割合

〔 本県の高等学校納付金の保護者負担
概算額の公私立間格差 (令和4年度)
※年収約910万円以上の多子世帯以外の世帯 〕

| | 私立高校 | 公立高校 |
|---------------------|------------|----------|
| 入学時納付金 (平均額) | 167,500円 | 5,650円 |
| 授業料・その他 納付金(平均額) | 1,407,996円 | 356,400円 |
| 合計 (3か年計) | 1,575,496円 | 362,050円 |
| 公私立間格差 (3か年計) | 1,213,446円 | |

〔 私学団体等から知事への授業料負担の軽減等
を求める要望書の提出 (令和4年12月) 〕



地方における多様な高等教育機会の創出等

【内閣府 地方創生推進事務局】【総務省 自治財政局 交付税課、財務調査課】
【文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課】

【提案事項】 予算拡充

人口減少の要因として、**県外への進学による若者の流出**が多いことから、**学生の東京一極集中を是正するとともに、若者の地元定着など地方創生の役割を担う国立大学、公立大学・短期大学の安定的な運営**を確保するため、

- (1) **首都圏の大学の地方への移転やサテライトキャンパスの設置等を促すよう、財政支援制度を創設すること**
- (2) **国立大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること**
- (3) **地方交付税の算定における単位費用や補正係数の引き上げ等、公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実を図ること**

【提案の背景・現状】

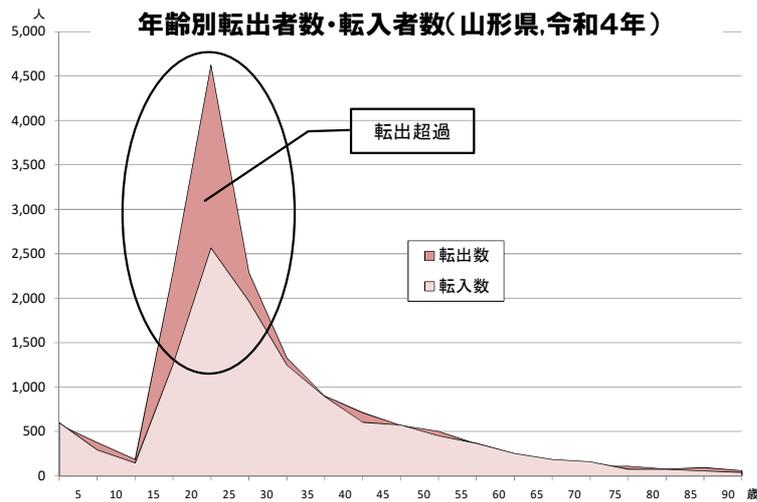
- 政府は、若者の東京一極集中を是正するために、東京 23 区内の大学等の定員抑制などに取り組む一方で、デジタル人材の定員緩和の動きもあり、2022 年における東京圏の転入超過数（日本人）は約 9.4 万人と**東京一極集中に歯止めがかかっていない**。
- 地方の国立大学、公立大学・短期大学は、**若者の進学意欲に応える地元の受け皿**であるとともに、地方創生に向けても、若者の地元定着や地域ニーズに対応した人材育成、地域課題解決への貢献などへの一層の取組みが期待されている。

【山形県の取組み】

- 本県においては、県立保健医療大学（学部収容定員 420 人）及び県立米沢栄養大学（同 168 人）並びに県立米沢女子短期大学（同 500 人）の既設 3 公立大学・短期大学に加え、東北農林専門職大学（仮称）の令和 6 年度開学を目指しているほか、公設民営型の東北公益文科大学の公立化についても検討が行われている。
- 県内の大学等は、地元企業等と連携し、研究開発・人材集積・技術の実用化を進める等、先導的な役割を担っているほか、地域と連携しながら、地域課題解決の中心的な役割を担う人材の育成に努めている。
- 令和 4 年度に、県内の高等教育機関、地方自治体、産業界、金融界、医療界等が一体となって地方創生について議論をするための場として、総合型地域連携プラットフォームが設置され、地域課題の解決と新たな価値の創出に向け取り組んでいくこととしている。

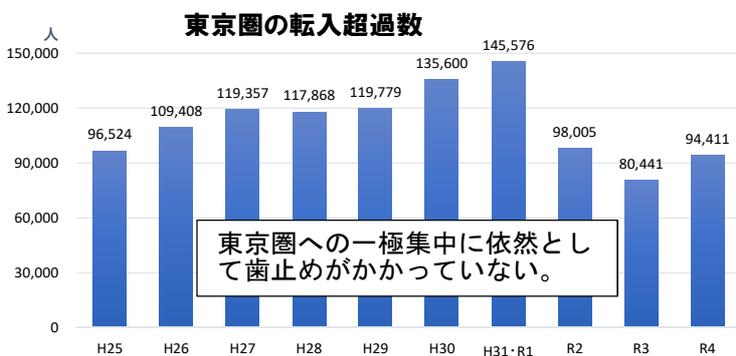
【解決すべき課題】

- サテライトキャンパス設置等に関してマッチングを支援する事業はあるものの、**直接、大学や地方公共団体が財政支援を受けられるような制度がない**。
- 首都圏の大学の地方移転等により、若者の東京一極集中を是正し、地方への人の流れを作るとともに、**若者の地元定着を促進**していく必要がある。
- 地方国立大学に対する運営費交付金及び公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実及び安定的な配分により、**教育研究活動の基盤的部分がしっかり確保**される必要がある。



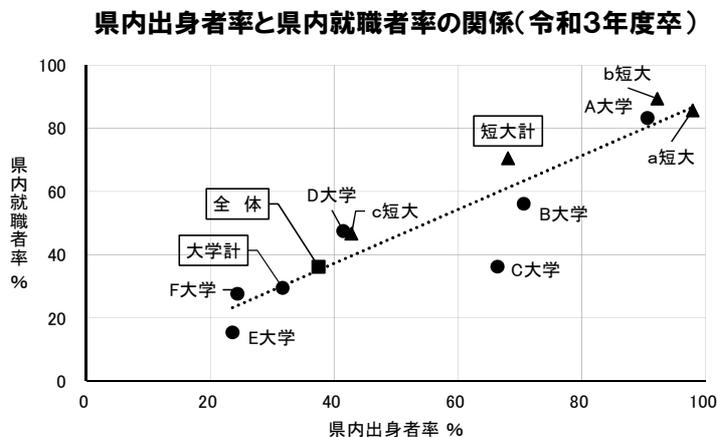
令和4年における本県の人口移動の状況(日本人)を年齢階級別に見ると、「15～19歳」が1,043人(男性461人・女性582人)、「20～24歳」が2,060人(男性862人・女性1,198人)の転出超過となっており、高校や短期大学、大学等を卒業する年代における転出超過が顕著となっている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2022年(令和4年)結果



令和4年における東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)の転入超過数(日本人)は94,411人。前年(令和3年:80,441人)より13,970人増加し、27年連続で転入超過が続いている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2022年(令和4年)結果



山形県内の大学・短期大学における、令和3年度卒業生の県内就職者率は36.2%(対応入学年度の県内出身者率は37.4%)。大学別に分析すると、県内出身者率の高い大学・短期大学の県内就職者率が高い傾向にある。

各大学・短期大学からの聞き取りにより山形県分析

公立大学・短期大学に対する交付税措置(令和5年度)(都道府県分)

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

【単位費用】213,000円 【測定単位】高等専門学校及び大学の学生の数 【補正係数】種別補正係数

(学生一人あたり単価)

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 大学 理科学系学部 | $213,000円 \times 6.91 = 1,472千円$ |
| 保健系学部 | $213,000円 \times 7.89 = 1,681千円$ |
| 社会科学系学部 | $213,000円 \times 1.00 = 213千円$ |
| 人文科学系学部 | $213,000円 \times 2.06 = 439千円$ |
| 家政系学部及び芸術系学部 | $213,000円 \times 3.27 = 697千円$ |
| 専門職大学(理科・芸術系) | $213,000円 \times 7.53 = 1,604千円$ |
| 短期大学 理・工・農学・保健系学科 | $213,000円 \times 4.17 = 888千円$ |
| 文科系学科 | $213,000円 \times 1.68 = 358千円$ |
| 家政系学科及び芸術系学科 | $213,000円 \times 2.82 = 601千円$ |



山形県における知の拠点「山形大学」

安定的な運営のためには、運営費交付金の充実と安定的な配分が必要

「令和の日本型学校教育」の構築のための ICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課、教科書課】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるため、

- (1) 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」以降の**財政支援の継続と拡充**を行うこと
- (2) 「**GIGAスクール運営支援センター**」への**補助を継続**すること
- (3) **デジタル教科書の普及にあたり、導入費用の無償化**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 「GIGAスクール構想」により順次整備を行ってきた1人1台端末等のICT機器については、今後、更新期を迎える。
- 学習者用の1人1台端末の整備は完了したが、通信費に係る負担やICT機器の活用に係る新たな業務への対応などがICTを活用した効果的な学習の支障となっている。
- 政府は、「GIGAスクール運営支援センター」の整備により、各学校の支援体制の構築を促しているが、財政支援は令和6年度までとされている。
- 政府では令和5年度も引き続き、小学校高学年及び中学生を対象に学習者用デジタル教科書の無償配布を行うこととしているが、無償化は外国語を含む最大2教科分に留まっている。

【山形県の取組み】

- ICT環境を生かした学習活動の充実に向け、県教育センターによるICTを活用した授業動画の配信などにより、教職員のスキルアップを図るとともに、ICT教育推進拠点校に指定した小中学校における事例の普及を進めている。また、市町村においては、ICT支援員を配置し、教員に対する支援を行っている。
- 令和4年度から「GIGAスクール運営支援センター」を運営しており、令和5年度からは、県及び全市町村が参画する「GIGAスクール推進協議会(仮称)」を組織し、県内全ての学校現場でのICT活用を推進していくこととしている。
- 各市町村では、これまで指導者用デジタル教科書の導入を進めており、学習者用デジタル教科書については、一部の市町村において、単独予算で複数教科の予算措置を行っている。

【解決すべき課題】

- 教育のデジタル化を進めるためには、整備された**1人1台端末を効果的に活用するために必要な機器や校内における通信環境の整備を更に進める必要がある**。
- ランニングコストや今後想定されるICT機器の更新、「GIGAスクール運営支援センター」の運営のほか、ICT支援員の配置等について、政府による**継続した支援が必要**である。
- 義務教育におけるデジタル教科書の導入については、自治体間で差が生じないように、**紙の教科書と同様に政府による全教科での無償化が必要**である。

1 各自治体におけるICT支援員の配置状況と活用内容



| | |
|--------|---|
| 授業関連 | 授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等 |
| 校務関連 | 校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メール斉送信等の情報発信の支援等 |
| 研修関連 | 研修の企画支援、準備、実施支援等 |
| 環境整備関連 | 日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等 |

【文部科学省：ICT関係決算状況調査（H30～R3） 県独自調査：ICT支援員の配置（R4）より】

<状況>

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30～令和4年度）」に基づく地方財政措置では、4校に1人の配置を目標の水準としており、小中学校の達成率は、令和4年度で95.1%〔配置人数77人÷目標数81人（参考：小中学校数324校）〕となっている。

2 本県における県立学校のICT環境整備に要するランニングコスト（県一般財源分）

毎年度、多額の維持費や更新費等が発生し、今後も負担は継続する

（単位：千円）

| | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| ネットワーク | 運用費 | 293,840 | 298,265 | 298,265 | 298,265 | 298,265 |
| | 更新費 | 238,204 | - | 51,300 | 206,289 | 327,332 |
| 情報教室端末 | | 160,196 | 160,154 | 160,154 | 160,154 | 160,154 |
| 統合型校務支援システム | 運用費 | 48,048 | 48,048 | 48,048 | 48,048 | 51,048 |
| | 更新費 | - | - | 33,880 | 124,680 | - |
| 学習者用・指導者用端末(更新費) | | 61,726 | - | - | - | 69,228 |
| GIGAスクール運営支援センター (国庫補助率) | | 12,303 (1/2) | 12,782 (1/2) | 16,617 (1/3) | 24,287 (補助なし) | 24,287 (補助なし) |
| 合計 | | 812,927 | 525,077 | 612,992 | 866,451 | 927,824 |

※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画による措置分を含め、本県の教育用PCの整備等に関する令和4年度基準財政需要額は184,442千円と見込まれる

（参考）本県の情報化に係る主な指標（令和4年3月現在）

| 指標 (全学校種) | 山形県 平均値 | 全国 平均値 |
|---|------------|-----------|
| 教育用コンピュータ 1台当たりの 児童生徒数 | 1.0人/台 | 0.9人/台 |
| 普通教室の 大型提示装置(※) 整備率 | 72.1% | 83.6% |
| 統合型校務支援 システム整備率 | 62.3% | 81.0% |
| 無線LAN又は移动通信システム (LTE等)によりインターネット接続 を行う普通教室の割合 | 97.9% | 96.7% |

（県立学校の無線LAN整備率については文部科学省調査結果より本県独自に計算）

| 県立学校の普通教室 の無線LAN整備率 | 県立学校の特別教室 の無線LAN整備率 |
|------------------------|------------------------|
| 90.8% | 18.5% |

※プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）より

山形県担当部署：教育局 教育政策課 TEL：023-630-2409
義務教育課 TEL：023-630-2866

学習環境改善・学校における働き方改革推進のための 支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

【提案事項】 **予算創設** **予算拡充** **制度改革**

教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすとともに、教職員の働き方改革を推進するため、

- (1) **中学校における35人以下学級を実現するとともに、特別支援学級や複式学級に係る学級編制の標準の緩和や見直しを行うこと。また、小学校における英語教育の推進や養護教諭の負担軽減をはじめとする諸課題に対応するため、教職員の加配定数を一層拡充すること。**
- (2) **新採教員の負担軽減に向け、教員基礎定数を拡充すること** **新規**
- (3) **専門スタッフの十分な配置に向けた財政支援を拡充すること。また、ICTを活用した教員の事務負担軽減のための財政支援を創設すること**

【提案の背景・現状】

- 政府では、令和3年度より小学校について学級編制の標準を計画的に35人に引き下げることとしているが、中学校については、方向性が示されていない。
- 英語専科教員の加配は要件が厳しく、また、教科担任制加配の活用については他教科を含めた加配の中で必要な教員数を確保することは困難である。
- 養護教諭については、発達障がいや特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加のほか、いじめや不登校に加え、感染症への対応などにより業務が増加している。
- 学校現場では、教員の業務負担が増加し、長時間労働が深刻化している。また、教員の大量退職・大量採用により若手教員の割合が増加するとともに、若手教員の負担も増大し、若手教員の早期退職が増加傾向にある。

【山形県の取組み】

- 少人数によるきめ細かな指導体制の構築を図るため、“教育山形「さんさん」プラン”として、小1～中3を33人以下にする少人数学級編制、小中学校の特別支援学級では学級編制の標準の6人への引下げ等を実施している。
- 小学校において教科担任制を推進するとともに、若手教員が先輩教員から学び、キャリアを積むことができるよう、令和5年度から大卒の新規採用教員を教科担任（兼）学級副担任として配置するなど取組みを行っている。
- 教員業務支援員等の専門スタッフの配置拡充を進めるとともに、県立高等学校で自動採点システムを導入するなど教員の負担軽減を図っている。

【解決すべき課題】

- きめ細かな配慮を行う指導支援のため、**学級編制の標準について、緩和や見直し、小規模校等に対する加配定数の更なる拡充が必要である。**
- **新規採用教員の負担を軽減しながら育成していくため、負担の大きい学級担任を新規採用教員が担うことのないよう教員基礎定数の拡充が必要である。**
- 学習環境の改善や教員の働き方改革を推進するには、**学校現場における専門スタッフの配置に係る財政支援をさらに充実させるとともに、ICTを活用した業務負担軽減のための取組みに対する財政支援の創設が必要である。**

1 特別支援学級等の状況 学校基本調査、特別支援教育課業務調査（文部科学省）より

| | 本県 | | | 全国 | | |
|----------------------------|---------|---------------------|------|---------|----------------------|------|
| | H23 | R3 | 増加率 | H23 | R3 | 増加率 |
| 義務教育段階の全児童生徒数 | 95,369人 | 77,409人 | 0.8倍 | 1,054万人 | 961万人 | 0.9倍 |
| 特別支援学級で指導を受ける児童生徒数 | 1,211人 | 2,142人 | 1.8倍 | 15.5万人 | 32.6万人 | 2.1倍 |
| 通常の学級で指導を受ける児童生徒数（通級による指導） | 1,051人 | 1428人 ※R3.3.31時点 | 1.4倍 | 6.5万人 | 16.3万人 ※R3.3.31時点 | 2.5倍 |

2 本県における小学校の英語専科教員の担当校数の状況

本県では校内学級数が12学級未満の小規模な小学校が全体の7割を占め、地域によっては小規模な小学校にも英語専科教員を配置する必要があり、週24コマ以上の要件を満たすために複数校を兼務する教員の負担が大きくなっている。

| 担当校数 | 1校 | 2校 | 3校 | 4校 | 6校 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 配置教員人数 | 7名 | 7名 | 1名 | 1名 | 1名 |

専科教員の約6割が複数校を兼務している。

3 本県におけるいじめの認知件数及び不登校児童生徒数の推移

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)より

(1) いじめの認知件数 (件)

| | R1 | R2 | R3 | R2→R3 増減率 |
|-----|-------|--------|--------|--------------|
| 小学校 | 9,975 | 10,363 | 11,075 | 6.9% |
| 中学校 | 2,439 | 1,773 | 2,078 | 17.2% |

(2) 不登校児童生徒数 (人)

| | R1 | R2 | R3 | R2→R3 増減率 |
|-----|-----|-----|-------|--------------|
| 小学校 | 278 | 344 | 428 | 24.4% |
| 中学校 | 875 | 882 | 1,126 | 27.7% |

4 本県若手教員(採用5年以内)の離職状況 (小中学校) (人)

| | 採用者数 | 採用5年以内の離職状況 |
|-----|------|-------------|
| H30 | 274 | 14 |
| R1 | 328 | 16 |
| R2 | 374 | 22 |
| R3 | 353 | 30 |

5 本県教員の多忙化の状況と現場の声

(1) 本県教員の多忙化の状況

山形県教育委員会調査 令和4年4月～9月

| | 小学校 | 中学校 | 特別支援学校 | 高等学校 | 全校種 |
|-----------------|--------------|---------------|--------|----------------|----------------|
| 長時間勤務者数(80h/月超) | 8人 (0.2%) | 98人 (4.6%) | 0人 | 156人 (8.3%) | 262人 (3.1%) |
| 月平均時間外在在等時間 | 37:00 | 47:56 | 23:42 | 44:26 | 40:08 |

※()の%は、校種毎の調査数に占める割合

(2) 本県教員の長時間勤務の要因と現場の声 山形県教育委員会調査 令和5年2月

| 管理職 | | 一般職員 | | 要因の解消に必要な専門スタッフ | |
|--|-------|--------------------------|-------|-----------------|-----------------------------------|
| 教職員との面談等を通して把握した「長時間勤務となっている要因」は何でしたか。 | | あなたの勤務時間外の業務の主たる内容は何ですか。 | | ① | ・教育業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) |
| ① 校務分掌に係る業務 | 82.5% | ① 校務分掌に係る業務 | 75.5% | ② | ・養護教諭の教育業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) |
| ② 教材研究・教材準備 | 74.0% | ② 教材研究・教材準備 | 64.5% | ③ | ・スクールカウンセラー |
| ③ 支援が必要な児童生徒※ ・家庭への対応 | 60.6% | ③ 支援が必要な児童生徒※ ・家庭への対応 | 36.0% | | ・スクールソーシャルワーカー |
| ④ 部活動指導 | 36.1% | ④ 部活動指導 | 34.5% | | ・特別教育支援員 |
| ⑤ 各種調査・統計 | 21.6% | ⑤ 各種調査・統計 | 15.8% | | ・医療的ケア看護職員 |
| ⑥ 地域人材との連絡調整 | 7.8% | ⑥ 地域人材との連絡調整 | 4.8% | ④ | ・部活動指導員 |

※特別な支援が必要と思われる児童生徒、不登校児童生徒、学校生活に不安を抱える児童生徒、医療的ケア児、その他教員自身が支援が必要と感じる児童生徒

山形県担当部署：教育局 教職員課 TEL：023-630-2865
義務教育課 TEL：023-630-2866

公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び 廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課】

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）産業教育振興室】

【総務省 自治財政局 交付税課、地方債課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

公立学校施設・設備整備の計画的な事業実施のため、

- (1) **必要な財源を当初予算において確保**すること
- (2) 施設整備に係る**補助単価を引き上げる**とともに、トイレの洋式化やエアコンの整備促進に向け、小中学校への支援の拡充や、補助対象への高校の追加など、学校施設環境改善交付金の充実を図ること
- (3) 産業教育を主とする高校の専門性の高い学科について、**教育施設・設備の充実のため、必要な財政支援を講じる**こと。 **新規**
- (4) 廃校施設の速やかな解体撤去に資する**公共施設等適正管理推進事業債への交付税措置の創設**などの支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 公立学校施設整備に係る政府の一般会計当初予算は近年 700 億円未満で推移。
- 補助単価の引上げは行われているものの、**依然として実勢単価と乖離**がある。
- トイレの洋式化や特別教室のエアコンの整備は、補助がない**公立高校では立ち遅れ**しており、補助のある**公立小中学校からも支援の拡充**を強く求められている。
- 技術革新・産業構造の変化、グローバル化等の加速度的な社会変化へ対応すべく、地域産業界から**産業高校における最先端の職業教育**を強く求められている。
- 閉校から時間が経過して劣化が進み、倒壊等が懸念される廃校施設であっても、多額の経費を要するため、解体に着手できない事例が多い。

【山形県の取組み】

- 県立学校の整備は、老朽化や再編統合計画などを踏まえ計画的に進めている。
- 県立高校の特別教室へのエアコンの整備及びトイレの洋式化を継続的に進めているものの、校舎老朽化への対応を優先せざるを得ず、進捗は遅れている。
- 地域の産業界・大学等と連携し、より実践的・体験的な学習を進めている。

【解決すべき課題】

- 政府の補正予算の活用は、予算の繰越が前提であり、計画的な事業実施に支障が生じるため、**所要の財源を当初予算で確保することが必要**である。
- 家庭での洋式トイレの一般化や、災害時の避難所として使用する際の感染対策の観点等から、**公立学校の環境整備を進める必要**がある。
- 地域産業を持続的に支える最先端の職業人の育成には、**社会変化に対応しうる教育施設・設備の充実が不可欠**であるため、**交付税措置の拡充が必要**である。
- 学校は、地域コミュニティの拠点となる位置にあることが多く、跡地の有効活用を図るため、**早期の解体や活用に向けた財政支援が必要**である。

1 事業執行における当初予算と補正予算の違い

| 政府の予算区分 | 当初予算 | 補正予算 |
|-----------------|--------|----------------|
| 補助事業者の対応等 | | |
| スケジュールや整備計画の見直し | 不要 | 必要に応じて対応 |
| 事業メニューの制限 | なし | ある場合が多い |
| 年度繰越し | 基本的に可能 | 本省繰越予算の場合、原則不可 |

＜補正予算対応で生じた不具合の例＞ 補正予算（本省繰越予算含む）で採択され、翌年度に繰越して実施した事業が年度内に完了不可となった場合、既に繰越済みのため事故繰越以外の繰越ができず、交付金の一部が受領できなかった。

2-1 小中学校の建築単価の推移

(円/㎡ 山形県単価)

| | 校舎 | 屋内体育館 |
|-------|---------|-----------|
| 令和2年度 | 209,500 | 231,200 |
| 令和3年度 | 217,000 | ※ 236,500 |
| 令和4年度 | 239,200 | ※ 244,400 |
| 令和5年度 | 263,800 | ※ 270,000 |

※冷房設備を設置しない場合の単価

補助単価は上昇しているが、実勢単価とはなお乖離がある。

(円/㎡)

| | 補助単価 | 実勢単価 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 小学校校舎改築の例 (令和3年度当初予算で採択) | 228,900 | 371,000 |

※上記の単価は改築の際の補助単価であり、左表の建築単価に加算された額となっている。

2-2 公立高校におけるトイレの洋式化とエアコン設置の状況

県立高校における衛生面向上に資すると言われるトイレの洋式化及び乾式化、特別教室のエアコン設置の進捗は遅れている。



トイレの洋式化の例



出典

＜トイレ洋式化＞

- 文部科学省 「公立学校施設のトイレの状況調査」 R2. 9. 1 時点
- 山形県調査 R5. 3. 31 時点

＜エアコン設置状況＞

- 文部科学省 「公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況調査」 R4. 9. 1 時点

3 更新が必要な教育設備

【事例】 地域産業の担い手の育成には、産業高校の施設・設備の充実が不可欠。

S50年製の老朽化した製材機・製材台車

(更新経費 約5,600万円)



4 解体が必要な廃校舎

【事例】 空き校舎を社会教育施設や民間工場等に転用する取組みを進めている県内の市においても、利活用が見込めないまま廃校舎が残っている。

H27年度で閉校し解体予定のT小学校



少子化を伴う人口減少下における 公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設

【文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室、財務課】

【提案事項】 予算創設 制度創設

少子化を伴う人口減少が加速する中、子どもの育ちを支える基盤であるとともに地域振興の核となる公立高等学校は、特に過疎地域において入学者の減少から小規模化し、生徒の多様な学びの充足が厳しい状況に置かれており、今後、地域の持続的な発展に向け教育環境の整備が必要である。

こうしたことから、過疎地域の教育の機会を守り、地域の持続的な発展を担う小規模高校が存続できるよう、自治体・学校・地域で一丸となって存続に向けて取り組む地域に対し支援する特区的な制度を創設すること

＜必要な支援の例＞

- ・ 小規模高校の教育の改善に向けた教員基礎定数の拡充、地域と一体となった魅力ある学校づくりへの取組みのための教員特別枠の設定やコーディネーターの配置
- ・ グローカルな視点を持って地域課題の解決ができる人材育成につながる柔軟な教育課程の編成
- ・ グローバル化を見据えた遠隔・オンライン授業のためのデジタル教育環境の構築
- ・ 全国や海外からの留学生を見据えた住環境など受入れ環境の整備

【提案の背景・現状】

- 過疎地域の公立高校は、生徒数の減少により小規模化しているものの、地域振興の核となり、地元を支える人材を育成していることから、地域から存続を強く求められている。
- 小規模高校は教職員数が少なく、開設科目数も限定的であり、生徒の多様な進路のニーズに応えることができないことに加え、部活動数も限られるなど生徒の多様な学びや経験を充足させることが困難になっている。
- 過疎地域では留学生等を受け入れるための住環境が整っていないことに加え、交通不利地域の通学に係る負担が大きい。

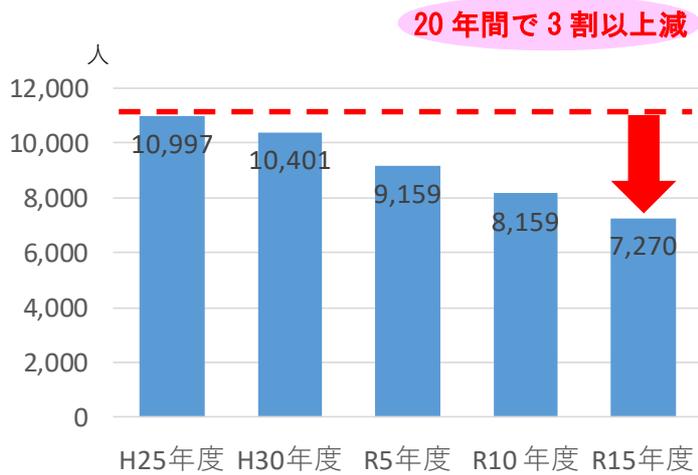
【山形県の取組み】

- 分校も含めた1学年当たり1学級の小規模高校については、地元自治体と連携しながら、「学校魅力化に係る地域連携協議会」等を設置し、学校の魅力化、活性化に向けた取組みを展開している。
- 小規模高校における多様な教科・科目開設など学習内容の充実を図るため、遠隔授業の試行・研究や小規模高校同士で連携した探究型の学習を実施している。

【解決すべき課題】

- 公立高校が地域振興の核として、地域を支える人材の育成に向け、持続的に学校を運営するために、抜本的な支援が必要である。

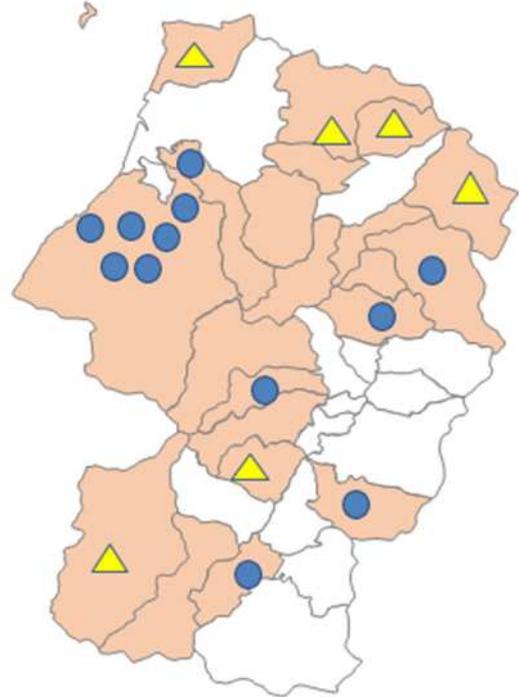
1 中学校卒業生数の推移 (R10以降は推計)



2 過疎地域の高校 (着色部は過疎地域)

小規模高校は全て過疎地域に点在

- 過疎地域所在高校 (12)
- ▲ 小規模高校 (6) ※ 1学年1学級の学校



3 学校規模による教育環境の比較 (普通科の例)

| | 小規模高校 | 中規模高校 |
|---------|-------|-------|
| クラス数/学年 | 1クラス | 5クラス |
| 教諭数 | 8人 | 42人 |
| 科目数 | 36科目 | 57科目 |

(地理歴史の例) ○選択可 ×選択不可

| | 小規模高校 (1クラス) | 中規模高校 (5クラス) |
|------|-----------------|-----------------|
| 世界史A | ○ | ○ |
| 世界史B | × | ○ |
| 日本史A | ○ | ○ |
| 日本史B | × | ○ |
| 地理A | ○ | ○ |
| 地理B | × | ○ |

小規模高校では、

- 教員一人当たり
4.5科目を担当
(中規模校は1.4科目)
- 科目の選択肢がかなり限定

4 小規模高校における具体的取組み (小国高校の例)

■ 「学校魅力化に係る地域連携協議会」での
取組み例

- ・ 教員退職者等による進学者向けの学習支援
- ・ 米国短期留学への経済的支援
- ・ 県外からの移住生徒への就学、生活支援
→ 町有施設を活用した学生寮の提供 等

(参考) 小国高校志願者数の推移

| H31 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----|----|----|-------|-------|
| 22 | 24 | 16 | 29(7) | 27(5) |

※R4から県外志願者受入れ(カッコ内、内数)

■ 小規模高校同士を結んだ探究型学習

全国の小規模高校とテーマを共有、
効果的な学習を展開



部活動の地域移行及び スポーツの競技力や環境の向上に対する支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 政策課、地域スポーツ課、競技スポーツ課】
【文部科学省 文化庁 参事官（芸術文化担当）】

【提案事項】**予算拡充** **予算創設**

地方において、スポーツ機会の創出や環境整備により地域スポーツを振興するとともに、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成を推進するため、

- (1) 休日の部活動の地域移行を段階的かつ具体的に進めていくための**財政支援**をすること。特に、**地域移行を積極的に進めようとする自治体には優先的に手厚い支援**をすること **新規**
- (2) 地方における**スポーツ施設整備に対する財政支援を拡充**すること
- (3) オリンピック等での活躍を目指すアスリートの発掘・育成等、地方における競技力向上の効果的・継続的な取組みに対して、**財政支援を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 部活動の地域移行を進めるにあたっては、コーディネーターの配置、指導者謝金、新たに中学生を受け入れるためのクラブの施設・用具の整備費等にかかる財源の確保が、各市町村において大きな課題となっている。
- 地域移行の基盤となり得る市町村のスポーツ施設は、老朽化が進行している。
- 地方のアスリート強化の主体となる、地方公共団体等が行う競技力向上に向けた取組みに対する政府からの支援は示されていない。

【山形県の取組み】

- 部活動改革に係る基本的な考え方を含めた部活動改革のガイドラインを作成し、市町村を主体とする部活動の地域移行が具体的に進むよう取り組んでいる。
- 本県の公共スポーツ施設は老朽化が進行しているため、県では市町村による一定の施設改修に助成し、練習環境及び大会開催施設の維持をしている。
- 「山形県スポーツタレント発掘事業」に取り組み、修了生から年代別日本代表に選出される等の実績につながっている。また、競技団体が主体となったジュニアアスリートの一貫した強化を行う体制の構築に向けた支援に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 市町村は、様々な課題を抱えながらも部活動改革を進めようと取り組んでいる。この動きを止めないためにも、運動部・文化部を問わず、**コーディネーターの配置や指導者謝金、クラブ整備費等の財政支援が必要**である。
- 部活動の地域移行の実効性を高めるためには、スポーツ施設を確保する必要がある。これまで以上に地域スポーツ施設の重要性が増すこととなるが、本県施設は老朽化が進行しており、**増加する改修に対応するには、支援拡充が必要**である。
- オールジャパン体制での競技力向上に向けた取組みを推進・加速していくためには、**引き続き十分な財源を確保するとともに、政府による地方への財政支援が必要**である。

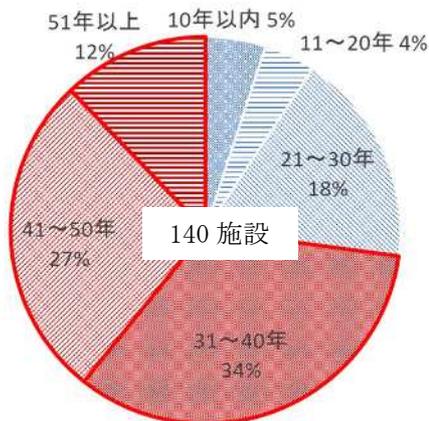
1 休日の部活動の地域移行に係る市町村が希望する支援の内容

令和5年度スポーツ庁の概算要求の考え方を踏まえ、多くの市町村が地域移行を進めようとしていたが、令和6年度はさらに多くの市町村が国の支援を得ながら移行を進めたいと希望している。

| 市町村が希望する地域移行への支援内容 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市町村の「総括コーディネーター」配置支援 | 22 62.9% | 28 80.0% | 28 80.0% | 26 74.3% |
| 市町村協議会の設置支援 | 28 80.0% | 30 85.7% | 28 80.0% | 24 68.6% |
| 困窮世帯支援に係るシステム設置等支援 | 13 37.1% | 19 54.3% | 17 48.6% | 17 48.6% |
| 各中学校への「コーディネーター」配置支援 | 16 45.7% | 25 71.4% | 25 71.4% | 24 68.6% |
| 地域スポーツクラブ整備支援 | 24 68.6% | 32 91.4% | 31 88.6% | 30 85.7% |
| 指導者謝金支援 | 21 60.0% | 26 74.3% | 28 80.0% | 29 82.9% |
| 経済的困窮世帯への会費支援 | 18 51.4% | 28 80.0% | 29 82.9% | 30 85.7% |

※県内 35 市町村 R4. 10. 13 調

2 本県の公共スポーツ施設の状況



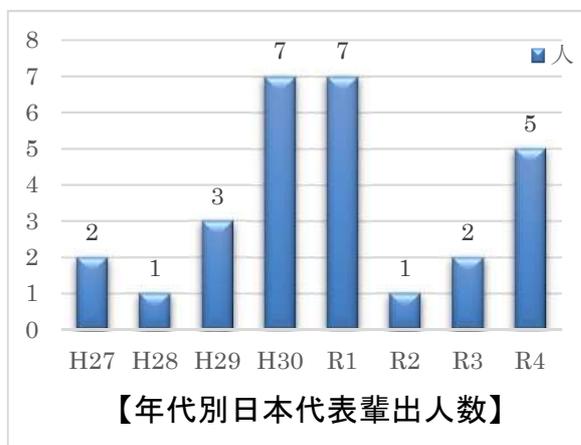
- ・本県の公共スポーツ施設は、本県開催の平成4年の国体に向け設置された施設が多く、全体の1/3の施設が建築から31～40年経過している。
- ・70%以上の施設が建築から30年超経過している。

(R4 公立社会体育施設耐震改修状況等調査)

3 次世代トップアスリートの発掘・育成・強化

山形県スポーツタレント発掘事業

平成21年度から事業開始



拠点クラブ型ジュニア強化事業

令和4年度から事業開始



- ・競技団体による、強化拠点での一貫指導（中高）の様子

山形県担当部署：教育局スポーツ保健課 TEL：023-630-2564
義務教育課 TEL：023-630-2866

中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた 賃金向上に係る総合的な取組みの推進

【厚生労働省 労働基準局 賃金課】

【提案事項】 **制度改革** **予算拡充**

地方への若者の定着・回帰や外国人労働者の就労を促進し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の人手不足解消を図るため、

- (1) 地方からの人口流出の大きな要因は賃金の地域間格差であることから、**最低賃金のランク制度を廃止し、諸外国と同様に全国一律の適用を行うこと**
- (2) 最低賃金引上げによって大きな影響を受ける**中小企業・小規模事業者への支援の充実を図り、着実な賃金引き上げと事業の持続的発展を後押しすること**

【提案の背景・現状】

- 「住民基本台帳人口移動報告 2022 年（令和 4 年）（総務省）」によると本県の若者の転出超過率は全国で 5 番目に高い。若者の県外流出を抑制し、県内定着を促進するためには、賃金向上は重要な要素の一つとなっている。
- 「令和 4 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」において、**本県の所定内給与額（男女計）が全国 43 位**となっている。
- 令和 4 年度の最低賃金において、**最上位の東京都と最下位の県の差は 219 円あり、本県では、過去 10 年で、東京都との差が 204 円から 218 円に拡大している。**
- 本県の有効求人倍率は 1.6 倍を超えるなど全国と比べても高い状態が継続しており、県内企業でも人手不足の解消が課題となっている。
- 米国、ドイツ、韓国等、海外においては最低賃金が全国一律である国が多い。

【山形県の取組み】

- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース・賃金規定等共通化コース）（正社員化コース）に上乘せ支給する奨励金を平成 29 年度に全国に先駆けて創設し、年々、対象年齢を拡大しながら、非正規雇用労働者の所得向上及び正社員化の取組みを支援してきた。
- 令和 3 年度から、県独自に事業者向けの支援金を創設し、対象労働者の年齢や重点的に支援を行う業種等、要件を拡充しながら非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化を図っている。

【解決すべき課題】

- 都市部と地方の所得格差の拡大は、地方の人口流出を招き、また、外国人労働者の地方への就労を阻害する要因となることから、地方創生を推進するうえでも、**最低賃金については、ランク制度を廃止し、全国一律の適用を行い、都市部と地方との格差を是正することが必要である。**
- 中小・小規模事業者の積極的な賃上げを後押しするため、**賃上げ企業に対する各助成制度や税制による優遇措置等の更なる充実を図る必要がある。**

○本県の若者（15歳～29歳）の転入転出の状況

| | 若者人口 ※1 | 転入転出者数 ※2 | 転入転出率 | 全国順位 |
|---|----------|-----------|-------|------|
| 男 | 66,000人 | ▲1,531人 | ▲2.3% | 39位 |
| 女 | 61,000人 | ▲1,896人 | ▲3.1% | 43位 |
| 計 | 127,000人 | ▲3,427人 | ▲2.6% | 43位 |

※1「人口推計（R3）」（総務省による日本人人口（15～29歳）（R3.10.1現在）

※2「住民基本台帳人口移動報告（R4）」（総務省）によるR4の転入転出数

○過去3年の本県の所定内給与額

| | 所定内給与額 | 全国順位 |
|----|---------|------|
| R4 | 254.6千円 | 43位 |
| R3 | 259.6千円 | 39位 |
| R2 | 251.9千円 | 43位 |

出典「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

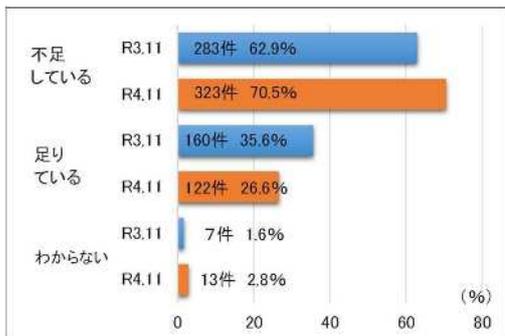
○最低賃金改定の見込額と本県の最低賃金

| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 目安額 | A 6都府県 | 27円 | 28円 | —円 | 28円 | 31円 |
| | B 11府県 | 26円 | 27円 | —円 | 28円 | 31円 |
| | C 14道府県 | 25円 | 26円 | —円 | 28円 | 30円 |
| | D 16県（山形県含む） | 23円 | 26円 | —円 | 28円 | 30円 |
| 最低賃金 | 最上位（東京都） | 985円 | 1,013円 | 1,013円 | 1,041円 | 1,072円 |
| | 加重平均 | 874円 | 901円 | 902円 | 930円 | 961円 |
| | 山形県 | 763円 | 790円 | 793円 | 822円 | 854円 |
| | 最下位 | 761円 | 790円 | 792円 | 820円 | 853円 |

○本県と東京都との最低賃金の差

| | H25 | H26 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山形県最低賃金 | 665円 | 680円 | 793円 | 822円 | 854円 |
| 東京都最低賃金 | 869円 | 888円 | 1013円 | 1041円 | 1072円 |
| 差 | -204円 | -208円 | -220円 | -219円 | -218円 |

○従業員の充足度（山形県）



帝国データバンク山形支店「山形県内企業の人材に関するアンケート（2022年11月調査）」より



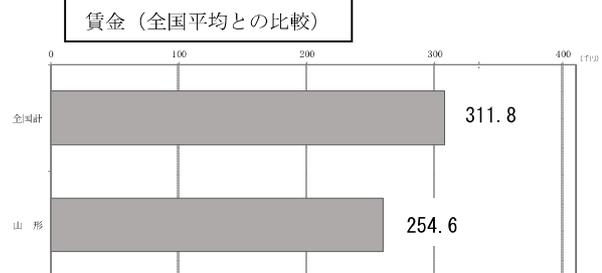
出典：oecd.statを基に県で作成

○令和4年度最低賃金全国ランキング

(単位:円)

| 都道府県名 | 最低賃金時間額 | R3最低賃金時間額 | 引上げ額 | ランク | 発効年月日(令和4年) |
|-----------|------------|------------|-----------|----------|--------------|
| 東京 | 1072 | 1041 | 31 | A | 10月1日 |
| 神奈川 | 1071 | 1040 | 31 | A | 10月1日 |
| 大阪 | 1023 | 992 | 31 | A | 10月1日 |
| 埼玉 | 987 | 956 | 31 | A | 10月1日 |
| 愛知 | 986 | 955 | 31 | A | 10月1日 |
| 千葉 | 984 | 953 | 31 | A | 10月1日 |
| 京都 | 968 | 937 | 31 | B | 10月9日 |
| 兵庫 | 960 | 928 | 32 | B | 10月1日 |
| 静岡 | 944 | 913 | 31 | B | 10月5日 |
| 三重 | 933 | 902 | 31 | B | 10月1日 |
| 広島 | 930 | 899 | 31 | B | 10月1日 |
| 滋賀 | 927 | 896 | 31 | B | 10月6日 |
| 北海道 | 920 | 889 | 31 | C | 10月2日 |
| 栃木 | 913 | 882 | 31 | B | 10月1日 |
| 茨城 | 911 | 879 | 32 | B | 10月1日 |
| 岐阜 | 910 | 880 | 30 | C | 10月1日 |
| 富山 | 908 | 877 | 31 | B | 10月1日 |
| 長野 | 908 | 877 | 31 | B | 10月1日 |
| 福岡 | 900 | 870 | 30 | C | 10月8日 |
| 山梨 | 898 | 866 | 32 | B | 10月20日 |
| 奈良 | 896 | 866 | 30 | C | 10月1日 |
| 群馬 | 895 | 865 | 30 | C | 10月8日 |
| 岡山 | 892 | 862 | 30 | C | 10月1日 |
| 石川 | 891 | 861 | 30 | C | 10月8日 |
| 新潟 | 890 | 859 | 31 | C | 10月1日 |
| 和歌山 | 889 | 859 | 30 | C | 10月1日 |
| 福井 | 888 | 858 | 30 | C | 10月2日 |
| 山口 | 888 | 857 | 31 | C | 10月13日 |
| 宮城 | 883 | 853 | 30 | C | 10月1日 |
| 香川 | 878 | 848 | 30 | C | 10月1日 |
| 福島 | 858 | 828 | 30 | D | 10月6日 |
| 島根 | 857 | 824 | 33 | D | 10月5日 |
| 徳島 | 855 | 824 | 31 | C | 10月6日 |
| 岩手 | 854 | 821 | 33 | D | 10月20日 |
| 山形 | 854 | 822 | 32 | D | 10月6日 |
| 鳥取 | 854 | 821 | 33 | D | 10月6日 |
| 大分 | 854 | 822 | 32 | D | 10月5日 |
| 青森 | 853 | 822 | 31 | D | 10月5日 |
| 秋田 | 853 | 822 | 31 | D | 10月1日 |
| 愛媛 | 853 | 821 | 32 | D | 10月5日 |
| 高知 | 853 | 820 | 33 | D | 10月9日 |
| 佐賀 | 853 | 821 | 32 | D | 10月2日 |
| 長崎 | 853 | 821 | 32 | D | 10月8日 |
| 熊本 | 853 | 821 | 32 | D | 10月1日 |
| 宮崎 | 853 | 821 | 32 | D | 10月6日 |
| 鹿児島 | 853 | 821 | 32 | D | 10月6日 |
| 沖縄 | 853 | 820 | 33 | D | 10月6日 |
| 全国加重平均額 | 961 | 930 | 31 | - | - |

出典「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省）



出典「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

公共職業訓練に対する支援の充実強化

【厚生労働省 人材開発統括官 訓練企画室・特別支援室】

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】

【総務省自治財政局 財務調査課】

【提案事項】 **制度創設** **予算充実**

公共職業訓練は多様な人材の活躍促進に向けた人材育成の役割を担っており、訓練生が訓練を受けるための支援等の充実・強化が必要であることから、

- (1) 都道府県が運営する公共職業能力開発施設の訓練生の経済的負担を軽減するため、**文部科学省所管の大学等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）を創設**すること、また、**技能者育成資金の融資を受けている訓練生の返済支援を行う都道府県等に対し、財政措置を講ずること**
- (2) 求職者及び障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実のため、**委託料の設定について地域の实情に合わせて見直し・増額すること**

【提案の背景・現状】

- 経済的な事情のある公共職業能力開発施設の訓練生については、授業料等の減免制度や技能者育成資金融資制度はあるものの、大学生等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）は整備されていない。
- 都道府県等が、地方への定着を条件に、大学生等の奨学金の返還を支援する場合は政府による財政措置があるが、技能者育成資金で融資を受けている訓練生の返済を支援する場合は財政措置がない。
- 求職者及び障がい者を対象とした委託訓練の委託料は、長年にわたり単価が据え置かれている。また、訓練生数の多寡により委託料が左右されるため、地方の民間教育訓練機関にとって、新規参入や継続受託等のハードルがあり、受託希望の事業者が減少するなど、委託先の確保に支障をきたしている。

【山形県の取組み】

- 学卒者向けの公共職業能力開発施設の授業料について、以前より独自に減免措置を講じ、経済的事情を有する訓練生へ支援（授業料総額への減免額割合はH25:13.3%⇒R4:18.1%と上昇）し、令和3年度からは、本県の奨学金返還支援制度対象者に技能者育成資金融資を受けている訓練生を追加し、支援している。
- 求職者対象の委託訓練では、各種学校等を中心に、障がい者対象の委託訓練では専任職員を配置して、新規事業者の開拓に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 光熱費、食料品費の増嵩による家計悪化等の経済的な理由により、公共職業能力開発施設への入校を断念せずすむよう技能者育成資金融資制度に加え、文部科学省所管の大学等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）を創設するなど経済的負担を軽減する支援を拡充する必要がある。
- 委託先を確保できるよう、委託単価の増額や、受講者1人当たりの単価設定とは別に一定額を保証するなどの委託料の設定方法の見直しが必要である。

(1) 高等教育無償化に伴う政府の施策の比較について ①要件 ②免除・金額等 ③利子

| 所管 | 文部科学省 | 厚生労働省 |
|-------------|--|--|
| 対象者 | 4年制大学、短期大学、専門学校等の学生 | 都道府県が運営する公共職業能力開発施設の訓練生 |
| 授業料減免制度 | 《(独) 日本学生支援機構》 ①経済要件及び成績要件 ②経済要件に応じて全額免除、2/3 免除、1/3 免除 | ※文部科学省と同様の制度を令和2年度に創設 ①経済要件及び成績要件 ②経済要件に応じて全額免除、2/3 免除、1/3 免除 |
| 奨学金制度 (給付型) | 《(独) 日本学生支援機構》 ①授業料減免制度該当者対象 ②給付額 (国公立短期大学の例) 自宅通：月額 9,800 円～29,200 円 自宅外：月額 22,300 円～66,700 円 | 文部科学省と同様の奨学金制度 (給付型、無利子) なし |
| 奨学金制度 (貸与型) | 《(独) 日本学生支援機構》 ○第一種 (無利子) ①経済要件及び成績要件 ②貸与額 (国公立短期大学の例) 自宅通：月額 20,000 円、30,000 円、45,000 円から選択 自宅外：月額 20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円から選択 | |
| | 《(独) 日本学生支援機構》 ○第二種 (有利子) ①第一種奨学金よりゆるやかな基準により選考 ②貸与額 (国公立短期大学の例) 月額 20,000 円～120,000 円 (10,000 円刻みで選択) ③年 3% 上限 (<u>在学中は無利子</u>) | 《労働金庫》 ○技能者育成資金融資制度 ①18 歳以上で施設長が推薦する者及び経済要件 ②融資額 (1 年当たり) 普通課程：自宅通 36 万円 (約 30,000 円/月) 自宅外 41 万円 (約 34,200 円/月) 専門課程：自宅通 60 万円 (約 50,000 円/月) 自宅外 69 万円 (約 57,500 円/月) ③年 2% (固定金利/信用保証料 0.5% 含む) |

《都道府県が行う奨学金返還支援制度》
 政府の財政措置の対象は、文部科学省が所管する大学生等のみ。
※訓練生は対象外

《都道府県が行う奨学金返還支援制度》
 令和3年度より、技能者育成資金融資制度を利用する訓練生を本県の奨学金返還支援制度の対象に追加。
※政府の特別交付税措置の対象外

(2) 委託訓練の実施状況について

○離転職者職業訓練事業

| 年度 | H25 | H26 | ... | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 訓練実施コース数 | 51 | 49 | ... | 42 | 50 | 43 | 42 | 43 |
| 受託事業者数 (社) | 28 | 20 | | 12 | 13 | 15 | 14 | 14 |

平成25年度をピークに受託事業者が半減 → **△14社**

○障がい者対象委託訓練事業 (知識・技能習得コース)

■か所：受託希望の事業者が減少したことによる不実施コースあり。 ※計画コース数 (不実施コース数)

| 地域 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訓練実施コース数：内陸地域 | 3 (1) | 3 (0) | 3 (2) | 3 (0) | 3 (1) | 2 (1) |
| 訓練実施コース数：庄内地域 | 1 (0) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) |

山形県担当部署：産業労働部 産業創造振興課
 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2360
 TEL：023-630-2389

建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～ 担い手の確保と生産性の向上 ～

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 大臣官房 技術調査課、不動産・建設経済局 建設市場整備課、建設業課】

【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】

【提案事項】 **制度改正** **技術開発**

地域建設業は、特に雪国において社会資本の整備を担うだけでなく、道路除雪や自然災害への対応等、**人々の暮らしに不可欠な産業**である。

その担い手を確保し地域建設業が持続可能な産業となるためには、**賃金の改善**に加えて、**建設DX**などの**生産性向上**や**働き方改革**に繋がる取組みを推進し、**新3K(給与・休暇・希望)**を実現していくことが重要であることから、

- (1) 公共工事に従事する労働者の県外流出を抑制するため、同一地域内(特に隣接県)との**公共工事設計労務単価の著しい地域差を緩和**すること
- (2) 除雪オペレーターを十分に確保できるよう、除雪における**業務環境や高度な技能を反映した新たな労務単価を設定**するとともに、除雪従事者の負担軽減のため、**除雪作業の省力化等**に係る**技術開発を推進**すること
- (3) 中小建設業者がICT活用工事に積極的に取組めるよう、比較的小規模なICT工事における**経費の積算に関する基準を改善**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和5年度の山形県と隣接する宮城県の**設計労務単価(主要12職種平均)**の**地域差は、2,658円と大きな差が生じている**。
- 除雪オペレーターは、土日・昼夜を問わない過酷な業務環境から後継者が見つからず**深刻な担い手不足**となっており、冬の生活を守る**除雪体制の確保が危機的状況**にある。また、除雪作業は、雪で障害物が見えないため高度な技能を要する。
- ICT活用工事の積算基準では、3次元出来形管理及び3次元データ納品費用が経費に計上されるが、概ね1億円未満の比較的小規模な工事の場合、実際の費用に対して安価な積算となるため、県が発注する工事で**ICT活用工事が増加しない要因の一つ**となっている。

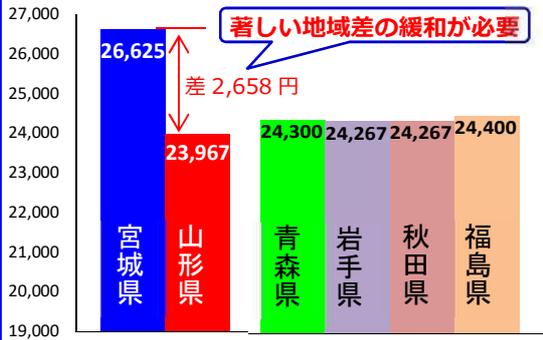
【山形県の取組み】

- 県と業界が協力し、賃金引上げなどの労働者の待遇改善に取り組んでいるほか、除雪オペレーターに対する「免許取得に要する費用の助成」及び「長期継続者への表彰」を行い、担い手確保に努めている。
- 除雪作業の省力化を図るため、WEBカメラを活用した取組みを行っている。
- ICT活用工事試行要領を定め、発注工事の拡大に努めているほか、発注者・受注者双方が参加する技術講習会を開催するなど、技術者の育成にも努めている。

【解決すべき課題】

- 同一地域内の設計労務単価に地域差があることにより、より賃金が高い地域へ人材が流出することに繋がっているため、**著しい地域差を緩和する必要**がある。
- ICT活用工事などの建設DXの取組みが国と同様に地方自治体でも促進されるよう、**小規模工事に対応する積算基準体系へ改善することが必要**である。

令和5年度 公共工事設計労務単価の
東北地方における地域差
(主要12職種の平均)

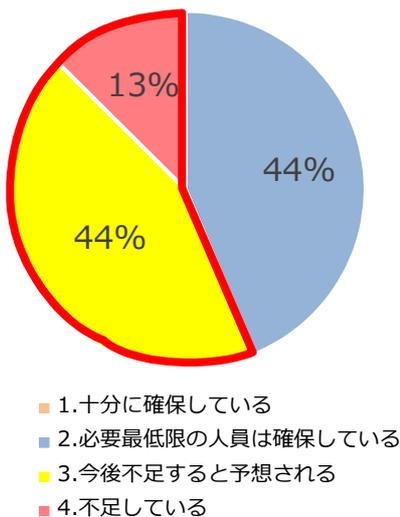


- 山形県と宮城県の県庁所在地である山形市と仙台市は、県境を挟んで隣接し、経済的な結びつきも強く、通勤圏内となっている。
- 山形県と東北各県の設計労務単価を比較すると宮城県との地域差が突出して大きくなっている。

除雪オペレーターの現状 (R4山形県調べ)

除雪オペレーターの確保状況
(山形県除雪業者からの回答)

「今後不足すると予想される」、
「不足している」の回答が5割を超えている。



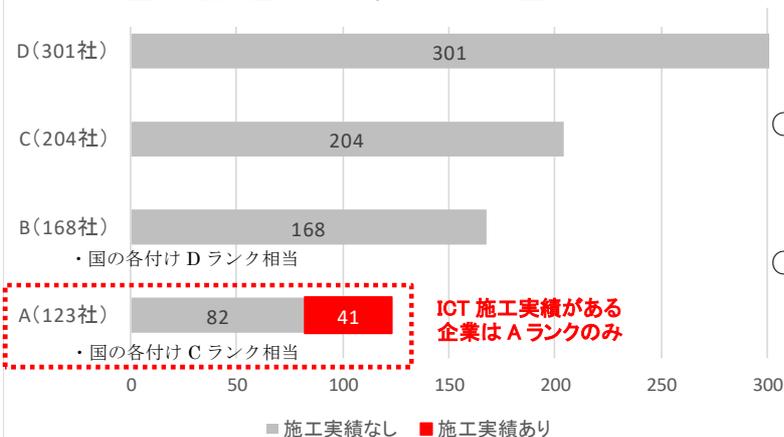
除雪業務における本県の新たな取り組み

WEBカメラを活用した積雪状況把握

除雪の出動基準である積雪深10cmを判断するため現地で実施していた確認作業について、遠隔操作が可能なWEBカメラを活用し、現場に行くことなく積雪状況を確認するモデル的な取組みを行い、シーズン後に、有効性を検証する。



県工事を受注する企業のICT施工の実績



- 山形県競争入札参加者名簿(土木一式)に登載される県内企業は796社。
- 名簿登載企業のうち、ICT施工実績がある企業は41社であり、全体の約5%に留まっている。
- ICT施工実績がある企業は、格付けA~Dランクのうち、比較的規模の大きい工事を受注するAランクの企業のみとなっている。(Aランク123社のうち41社が施工実績あり)

山形県担当部署： 県土整備部 建設企画課
農林水産部 農村整備課
県土整備部 道路保全課

TEL：023-630-2653
TEL：023-630-2510
TEL：023-630-2904

地方への人の流れを定着・加速化する取組みの強化

【内閣府地方創生推進事務局】【経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

デジタル田園都市国家構想が目指す、地域の個性を活かした地方活性化や、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を創出するためには、**地方への移住定住の推進が必要**であることから、

(1) 移住支援金について

- ① **居住・通勤要件を東京 23 区内から東京圏（1都3県）へ拡大するなど要件緩和を図ること**
- ② **人口の社会減少がより深刻な道府県に移住した場合には、増額すること**

(2) テレワークでの柔軟な働き方を定着させ、地方での多様な働き方や暮らしの実現に向け、**経済団体と連携した企業への働きかけを強化すること**

新規

(3) 地域経済、観光、文化の面でも大きな役割を果たしている伝統的工芸品産業等の**新たな担い手の確保につながる移住定住を特に後押しするため、就業後の生活基盤を支える給付金の新設等、支援を強化すること**

新規

【提案の背景・現状】

- 人口減少が急速に進む中、令和4年において、東京都では転入超過が3万8千人と、3年ぶりに超過幅が拡大するとともに、東京圏の転入超過数は10万人に迫り、**再び東京圏への一極集中の傾向が強くなっている**。本県人口の社会減少も、令和3年の約3千人から令和4年には3千5百人と再び拡大しており、**進学や就職等を理由とした若者の県外流出が主な要因**となっている。
- 一方で、内閣府の令和4年6月の調査によると、**地方移住に関心を示した東京圏の20代は45%**と、新型コロナウイルス感染拡大前の1.4倍に増えており、若者を中心に地方移住への関心が高まっている。
- 政府は、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想」の5か年総合戦略を策定し、**東京圏の転入超過を令和9年度に解消し、地方への移住者を年間1万人に増やす目標**を掲げている。
- 伝統的工芸品を含む地場産業においては、従事者の高齢化による引退が進んでおり、**全国から広く新規入職者を募る必要がある**。しかしながら、事業者の多くは中小・零細企業により構成されており、技術を習得するまでの新規入職者の収入確保が課題となり、**新たな担い手を目指す者が安心して入職し、技術習得に励むことができない**。

【山形県の取組み】

- 移住定住策を県・市町村・企業・大学等オール山形で一体的に展開する推進組織（（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター）を令和2年4月に設立し、積極的な情報発信や丁寧な移住相談対応、移住者に対する山形ならではの「住・食・職」の一体的な支援を実施。
- 令和4年度は、ワーケーションツアーや移住体験ツアーの実施、移住支援金に該当しないテレワーク移住者に対する支援、お試しテレワーク移住に対する支援を行っている。
- 地場産業の後継者確保へのきっかけづくりのため、全国の芸術系の学生等を対象とした就業体験プログラムの実施に加え、産地組合等が行う国内外への販路開拓や後継者育成に対する補助を行っている。

【解決すべき課題】

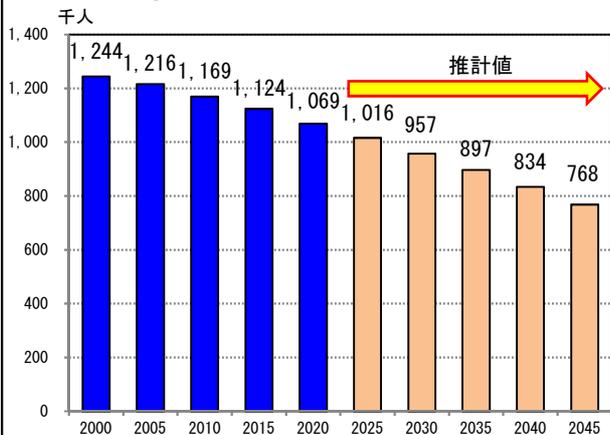
- 移住支援金の給付額は全国一律の額となっているため、本県のような人口の社会減少がより深刻な自治体へ移住した場合の給付額を増額するとともに、移住支援金の居住・通勤要件を東京圏に拡大するなど、地方移住への後押しとなる取組みが必要である。
- コロナ禍で普及したテレワークの動きを地方創生につなげるため、政府は、地方創生テレワーク推進に関する包括連携協定を締結した経済団体と連携し、地方サテライトオフィスの開設や社員の地方への移住等、企業への働きかけを一層強化することにより、東京圏から地方へ新たな人の流れを作り、地方創生に着実につなげる必要がある。
- 存続が危ぶまれる地場産業の後継者の育成・確保に向け、新たな担い手の移住・定住を促進するため、一定の期間、収入を得ながら技術習得できるよう、所得補償や給付金による就業支援が必要である。

＜東京圏及び山形県の社会増減数＞

| | | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R元) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 東京圏 | 社会増減数 | 127,623 | 125,282 | 125,530 | 139,868 | 148,783 | 99,243 | 81,699 | 99,519 |
| | 社会増減率 | 0.35% | 0.35% | 0.35% | 0.38% | 0.41% | 0.27% | 0.22% | 0.27% |
| 山形県 | 社会増減数 | -4,029 | -3,431 | -3,701 | -3,533 | -4,151 | -3,089 | -2,942 | -3,516 |
| | 社会増減率 | -0.35% | -0.30% | -0.33% | -0.32% | -0.38% | -0.29% | -0.27% | -0.33% |

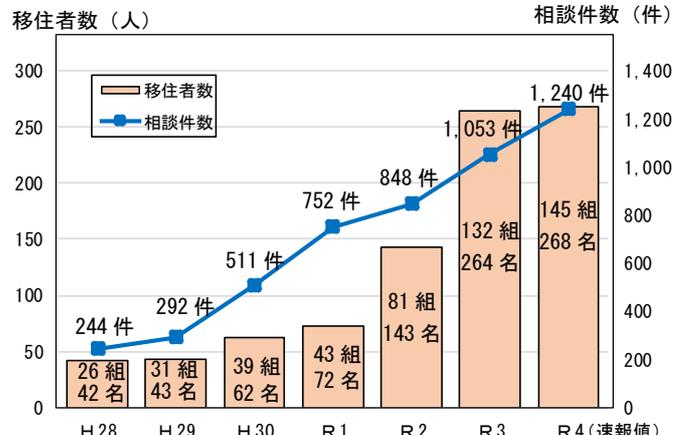
- ・ 令和4年住民基本台帳人口移動報告では、本県の社会増減率は-0.33%と、全国42位となっている。
- ・ 令和4年に転入超過となった市町村は県内35市町村中1市のみで、転出超過の市町村数の割合が全都道府県で最も高い(97.1%)

＜山形県の人口の推移と将来推計人口＞



※：2020年までは国勢調査、2025年以降は将来推計人口（推計値は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』より）

＜山形県の移住者数・移住相談件数の推移＞



※移住者数はセンター（県）の相談窓口を通じて移住した人数
 ※H30までは県、R1は「やまがた移住定住・人材確保推進協議会」、R2以降は「(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター」

＜移住定住促進・関係人口の創出拡大の取組み＞

官民一体・オール山形での移住定住促進・関係人口の創出拡大に向けた施策の展開



山形ならではの移住者への食（米・味噌・醤油）の提供

山形の雪を楽しむツアーの実施

くらすべ山形！移住・交流フェア（東京有楽町 R4.10.9開催）

伝統工芸品産業への就業体験プログラムの実施（置賜川）

山形県担当部署：みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課 TEL：023-630-2235
 ：産業労働部 県産品流通戦略課 TEL：023-630-3243

留学生の受入れ拡大に向けた施策の推進

【文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）】

【法務省 出入国在留管理庁 政策課】 【文部科学省 文化庁 国語課】

【提案事項】 規制緩和 予算拡充 制度創設

少子高齢化が加速し、首都圏への人口流出が再拡大している中で、地方において持続可能な社会を構築していくためには、国内外から人を呼び込むことが不可欠である。このため、地域活性化への寄与が期待される留学生の受入れを拡大する必要があることから、

- (1) 国立大学の留学生に関する定員管理の弾力的運用や、地方大学等の魅力を海外に向けて戦略的に広報・情報発信すること、安心して住むことのできる住居の確保に対する支援など、地方大学等への留学を促進するための取組みを充実すること
- (2) 地方においても留学生が継続して日本語を学習できるよう、留学生別科や日本語教育機関の設置・運営、日本語教育人材の確保などの取組みに対する支援制度を創設すること
- (3) 留学後の定着促進を図るため、地方に就職を希望する留学生への助成金給付など、地方発の取組みに対する支援制度を創設すること

【提案の背景・現状】

- 外国人留学生は地域の発展を牽引する新たな担い手として期待されており、政府においても 2033 年までに留学生を 40 万人受入れることを目指すこととしているが、地方への留学生は相対的に少なく、本県の令和 4 年 5 月 1 日現在の留学生は 279 人（全国 46 位）に留まり、地方の魅力や大学の情報が十分知られていないこと、留学生用宿舎の確保などが課題となっている。
- 地域に定着するまでには継続した日本語学習が必要であるが、本県では留学生別科の設置は 1 大学のみ、中級以上の日本語を学べる場所も 1 か所しかなく、専門学校に日本語科の設置の動きはあるものの、学習の場が少ない状況にある。
- 山形県の留学生の進路については、約半数は海外や他県に就職しており、県内への就職率は、令和 3 年度では 2 割程度に留まっている。

【山形県の取組み】

- 山形県への留学や魅力を発信するポータルサイトの開設や、産学官が連携した受入れから修学・就職・定着まで一貫して留学生をサポートする体制を構築し、受入れ拡大と支援の充実に取組んでいる。令和 5 年度は、地域の魅力を知ってもらうため、県内留学生を対象としたバスツアーを実施する。
- 外国人の日本語学習機会充実に向けた体制構築のため、「日本語習得推進会議（仮称）」を設置するとともに、コーディネーター等を配置し、日本語専門人材や日本語ボランティアの育成に取り組む。
- 県内に就職を希望する留学生に対し、県独自の助成制度を設けており、受給生の県内就職率が 6 割を超えるなど県内定着率の増加に成果を上げている。

【解決すべき課題】

- 一定基準以上の定員超過で運営費交付金のペナルティが課される制度となっており、すべての留学生を国立大学の定員管理の外枠に位置付けるなど定員管理の弾力的運用を行うべきである。また、世界に向けて地方大学等の魅力を戦略的に発信し、認知度向上を図るとともに、宿舎の確保など留学生の生活全般の支援制度の創設や拡充について、政府の重点的な取り組みが必要である。
- 留学生の日本語学習機会を確保するため、地方の大学等が行う留学生別科や日本語教育機関の設置・運営への支援制度の創設が必要である。
- 地域への留学生の定着を図るため、全国のモデルとなる地方の優良な取り組みへの支援制度の創設が必要である。

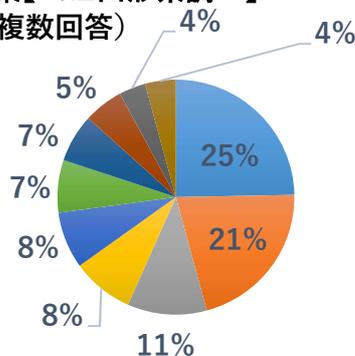
県内大学等(大学4校、専門学校1校)へのアンケート調査結果 【R4.10 山形県調べ】

《受入れ拡大等に向けて必要だと考える取組・支援》

- ・ 留学生用宿舎の確保 (4校)
- ・ 奨学金 (2校)
- ・ 相談窓口や通訳の配置 (2校)
- ・ 交流の場やイベント開催 (2校)
- ・ 海外からの渡航や国内転居費用の助成
- ・ 方言や専門用語等の日本語学習の継続
- ・ 留学に同伴する日本語の不自由な家族への支援 など

県内大学等(大学、大学院、専修学校)に在籍する 私費外国人留学生へのアンケート調査結果【R5.2山形県調べ】 留学を決めるうえで重要なこと (複数回答)

- 魅力的な大学・学校や研究分野があること
- 留学にかかるコスト(費用)が安いこと
- 静かな環境で落ち着いて学べること
- 日本の文化に触れる機会が多いこと
- 奨学金が充実していること
- 卒業後、就職しやすいこと
- 外国人留学生が少ない地域であること
- 治安が良いこと
- 日本人との交流の機会が多いこと
- その他



やまがた留学 オンラインフェア 2022

8/7(日)12:30~17:00
参加費無料! 申込不要!



やまがた留学ポータルサイト

私費外国人留学生奨学金

- 県内に就職する意思があり、県内企業へ就職活動等を行う私費外国人留学生に対し、奨学金(月額2万円)を支給するもの。

奨学金受給生の県内就職率: 65.4% (R3)

※県留学生全体の県内就職率: 20.6%

地方へのビジネス拠点整備や本社機能等の移転に対する支援

【内閣府 地方創生推進事務局】

【提案事項】 **制度創設** **税制改正**

若者定着・回帰の促進のため、若者や女性にとって魅力ある就労の場を創出することにより、地方への新たな人の流れを生み出す必要があることから、

- (1) テレワーク等、柔軟な働き方が浸透してきた機会を捉え、**サテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備**を支援すること **新規**
- (2) 首都圏にある本社機能や若者、女性が専門的な知識や能力を活かせる **IT 関連企業**や**デザイン業**、理工系学生が希望する**研究開発型企业**の地方移転を実現できるよう、**移転した企業に対する助成金の創設**や**地方拠点強化税制のさらなる拡充**を図ること
- (3) 移転した企業の従業員に対する**移住支援制度**を創設すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 人口移動について、コロナ禍の影響が薄れ、東京都への転入超過幅が3年ぶりに拡大するなど、東京への人口集中が再度加速する兆しがある。
- 地方においても、若者は専門的な知識や能力を活かせるIT企業や研究開発型企业への就職希望が多いため、こうした企業を地方に分散していく必要がある。
- サテライトオフィス等の整備で活用できる「デジタル田園都市国家構想推進交付金」における整備主体は、自治体や民間運営施設であるが、IT企業等が整備する場合にも支援が必要である。
- IT業や中小規模事業者を中心に、本社機能移転への関心は高まっているが、大半が実行に移せないでいるため、本社機能を地方に移転・分散化し、地方で雇用を創出するよう、企業のインセンティブを高めることが重要である。

【山形県の取組み】

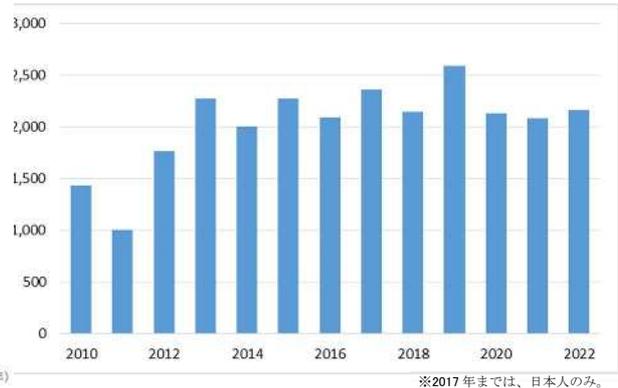
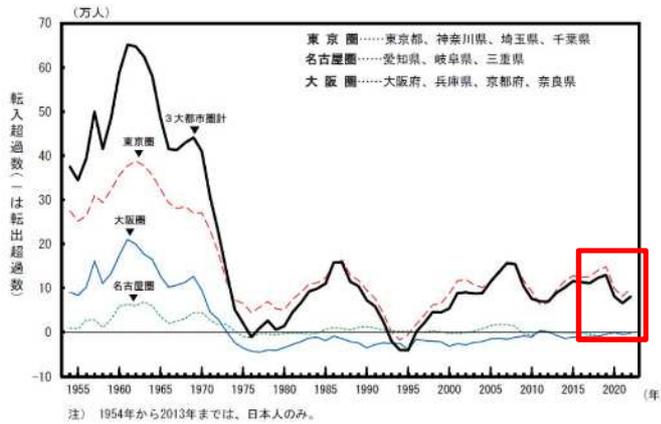
- 若者・女性の雇用の受け皿となるIT産業の立地を促進するため、令和5年度から**IT関連企業向けに事務所改装費等の初期費用を県が助成するなど、支援を拡充**した。
- 本社機能や研究開発機能の移転に対する助成金として、社員のための社員寮を建設する場合の費用など、本県独自で制度化している。

【解決すべき課題】

- 地方への新たな人の流れを生み出すため、IT関連企業や研究開発型企业等、**若者や女性にとって魅力的な就労の場を創出**するための支援の充実が必要である。
- 本社機能・研究開発機能等の地方移転が進むよう、**助成金の創設**や**税優遇制度**と併せ、**移住する従業員への支援制度**が必要である。

◎人口移動

コロナ禍により東京圏への転入超過は減少していたが、再び増加傾向に転じている。(グラフ左) 本県の20代の人口移動は毎年2000人超の転出超過(グラフ右)



出典：住民基本台帳人口移動報告 2022年

◎若い人材の活躍

- ・2024年卒予定の学生を対象にした志望業界に関するアンケート調査で上位

| | 全体 | 文系男子 | 文系女子 | 理系男子 | 理系女子 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1 | 情報・インターネットサービス | 銀行 | マスコミ | 電子・電機 | 医薬品・医療・化粧品 |
| 2 | 情報処理・ソフトウェア | 情報・インターネットサービス | 官公庁・団体 | 情報・インターネットサービス | 水産・食品 |
| 3 | 素材・化学 | 情報処理・ソフトウェア | 情報・インターネットサービス | 情報処理・ソフトウェア | 素材・化学 |
| 4 | 水産・食品 | 商社(総合) | 商社(総合) | 素材・化学 | 情報・インターネットサービス |

(株式会社ディスコ実施・就職意識モニター調査(2024年卒学生・2023年1月時点))

- ・IT企業等は、テレワーク、宅勤務等、多様な働き方が可能で、県内から大都市圏につながる仕事ができる等、若者・女性の県内回帰・定着の効果が期待される。

◎首都圏企業の転出入状況

2022年は首都圏からの転出超過が78社だが、2000年以降の通算では転入超過



出典：帝国データバンク 首都圏・本社移転動向調査(2022年)

◎本社機能の地方立地(企業アンケート)

- ・「人材が確保できない」ことが問題との回答が最も多く、働く人材の地方移転(移住支援)が必要
- ・移転費用の支援について、特に経常的費用の軽減が移転検討の後押しとなる

問3 本社機能の地方立地の問題点

| 回答(※複数回答) | 企業数 | 割合 |
|--------------------------|-----|-------|
| 1 情報が不足する | 19社 | 38.0% |
| 2 費用が増加する | 11社 | 22.0% |
| 3 売上が伸びない(減少する) | 6社 | 12.0% |
| 4 人材が確保できない | 24社 | 48.0% |
| 5 他社や官公庁とのコミュニケーションが不足する | 16社 | 32.0% |
| 6 会社のイメージが低下する | 4社 | 8.0% |
| 7 特に問題はない | 6社 | 12.0% |
| 8 その他 | 8社 | 16.0% |
| 9 未回答 | 6社 | 12.0% |

問4 本社機能の地方移転に対する費用を支援した場合の対応

(1) 初期費用を支援した場合に地方移転を検討してもよいと考えるか

| 回答 | 企業数 | 割合 |
|---------------------|-----|--------|
| 1 検討してもよい | 2社 | 4.0% |
| 2 支援の程度によっては検討してもよい | 7社 | 14.0% |
| 3 支援があっても検討しない | 29社 | 58.0% |
| 4 その他 | 9社 | 18.0% |
| 5 未回答 | 3社 | 6.0% |
| 計 | 50社 | 100.0% |

(2) 経常的に費用を軽減する支援をした場合に地方移転を検討してもよいと考えるか

| 回答 | 企業数 | 割合 |
|---------------------|-----|--------|
| 1 検討してもよい | 2社 | 4.0% |
| 2 支援の程度によっては検討してもよい | 13社 | 26.0% |
| 3 支援があっても検討しない | 24社 | 48.0% |
| 4 その他 | 8社 | 16.0% |
| 5 未回答 | 3社 | 6.0% |
| 計 | 50社 | 100.0% |

出典：ふるさと知事ネットワーク「企業の地方移転促進プロジェクト」

地域農業の持続的な発展を支える新規就農者の確保・育成 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正 制度創設

農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、新規就農者を確保し、農業経営者として育成するとともに、多様な人材を担い手として呼び込み、農地集積、集約化による生産性の向上を図ることが重要であることから、

- (1) 新規就農者育成総合対策の支援対象を半農半Xなどの多様な担い手にも拡充するとともに、資金支援の全額国庫負担の継続に加え、青年等就農計画期間内においては、経営発展支援事業の活用期間・回数を拡大すること
- (2) 農地維持のためには、兼業や副業による経営体も不可欠であることから、農地集積目標の受け手に多様な担い手を位置づけること **新規**
- (3) 農地集約を進めるため、農地中間管理機構の取扱いの増加に対応した未払金徴収事務の外部委託など、機構への支援策を創設すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 経営発展支援事業の対象者は認定新規就農者（認定2年目まで1度限り）となっており、資金支援についても、半農半X等は対象外となっている。
- 農地関連法の改正により、農地中間管理機構における農地集積が強化され、取扱量の増加に伴う未払金の徴収事務について機構では大きな負担となっている。また、未収金が増加することも懸念される。

【山形県の取組み】

- 本県では、経営発展支援事業の対象とならない新規就農者に対し、市町村と連携し、「元気な地域農業担い手育成支援事業」で機械・施設等の導入支援や50歳以上を対象とした研修支援（年150万円、2年間）、営農支援（年60万円、3年間）、雇用就農支援（年60万円、2年間）に取り組んだ結果、新規就農者数が7年連続で東北第一位（R4:358人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地の集積・集約を進めるため、「山形県農地集積・集約化プロジェクト会議」を設置し、市町村の地域計画策定などを伴走型で支援するとともに樹園地の継承や中山間地の遊休農地対策などの支援に取り組んでいる。

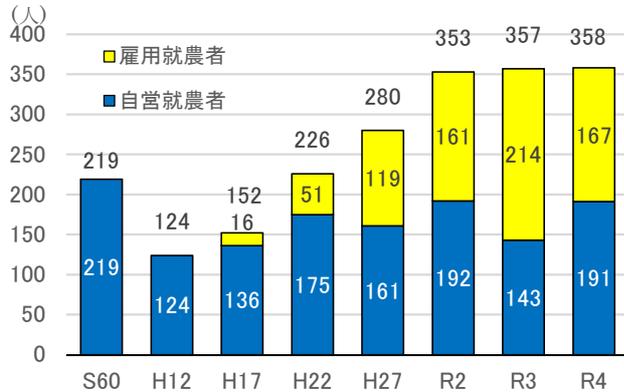
【解決すべき課題】

- 新規就農者支援の更なる強化に向け、地方公共団体が就農者の定着支援をはじめとする様々な現場施策を行えるよう、多様な担い手の育成に向けた最低限の支援について政府の施策を充実させる必要がある。
- 政府から示されている農地集積目標は、認定農業者などの従来の中心的な経営体のみへの集積を目指しており、兼業や副業など多様な担い手による農地の維持という地域計画の方向と整合していない。
- 農地中間管理機構による農地集約を強力に進めていくために、未払金徴収事務の外部委託や未回収リスクの転嫁などの対策が必要である。

○新規就農者と基幹的農業従事者の状況

- 令和4年度の新規就農者は358人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
- 一方、基幹的農業従事者は、5年間で15% (7,000人、1,400人/年)減少しており、今後10年間では、32% (12,000人)減少の見込み。新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■新規就農者



■基幹的農業従事者



■新規就農者に向けた山形県の独自支援

- 令和5年度の政府の新規就農者育成総合対策は、49歳以下の認定新規就農者（雇用就農資金は除く）を対象としている。山形県では、国庫事業の対象とならない認定新規就農者、半農半X等を県単独事業で支援。

新規就農者育成総合対策【国庫】

就農準備資金(全額国庫)
農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付

雇用就農資金(全額国庫)
雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成

経営開始資金(全額国庫)
経営開始資金を年間最大150万円、最長3年間を交付

経営発展支援事業(国庫1/2、県1/4、就農者1/4)
機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円

山形県単独事業

独立自営就農者育成研修事業: 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付

農業研修支援※: 地域の先輩農業者をアドバイザーとして配置、アドバイザーに年間10万円助成

雇用就農支援事業: 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成

独立自営就業者定着支援助成金: 新規就農者へ営農費用を助成(60万円/年、3年間)

経営開始支援助成※: 市町村上乘せ任意、半農半X等に75万円、1年間助成

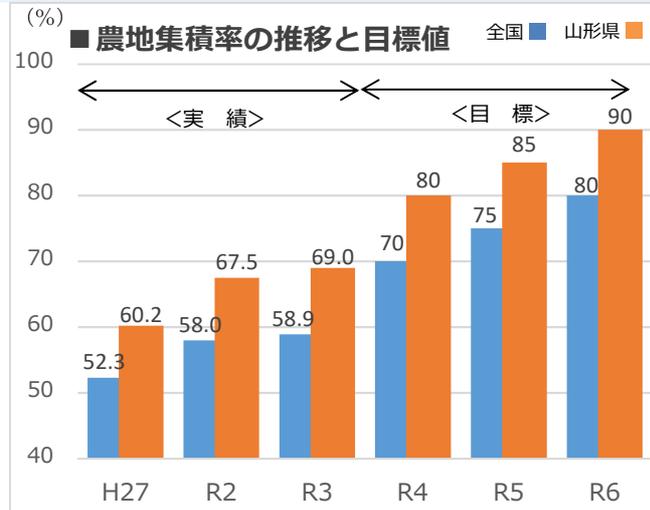
元気な地域農業担い手育成支援事業※: 県1/3、市町村1/6、機械・施設等の導入支援 事業費上限500万円

※半農半Xの支援事業

○農地の集積・集約化に向けた本県の現状と支援体制

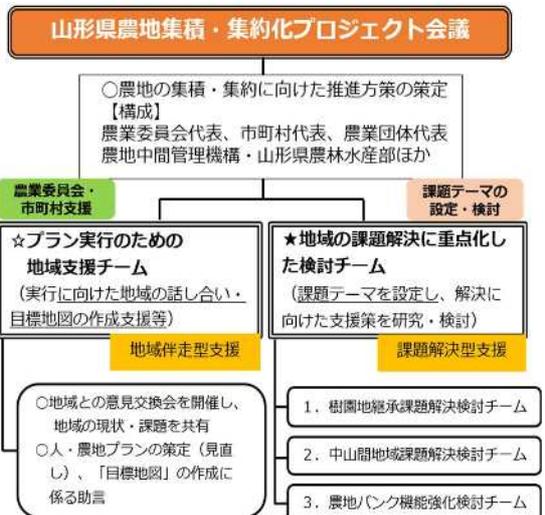
■本県における農地集積率の状況

- 本県の農地集積率は、全国と比較して高い状況 (R3集積率:本県69.0%/全国58.9%)。
- ただし、現状の担い手だけでは農地の維持は困難。集積・集約化を進めるには、担い手の範囲の拡大が必要。



■地域計画策定に向けた支援体制

- 人・農地プランの実践と農地の集積・集約を推進するため、新たに「オール山形」の支援体制を立ち上げ (令和4年2月10日)



食料安全保障の確立に向けた農業生産基盤の強化と 農業農村整備事業予算の安定確保

【農林水産省大臣官房政策課、農産局企画課、農村振興局設計課、土地改良企画課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設 制度改革

食料安全保障の確立に向け、戦略作物の本作化を推進するとともに、水田の大区画化、高収益作物の導入やスマート農業対応など、生産力強化に資する基盤整備や水利施設の長寿命化等を推進する必要があることから、

- (1) 新規地区採択に必要な**農業農村整備事業の当初予算**及び**基盤整備を加速化する補正予算の安定確保**を継続すること
- (2) 食料安全保障の確立に向けた**戦略作物の生産振興の観点から、農地整備事業の採択における効果算定手法**を見直すこと **新規**
- (3) 畑地化の推進に当たっては、**土地改良区が将来にわたり施設を維持管理できる制度**を措置すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 担い手の減少・高齢化の進行から、農地集積・集約化やスマート農業導入により生産性の向上を図る**農地整備事業の要望**が増加している。また、農業水利施設の老朽化が進行する中、**農業用水を安定的に供給するための対策**が必要である。
- 食料自給率の向上のため、**排水改良等の基盤整備と併せ、戦略作物の作付面積の拡大**が必要である。
- 畑地化や土地改良区地区除外の進行に伴う**土地改良区の賦課金収入減、水田耕作者の負担増による水利施設の維持管理や運営面への影響**が懸念される。

【山形県の取組み】

- 県営農地整備事業を56地区で実施しており、農地の大区画化等に加え、スマート農業推進のため、ICT施工や営農の省力化・高度化などの情報通信環境整備に向けた取組みを行っている。さらに、農業水利施設の長寿命化対策を、老朽化度合に応じて順次進めているが、**要望に応える十分な予算が不足**している。
- 高収益作物への転換や戦略作物の作付にも対応できる、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備に計画的に取り組んでいる。
- 土地改良区及び地域農業再生協議会を対象に意見交換会を開催し、畑地化の推進について理解を得られるよう努めているが、不安視する意見が多い。

【解決すべき課題】

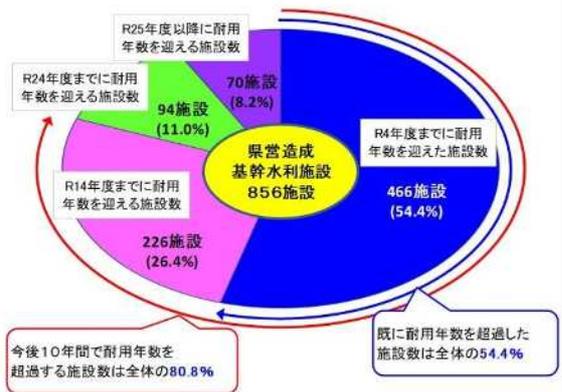
- 生産基盤を強化し生産性向上と省力化を図るため、農地の大区画化やスマート農業を推進するとともに、農業水利施設の長寿命化対策を計画的に取り組むための**農業農村整備事業予算の安定的な確保が不可欠**である。
- 現在の農地整備事業等の効果算定手法では戦略作物の費用対効果が低いため、戦略作物の導入促進のための事業化は困難である。
- 畑地化を円滑に進めるため、土地改良区決済金等支援のあり方を地域の実情に照らして改めて検討し、**安定的な賦課金収入の確保や水利施設の維持管理に向け、土地改良区の中長期的な運営に影響のない支援制度**を設ける必要がある。

○県営農地整備事業の実施状況(推移)(R5 暫定値)



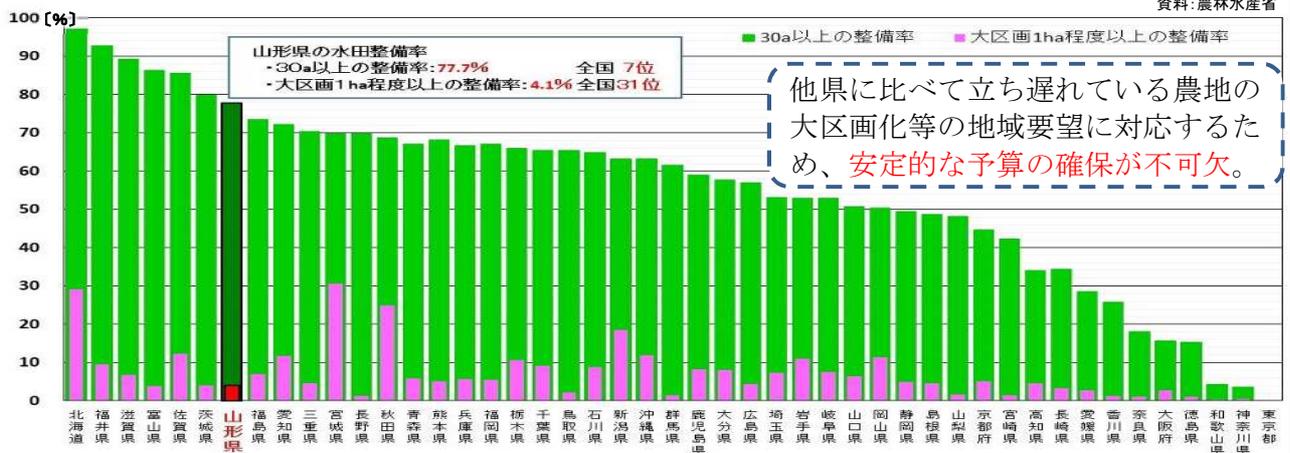
資料: 山形県農村整備課

○県営造成基幹的農業水利施設の状況



資料: 山形県農村整備課

○都道府県別の水田整備率



資料: 農林水産省

担い手への農地集積・集約化やスマート農業導入を含めた水田農業の生産性向上及び高収益作物への転換を進めるためには、大区画化等をはじめ、多様なニーズに合ったきめ細かな基盤整備が必要。

○大区画ほ場の田植え(鶴岡市金森目)



○県内で進むスマート農業の導入(遊佐町大楯)



○土地改良区決済金等支援の課題

土地改良区及び地域農業再生協議会を対象とし、説明会を実施したが、畑地基準の賦課金設定等種々の制度設定について現場任せとなるなど、土地改良区の理解と協力を得るには不十分であり、現場では今後どのような対応をとるべきか混乱が生じている。

本省担当者による説明会(R5.2.24)



山形県担当部署: 農林水産部 農村計画課
 農林水産部 農村整備課

TEL: 023-630-2539
 TEL: 023-630-3134

持続可能な農業・農村を実現しルーラルイノベーションに繋げるための施策の強化

【農林水産省農村振興局農村計画課、地域振興課、都市農村交流課】

【提案事項】 **制度改正**

持続可能な農業・農村を実現するためには、地域コミュニティの維持と地域資源を活用した新たな切り口の創出（ルーラルイノベーション）が必要であると考えられることから、

- (1) 地域コミュニティを維持するための**農村 RMO の形成**に向けて、複数集落をまたぐ**地域協議会を設立するための取組みを支援**できるよう、**農村 RMO 形成推進事業の支援対象を拡充**すること **新規**
- (2) **地域資源を活用した様々なアイデアの実現**に向け、**最初の動き出しを後押ししやすい制度**となるよう、**農山漁村発イノベーション推進支援事業の採択要件を緩和**すること **新規**
- (3) 中山間地域等直接支払制度による維持・管理が困難な**小規模な荒廃農地**を、**多様な手法により保全管理**していくことができるよう、**最適土地利用総合対策の要件を緩和**すること

【提案の背景・現状】

- 中山間地域の**集落機能の維持が困難**になりつつある中、政府は**農村 RMO の設立を推進**することとしている。
- 地域で**様々なアイデアを含む行動計画が作成**されるなど、**イノベーションにつながる動き**が出ている。
- 担い手不足の進行により、中山間地域等直接支払制度による**集落協定及び共同活動の維持が困難な農地が拡大**しつつある。

【山形県の取組み】

- 集落レベルの取組みは「元気な農村づくり総合支援事業」で総合的にサポートしているが、**集落レベルを超える広域的な取組みを進めるには強力なサポートと専門的ノウハウ**が必要。
- **地域資源を活用した付加価値創出**に向けた「動き出し・試行」の取組みを「元気な農村づくり総合支援事業」で支援しているが、**イノベーションを起こすには更なる支援**が必要。
- **荒廃農地の再生・利用や粗放的利用等**を「やまがた農地リフレッシュ&アクション事業」で支援しているが、**荒廃農地の発生抑制**には十分な成果を得ていないことから、**更なる支援**が必要。

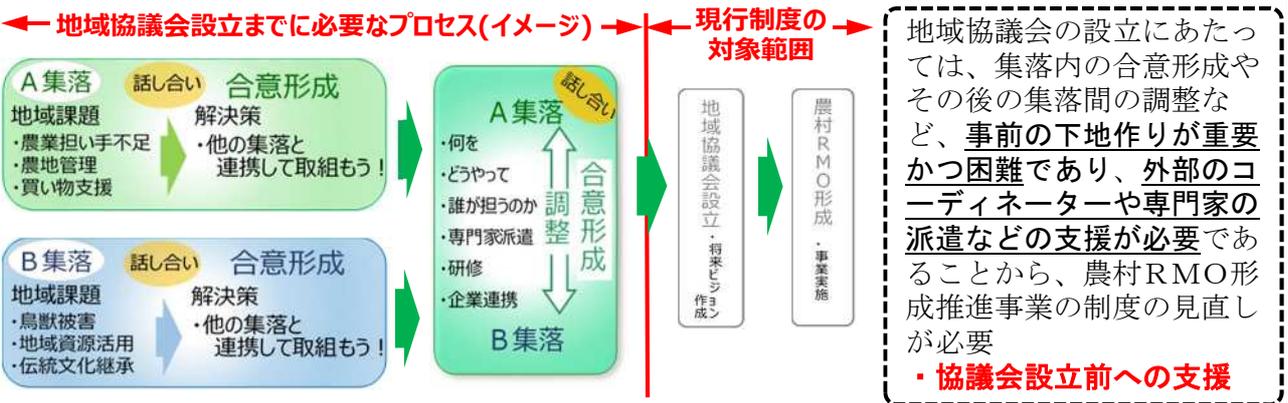
【解決すべき課題】

- **農村 RMO 形成推進事業**は広域的な**地域協議会の設立**を前提とした制度となっており、**協議会設立に必要な集落内の合意形成や集落間の調整、専門家派遣**などのニーズに対応できていない。
- **農山漁村発イノベーション推進支援事業**は**3者以上のネットワーク構築**を採択要件としているが、行動計画に掲げた**アイデアの実践**に向けた「動き出し・試行」を行う上での**ハードル**となっている。
- **最適土地利用総合対策**は、**複数集落による土地利用構想図作成**を採択要件としているが、これを策定できない**集落**でも、**市町村による概略的な土地利用構想**に基づき**荒廃農地対策**を進める必要がある。

○農村RMO※を運営する地域協議会の設立に必要な事前の合意形成等支援

※農村型地域運営組織（RMO＝「Region Management Organization」）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



○地域資源を活用した様々なアイデアの実現

農村地域が持続的に発展していくためには、地域の話合いを通して作成された行動計画を、自分ごととして捉えて実践し、小さな成功体験を積み重ねていくことが重要



地域のアイデアの多くが「すぐに取り組みたい」ものであり、**試しにまずやってみることが次へのステップに繋がる**。こうした**取組みの主体の多くは小規模な任意団体**（いわゆる「農家のお母ちゃんの集まり」）であり、**煩雑な仕組みや手続きの負担感が意欲をそぐ要因**となり得ることから、農山漁村発イノベーション推進支援事業の採択要件の緩和が必要

・採択要件のうち「**3者以上のネットワーク構築**」の省略



○中山間地域等における多様な手法による農地の保全・管理



近年は担い手への農地集積が進んでいることから、**荒廃農地は小規模で散在しているケースが多い**。こういった荒廃農地に対し早い段階から再生利用あるいは粗放的な管理を行うことが、周辺農地への拡大防止につながることから、**一定規模でまとまっていない荒廃農地であっても支援の対象となるよう**、最適土地利用総合対策の採択要件の緩和が必要

・採択要件として**市町村単位の包括的・概略的な土地利用構想作成でも認めること**



水田農業の持続的な発展に向けた支援の充実

【農林水産省大臣官房政策課】

【農林水産省農産局穀物課、農産政策部企画課】

【提案事項】 **予算継続** **制度改正**

人口減少や長引く新型コロナの影響による米の国内需要の減少、また高齢化等による担い手不足や中山間地域を中心とした耕作放棄地の拡大など、水田農業をめぐる状況が厳しさを増している。

地域の**水田農業の持続的な発展と食料安全保障を踏まえた自給率向上**のため、安定的な財源のもとで、需要に合った**米や畑作物等の生産**に取り組める体制づくりが不可欠であることから、

- (1) **水田活用の直接支払交付金の交付水準を維持し、産地交付金については、地域の特色ある取組みを推進するため十分な予算確保をすること**
- (2) 地域では中長期的な視点での水田を活用した**産地づくりの検討が、今後さらに行われることから、令和6年度以降も畑作物や高収益作物への畑地化の支援水準を継続するよう必要な予算を確保すること** **新規**

【提案の背景・現状】

- 需要に応じた加工用米や輸出用米、飼料用米等の**非主食用米**、大豆やそば等の畑作物への作付転換には、**水田活用の直接支払交付金が大きな役割を果たしている**。
- **水田活用の直接支払交付金の見直し方針**に関して、「5年水張りルールの実体化」や令和5年産における水田の**畑地化支援の施策等**が示されたが、各地域では水田農業の中長期的な将来像を明確にし、水田の**畑地化か、または水田として利用する場合は田畑輪換等でフル活用する、という経営判断**が求められている。

【山形県の取組み】

- 本県では関係機関が一丸となった「オール山形」体制のもと、毎年、県農業再生協議会で設定した「**生産の目安**」に沿った**米づくり**を着実に実践し、需要に応じた米生産を推進している。
- 作付転換にあたっては、**各地域が産地交付金を最大限活用して、それぞれの実情に応じた特色を活かした魅力的な産地づくり**に取り組んでいる。
- 支援施策の情報提供や、田畑輪換、畑作物の生産に係る技術の普及など、**各地域や農業者の判断を支援する取組み**を行っている。

【解決すべき課題】

- 農業者が不安を抱くことなく、非主食用米や畑作物の生産の取組みを推進するためには、**安定した交付金制度のもと、交付金の交付単価が再生産可能なもの**であり、**作付転換に取り組む全ての農業者に行き渡る必要がある**。
- 水田農業のあり方については、農業者個々の経営判断のみならず、**地域としても判断を行う必要がある**、畑地化の決定まで時間を要するため、**令和6年度以降も畑地化支援の継続が必要**である。

○ これまで本県では、主に非主食用米（加工用米・新規需要米等）や大豆、そば、野菜等への作付転換を行ってきた。

本県における水田の活用状況（R4）

(単位：ha)

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|----------------|--------------|-------|-------|-------|--------|-------------|----------|--------|
| 水田面積（畦畔を除いた本地面積） | | | | | | | | 86,400 | 昭和45年以降 | |
| 水稲作付面積 (青刈面積含む) | | | 大豆 | そば | 飼料作物 | ※野菜 | ※その他作物 | ※その他(調整水田等) | 減少した水田面積 | |
| 52,700 | 加工用米 4,715 | 新規需要米 6,872 | 備蓄米 3,620 | 4,621 | 4,642 | 2,717 | 5,213 | 3,305 | 7,091 | 22,000 |
| 需給調整 | | | | | | | | 42,796 | | |
| 作物作付 | | | | | | | | 35,705 | | |

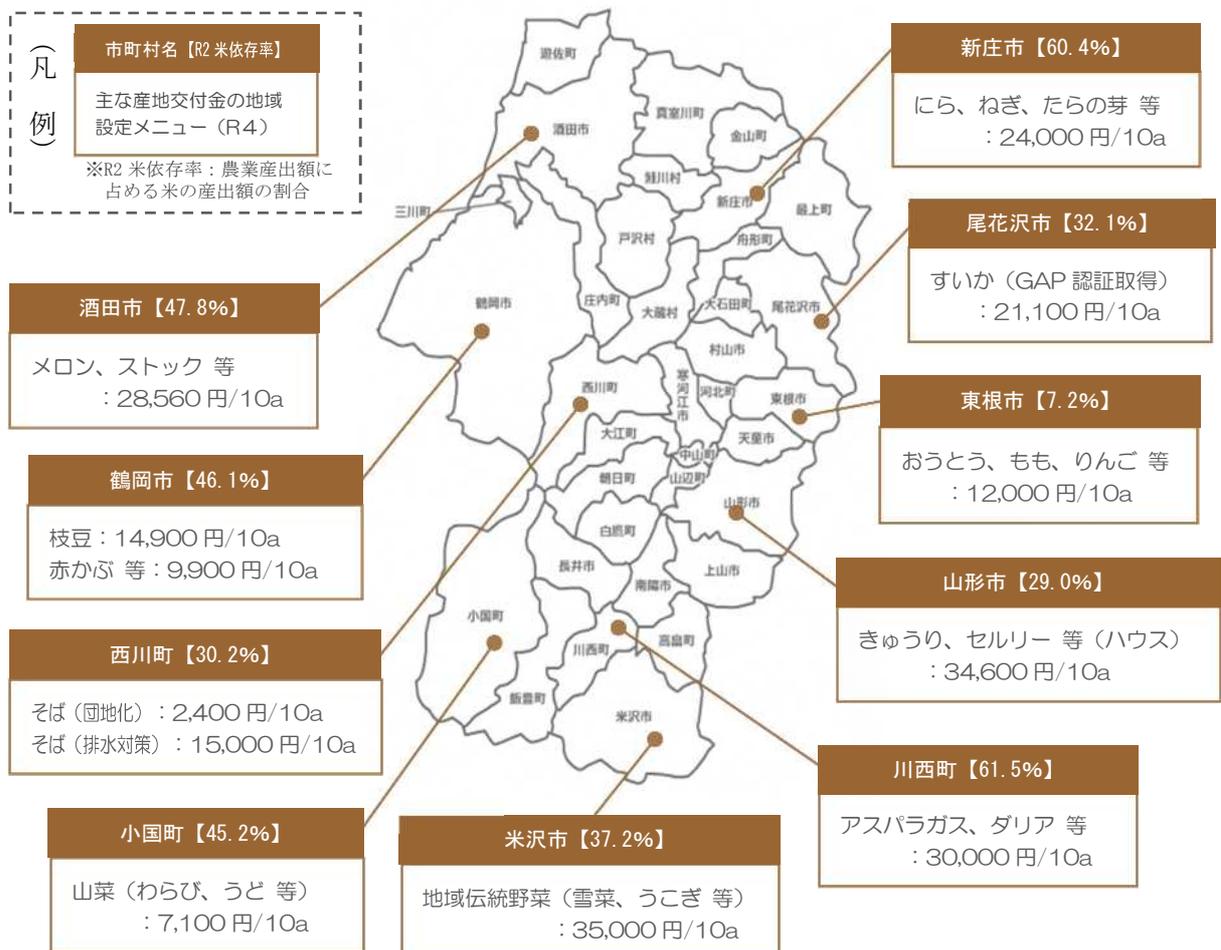
参考資料：農林水産統計、国認定面積（加工用米、新規需要米）、市町村別作物作付実績（市町村における水田台帳の集計）
 新規需要米の内訳（飼料用米5,236ha、WCS用稲1,115ha、米粉用米119ha、輸出用米373ha、その他3ha）
 ※「野菜」、「その他作物」、「その他（調整水田等）」は、R4が未調査のため、R3実績値

○ 本県では関係機関が一丸となった「オール山形」体制のもと、毎年、県農業再生協議会で設定した「生産の目安」に沿って、需要に応じた米生産を推進している。

| (単位：ha) | R元年産 | R2年産 | R3年産 | R4年産 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 生産の目安(①) | 57,550 | 57,215 | 55,769 | 53,060 |
| 作付実績(②) | 56,900 | 56,500 | 54,900 | 52,700 |
| 目安と実績の差(②-①) | △650 | △715 | △869 | △360 |

本県では産地交付金を活用して作付転換に取り組んでおり、毎年、「生産の目安」の範囲内の作付実績となっている

○ 推進にあたっては、産地交付金を最大限に活用して、下図のとおり、各地域において特色ある作付転換の取組みが行われている。



園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室、園芸作物課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度拡充**

本県の自然や農の技術が生み出す果実、野菜等の園芸品目は、全国第10位の産出額があり、本県農業産出額に占める割合も52%と本県農業にとって重要な位置づけとなっている。一方、本県農業の生産基盤を取り巻く環境は、担い手の減少、生産資材価格高騰、度重なる自然災害等の影響を受け、大変厳しい状況にあることから、

- (1) 生産資材価格高騰への対応として、**産地生産基盤パワーアップ事業に営農継続に向けた支援策を創設**すること **新規**
- (2) 果樹経営支援対策等の**果樹農業振興関連予算を十分に確保**すること

【提案の背景・現状】

- 本県の園芸は、昭和60年代から長期出荷や品質向上の観点から、施設化を推進し、さくらんぼ、ぶどう、トマトなどが施設栽培にて生産されている。なかでも、老朽化した施設は、生産性や安全性を考慮すると**再整備・改修**が必要であるものの、生産資材価格の高騰や自然災害等により、新たな多額の投資が難しく、高齢者に限らず栽培を断念するきっかけになりかねない状況となっている。
- 本県園芸の柱である果樹についても、生産環境は厳しく、園地継承が進まずに耕作放棄地になる場合が多いため、「**果樹王国やまがた**」の**維持発展**に向けた取り組みの強化が必要である。

【山形県の取組み】

- 施設園芸における生産性の向上や営農継続の観点から、令和4年度に限り、園芸用ハウスの再整備・改修に対する助成（補助率：1/3）を本県独自に実施した。
- 「**果樹王国やまがた**」の維持発展に向け、果樹経営支援対策事業による優良品目・品種への改植・新植等や、産地生産基盤パワーアップ事業の活用による省力化機械の導入など収益性向上対策に取り組んでいる。また、新たな担い手育成と産地の維持発展方策として「**先行投資型果樹団地**」の**整備**に向けた取り組みを実施している。

【解決すべき課題】

- 資材価格高騰により園芸用ハウスの新設が厳しい状況にあることから、産地生産基盤パワーアップ事業に園芸用ハウス等の再整備・改修による経営体の営農継続に向けた「**施設再整備・改修緊急支援の創設**」が必要である。
- 果樹農業の発展には、産地生産基盤パワーアップ事業を継続するとともに、計画的な新植・改植の実施が可能となる果樹経営支援対策事業等の**果樹関連予算の十分な確保**が必要である。

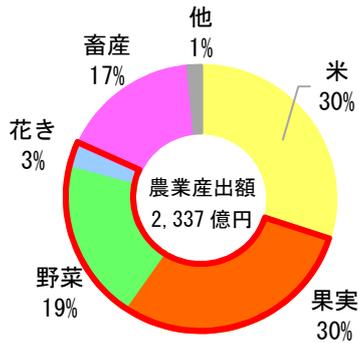
表 1 園芸産出額（令和 3 年）

（億円）

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | …… | 10位 |
| 都道府県 | 北海道 | 茨城 | 長野 | 青森 | 愛知 | | 山形 |
| 産出額 | 3,534 | 2,196 | 1,946 | 1,912 | 1,823 | | 1,223 |

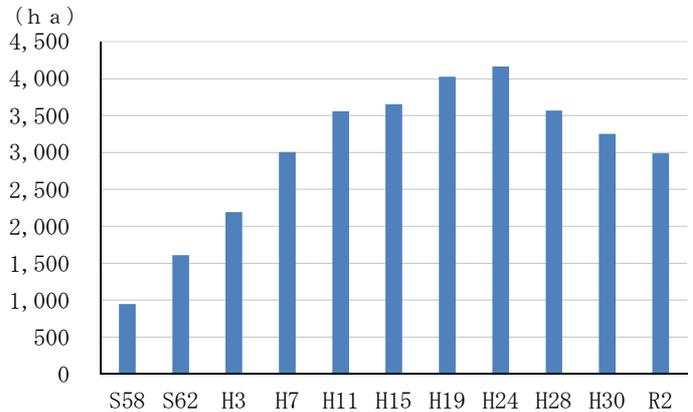
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

図 1 本県産出額の部門別構成割合（令和 3 年）



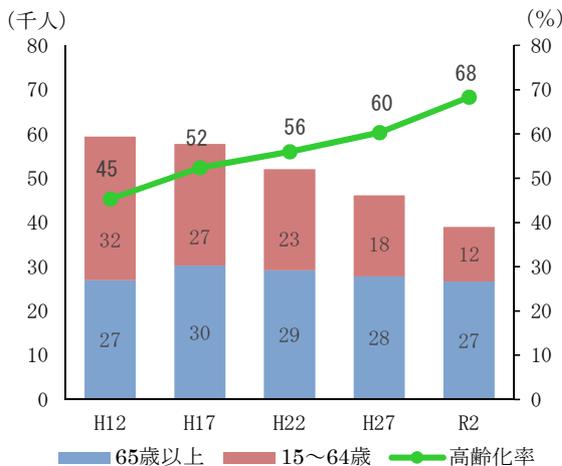
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

図 2 園芸ハウス等の設置状況（雨よけ施設含む）



出典 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」

図 3 基幹的農業従事者数の推移



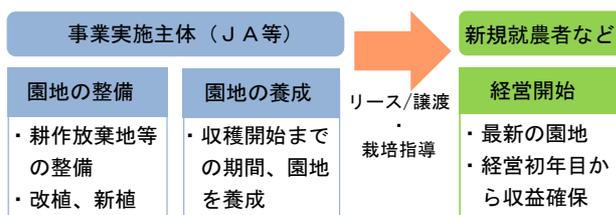
出典 農林水産省「農業センサス」

図 4 建設資材物価指数（鋼管）の推移



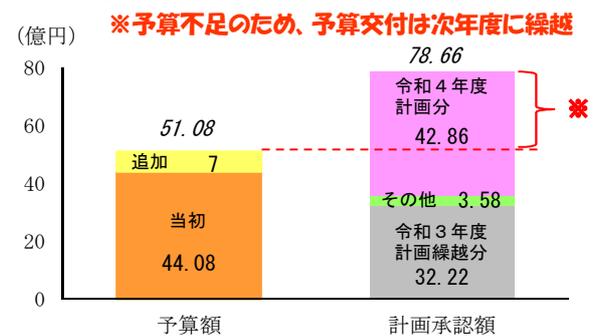
出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

○本県における「先行投資型果樹団地」の取り組みイメージ



※JAや地域の農業法人等が耕作放棄地等の園地を新たな果樹園に整備し、未収益期間の養成を行い、新たな担い手に園地をリース・譲渡

図 5 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施状況（令和 4 年度）



出典 令和 4 年度道県果実基金協会運営協議会資料を基に作成

地域農産物のブランド力強化に向けた農業遺産認定地域の支援強化及び地理的表示（GI）登録の推進

【農林水産省輸出・国際局知的財産課】

【農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室】

【提案事項】 **制度創設** **規制緩和**

担い手の高齢化や国内外の競争力が激化する中で、地域農産物の伝統的な生産システムを継承し、さらには国内だけでなく世界に向けた情報発信によるブランド力を強化するためには、農業遺産の認定を契機とする活動の充実や、地理的表示（GI）登録の推進を図る必要があることから、

- (1) 農業遺産の**世界に向けた情報発信**や、認定地域の**保全活動に対する支援の充実**を図ること
- (2) 地域農産物の GI 登録を推進するため、**特性や生産地の一部重複を可能とする見直し**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 農業遺産は、伝統的な農業の遺産的価値が高まることにより、農業者の誇りの醸成や地域農産物の価値向上が期待される制度であり、認定地域は、**情報発信や生産振興、地域振興等の保全活動に取り組む必要**がある。
- GI は、地域特有の生産・気候風土と品質等の特性が結びついている農産物を保護する制度であるが、**特性や生産地に重複がある場合、登録は認められない**。

【山形県の取組み】

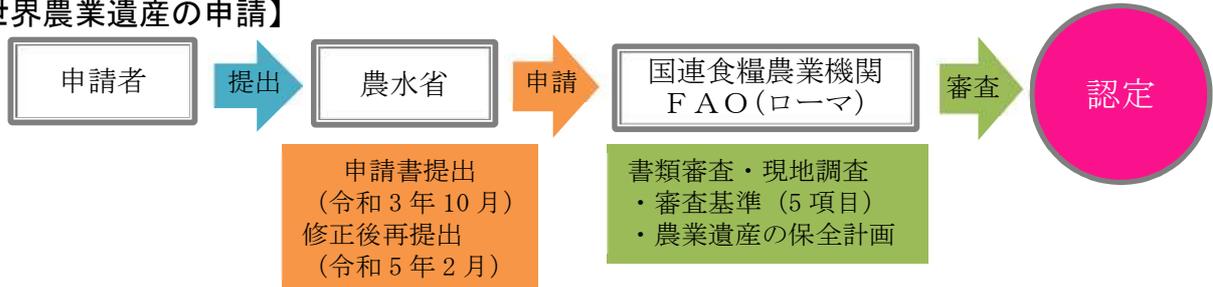
- 「最上川流域の紅花システム」は、平成 31 年 2 月に日本農業遺産に認定された。令和 3 年 10 月には世界農業遺産の認定申請書を提出し、国連食糧農業機関による審査を待っている。
- 県は、農業遺産地域の認知度向上のための情報発信や、紅花の栽培面積の拡大、安定生産の取組み等を支援している。
- 令和 2 年 8 月に GI 登録された「山形ラ・フランス」は、生産行程管理業務等を実施した上で、令和 2 年度に初めて出荷・販売が行われた。
- 付加価値の一層の向上や国際的評価の向上に向けて、「山形さくらんぼ」の GI 登録を検討している。

【解決すべき課題】

- 農業遺産の**保全活動**は、制度で認定される保全計画に基づく活動であることから、**支援の充実、強化**が必要であり、また、農業遺産の認知度向上や、今後期待できるインバウンド需要を取り込むためには、文化庁の制度である日本遺産のように**情報発信や環境整備等、地域における活動の初動や加速化に資する財政支援**が必要である。
- GI 登録の価値を一層高めるためには、国際競争力が期待されるブランド農産物の登録推進が必要であることから、生産規模の大きな産地の GI 登録の推進に向けて、すでに認定されている GI との**特性や生産地の一部重複を可能とする見直しが必要**である。

○農業遺産認定地域の支援強化

【世界農業遺産の申請】

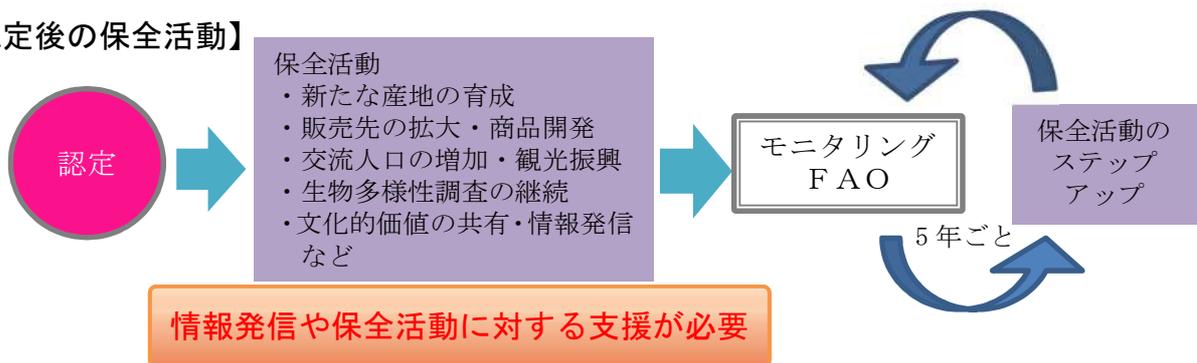


申請書名：Safflower System in the Mogami River Basin

(邦題) 最上川流域の紅花システム～歴史と伝統がつなぐ山形の「最上紅花」～

申請地域：山形県最上川流域

【認定後の保全活動】



(参考) 【日本遺産の事例】

「山寺が支えた紅花文化」(平成30年度文化庁認定)

事業名：文化芸術振興費補助金(日本遺産活性化推進事業)

事業主体：「山寺と紅花」推進協議会

財政支援：H30：40,966千円、R1：20,000千円、R2：9,000千円

○地理的表示(GI)の活用推進

【生産規模の大きなGI登録製品の例】

農産物の全登録産品(121品：R5.1.31現在)のうち、生産者数1,000名以上の産品は、
 ・「但馬牛(牛肉)」
 ・「市田柿(果実加工品)」などがあるが、
 青果物では「山形ラ・フランス」のみ
 ≪参考≫

GI「山形ラ・フランス」

生産者 延べ2,572名(R5.2月現在)

生産規模が大きく、輸出実績のある農産品のGI登録が進んでいない

【登録に際しての規制】

地域や特性に重複がある場合、登録は認められない

「山形さくらんぼ」(検討中)
 生産者 6,998名(R2農林業センサス)

「山形さくらんぼ」は重複により申請できない

GI「東根さくらんぼ」(登録：平成29年)
 対象地域：東根市及び隣接市町の一部

＜山形県でGI登録されている農産物＞



「米沢牛」



「東根さくらんぼ」



「山形セルリー」



「小笹うるい」



「山形ラ・フランス」

山形県担当部署：農林水産部 園芸大国推進課

TEL：023-630-3380・2453

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局動物衛生課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

国内で野生動物を感染源とした家畜伝染病（豚熱、高病原性鳥インフルエンザ）の発生が相次いでおり、発生予防及びまん延防止対策の充実・強化が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病対策に中心的役割を果たす家畜防疫員の確保・育成を図るため、獣医師養成確保修学資金給付事業に係る十分な予算を確保すること **新規**
- (2) 家畜伝染病発生時に、疫学的なリスク評価に基づく部分的な殺処分の適用を可能とすること **新規**
- (3) 家畜防疫の拠点となる家畜保健衛生所の施設整備に係る助成対象を拡充するとともに十分な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザは野生動物が感染源となり、国内において高い頻度で発生が続いており、対応する都道府県の家畜防疫員は、全国的に常に不足している状況である。
- 早い段階での発見により感染が農場内の一部に限られているとみられる場合であっても、疫学関連農場を含め農場内の全ての家畜を殺処分することとされている。
- 家畜保健衛生所の施設整備に活用できる食料安全保障確立対策整備交付金の対象は、高度バイオセキュリティ病性鑑定施設に限られている。

【山形県の取組み】

- 家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年12月に県内の農場で豚熱の発生、令和3年12月に隣県の農場での豚熱の発生に係り県内の農場で疑似患畜を確認、令和4年12月に県内の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生があり、家畜防疫員を中心として、防疫措置を迅速かつ適切に行った。
- 家畜保健衛生所を拠点として家畜伝染病の発生予防対策を行うとともに、防疫資材を備蓄し、発生時にはまん延防止対策の拠点として防疫措置を行っている。

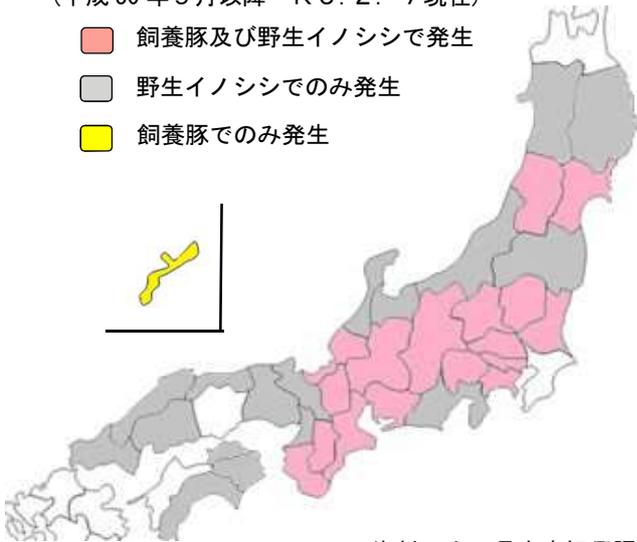
【解決すべき課題】

- 家畜防疫員の確保・育成を目的とする政府の獣医師養成確保修学資金給付事業に係る予算は、各団体（県を含む）の要望に対し不足している状況にあり、獣医学部が行う地域枠入試への応募の可否にも関わることから、将来的な家畜防疫員の確保に支障をきたすおそれがある。
- 近年、迅速な検査方法が確立しており、正確なリスク評価が可能であることから、リスクの低い家畜（疫学関連農場等）を含めて全て殺処分を行う仕組みを見直す必要がある。
- 家畜防疫の拠点として不可欠な家畜保健衛生所について、庁舎全体の一体的な整備が必要であることから、全体の整備費を交付金の助成対象とするとともに、全国の整備要望に応えるための十分な予算の確保が必要である。

○豚熱の発生状況

(平成 30 年 9 月以降 R 5. 2. 7 現在)

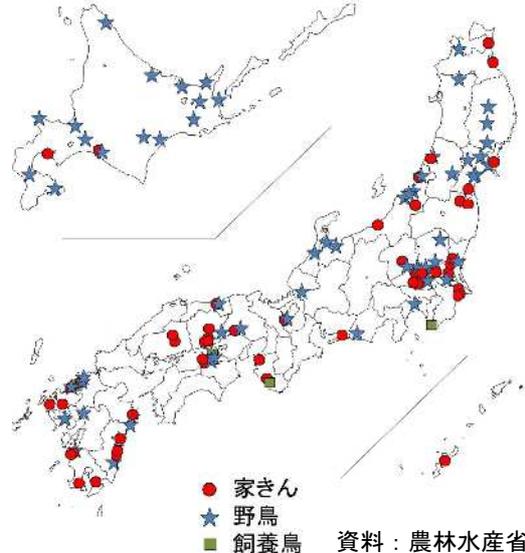
- 飼養豚及び野生イノシシで発生
- 野生イノシシでのみ発生
- 飼養豚でのみ発生



資料：山形県畜産振興課

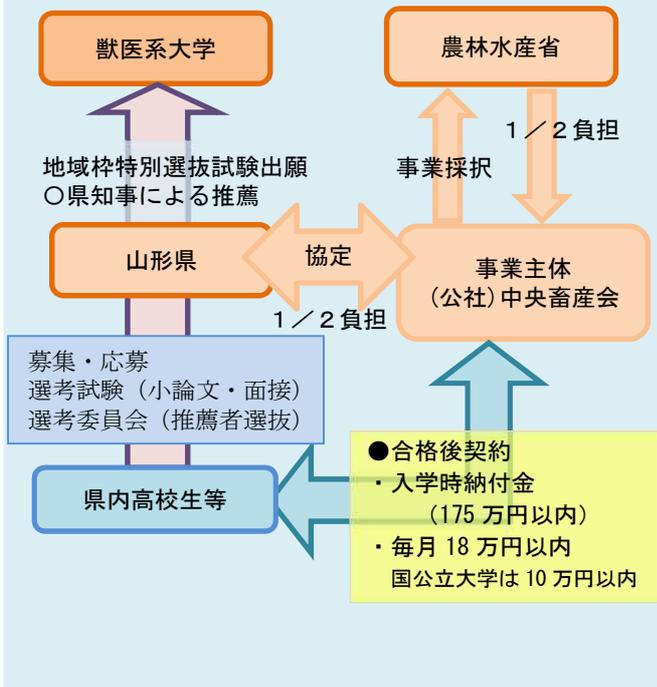
○高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(令和 4 年度シーズン R 5. 2. 6 現在)



資料：農林水産省

○獣医師養成確保修学資金給付事業の概要 (高校生枠：地域枠特別選抜入試)



○高病原性鳥インフルエンザにおける 患畜及び疑似患畜の範囲

(出典：特定家畜防疫指針)

| 患畜 | 一定の診断(判断)基準により、高病原性鳥インフルエンザに罹患したと判断された家きん |
|------|---|
| 疑似患畜 | ア 患畜が確認された農場で飼養されている全ての家きん |
| | イ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す農場で、遺伝子検査等で H5 又は H7 亜型の遺伝子等が確認された家きん |
| | ウ イに掲げる家きんが確認された農場の、全ての家きん |
| | エ 患畜、疑似患畜が確認された農場と 7 日以内に飼養管理者が同一だった農場の全ての家きん |
| | オ 患畜、疑似患畜と 7 日以内に接触したことが明らかな家きん |
| | カ 患畜、疑似患畜と 7 日以上前に接触していて、発症状況等から患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した場合 |

※患畜及び疑似患畜は全て殺処分の対象

○山形県における主な家畜伝染病対策の取組み



獣医師確保に係る
学生インターンシップの受入



高病原性鳥インフルエンザ
発生に係る埋却措置



防疫拠点としての家畜保健衛生所
における防疫資材の備蓄状況

山形県担当部署：農林水産部 畜産振興課

TEL：023-630-3350

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省消費・安全局植物防疫課、輸出・国際局輸出支援課、国際地域課、畜産局食肉鶏卵課】

【提案事項】 **規制緩和** **制度改正** **予算拡充**

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円（2030年）を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実状に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

- (1) 米の主産地である東北地方からの中国向け精米輸出を加速させていくため、東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する**山形県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府への働きかけを一層強化すること**
- (2) 青果物の輸出拡大に向けて、**地域特有の輸出が有望な品目に係る検疫条件緩和**に向けた各国との政府間交渉を強化すること
- (3) **輸出対応の食肉処理施設の整備を支援する制度の充実（補助対象の拡大）を図ること**

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、**県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。**
- 全国の収穫量の約65%を占め、県産農産物の主要品目である**西洋なし**は、香港や台湾、シンガポール等へ輸出されている。**タイへも輸出実績があり、現地での需要が見込まれるが、令和元年度以降、同国の新たな植物検疫条件により、輸出が不可能となっている。**
- 東北で対米牛肉輸出基準を満たす食肉処理施設（岩手）は、キャパシティが限界であり、牛肉の輸出拡大には**県内での処理施設の整備が不可欠である。**

【山形県の取組み】

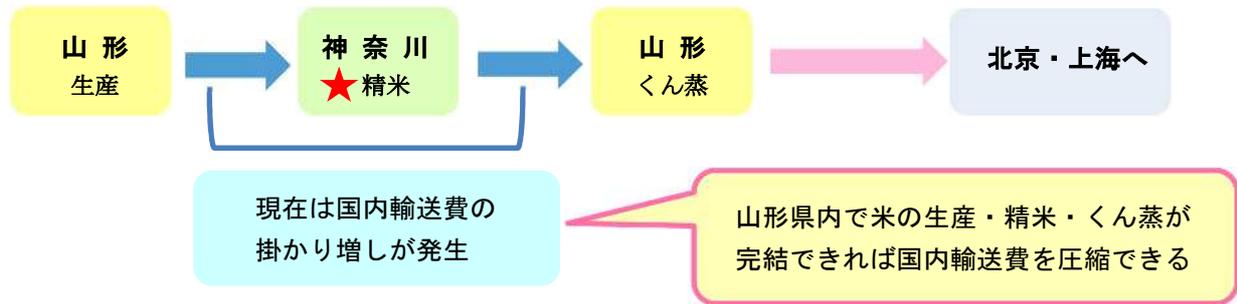
- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備予定（令和5年度）。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、西洋なしのタイ（令和元年度～）及びベトナム（令和2年度～）向け植物検疫協議を要望しているが、他品目と比較し、輸出拡大の可能性が低いため対象外とされている。
- ㈱山形県食肉公社は、対米牛肉輸出基準に適合する食肉処理施設を新たに整備するため、県や関係機関によるコンソーシアムを組織し、施設整備基本構想の策定作業を進めている。

【解決すべき課題】

- 中国向け精米輸出を加速するため、**県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。**
- **産地が限定的な輸出が有望な品目**についても、地域の実情を踏まえ、検疫条件緩和に向けた、**政府間交渉を強化**する必要がある。
- 輸出に対応可能な食肉処理施設の整備には多額の費用を要することから、**地盤強化**など必然的に生じる**追加的経費を補助対象とする制度の拡充**が必要である。

◆中国向け精米輸出の輸送ルート

| | |
|--|--|
| <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国への精米輸出については、中国側が認めた精米工場・くん蒸倉庫での処理が必要 米の主産地にも関わらず東北地方には指定精米工場がない | <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形県内の精米工場が指定されれば山形県産米の中国向け精米輸出が増加 東北各県や新潟県からの中国向け精米輸出の増加も期待される |
|--|--|



◆西洋なしの輸出の状況

| | |
|--|--|
| <p>【現状】</p> <p>全国的に輸出拡大できる見込みが高い国・品目が優先され、本県の「西洋なし」のように特定の産地が全国の収穫量の多くを占める農産物の植物検疫協議は進んでいない。</p> | <p>→</p> <p>輸出拡大のためには、産地が限定的な輸出が有望な品目についても各国・地域の検疫条件の緩和が必要</p> |
|--|--|

西洋なしの輸出実績

| | H27 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 香港 | 5,756 | 3,838 | 1,816 | 7,212 | 4,480 |
| 台湾 | 6,075 | 3,107 | 1,150 | 650 | 650 |
| シンガポール | 445 | 1,035 | 1,414 | 1,385 | 873 |
| マレーシア | 750 | 1,075 | 1,085 | 495 | 475 |
| タイ | 175 | - | - | - | - |
| 計 | 13,676 | 13,241 | 8,725 | 10,705 | 6,628 |

西洋なしの植物検疫条件

| 品目 |  |
|--------|--|
| タイ | × |
| ベトナム | × |
| 米国(本土) | × |

※現地の嗜好に合わせた硬度に調整することにより、近年は東南アジアに対する輸出が増加傾向にある。

凡例) ×：輸入禁止又は輸入条件が不明なため、輸出が不可能
資料：植物防疫所「検疫条件一覧」

◆輸出対応の食肉処理施設

牛肉の認定施設の状況（令和5年2月現在）

| 主な輸出国等 | 認定施設数（全国） | |
|--------|-----------|------------------|
| | 東北 | |
| 香港 | 14 | 岩手 |
| 米国 | 15 | 岩手 |
| 台湾 | 26 | 岩手、秋田 山形（県公社） |

| |
|---|
| <p>【現状】</p> <p>香港等への対米牛肉輸出基準を条件としている国に牛肉を輸出するには、県外の認定施設を利用しなければならない。</p> |
| <p>【県外認定施設利用の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷調整に時間を要する（1～2か月程度） 輸出部位以外の引受け 家畜運搬費等のかかり増し |

対米輸出可能な食肉処理施設の整備により、県内実需者の効率的な出荷体系を構築し牛肉輸出の拡大を図る。

山形県担当部署：農林水産部 県産米・農産物ブランド推進課 TEL：023-630-2427
畜産振興課 TEL：023-630-2471

森林(モリ)ノミクスの加速による森林吸収源対策の推進

【農林水産省林野庁森林整備部整備課、研究指導課】【総務省自治税務局市町村税課】

【提案事項】 **予算拡充** **税制改正**

気候変動問題の解決に向け、2050年カーボンニュートラルや持続可能な開発目標(SDGs)の実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が大きくなっている中、本県では、森林資源を活用し地域活性化につなげる『森林ノミクス』の取り組みにより、森林吸収源対策を推進しており、こうした取り組みを全国各地で展開していく必要があることから、

- (1) 森林経営に適した森林において、主伐・再造林、保育、間伐等の森林整備を計画的かつ確実に実行するための十分な予算の確保を行うこと
- (2) 花粉が少なく成長が早いスギのエリートツリー等の優良種苗の生産体制に対する支援を拡充すること **新規**
- (3) 森林を多く有し、その整備を担う市町村に十分な財源が確保されるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うこと

【提案の背景・現状】

- 戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えており、森林吸収量の確保に向け、主伐・再造林やその後の保育、間伐等を計画的に進める必要があり、森林整備予算の確保が全国的な課題となっている。
- 農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すこととしている。
- 平成31年4月、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るための「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、都道府県及び市町村への森林環境譲与税配分は同年度から始まり、森林環境税は令和6年度から課税される。

【山形県の取り組み】

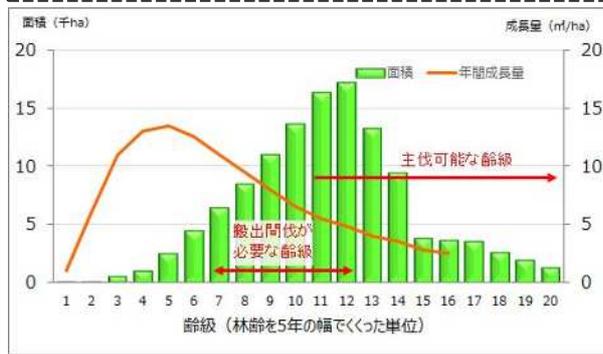
- 令和2年に「ゼロカーボンやまがた 2050」を宣言し、森林吸収源対策を強化するため、効率的な間伐や低コスト再造林への支援、航空レーザ測量の国・市町村との共同実施、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。
- 耐雪性を有し花粉が少なく成長が早いスギなど、本県オリジナルの優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の苗木の供給量増大を図るため、採種までの期間が短いミニチュア採種園の整備を進めている。
- 全市町村で構成する山形県森林管理推進協議会等において、森林経営管理制度を推進するための航空レーザ測量や森林境界の明確化、森林整備の実施等、市町村による森林環境譲与税の積極的な活用に向けた指導・助言を行っている。

【解決すべき課題】

- 森林吸収量の確保に向けた森林整備の予算を十分に確保し、主伐・再造林による森林の若返りと適期の間伐を計画的かつ確実に実行していく必要がある。
- 本県のような豪雪地域では、ミニチュア採種園における母樹の雪囲い等の作業が不可欠であるため、採種園の拡大に伴い育成・管理コストが増加している。
- 森林環境譲与税は、森林が少なくても人口の多い大都市への譲与額が多額になる一方、都市に恩恵をもたらす森林を多く有し、その整備を担う市町村への譲与額と著しく差が生じていることから、譲与基準の見直しが必要である。

○本県の民有人工林の齢級構成と年間成長量

- ・戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えている
- ・主伐前的人工林では計画的な間伐が必要



○本県の間伐事業の推移 (要望と実績の乖離が拡大)

- ・本県では再造林面積の増大 (R1 実績97ha、R2 実績103ha、R3 実績107ha→R6 目標200ha) に取り組んでおり、森林整備予算の不足により、間伐必要量と実績との乖離がますます拡大する恐れ



○やまがた森林ノミクスの推進



＜低密度植栽による再造林の低コスト化＞



＜高性能林業機械による間伐等の生産性向上＞

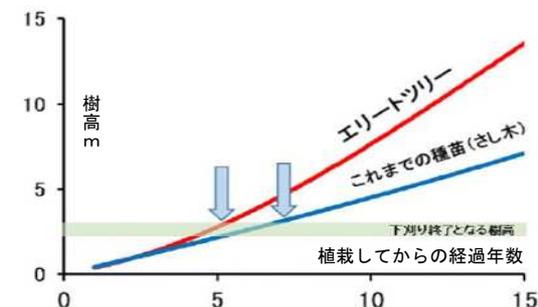


＜県・国・市町村共同で航空レーザ測量を実施＞



○エリートツリーとこれまでの苗木の初期成長比較

- ・エリートツリーは初期成長が良く、植栽本数や下刈り回数の削減等、作業の省力化やコスト削減、伐期の短縮が期待されている。



＜ミニチュア採種園によるエリートツリー等の種子生産＞
(雪囲い等の作業が不可欠)



○本県市町村の森林環境譲与税配分額と活用状況

- ・本県の市町村は、森林環境譲与税による森林経営管理制度や森林整備等への取組みが年々増加しており、令和4年度には活用額が配分された譲与額を上回る見込みで、今後不足する恐れ



資料：山形県森林ノミクス推進課 (農林水産省の資料等を基に作成)

水産業の成長産業化に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁漁政部企画課、増殖推進部研究指導課、漁場資源課、漁港漁場整備部防災漁村課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度拡充**

本県の水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の成長産業化に向けて、新規漁業就業者の確保・育成や水産業者の創意工夫に対応した支援、水産資源の保護・管理に向けた取組みの強化が必要であることから、

- (1) 新規漁業就業者を対象とした所得補償制度（漁業版経営開始資金）の創設、漁家子弟（子、親族）に対する支援等、経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実を図ること
- (2) 水産業者の多様な取組みを支援するため、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の関連予算を十分に確保するとともに、支援対象を拡充し、幅広いニーズに対応すること
- (3) 現在政府が入域を制限している海域で操業できるよう、外国船による違法操業を排除し、漁業資源確保・保全と安全操業の確保に関する取組みを強化すること

新規

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少し、65歳以上の割合は51%と高齢化が進んでいる。また、独立直後は収入が不安定であることが独立就業を妨げる一因となっている。一方、農業では、就農直後の営農を支援するための資金（年150万円）が交付されており、新規就農者の確保に一定の成果が得られている。
- 現状の国庫補助事業では、事業の目的や用途が限定的であり、漁業者の創意工夫に対応できる支援制度となっていない。
- いか釣り漁業等の主たる漁場である大和堆周辺水域では、北朝鮮や中国の漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁船の安全確保のために政府は入域を制限していることから、水揚げの減少と安全操業への不安が高まっている。
- 令和4年の海面漁業の漁獲量は平成元年の4割以下まで減少し、平成元年以降最低の水揚げを記録した。また本県の漁獲量の約3割を占めるスルメイカも過去最低の1,130トンとなった。

【山形県の取組み】

- 新規独立漁業者の経営安定を支援するため、独立直後3年間における所得補償（年150万円）を令和3年度から実施している。また、新たに、漁家子弟（子、親族）に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。
- 水産業者に対する本県独自のオーダーメイド型の支援制度を令和3年度から実施している。

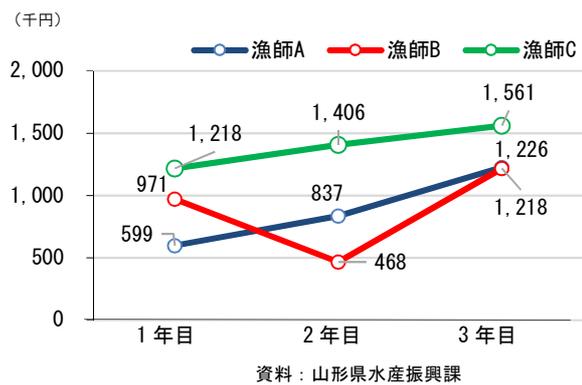
【解決すべき課題】

- 新規漁業者の確保及び定着を図るため、独立前後の経営の安定化に向けた支援が必要である。
- 水産業者の幅広いニーズに対応できるよう、各種施策の十分な予算の確保と柔軟で機動的な支援制度が必要である。
- 大和堆における外国漁船の違法操業を排除し、漁業資源確保・保全と安全操業の確保が必要である。

○漁業就業者の推移（山形県）



○新規独立漁業者の漁業所得額試算（山形県は元編）



本県の漁業就業数は、平成30年に368人となり、昭和63年の1,326人の約3割まで減少した。平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数以上を占めており、新たな担い手の確保が必要である。

また、新規独立漁業者は独立直後の収入が安定しないことから、新規独立漁業者を確保するためには、所得を補償することなどにより独立経営の不安を取り除くことが必要である。

○生産額拡大に向けたオーダーメイド型支援事業の一例

- ・豊洲市場等への出荷額増加を図るため、出荷時の高鮮度保持に有効な薄片氷用製氷機を購入
- ・郷土料理である「むくり鮎」（養殖フナの加工品）の生産量の増大を図るため、耕作放棄地をフナ養殖池に整備
- ・漁獲マグロの品質向上と高鮮度保持のため、マグロ釣り機、電気ショッカー等の整備
- ・アユの資源量増大に向けた河床改善による産卵場造成
- ・帰帰率の高いサクラマス種苗を生産するため天然親魚捕獲装置（ウライ）を整備



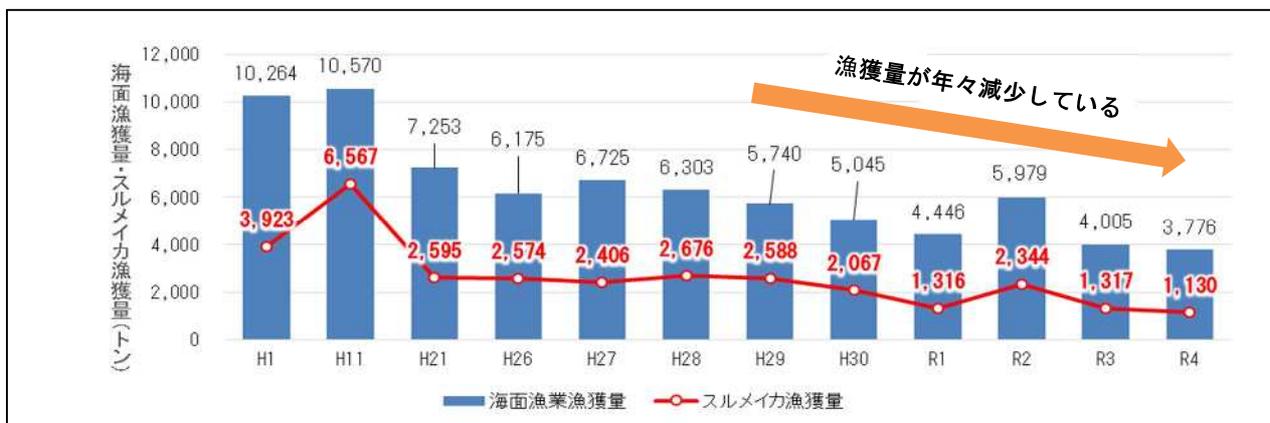
薄片氷用製氷機



アユ産卵場造成工事

○海面漁業漁獲量の推移（山形県）

資料：山形県漁業協同組合「漁獲統計」より山形県作成



本県の海面漁獲量は、令和4年に3,776tとなり、平成元年以降最も少なかった。また、その内、本県の主要な魚種であるスルメイカも1,130tまで減少している。

新産業創出の取組みに対する支援の充実強化

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】
 【内閣府 地方創生推進室、科学技術・イノベーション推進事務局】
 【経済産業省 商務情報政策局、中小企業庁】

【提案事項】 **制度改正**

- 産業の持続的発展・成長には新たな取組みやイノベーションが必須であり、新産業創出の取組みに対する支援の充実・強化が必要であることから、
- (1) 自治体等によるDX人材の育成施策(リスクリング支援・経営者セミナー等)に対する財政支援を拡充するとともに、都市圏に偏在するデジタル人材の地域への早期還流を図ること **新規**
 - (2) カーボンニュートラルに関する技術開発や社会実装の推進が求められており、県内ものづくり企業の次世代自動車や新エネルギー関連産業への参入に対して支援の充実強化を図ること **新規**
 - (3) 慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究教育活動支援、同研究所発スタートアップの創出や事業化支援など地域のイノベーションに資する多様な取組みについて、支援を行う自治体等に対して財政支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- デジタル田園都市国家構想総合戦略において、不足しているデジタル人材の育成や都市圏に偏在するデジタル人材の地域還流促進等の方向性が示されているが、人手不足が深刻化する県内企業では、人的なリソース不足により社内のデジタル人材の育成が進んでいない。
- 自動車の電動化で影響を受ける内燃機関部品製造を中心とする県内自動車産業など、カーボンニュートラル実現に向けて産業構造の転換等が必要となるが、県内中小ものづくり企業は経営資源が乏しいことから、次世代自動車や新エネルギー関連産業など新分野への参入の取組みを独自に実施することは困難である。
- 慶應先端研をはじめとする研究開発機関やスタートアップ企業などで構成するコミュニティが、令和3年6月に内閣府の「地域バイオコミュニティ」の認定を受けているが、研究所における研究教育活動を含めた取組みに対する政府の財政支援はない。

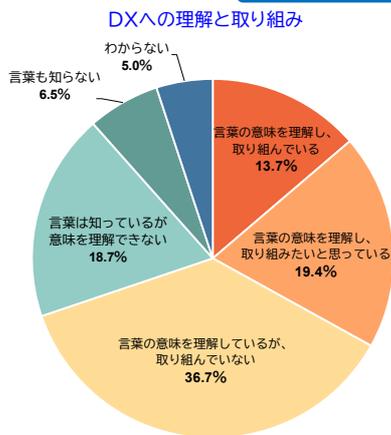
【山形県の取組み】

- デジタル人材不足等の課題を抱える企業を支援するため、産学官金による推進体制である「山形県DX推進ラボ」を創設し、関係機関が一体となり県内企業のデジタル化及びデジタルを活用した経営変革(DX)の支援に取り組んでいる。
- 次世代自動車や新エネルギー関連産業への参入を促進するため、業界動向や技術等の情報提供、技術開発の相談対応、大手企業とのマッチングなど、企業のレベルや取組状況に応じた支援を総合的に行っている。
- 本県と鶴岡市が地方単独で年間合計7億円の支援を実施して、世界最先端の研究に取り組む慶應先端研の研究教育活動を支えている。また、慶應先端研や先端研発スタートアップ企業と地域企業が連携した事業化に向けた取組みを支援している。

【解決すべき課題】

- 地域の企業におけるデジタル人材不足が喫緊の課題であることから、速やかに地域での人材の育成・確保が図られるよう、**デジタル田園都市国家構想総合戦略に沿った実効性のある取組みが早期かつ強力に展開される**ことが必要である。
- **カーボンニュートラルの動きはさらに加速**しており、次世代モビリティや水素等の新エネルギーに関連する産業等への**新市場参入に向けて、ものづくり企業の付加価値の高い製品開発等の取組みを後押しする施策の強化**が必要である。
- 慶應先端研の優れた研究成果を活用した事業化やスタートアップ企業の創出は、地域における新産業創出のモデルとなる取組みであり、**全国への波及効果が期待される**ものであることから、**政府による積極的な財政支援が必要**である。

山形県内企業におけるDXへの理解と取り組む上での課題



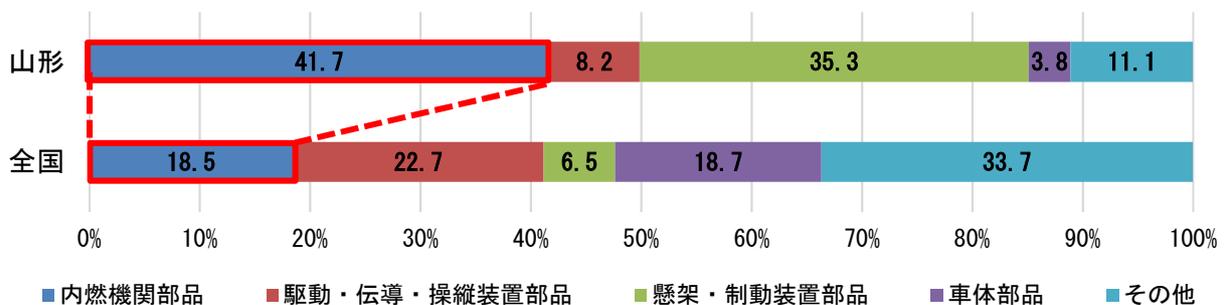
注1:母数は、有効回答企業139社
注2:各数値は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

DXに取り組む上での課題(複数回答)



※出典:帝国データバンク 山形支店「特別企画:DX推進に関する山形県内企業の意識調査(2022年9月)」

輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等内訳



出典:令和3年経済センサス 輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等内訳(令和2年実績)

慶應先端研への支援実績

慶應先端研への支援累計

(単位:百万円)

慶應先端研スタートアップ企業(8社)

| | 第1期末 (H17末) | 第2期末 (H22末) | 第3期末 (H25末) | 第4期末 (H30末) | 第5期 (R4末現在) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 山形県 | 5,362 | 7,287 | 8,337 | 10,087 | 11,487 |
| 鶴岡市ほか | 2,713 | 4,288 | 5,338 | 7,088 | 8,488 |
| 計 | 8,075 | 11,575 | 13,675 | 17,175 | 19,975 |



※平成11年度から令和4年度末まで山形県及び鶴岡市等が199億7500万円にのぼる支援を実施

電気料金の値上げや物価高騰の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組みの推進

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】【内閣府 地方創生推進事務局】

【経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課】

【経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室、燃料部 石油流通課】

【経済産業省中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課、小規模企業振興課、経営支援課、事業環境部 金融課、取引課】

【提案事項】 **予算創設** **予算拡充**

電気料金や物価の高騰、新型コロナの影響長期化等により厳しい経営環境が続いている事業者の事業継続、将来の持続的発展につなげるため、

- (1) 電気料金の値上げや物価高騰による事業者の収益圧迫に対し、「**価格激変緩和対策**」「**適正な価格転嫁の実現に向けた取組み**」を充実強化していくとともに、「**エネルギー購入費用を節減するための設備投資**」「**物価高騰に負けない消費の喚起**」などの施策を講じること **新規**
- (2) 新型コロナの影響長期化により収入減少が続く事業者の「**資金繰り**」や「**事業再構築**」への支援を講じること、また自治体が行う「**商工団体の体制拡充**」を支援するとともに、「**独自の資金繰り支援策により生じる財政負担**」に対しても長期的支援を講じること
- (3) ポストコロナにおいて対応すべき課題（**人口減少・持続可能な社会づくり等**）に向けた取組み（**DX・GXの推進等**）への支援を講じること

【提案の背景・現状】

- 電気料金の値上げなど物価の高騰が、地域経済に深刻な影響を及ぼしており、新型コロナの影響の長期化と相まって、倒産や廃業などが増加する恐れがある。
- コロナ関連融資を活用した多くの事業者では、既に償還を開始している状況にある。現時点では、概ね順調に償還を進めているが、物価高騰など厳しい経営環境が続けば、多くの事業者で計画通りの償還が困難となることが想定される。

【山形県の取組み】

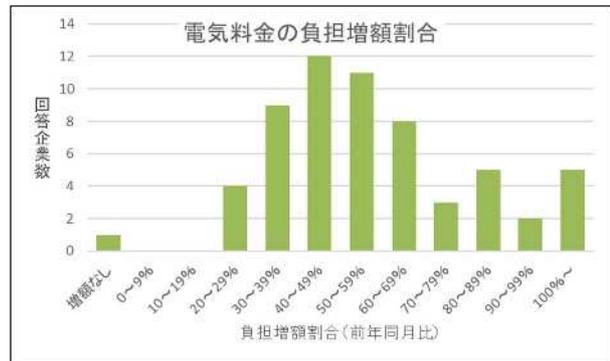
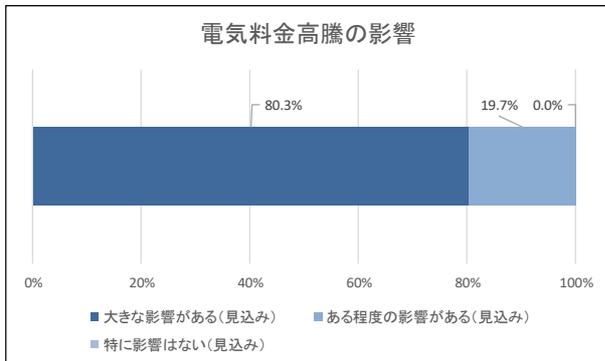
- 資金繰り支援として市町村・金融機関と連携した10年間無利子・無保証料での融資を行った。また、原油価格・物価高騰緊急支援給付金等の給付を行った。
- 令和5年度も電気料金の値上げや物価の高騰に関する金融相談や金融支援、中小・小規模事業者のDX・GX推進に対する支援、燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者への支援、商工団体の経営指導体制強化等の施策を展開している。

【解決すべき課題】

- 電気料金の値上げや原油価格の高騰に対し、**価格自体を抑制する激変緩和策等の施策**を講じる一方で、**事業者のコスト削減のための取組み**への支援や、**電気料金などエネルギーコスト分も含めた適正な価格転嫁**を実現していく必要がある。
- 地方創生臨時交付金を原資とする基金の設置年限（5年）を超える期間（R8～R12）の利子・保証料の補給は自治体負担となっており、自治体の新たな施策展開の妨げとなっている。**後年度負担を軽減する長期的財政支援**が必要である。
- ポストコロナにおいて事業者がDX・GXの推進など新たな経営課題に果敢にチャレンジするため、**前向きな取組みに対する財政支援**が必要である。

■ 電気料金値上げに係る企業への影響等について

県内61事業者（製造業）への聞き取り調査によると全ての事業者に影響が広がっており、中でも8割を超える事業者が「大きな影響がある」と回答。
料金の増加割合は3割～7割と回答した企業が多い。



*出典 令和4年12月 県産業創造振興課調べ

■ 電気料金値上げや物価高騰等のコスト上昇への支援として想定される施策の例

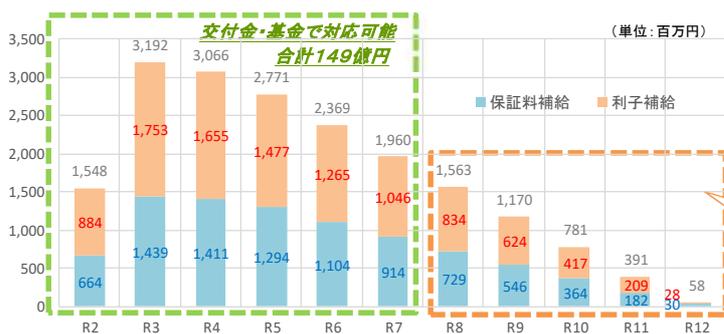
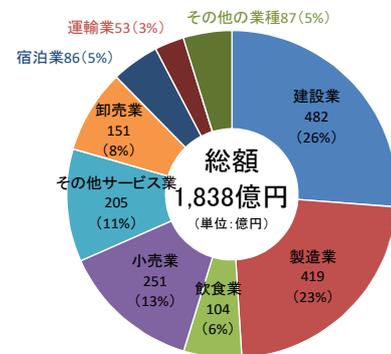
- ① 電気料金や燃料代の激変緩和策の拡充・継続
- ② 財政対策（給付型支援や低利融資等の金融支援）
- ③ 企業の省エネ設備や自家消費型電力設備導入への支援
- ④ 適正な価格転嫁実現のための経済界への働きかけ、パートナーシップ構築宣言の普及

■ 自治体独自の融資制度（山形県商工業振興資金「地域経済変動対策資金」）

〔制度概要〕

- ・ 新型コロナの影響で、売上が前年比▲30%以上の中小企業者に10年間無利子・無保証料で運転資金を手当する融資制度(令和2年3月16日～令和2年8月31日)
- ・ 県、市町村、金融機関、信用保証協会が負担することで中小企業者の利子及び保証料の負担をゼロとするもの

〔融資実績〕



自治体の負担が必要 合計40億円

R8～R12の利子補給・保証料補給は、交付金による基金では非対応

〔償還の状況〕(令和5年3月末現在)

| | 件数 (全体に占める割合) | 金額(百万円) (全体に占める割合) |
|-----------------|---------------|--------------------|
| 本融資制度の活用(全体) | 7,487件 | 183,821 |
| ①うち借換資金の借入による対応 | 62件 (0.8%) | 847 (0.5%) |
| ②うち条件変更による対応 | 224件 (3.0%) | 5,259 (2.9%) |
| ③うち代位弁済となったもの | 56件 (0.7%) | 984 (0.5%) |
| 小計(①～③) | 342件 (4.6%) | 7,090 (3.9%) |

山形県担当部署：産業労働部 産業創造振興課
商業振興・経営支援課

TEL：023-630-2134
TEL：023-630-3950

中心市街地・商店街の再生に向けた支援の充実・強化

【経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室】

【中小企業庁経営支援部 商業課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

新型コロナによる経済への影響や、経営者の高齢化による後継者問題等により、**商店街を構成している小売業、飲食業、生活関連サービス業等の休業・廃業等により、商店街そのものが存続の危機にさらされている。**

商店街の維持はその地域に暮らす住民に対する生活に密着したサービス提供や地域の活力を維持する点からも不可欠であり、持続的発展を図るためには、中心市街地・商店街の再生に向けた取組みへの支援の充実・強化が不可欠であることから、

- (1) 商店街の活性化を担う**中核となる人材の育成**を図るため、対象地域を増やすなど支援制度を充実させ、**中核となる人材の定着**を図るための**財政支援制度を創設**すること **新規**
- (2) 中心市街地活性化基本計画に基づく、**ソフト・ハード両面の新たな支援制度を創設**すること
- (3) 商店街の存続に向け、街路灯・防犯カメラ等の共同施設の整備や維持等に係る運営経費、イベント開催等の消費喚起事業への支援など、**商店街に対する政府の支援を充実**させること

【提案の背景・現状】

- コロナ禍でのインターネット販売の普及・定着に加え、経営者の高齢化、人口減少によるマーケットの縮小等により、商店街等において、空き店舗の増加や加盟店舗の減少が課題となっており、共同施設の維持や消費喚起事業等の商店街活動に支障が出るなど、中心市街地・商店街の衰退が進み存続が危ぶまれている。

【山形県の取組み】

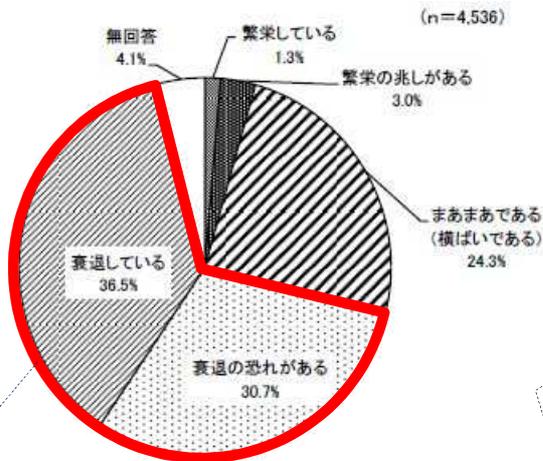
- 中心市街地活性化基本計画を策定するために必要な事業及び作成した計画に基づく事業実行への立上げを市町村と連携して支援している。
- 商店街等が行う、商店街の強みを活かし地域の住民等が期待する多様なニーズに応えるために取り組む新たな事業やセール等の消費喚起事業に対し、市町村と連携して支援している。

【解決すべき課題】

- 商店街経営者の高齢化が進んでおり、商店街活性化の中核となる人材の育成が急務となっているほか、**中核となる人材を定着させるための財源を商店街では独自に捻出できない**ため、定着に向けた財政支援が必要である。
- 中心市街地・商店街の活性化を図るための計画の策定とその実現に対する**中心市街地活性化法等に基づく経済産業省の支援制度が必要**である。
- 商店街の存続のため、**イベント開催等の消費喚起事業や商店街の運営経費等への支援**が必要である。

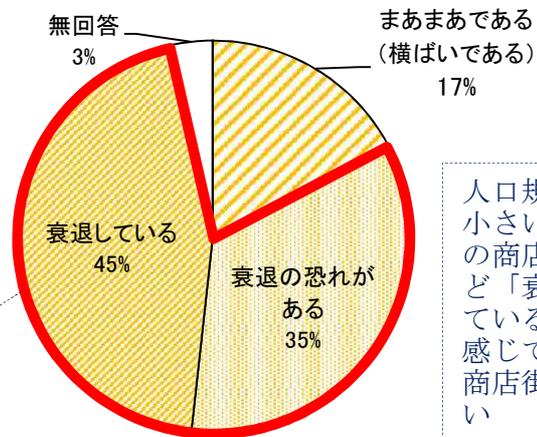
《令和3年度商店街実態調査（中小企業庁）》

商店街の最近の景況 全国



「衰退している」、「衰退の恐れがある」が全体の約7割を占める

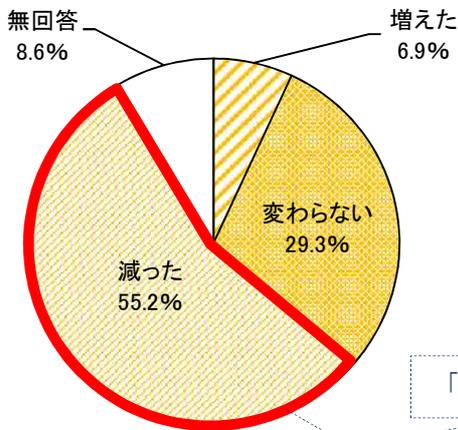
商店街の最近の景況 山形県



「衰退している」、「衰退の恐れがある」が全体の約8割を占める

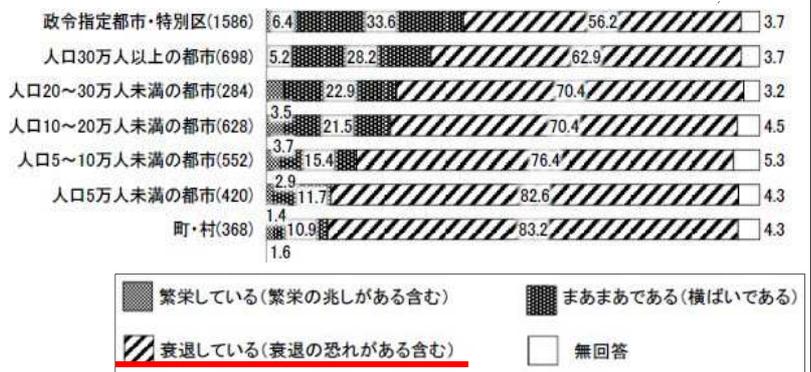
人口規模の小さい都市の商店街ほど「衰退している」と感じている商店街が多い

最近3年間の組合員数の変化 山形県



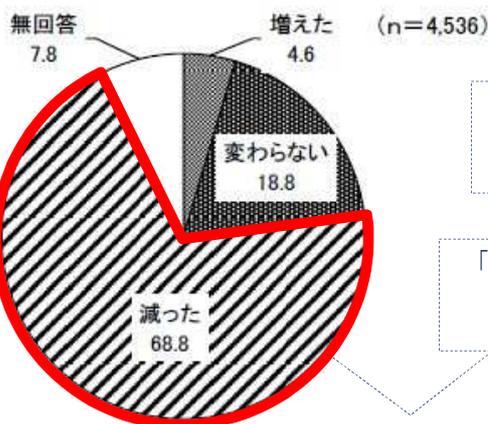
「減った」が約6割を占める

商店街の最近の景況(人口規模別) 全国



【会員数平均】
R3:24.0人 ← H30:30.2人

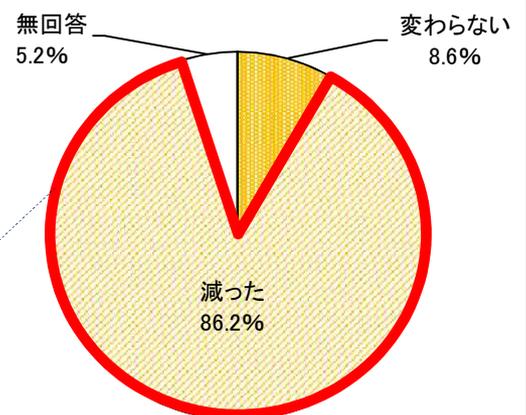
最近3年間の来街者数の変化 全国



「減った」が約9割を占める

「減った」が約7割を占める

最近3年間の来街者数の変化 山形県



観光産業の本格的な復活に向けた地方への支援の充実・強化

【国土交通省観光庁観光産業課、国際観光部国際観光課、参事官（外客受入）、観光地域振興部観光地域振興課、観光資源課】

【提案事項】 制度創設 制度改正 予算拡充

政府の新たな観光立国推進基本計画の目標（2025年）達成のためには、地方の観光産業を一気呵成に復活させることが不可欠であることから、

- (1) 地方・平日限定のクーポン発行など、**地方への旅行に対するマインド醸成や分散化を促進する観光需要喚起策を実施すること**
- (2) 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」に関し、**十分な財源を確保するとともに、地域経済を支える小規模観光事業者が活用しやすいよう要件を緩和すること**
- (3) 地域への高い経済効果が期待できる海外富裕旅行者の受け入れに向けた上質な宿泊施設の誘致支援など、**外国人観光客を地方に誘導するための施策を強力に展開すること**

【提案の背景・現状】

- 行動制限の緩和や「地域観光事業支援」の実施等により、全国的な観光入込は回復傾向にあるが、**本県を含む地方では、未だコロナ禍前には及ばない状況にある**。また回復に伴い、**平日と休日の宿泊者数に大きな乖離が生じている**。
- 宿泊業は地域経済の重要な担い手だが、施設数は減少傾向である上、小規模事業者が多く、人手不足や電気料高騰等により大きな影響を受けており、支援が必要である。一方、政府の高付加価値化事業は、**事業者負担や複数事業者一体での申請が要件となるなど、小規模事業者には対応できない場合がある**。
- 国内の外国人延べ宿泊者数に占める**東北シェアは極めて低い**。また高い観光消費額が期待できる**海外富裕層が宿泊する上質な施設が地方では不足している**。

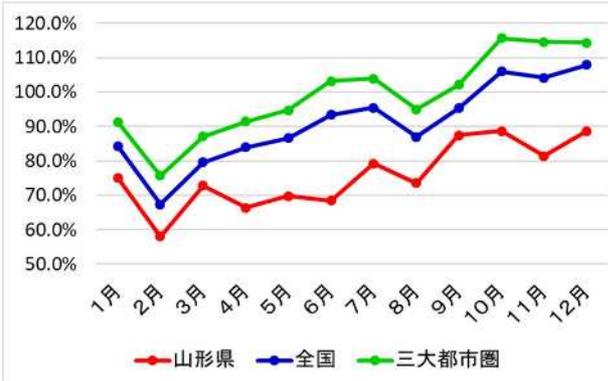
【山形県の取組み】

- 「地域観光事業支援」等を活用した宿泊割引キャンペーンの実施により、**旅行の分散化を図りながら、落ち込んだ観光需要の底上げを図ってきたところ**。
- 小規模観光事業者の事業継続と発展に向け、**施設のデジタル化やDX等による経営効率化、高付加価値化に向けた取組みへの支援を行っている**。
- 本県には、出羽三山等の精神文化や、蔵王の樹氷等の自然、美食・美酒など、海外に訴求力のある豊富な観光資源があり、**ターゲットに合わせたプロモーションや受入環境整備など、官民連携による誘客促進を図っている**。

【解決すべき課題】

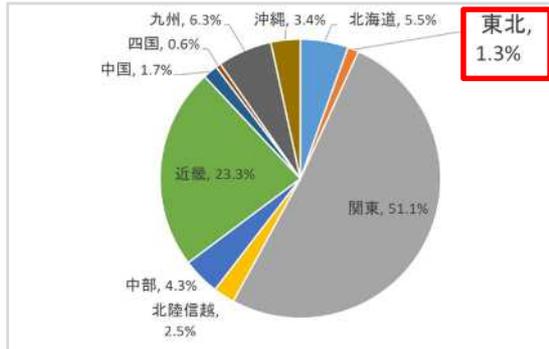
- 地方における平日の観光需要の喚起・拡大を図ることで、**持続可能な観光産業を復活する必要がある**。
- 小規模観光事業者における**デジタル化・高付加価値化を一層促進し、観光消費額の拡大を通して、地域全体の発展に繋げる必要がある**。
- 政府の目標（訪日外国人旅行者数の2019年水準超え）達成のためには、**大都市圏のみならず、地方への外国人観光客の誘客に集中的に取り組む必要がある**。

【令和4年の日本人延べ宿泊者数（令和元年比）の推移】



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2022)」(速報値)
 ※三大都市圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の合計

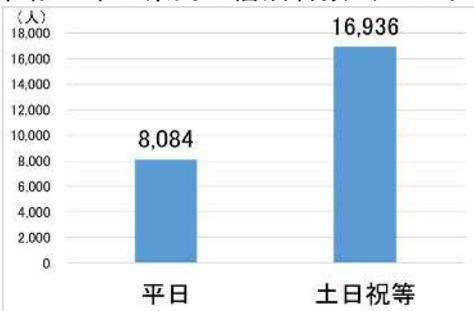
【外国人延べ宿泊者数の地域別割合】



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2022)」(速報値)

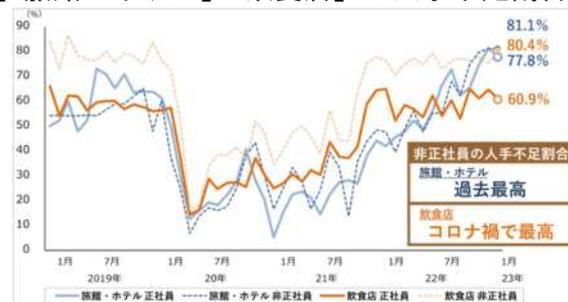
令和4年の延べ宿泊者数は徐々に回復傾向にあるが、令和元年比の推移を見ると、本県は全国平均や三大都市圏を下回る。また、外国人延べ宿泊者数の東北シェアは極めて低い。

【令和4年の県内の宿泊者数（1日平均）】



(出典) 日本観光振興協会「観光予報プラットフォーム」

【「旅館・ホテル」「飲食店」の人手不足割合推移】



(出典) 帝国データバンク「人手不足に対する企業の動向調査(2023年2月)」

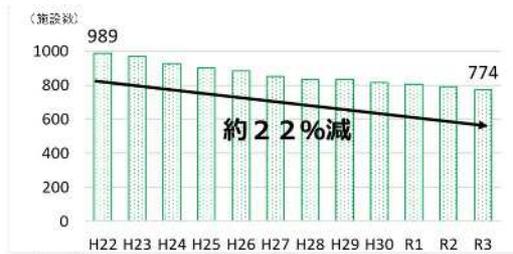
コロナ禍からの回復に伴い、平日と休日の宿泊者数に乖離が生じている。加えて、人手不足の状況も深刻。

【県内の従業者数別宿泊施設数（令和4年12月）】



(単位:施設数)
 (出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2022)」(速報値)

【県内の宿泊施設数の推移】



(出典) 厚生労働省「衛生行政報告例」

本県における宿泊施設は、その7割以上が従業者数10人未満の小規模な事業者が占めており、また施設数自体も年々減少している。



(出羽三山山伏修行体験)



(やまがた出羽百観音プロジェクト)



(世界の蔵王プロジェクト)

特色ある文化資源を活かした地方創生の推進

【文部科学省 文化庁 政策課、文化資源活用課】

【提案事項】 **予算拡充**

- 地域の文化資源を活かした文化プログラムの展開や、文化財を観光資源として活用する取組みは、地方創生に大きく寄与するものであるため、
- (1) 地方の特色あるオーケストラや美術館、文化財などの優れた文化資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組みへの支援を充実すること
 - (2) 外部専門家による伴走支援など、文化活動の維持や活性化を担う地域人材の確保・育成に対する支援事業を新たに創設すること **新規**
 - (3) 文化財を確実に次世代に継承するため、所有者等が行う保存修理及び維持管理への助成支援に係る財源を十分に確保するとともに所有者の負担軽減のため補助率の引上げを図ること

【提案の背景・現状】

- 文化団体及び文化施設等による自主・自立的な優れた文化芸術の鑑賞機会の創出や国内外への本県文化の魅力発信を展開するため、文化庁補助金を活用した取組みを進めているが、要望額に対する採択率が低く推移している。
- 住民参加による文化活動の活性化を地域活力の創出に繋げていく役割を担う専門人材が不足しており、地域の文化活動の衰退や継承の機会の喪失が懸念されている。
- 支援対象である山形県内の国指定文化財が年々増加することに加え、雪国特有の事情等により保存修理や維持管理の費用が増大する構造の中、令和5年度の国庫補助では、要望に対してこれまでにない大幅な減額調整が行われた。国指定文化財への助成支援に係る財源不足により事業期間の延長を余儀なくされるケースや、所有者負担が大きく適時適切な修理ができない状況にある。

【山形県の取組み】

- 山形交響楽団をはじめとする県内の文化団体及び文化施設等との連携による山形県文化芸術交流発信事業を展開し、県民の良質な文化芸術鑑賞機会の創出や、本県の魅力発信及び交流の拡大に取り組んでいる。
- 地域の文化活動や地域住民による文化交流を維持するため、その役割を担う地域文化コーディネーターの育成に着手したところである。
- 山形県文化財保存活用大綱に掲げる「文化財の保存と活用の好循環」に向けた取組みとして、本県を代表する精神文化である出羽三山や山寺、慈恩寺などを観光振興や地域づくりなどに積極的に活用するとともに、国指定文化財の保存修理に対する本県独自の上乘せ補助等を行っている。

【解決すべき課題】

- 財政規模が小さい地方において文化活動の維持や活性化が喫緊の課題となっていることから、その役割を担う地域人材の確保・育成については、国が先導的に進めていく必要がある。
- 地方創生実現の重要資源である貴重な文化財の次世代への継承と積極的な活用には、計画的な保存修理等がベースであり、そのための助成支援に係る財源の十分な確保と所有者の費用負担の軽減が必要である。

山形県文化芸術交流発信事業

山形県内の文化芸術団体等と連携し、文化資源を活かした事業の展開により、県民の良質な文化芸術鑑賞機会を創出するとともに、山形県の魅力発信、交流の拡大を図る取組み

山形交響楽団

親子向け演奏会、オーケストラの日など誰もが気軽に楽しく音楽に親しむ機会の創出や重要文化財である文翔館を会場に演奏会を開催し、観光誘客、地域活性化を図る。



県生涯学習文化財団

参加型で文化を身近に感じてもらえるような企画を実施。また、山形交響楽団と小中高生アマチュア団体との合同演奏会等を開催し、文化芸術の担い手育成につなげる。



連携

山形美術館

優れた美術作品や本県の歴史文化を紹介する展示を実施し、本県の魅力を発信。



弦地域文化支援財団

本県ゆかりの劇団の公演、さくらんぼの日にちなんだコンサートの開催等による本県の魅力発信、県外との文化交流につながる事業を展開。



山形県における国指定文化財の保存修理等を取り巻く状況

平成26年度～令和5年度の10年間で11件増加

(近年の主な指定文化財)

- ・旧東田川郡役所及び旧郡会議事堂 (R4.12 審議会答申)
- ・山居倉庫 (R3)
- ・小山崎遺跡 (R2)
- ・旧柏倉家住宅 (R2)
- ・館山城跡 (H28)
- ・慈恩寺旧境内 (H26) など



山居倉庫

※国指定文化財件数 170件(令和5年2月現在)

雪国特有の経費増加



雪による
工事期間
の長期化



豪雪による
損傷・劣化



文化財の活用例



羽黒山 五重塔

出羽三山にまつわる文化を親子で体験し、その価値や魅力を発見する「親子伝統文化体験事業」を実施しています。

日本遺産
出羽三山「生まれかわりの旅」



山寺 立石寺根本中堂

山寺を愛する外国語ガイドチーム“Yamaderans”が、観光で訪れた海外の方々に、山寺の歴史とその魅力を伝えています。

日本遺産
山寺が支えた紅花文化

山形県担当部署：観光文化スポーツ部

文化スポーツ振興課
博物館・文化財活用課

TEL：023-630-2283
TEL：023-630-2012

いきいき雪国やまがたの実現に向けた 総合的な雪対策の推進

【総務省 自治行政局地域自立応援課】
【国土交通省 国土政策局地方振興課】
【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改正** **制度創設**

短期集中的な降雪から住民の生命と財産を守る「雪に強いまちづくり」を推進するとともに、**高齢化を伴う人口減少に対応した、持続可能な地域除排雪体制を構築**するため、

- (1) 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、本県のように独自の交付金制度を有する道府県に対しては、**当該各地域が定める要件で活用可能な支援内容**となるよう、制度の見直しを図ること
- (2) 高齢者世帯の間口除雪など、地域の実情に応じた多様な除排雪の取組みが効果的・継続的に展開されるよう、**広域で登録・マッチングが可能な除雪ボランティアを活用できる仕組みを創設**すること
- (3) 県民の雪害事故防止や除排雪作業の負担軽減につながる**デジタル技術等のイノベーションの創出及び研究体制の強化**を図ること

【提案の背景・現状】

- 全国有数の豪雪県である本県は、高齢化や過疎化が急速に進行しており、除排雪作業に係る負担の増加とともに、**高齢者を中心に雪害事故が多数発生**している。
- そうした中、政府は、本県を含む地方の雪対策に関する実情を受け止め、令和3年度「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を創設している。

【山形県の取組み】

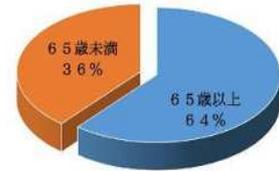
- 平成30年12月に総合的な雪対策の条例としては東日本で初めてとなる「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定。令和2年3月には条例に基づき第4次雪対策基本計画を策定し、雪に関する施策を総合的に展開している。
- 地域における多様な雪対策の促進に向け、「いきいき雪国やまがた推進交付金」（平成24年度創設）による市町村への支援や、ボランティアの登録制度による担い手確保に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用し、市町村と連携しながら雪対策を進めたいと考えている。現行の制度では、地域安全克雪方針の策定が必須であり、かつ、試行的取組みにのみ活用可能であるため、今後、既に雪対策事業を実施している**市町村が幅広く活用できる仕組みとするべきである**。
- 広域ボランティアのマッチング支援、高齢化が進む地域の実情に応じた除排雪体制の仕組みづくりの促進が大きな課題である。
- 雪害事故防止や作業の負担軽減の観点から、デジタル技術等のイノベーションの創出及び防災科学技術研究所雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所や大学等を活用した、地域密着型の研究体制についての強化が求められている。

山形県における雪害事故の発生状況（過去10年間）

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 死傷者数 | 167 | 102 | 139 | 48 | 92 | 170 | 67 | 14 | 191 | 193 |
| うち死者数 | 14 | 3 | 7 | 3 | 5 | 16 | 10 | 0 | 14 | 12 |



<雪害事故の年齢割合（過去5年間）>
 ・雪害事故の被害者のうち約3/4が高齢者



いきいき雪国やまがた推進交付金

地域の実情に的確に対応した雪対策を推進するため、市町村が計画的に実施する取組みを支援

特徴1 安定的・継続的な財源の確保

| | | |
|------------|----------|---|
| 克雪対策事業分 | : 80 百万円 | } 平成24年度より支援。 令和5年度は合計91百万円 を県一般財源にて措置。 |
| 利雪・親雪対策事業分 | : 5 百万円 | |
| 豪雪対策枠 | : 6 百万円 | |

特徴2 多様な交付対象事業

| | | | |
|------------|--------------------|----------------|---------------------|
| 克雪対策 | 要援護者対策 | 克雪対策 | 園芸産地雪害防止取組促進 |
| | 地域のボランティア導入 | | 道路除雪担い手確保 |
| | 住民からの除雪依頼への対応向上 | | 消融雪設備等導入支援 |
| | 地域一斉除排雪 | | ICTを活用した除排雪の省力化・効率化 |
| | 除排雪資機材整備 | 利雪親雪 | やまがた雪文化マイスター活動推進 |
| | 空き家対策 | | 雪を活用した観光誘客支援 |
| | 排雪場所確保 | | 雪を活かした地域づくり推進 |
| | 流雪溝利用適正化 | その他、雪対策を推進する事業 | |
| 生活道路等共同除排雪 | 豪雪時は「豪雪対策枠」による追加交付 | | |

同交付金は、**県内全35市町村に活用**されており、市町村からは、少額であっても支援メニューが幅広く使い勝手の良い制度であると評価されている。

雪国技術イノベーション

企業の製品開発の後押しをするため、令和元年度から産学官連携した雪国技術イノベーション研究会を開催。日東電工(株)では、雪や氷がテープの表面を滑り落ち、壁や屋根の着雪・落雪を防止できる「滑雪テープ」の実証実験を県内で実施中（酒田市・上山市）



（上山市での実証実験）

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）】
【総務省自治行政局財政課】

【提案事項】 **制度改革**

現行の被災者生活再建支援制度の適用基準では、被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合や被災者間に不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) **支援金の支給対象を半壊まで拡大すること**
- (2) 全壊等に対する被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた**全ての市町村を一体として支援すること**
- (3) 県と市町村が共同で行う**独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置について、対象を市町村にも拡大すること**

【提案の背景・現状】

- 令和元年の山形県沖を震源とする地震では、940棟の住宅が被災し、同年の東日本台風では、本県を含め広い地域で被害が発生した。また、令和2年7月豪雨では住家被害が777棟、最大約1万人が避難し災害救助法を適用した。
- これらの災害により、県内で大きな被害が生じたにも関わらず、被災者生活再建支援法の基準を満たす市町村はなく、生活再建にあたり大きな負担となった。
- 更には、昨年8月の豪雨では、752棟の住家被害が12市町で確認されたものの、被災者生活再建支援法が適用されたのは2町にとどまり、同一災害でも、市町村毎の被害状況の違いにより、法適用に差が出る結果となった。

【山形県の取組み】

- 令和元年の山形県沖を震源とする地震及び東日本台風では半壊以上の被害となった世帯に対して、**県独自の見舞金を支給**した。令和2年7月豪雨では、見舞金の支給対象を**床上浸水まで拡大**し、222世帯に対して支給した。
- 山形県沖を震源とする地震では、生活を再建するうえで極めて重要である住宅の復旧について、被害の状況を踏まえ、**新たに、県・市町村による独自の「被災住宅復旧緊急支援事業」を実施し、被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。**
- 被災者間に不均衡が生じないよう、令和4年11月に、**政府の制度を補完する県と市町村が連携した独自の被災者生活再建支援制度を創設し、令和4年8月の豪雨災害の被災者から適用・支援している。**

【解決すべき課題】

- 半壊の場合、相応の費用がかかる場合があるにも関わらず、支援金の支給対象外となり迅速な生活再建に結び付かないため、**適用範囲を見直す必要がある。**
- 複数の都道府県・市町村に関係する災害にも関わらず、対象区域の適用基準次第で、制度が適用される市町村とされない市町村とが発生し、**被災者間に不均衡が生じる事例があるため、対象区域の適用基準を見直す必要がある。**
- 早期の生活再建のため、政府の制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、**特別交付税措置については都道府県のみとなっている。**

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

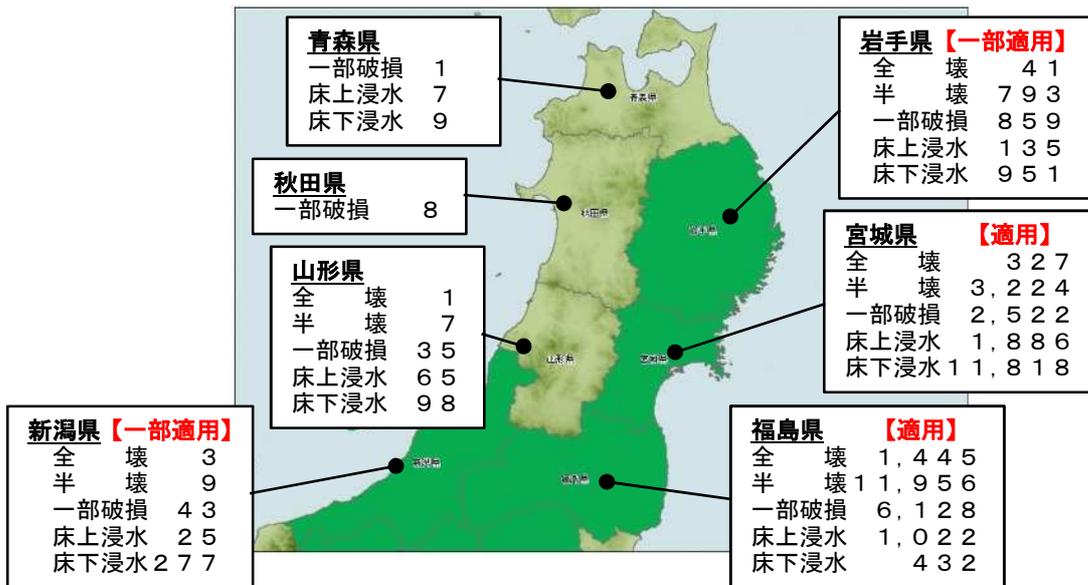
住宅の屋根瓦が破損・落下し、ブルーシートによる応急対応を実施（鶴岡市小岩川）



屋根瓦が落下した住宅と屋根瓦（鶴岡市小岩川）



令和元年東日本台風による被害状況及び適用状況（令和4年3月2日現在：最新報）



令和2年7月豪雨



冠水した道路と住宅の浸水被害（河北町押切）

令和4年8月の豪雨



落橋した大巻橋（飯豊町小白川）

鳥海山の観測体制の拡充、火山避難施設整備及び津波防災対策に係る財政支援の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、同（防災計画担当）】
【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】【総務省消防庁消防・救急課】
【国土交通省総合政策局、都市局、水管理・国土保全局】
【気象庁 地震火山部 管理課、火山監視課】

【提案事項】 **予算拡充**

常時観測火山における火山噴火や日本海沿岸地域における津波など、本県で想定される災害発生時に被害の防止・軽減を図るため、

- (1) 本県の**常時観測火山（鳥海山）における観測体制の充実・強化**に取り組むこと
- (2) 突発的な噴火から身を守るために必要な、退避壕や退避施設等の**避難施設整備に対する財政支援を拡充**すること
- (3) **津波防災対策への財政支援を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 本県の常時観測火山である鳥海山では、国内有数の広い想定火口域に対応した**十分な観測機器や避難施設が設置されていない**。
- 御嶽山の噴火災害の教訓等を踏まえ、平成 27 年 7 月に活動火山対策特別措置法が一部改正され、火山監視観測体制の充実や噴火に備えた施設の整備などを推進することとされた。
- 津波防災地域づくり法に定める推進計画の作成については、市町村に対する財政支援がない。

【山形県の取組み】

- 県内では、火山毎に設置した火山防災協議会において、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、警戒避難体制の検討を行っている。
- 平成 27 年 10 月に蔵王山、平成 30 年 5 月に吾妻山、平成 30 年 10 月に鳥海山において、噴火警戒レベルに応じた周辺住民、登山者・観光客等を対象とした避難計画を策定した。
- 平成 31 年 3 月に東北初となる津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を遊佐町で行い、令和 2 年 3 月には酒田市・鶴岡市で指定した。
- 県では、津波災害警戒区域指定市町による避難路整備、避難誘導案内標識や避難路への夜間照明の設置に対し、独自の補助を実施している。

【解決すべき課題】

- 鳥海山の広い想定火口域に対応するための**監視カメラや地震計の増設が必要**である。
- 鳥海山において、避難施設となる山小屋の屋根の補強や退避壕等の設置が必要であるため、**消防防災施設整備費補助金の避難施設整備に係る補助率の引上げ等、財政支援の拡充が必要**である。
- 津波からの避難場所・避難路の整備について国庫負担割合の引上げや対象の拡大、市町村の推進計画作成のための財政支援の拡充が必要である。

庄内平野から望む鳥海山



<火山観測用望遠カメラ>



<退避壕（アーチカルバート型）>

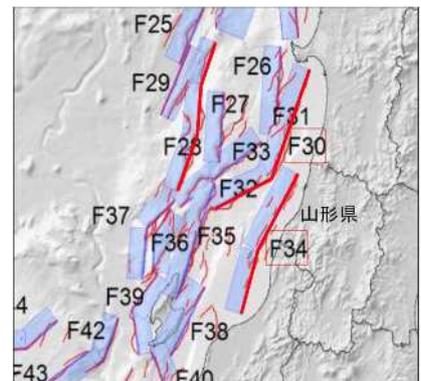


<鳥海山における強化が必要な観測機器の設置位置>



<津波発生時における避難行動パターンの比較による県内の人的被害の差異（死者数）>

| 避難行動パターン | 単位 | F30断層 | | | F34断層 | | |
|---|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 |
| 津波影響人口 | 人 | 10,280 | 11,710 | 10,630 | 10,250 | 11,410 | 10,480 |
| 人的被害(死者) ④早期避難者比率 が低い場合 | 人 | 2,610 | 3,070 | 2,830 | 5,060 | 3,130 | 4,580 |
| 人的被害(死者) ①全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合 | 人 | 130 | 190 | 240 | 960 | 260 | 660 |
| 減少率 (小数点以下四捨五入) | % | 95 | 94 | 92 | 81 | 92 | 86 |



災害対応力を強化するための男女双方の視点による 防災対策への支援

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）】

【内閣府男女共同参画局総務課】

【総務省消防庁国民保護・防災部防災課、地域防災室】

【提案事項】 **予算創設**

防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることも重要であることから、

- (1) 防災分野への女性の参画や登用を促進するため、**各種媒体による周知・啓発**を持続的に行うなど、**機運の醸成**を図ること
- (2) 避難生活での男女のニーズの違いに配慮した**避難所における安全・安心を確保するための生理用品などの備蓄や女性用トイレの設置といった環境整備に対する支援制度を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 本県でも令和2年7月や令和4年8月の豪雨災害において、避難所の開設を経験したことを受け、各市町村へアンケートを実施した結果、乳児用ミルク・生理用品などの備蓄や、授乳スペースや間仕切りの設置といったプライバシーの確保など、施設面で格差が生じ、**女性への配慮が課題**となった。
- 女性をはじめ、すべての人が平等に安全で健康的な避難生活を送りやすい設備や環境づくり（例：授乳室や着替え室の設置のためのパーテーション、夜間照明など）が必要であり、**防災分野における女性の参画**やその**機運の醸成**を図っていく必要がある。

【山形県の取組み】

- 防災主管課と男女共同参画主管課が連携し多様な視点からの避難所運営のポイントをまとめたチラシ「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」を作成し周知・啓発に取り組んでいる。
- 「ダイバーシティ防災」に関する県防災フォーラムやセミナーの開催、県防災士会による「防災に関わる女性の視点 意見交換・交流会」を開催し周知・啓発を行っている。

【解決すべき課題】

- 避難所における施設面での格差をなくすため、**避難所の安全・安心を確保する備蓄や設備への支援が必要**である。
- 災害対応において、特に避難所運営については、自主防災組織を始めとした住民主体の運営が基本となる中、**女性と男性では災害時に受ける影響に違いがあることについての周知・啓発が必要**である。
- 自主防災組織などの防災分野は、従来の自治会ベースで構成されるなど、中高年層の男性が多く、女性の声を届けにくいいため、**防災分野における女性の参画や登用の必要性について、粘り強く持続的に啓発活動を続けていく必要がある。**

◎防災主管課と男女共同参画主管課が連携し作成したチラシ

「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」

男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり
安全・安心な避難所運営のために
 ～お子さん、妊婦、高齢者、障がいがある方への配慮をお願いします～



避難所の運営体制に男女双方が参画



避難者の心身の健康の維持のため、男女双方のニーズにきめ細かく対応できるように、管理責任者に女性も配属しましょう。

衛生環境・コロナなど感染症の予防



食事の前やトイレの後の手洗い、こまめな消毒・換気、マスクの着用、三密の防止などに心がけましょう。

性別による役割分担の偏りをなくす



「責任者やリーダーは男性、食事づくりは女性」など、性別で役割を固定していませんか？できる人が分担・協力しましょう。

男女別の更衣室・授乳室・おむつ替えスペースの設置



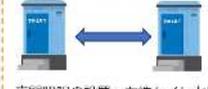
老若男女が共同生活をする避難所では、安心して着替えや授乳ができるスペースが必要です。

乳幼児のいる家庭、介護・介助が必要な人のためのエリア



高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、配慮が必要な人のための優先スペースを設けましょう。

安全で行きやすい男女別のトイレ



夜間照明の設置、女性トイレと男性トイレの場所は離すなど、安全面に配慮しましょう。多目的トイレも確保しましょう。

DV、性犯罪、性暴力を防止する環境整備



女性だけでなく、子ども（男女）も被害者になる場合があります。巡回警備、2人以上での行動を呼びかけるなど、安全を確保しましょう。

避難者名簿の作成と個人情報の取り扱い



避難者の情報管理は支援を行う上で重要です。DV防止等のため、個人情報の管理は徹底しましょう。

女性用品（生理用品、下着等）は女性が配布

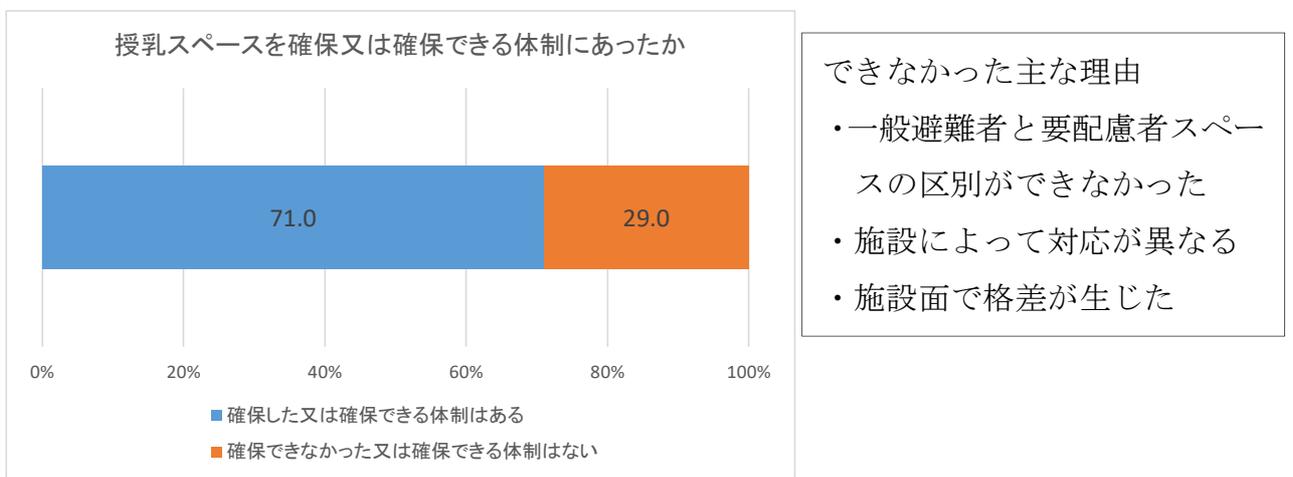


女性用品の配布は男性には伝えづらく、また受け取りづらいため、女性が行いましょう。

相談・連絡先など

【作成】山形県 防災くらし安心部・子育て若者応援部 (R2.9)

◎令和2年7月豪雨における避難所運営に関するアンケート結果



山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課
 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

TEL：023-630-2230
 TEL：023-630-2674

消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充等

【総務省消防庁 消防・救急課、地域防災室】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

全国的に自然災害が頻発化・激甚化する中、迅速かつ的確な対応のためには、地域の消防力の充実・強化が必要であることから、

- (1) 消防団員の報酬について地方交付税措置を拡充するとともに、年々減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団協力事業所に対する税制優遇制度を創設すること。
- (2) 消防学校の教育訓練用資機材及び実践的訓練施設の整備並びに市町村の消防防災施設の整備に対する補助制度の拡充を図ること。

【提案の背景・現状】

- 令和3年4月の消防団員報酬等の基準策定に伴い地方財政措置が見直され、一般団員に係る普通交付税が拡充されたが、特別交付税は従前どおりとされた。面積が広大で集落が点在する県内市町村では、多くの団員を確保する必要があるため、実際の消防団員数に見合った交付税措置を求める声が上がっている。また、団員の被雇用者割合が8割を超える中、消防団活動の活性化のためには企業等の理解・協力が不可欠であるため、消防団協力事業所の増加に向けて、市町村からは、幅広い業種に恩恵が及ぶ税制優遇についての要望が寄せられている。
- 消防学校への財政措置は、一部を除き交付税措置であり、教育訓練用資機材や実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）など実践的訓練施設の整備財源の確保に苦慮している。また、市町村が整備する耐震性貯水槽の補助基準額は、実際の整備費を大きく下回っており、整備促進に向けて十分な支援とは言えない。

【山形県の取組み】

- 令和5年4月1日現在、県内で国基準どおりの年額報酬としているのは、35市町村のうち25市町村。また、消防団協力事業所に対して、入札優遇措置を県及び12市町村で導入している。なお、県独自の団員確保策として、団員が県内登録事業所から割引等を受けられる「やまがた消防団応援事業」を実施している。
- 消防学校では、県内消防本部が設備を更新する際に県へ譲渡してもらい、再利用することにより、教育訓練の維持を図っている。

【解決すべき課題】

- 多くの市町村が、国基準に沿って処遇改善に取り組めるよう、市町村の財政力や地理的条件に応じた特別交付税措置の拡充など更なる支援が必要である。また、消防団協力事業所の増加には、税制の優遇が有効であるが、税収減に直結するため、各自治体における取組みを拡大していくためには、減収補てん措置を創設する必要がある。
- 消防学校の教育訓練の充実に向けた補助制度や起債制度の拡充に加えて、消防庁が整備を推進する実火災体験型訓練装置等については、消防大学校施設の開放利用も有効と考えられる。また、市町村の消防防災施設については、整備促進に繋がるような十分な補助が必要である。

■人口 10 万人あたり消防団員数（令和 4 年 4 月 1 日）

| | 市部（13市） | | | | 町村部（22町村） | | | |
|----|---------|--------|---------|----------------|-----------|-------|---------|----------------|
| | 自治体名 | 団員数 | 人口 | 10万人あたり 団員数 | 自治体名 | 団員数 | 人口 | 10万人あたり 団員数 |
| 上位 | 尾花沢市 | 546 | 14,913 | 3,661 | 大蔵村 | 251 | 3,030 | 8,284 |
| | 新庄市 | 1,107 | 34,127 | 3,244 | 鮭川村 | 319 | 3,979 | 8,017 |
| | 村山市 | 685 | 22,652 | 3,024 | 舟形町 | 346 | 5,016 | 6,898 |
| 下位 | 天童市 | 997 | 61,496 | 1,621 | 河北町 | 466 | 17,636 | 2,642 |
| | 米沢市 | 782 | 78,118 | 1,001 | 中山町 | 255 | 10,897 | 2,340 |
| | 山形市 | 1,447 | 242,284 | 597 | 山辺町 | 251 | 13,895 | 1,806 |
| | 市部計 | 13,690 | 848,163 | 1,614 | 町村部計 | 8,594 | 208,519 | 4,121 |

普通交付税の単位費用算定基礎では、基準として、人口 10 万人あたりの消防団員を 583 人としているが、本県では区域面積が広い自治体が多く、この場合、集落も点在していることから、当基準を大幅に超える団員数を確保している。

山形県独自の消防団員確保策【やまがた消防団応援事業（H28.11～）】



- 県内の消防団員へ「消防団カード」を交付し、消防団員が県内の登録店舗・事業所などでカードを提示すると各種割引サービスなどの特典を受けられる。
- 登録店舗・事業所数は 388（令和 4 年 3 月 31 日現在）

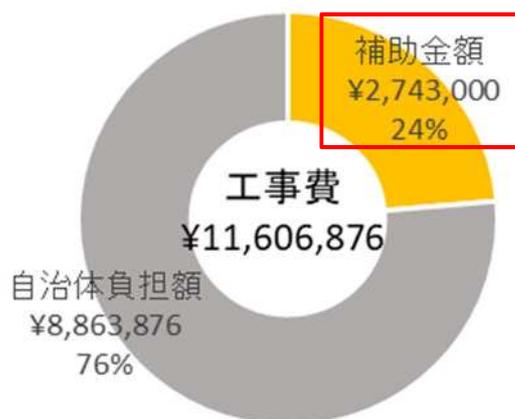
■消防学校訓練車両



救助工作車
H3.3 購入(32 年間使用)
取得価格 3,200 万円
新規購入価格 15,548 万円

- 教育訓練に使用する消防車両の中には高額な車両もあり、また、校舎も老朽化が進んでいる。
- 厳しい財政状況の中で、消防学校の施設・設備の整備費用捻出は難しい。

■耐震性貯水槽整備費用（山形県内市町村の例）



- 消防防災施設整備費補助金における耐震性貯水槽の補助基準額は、工事費に比べ低額。
- そのため、補助率は 2 分の 1 だが、補助金交付額は、工事費の 2～3 割程度にとどまっている。

中小企業・小規模事業者に対する災害復旧支援制度の創設

【経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課、小規模企業振興課】

【提案事項】 制度創設

近年、自然災害が頻繁に発生しており、激甚災害指定基準に満たない災害であっても甚大な被害を受けた中小企業・小規模事業者が多く存在する。こうした災害から地域が復興し、発展していくためには、被災事業者の迅速な事業再開による地域経済の回復が重要な課題であり、事業者が被災後の復旧や事業再開のために行う施設・設備等の更新に対し、**簡易な手続きで速やかに活用できる恒久的な補助事業制度を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 令和元年には山形県沖地震の発生により、庄内地域を中心に建物の損壊や製品落下による損害が多数発生し、令和2年及び4年においては、村山地域や置賜地域を中心とした豪雨災害により**建物や設備の浸水被害が多数発生し、それぞれ100を超える事業者が被害を受けた。**
- 近年の災害において、本県では中小企業者等の被害に係る激甚災害（本激・局激）の指定を受けていないものの、個々の事業者が甚大な被害を受けている事例もあり、そういった場合に事業者の復旧費用を補助する制度がない。

【山形県の取組み】

- 令和元年の山形県沖地震では、県の制度融資である商工業振興資金による無利子融資による金融支援や、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用した「山形県中小企業トータルサポ補助金」により、被災事業者の生産性向上等の取組みと設備の復旧を支援した。
- 令和2年7月豪雨では、低利融資による金融支援を行うとともに、中小企業庁の「なりわい再建補助金」を活用し、被災中小企業者の設備復旧を支援した。
- 令和4年8月の大雨では、発災直後に、低利融資による金融支援に加え、**当面の復旧支援として原油価格・物価高騰支援給付金において被災事業者への上乗せ支援を実施。**その後、令和5年度に「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を活用し、**被災した小規模事業者の設備の復旧等に対する補助事業「山形県中小企業パワーアップ補助金（被災事業者支援事業）」を創設。**

【解決すべき課題】

- 地域の復興のためには、地域産業の担い手である中小・小規模事業者が災害から復旧し、事業を継続させていくことが不可欠であることから、迅速な事業再開に寄与する、**施設や設備の復旧を補助する常設の災害復旧制度が必要**である。
- 地域全体の被害額が局地激甚災害指定基準に達しない場合でも、地域経済の中核を担ってきた事業者が甚大な被害を受け、地域経済に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、**個々の事業者の被害状況に応じた支援制度が必要**である。
- 経営体力に乏しく、自力での被災からの復旧が困難な中小・小規模事業者にとっては、被災したことで即事業継続困難となり、倒産や廃業に直結してしまう恐れがある。このことから、**災害救助法の適用により自動的に復旧支援事業が発動**するような、**支援制度が必要**である。

【本県における近年の災害及び政府による支援】

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|---|--------------------------------|
| | | R2豪雨災害 | R4豪雨災害 |
| 激甚災害 ※中小企業等の被害への適用 | 本激 (基準適用県) | ○ (熊本県) | × |
| | 局激 (基準適用相当県) | ○ (福岡県、大分県) | × |
| 災害救助法 (適用県) | | ○ (山形県、長野県、岐阜県、 島根県、福岡県、佐賀県、熊 本県、大分県、鹿児島県) | ○ (青森県、山形県、新潟県、 石川県、福井県) |
| 山形県の 状況 | 商工業被害状況 | 約1,230百万円 県内15市町村173事業者 に被害 | 約700百万円 県内9市町村117事業者 に被害 |
| | 政府による 施設・設備復旧 補助の有無 | ○ | × |

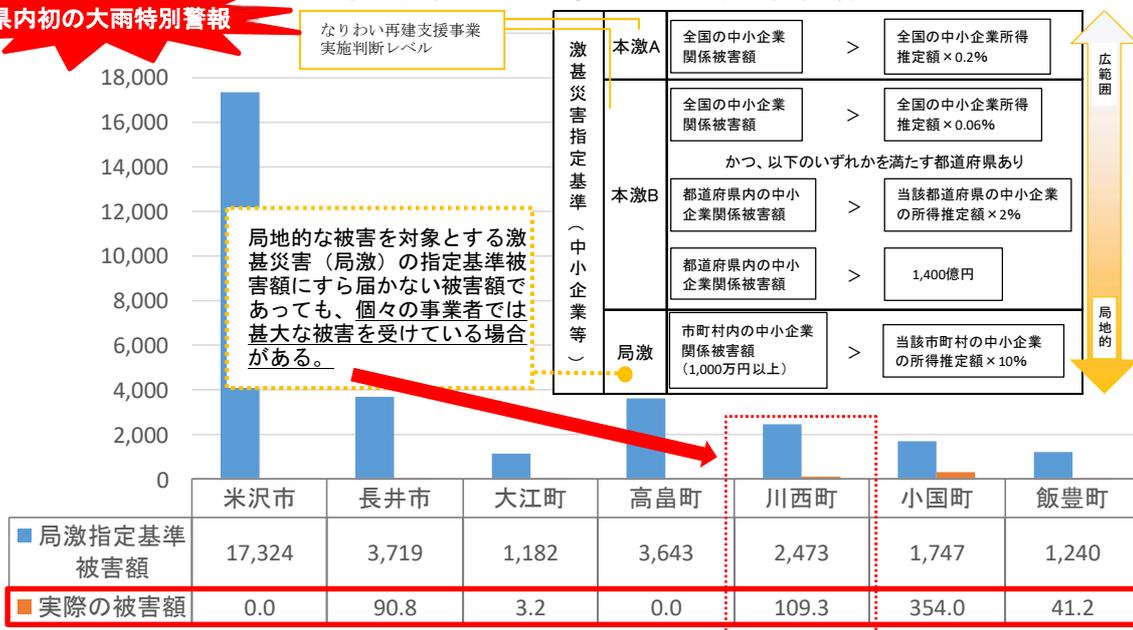
●R4 豪雨災害では、R2 豪雨災害と同様に多くの商工業者に被害が及んだものの、政府による施設・設備復旧補助の支援の対象とならなかった。

※なりわい再建支援事業について、R2 豪雨災害では、激甚災害(本激)基準適用等の一定の要件を満たす県だけではなく、従来の事例では対象とならなかった局激基準相当の県及び災害救助法の適用となった県にも対象が拡大された。

なりわい再建支援事業、被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)

R4.8豪雨災害における県内中小企業の被害額 (単位:百万円)

県内初の大雨特別警報



○町全体の中小企業の被害額は局激指定基準被害額の1/20程度だが、町内のある事業者では、浸水により設備がほとんど使えなくなり、設備の復旧等、事業再建に多額の費用を要することから一時は事業継続が困難な状況に追い込まれた事例もある。今後、同等以上の災害に見舞われた場合、事業者にとって支えとなる復旧支援策がなければ、廃業せざるを得ない状況に追い込まれてしまう可能性が高い。



農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化

【農林水産省 大臣官房地方課、農村振興局設計課、水資源課、地域整備課、防災課】
【林野庁森林整備部治山課】【水産庁漁港漁場整備部計画課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度拡充**

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策を加速化し、県土強靱化をしっかりと進めていく必要がある。本県では、近年、これまでには考えられない地震や豪雨による災害が発生していることから、

- (1) 政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」**予算を安定的に確保しつつ、自治体の負担軽減に配慮すること**
- (2) 公共インフラの機能も担う**基幹水利施設の強靱化**に向け、整備補修などを十分に行えるよう**基幹水利施設管理事業制度を拡充すること** **新規**
- (3) **農村生活環境施設の災害復旧事業**について、農地・農業用施設の被災に関わらず対象とし、同じ要件となるよう**事業制度を拡充すること** **新規**
- (4) 計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、土砂流出機能等の維持・向上のための森林整備など、災害に強い森林づくりを強力に進めるため、**治山対策に対する十分な予算を確保すること**
- (5) 防災・減災に資する浚渫など、**漁港機能の維持・確保に要する十分な予算を確保すること**

【提案の背景・現状】

- 政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和7年度までであり、防災・減災対策を強力に推進するために**継続した予算確保が必要**である。また、県や市町村の財政負担も大きいことから**軽減策が必要**である。
- 基幹水利施設は工業用水や上水へ供給されるなど農業用水供給にとどまらない役割を有しており、定期的な補修により維持管理され、その機能を発揮している。しかし、電気代高騰により**整備補修は後回しになっている状況**にある。
- 農村生活環境施設（集落排水施設等）の災害復旧については、200万円/か所以上の被害を受けた場合で、農地又は農業用施設と同一の災害により被災し、かつ災害復旧事業が実施されなければ、**事業対象にならない**。
- 突発的に発生する豪雨等により、**山地災害が多発**しており、治山事業での早期復旧が求められている。また、治山施設の点検・診断の結果、老朽化し機能が低下した**施設の長寿命化対策**が必要となっている。
- 気象災害や冬季風浪等に備えるためには、**災害の予防にもつながる継続的な浚渫などが必要**となるが、小規模な漁港にも対応する政府の予算が十分に確保されていない。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、**防災重点農業用ため池の補強**や**治山施設の長寿命化対策等**を集中的に実施している。
- 令和4年12月に鶴岡市で起きた土砂災害において、集落排水施設も被災したが、**政府の災害復旧事業の対象とならず**、市単独予算で復旧を行っている。
- 県や市町が管理する小規模な漁港は、**単独予算により維持管理**を行っている。

【解決すべき課題】

- 公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進するため、政府の強靱化対策予算の安定確保、地域防災に直結するため池などの施設整備費の確保とICT設備の導入推進策の強化、自治体の負担軽減が必要である。
- 基幹水利施設管理事業による管理経費の確実な確保と、現状30%である国庫負担率の引上げ、施設強化費への充当、及び地方財政措置の適用が必要である。
- 農村生活環境施設についても、農地・農業用施設の災害と同じように、40万円/か所以上の被害を受けた場合は、事業の対象とする制度拡充が必要である。
- 森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるためには、計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、森林整備等を確実に実行する必要がある、そのためには十分な予算確保が必要である。
- 防災・減災に資する浚渫など、小規模な漁港の機能の維持・確保のためには政府の十分な予算確保が必要である。

○本県の耕地公共事業予算の推移



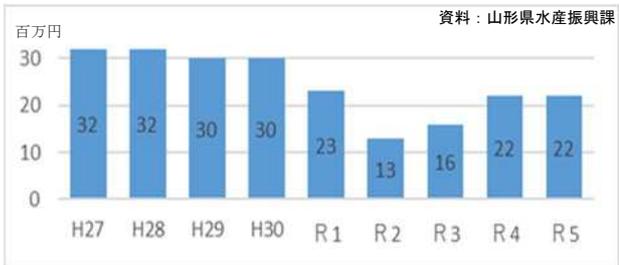
・令和2年度以降の補正予算に強靱化予算が継続的に配分され、補正予算全体の約1/2を占める。

●年間約50億円の強靱化予算により公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進

○本県の治山事業予算（公共事業）の推移



○本県の漁港浚渫事業予算（県単独）の推移



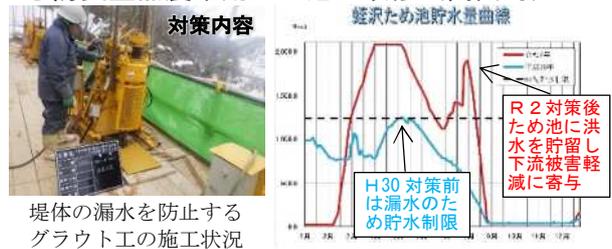
○令和4年8月豪雨災害の被災状況



ため池の決壊（川西町）

山腹崩壊状況（飯豊町）

○防災重点農業用ため池の改修（高島町）

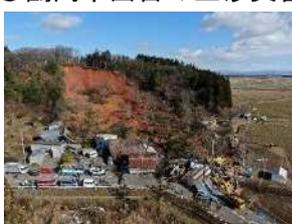


○県管理施設における管理費の推移



管理費全体でも右肩上がりであるが、R5は電力料の大幅な上昇が見込まれ、整備補修費の確保が困難な状況

○鶴岡市西目の土砂災害



土砂崩落により集落排水施設が被災したが、災害復旧事業要件に該当しない。

○治山施設の長寿命化対策



○吹浦漁港（遊佐町）の堆砂状況



山形県担当部署：農林水産部

農村計画課

農村整備課

森林ノミクス推進課

水産振興課

TEL：023-630-2539

TEL：023-630-2157

TEL：023-630-2532

TEL：023-630-3297

防災・減災、国土強靱化の継続・推進

【内閣官房国土強靱化推進室】【総務省自治財政局地方債課】
【国土交通省総合政策局公共事業企画調整課】

【提案事項】 **予算拡充** **技術開発**

激甚化・頻発化する災害に対し、令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算の活用により「やまがた強靱化」を推進しているものの、未対策箇所が数多く残ることから、

- (1) 5か年加速化対策の各年度の予算を十分に確保した上で、令和8年度以降も、引き続き国土強靱化に必要な財源を通常予算とは別枠で計画的かつ安定的に確保し、地方財政措置も継続すること
- (2) 土砂災害警戒区域の現状リスク等を把握するための点検技術や、AIカメラ等の災害の早期発見に関する技術、危険性周知に関する技術について、実用化に向けた技術開発を推進すること

【提案の背景・現状】

- 本県においては、令和2年7月豪雨による災害、令和4年8月の大雨による災害、及び、令和4年12月に発生した鶴岡市西目地区の土砂災害など、近年は、非常に高い頻度で大規模な災害が発生し、尊い人命や財産が失われている。
- 令和7年度で終了する「5か年加速化対策」予算を活用し、防災・減災対策を進めているものの、多くの未対策箇所が残る見込みである。
- 本県の土砂災害警戒区域内では、住民を守るハード対策が追いついていないため、危険箇所を点検し、住民へ危険性を周知していく必要がある。
- 令和4年8月の大雨の際、橋梁が流失していることに気づかずに車両が河川に落下し、運転していた1名が現在も行方不明となっていることから、災害を早期に発見し、危険性を周知する手法が必要である。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（H27 策定、R2 改定）に基づき「5か年加速化対策」予算を活用しながら「やまがた強靱化」を進めている。
- 「一級河川菰生川」において、強靱化予算を活用した河川整備が完了した箇所については、令和4年8月の大雨の際も大きな被害は発生しなかった。
- 土砂災害警戒区域の点検を、国・県・市町村・住民等が連携して行っている。
- 大雨警報発令時等は、緊急パトロールにより現状把握に努めているが、災害発生を確認し、交通規制や情報周知を行うまでに時間を要する場合もある。

【解決すべき課題】

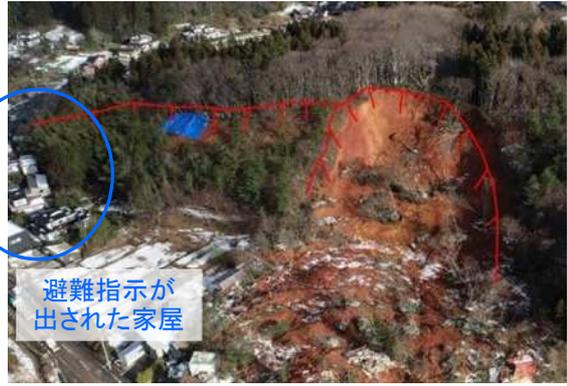
- 「やまがた強靱化」を着実に進めていくために、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」予算の安定的かつ十分な措置が必要である。
- 「5か年加速化対策」終了後も、本県では、河川整備や土砂災害対策、道路法面の保護など、公共土木施設における強靱化対策を継続していく必要がある。
- 本県の土砂災害警戒区域は5千箇所以上あり、全ての区域の点検が現状では困難であることから、点検への支援が必要である。
- 豪雨等の異常気象時や緊急的な災害が発生した際には、異常を早期に発見・周知し、人命にかかわる災害を未然に防止する必要がある。

近年の頻発化・激甚化する災害の状況

飯豊町における県道の橋梁流失
(R4. 8. 3 からの大雨による災害)
車両 1 台落下、現在も 1 名行方不明



鶴岡市における土砂災害 (R4. 12. 31)
人的被害 4 名(死者 2、軽傷者 2)
建物被害 17 棟(うち住家 2 棟全壊)

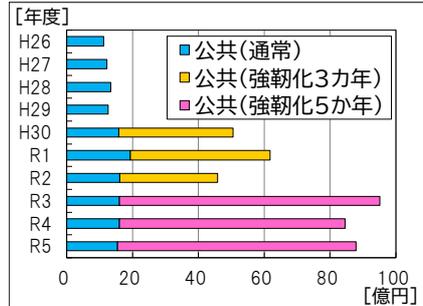


<一級河川萩生川 (山形県西置賜郡飯豊町) における強靱化対策の効果事例>
◆強靱化対策完了区間 ⇒ 令和 4 年 8 月の大雨においても氾濫・決壊なし
◆強靱化対策未了区間 ⇒ 令和 4 年 8 月の大雨により大規模な浸水被害が発生

令和 4 年 8 月の大雨後の状況

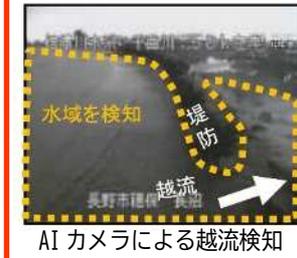


山形県の河川整備事業費の推移 (交付金・補助金)



◆萩生川河川改修事業における事業進捗の状況

| 事業期間 | 事業費 | | |
|---------------------|------------|--------------------|-------------------------|
| 当初 (強靱化なし) H9~R6 | 約 23 億円 | 通常交付金 約 18 億円 | 0.8 億円 / 年 (H 9~H30) |
| 変更 (強靱化あり) H9~R1 | | 3 か年緊急対策 約 5 億円 | 2.5 億円 / 年 (H30~R 1) |



AI カメラは河川の越流のほかにも土砂災害など、様々な災害への活用が期待される。

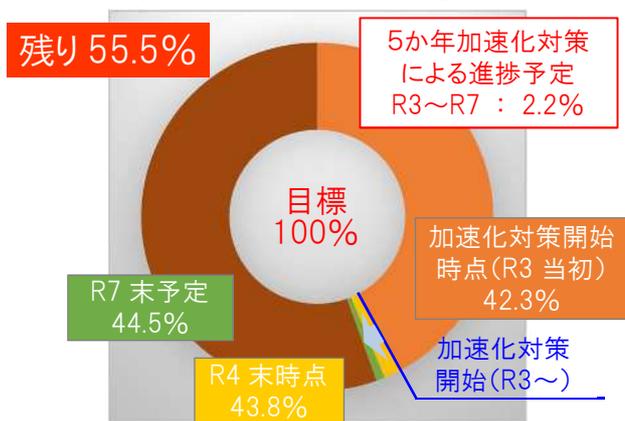
(画像出展) 国土交通省資料

山形県における防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用した強靱化対策の進捗状況

整備計画策定済河川の整備実施延長



土砂災害警戒区域内における家屋保全率



流域治水の着実な推進

【国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課、治水課、河川環境課】
【総務省 自治財務局 地方債課】

【提案事項】 **予算拡充**

気候変動により激甚化・頻発化する水災害から県民の暮らしを守るには、あらゆる関係者による「流域治水」の着実な推進が必要であることから、

- (1) 令和2年7月及び令和4年8月の豪雨を踏まえた「**最上川緊急治水対策プロジェクト**」に基づき、**最上川本川の河川整備を着実に実施**すること
- (2) 県が管理する最上川の支川等の河川整備を着実に実施できるよう「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」等の**予算を確実に措置**するとともに、河川に堆積した土砂等を継続的に撤去できるよう、「**緊急浚渫推進事業債**」や「**緊急自然災害防止対策事業債**」の**継続を図ること**

【提案の背景・現状】

- 令和2年7月豪雨で浸水被害が発生した最上川では、「**最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト**」に基づく**国による河川整備**が進められている。
- こうした中、**令和4年8月の大雨**では、**再び上流域で浸水被害が発生**した。
- このため、「**最上川上流（置賜地域）緊急治水対策プロジェクト**」を追加策定（令和4年12月）したところであり、県民の安全・安心の確保のため、2つの緊急治水対策プロジェクトを着実に進めていくことが求められている。
- 県においても、最上川の支川等の河川整備や堆積土砂撤去等のハード対策に取り組んでいるが、こうした事業に活用している**国土強靱化予算や地方債は、期限が定められた財源**である。

【山形県の取組み】

- 国土交通省や沿川市町村とともに「**流域治水協議会**」を組織し、ハード・ソフト一体となった流域治水の推進に取り組んでいるほか、流域内における流出抑制の本格的実践に向け、田んぼダムの取組み拡大や特定都市河川制度を活用した治水対策などについて、具体的な検討を進めている。
- 令和2年7月豪雨等を踏まえ、**国土強靱化予算等を活用した集中的な河川整備**を進めるとともに、令和4年8月の大雨で甚大な被害が発生した河川では、再度災害防止に向け、災害復旧助成事業等による河川整備に取り組んでいる。
- 河川の流下能力を安定的に確保するため、「**河川流下能力向上・持続化対策計画**」を策定し、「**緊急浚渫推進事業債**」や「**緊急自然災害防止対策事業債**」を財源として、**計画的な堆積土砂撤去や土砂の流出抑制**に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 最上川沿川における浸水被害を防止するため、緊急治水対策プロジェクトに基づく**最上川の河川整備を着実に進めていただくことが必要**である。
- 県が取り組むハード対策を計画的に実施するには、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」等の**予算の確実な措置**、「**緊急浚渫推進事業債**」や「**緊急自然災害防止対策事業債**」の**継続が必要**である。

最上川緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川本川の河川整備



最上川上流(置賜地域)緊急治水対策プロジェクト

【令和4年8月豪雨対応】
 全体事業費：約102億円
 (国：約21億円 / 県：約81億円)
 事業期間：令和4年度～令和7年度



川西町 西大塚地区

最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト

【令和2年7月豪雨対応】
 全体事業費：約656億円(国：約568億円 / 県：約88億円)
 事業期間：令和2年度～令和11年度



大石田町 横山・大石田地区



令和2年7月



令和4年8月

大江町 左沢地区 <令和2年・4年と続けて最上川より溢水>

県管理河川における河川整備・流下能力の確保

令和2年7月豪雨等を踏まえた河川整備



古佐川(河北町 押切・吉田地区)

令和4年8月豪雨を踏まえた河川整備(災害復旧助成事業等)

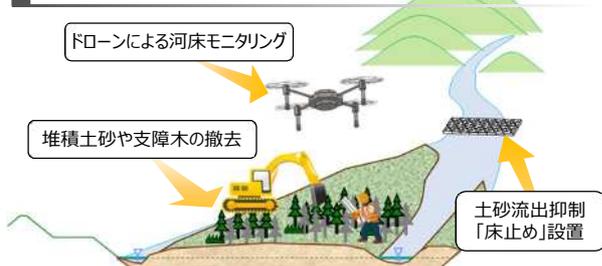


小白川(飯豊町 小白川地区)

県が整備に取り組む河川



河川流下能力向上・持続化計画(R4~R7)



堆積土砂や支障木の撤去による効果

山形県担当部署：県土整備部 河川課

TEL：023-630-2615

雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充

【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】【国土交通省 航空局】

【提案事項】**予算拡充** **制度創設**

近年、短期集中的な降雪の頻発により交通障害が多発し、地域の生活や社会・経済活動に多大な影響が生じている。冬期間の交通ネットワークを確保するためには、除雪機械等の計画的な更新、健全な舗装の維持、安定的な予算の確保が必要であることから、

- (1) 道路の除排雪や**除雪機械の更新**等について、確実な予算措置のため、個別補助化を図るなど、**雪対策経費に対する財政支援を拡充**すること
- (2) 5か年加速化対策などにより、**雪寒施設整備へ確実な予算措置**を行うこと
- (3) **積雪寒冷地特有の舗装の損傷・劣化等の維持修繕・更新**に対し、**確実な予算措置**を行うこと
- (4) 首都圏などとの航空ネットワークを維持し、安全な空港運営を行うため、**除雪機械及び消防車両の更新**に対する**補助制度の創設**を行うこと

【提案の背景・現状】

- **除雪機械は老朽化に伴う故障が頻発**しており、突発的な故障や修理の長期化などから除雪機械が不足し、県・市町村道の**除雪に支障**をきたしている。
- 設置後30年超の防雪柵は全体の約3割で、10年後は7割超が見込まれる。また、老朽した防雪柵の増加で修繕箇所が増加し、十分に修繕が行えていない。
- 積雪寒冷地の舗装は**路面の凍結融解とチェーン装着大型車の通行**等で**損傷しやすく**、3月のポットホール管理瑕疵件数は温暖地域の約8倍にも及んでいる。
- 積雪寒冷地にある県内の空港には、多くの除雪機械や消防車両が必要であるが、**毎年の更新費用が全て地方負担のため、大きな財政負担**になっている。

【山形県の取組み】

- 更新されない除雪機械は、止むを得ず対症療法的に修理を行っている。
- 防雪柵は毎年降雪前の設置時に点検を行い、その都度修繕を行っている。
- 令和2年度の職員によるポットホール修繕は6,518箇所である。なお、2年度から舗装の設計期間を10年から20年に見直し、舗装の強度向上を図っている。
- 除雪機械は山形空港に14台、庄内空港に13台、消防車両は山形空港に2台、庄内空港に3台あり、**計画的に更新しているものの更新時期が長期化**している。

【解決すべき課題】

- 県民経済・生活を支える交通ネットワークの効果を冬期間にも十分発揮させるためには、**除雪機械の更新・増強に対する重点的な予算配分**が必要である。
- 交通障害の発生を防ぐためには、「**5か年加速化対策**」などにより**雪寒事業**の財源を確実に確保し、雪寒施設のメンテナンスサイクルを確立する必要がある。
- 気象及び通行条件による**舗装等の道路施設の損傷が著しい**ことを踏まえ、**舗装等の道路施設の維持修繕・更新**に対する**支援**が必要である。
- 冬期の国内定期便や、国外からのチャーター便を安定的に受け入れるためには、**除雪機械及び消防車両の適切な更新**が必要であり、**政府の支援**が必要である。

◎除雪機械の適切な更新ができない状況



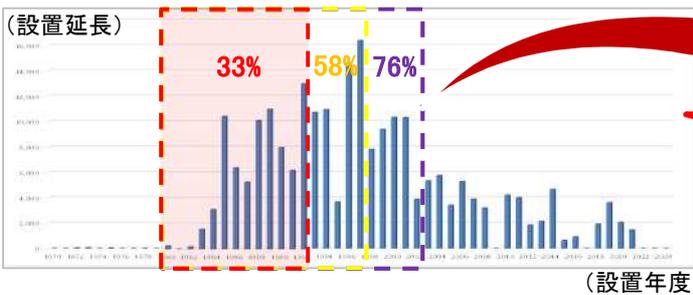
◎防雪柵の腐食状況写真 (30年以上経過)



◎防雪柵破損状況写真 (30年以上経過)



◎山形県の年度毎防雪柵設置延長

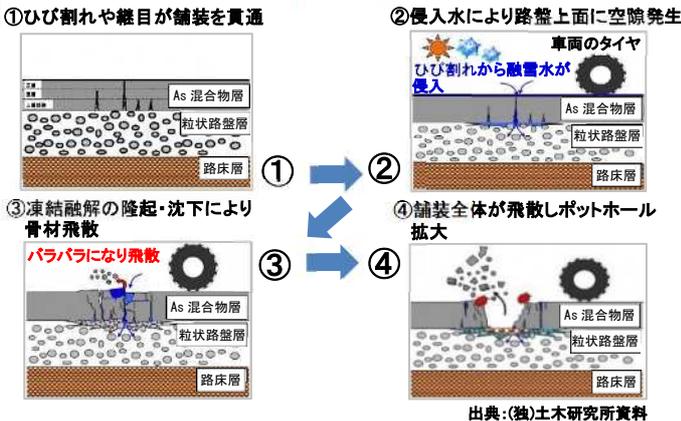


10年後には設置後30年超の柵が全体の7割を超える

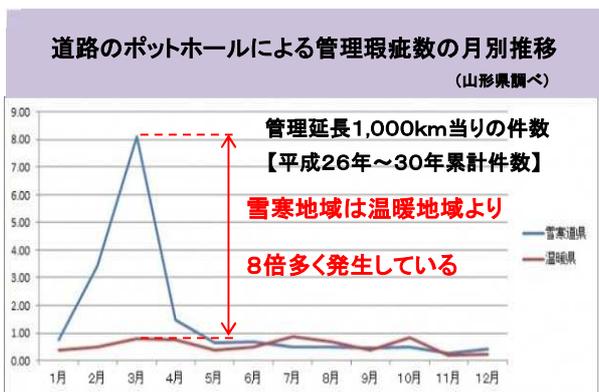
計画的な更新が必要だが財源が乏しい

設置後30年超の割合
R4→33%、R9→58%、R14→76%

◎融雪期に発生する舗装損傷のメカニズム



◎管理瑕疵数の月別推移



◎令和3年度空港除雪関係費 (県単独費)

| | | |
|----------|---------|---------|
| 除雪機械等更新費 | 116 百万円 | 233 百万円 |
| 除雪作業費 | 117 百万円 | |

※毎年大きな財政負担になっている



山形県担当部署：県土整備部 道路保全課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-2904
TEL：023-630-2447

地域の実情に応じた車両・装備品等の配備

【警察庁 警備局 警備第二課、警備第三課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

令和4年7月、安倍元総理大臣に対する銃撃事件が発生し、また、同年8月の豪雨災害等、近年、豪雨や台風等気象災害が激甚化、頻発化し、甚大な被害が発生しており、**県民の安全安心を実現するため、地域の気候等の実情に応じた車両・装備品等の充実強化が必要であることから、**

- (1) 警察庁から配備される警察車両については、**全国一律の仕様ではなく、豪雪地帯には四輪駆動車を配備する旨の基準を新たに設けること**
- (2) 県警へりが法定点検等により稼働できない場合の**民間機リースによる補完措置、救命ゴムボートの新規配備や操舵資格を有する警察職員の拡充(リスクリング)等に係る国費又は補助金の予算措置を講じること**

【提案の背景・現状】

- 警察庁から配備される車両は全国一律の仕様で、豪雪地帯の安心な職務執行に支障がある。特に、**要人警護用の車両は、保有する2台とも後輪駆動車となっており、冬期間の警護活動の支障**となっている。
- 県警へりは、冬期間の閑散期に長期点検整備（3～4か月）を要するほか、経年劣化による部品交換、国際情勢等による部品調達の停滞等で点検整備が長期化し、**非稼働時間が延伸している現状**にある。
- **浸水害は県内全域で発生する可能性があり、発生直後は道路の寸断等により陸路での人的・物的な支援は困難**であり、令和4年8月豪雨の際、米沢・長井警察署等では、救命ゴムボートによる救出救助活動を実施している。

【山形県の取組み】

- 県警が県費で調達する車両は、豪雪地帯での安全走行が可能な四輪駆動車を導入するように努めている。
- 県警へりが点検期間中に出勤要請がなされた場合、他県警へり又は県防災へりに派遣要請を行っている。
- 県内14警察署のうち12警察署に24艇の救命ゴムボートを保有している。

【解決すべき課題】

- 降雪地域での安全な職務執行のみならず、**県民が不慮の事故に遭わないように安全を確保するためにも、豪雪地帯における配備車両の仕様を定め、四輪駆動車の導入を進める必要がある。**
- 県警へりは、今後も長期点検に入る期間が約4か月（概ね11月～2月）にわたることから、**山岳遭難や気象災害等の際に、遭難者、被災者等を早期に発見救出すべく、民間リース機による補完措置を講ずるための予算措置が必要**である。
- **豪雨災害等による被災者を救出救助するため、救命ゴムボートの未配備警察署2署に対する配備、既配備署へ複数配備するほか、操舵資格を有する警察職員の拡充等リスクリングを推進する必要がある。**

【四輪駆動の警護車両】

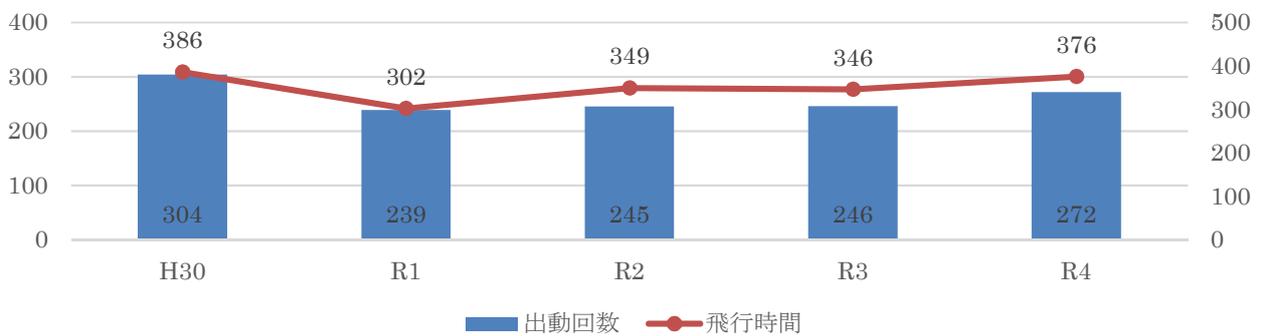


警護車両は2台配備されているが、いずれも「後輪駆動車」

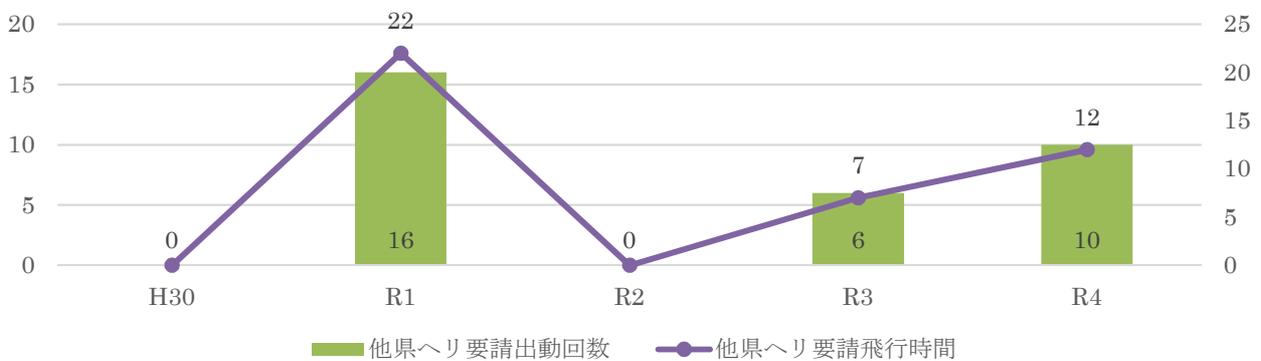
→ 降雪による悪天候や凍結・圧雪等の悪路での警護が予想されることから、安全・安心な警護を実現するためにも、地域の実情に応じた四輪駆動の警護車両を配備することが必要不可欠

【県警へりの稼働状況等】

県警へりの稼働状況等



他県へりの要請状況等



県警へりの出动回数、飛行時間も増加傾向

県警へりの点検整備は、冬期間（降雪期）の閑散期に実施しているところ、冬期間でも大規模災害の発生が懸念されることから、地域の実情を考慮した補完措置が不可欠



【県警へり「がっさん」】



【救命ゴムボートによる訓練の実施状況】



消費者行政の機能強化の推進

【内閣府消費者庁総務課、地方協力課】

【提案事項】 **予算継続** **予算拡充**

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移しており、内容も複雑化・多様化している。

また、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により、インターネット関連の新たなトラブルも発生するなど、被害も深刻化している。

地方における消費者行政サービスを、引き続き、維持・充実していくことが必要であることから、

- (1) 人的・財政基盤のぜい弱な地方自治体が、一定水準の消費者行政サービスの提供を安定的に維持できるよう、「**地方消費者行政強化交付金**」の**十分な額を確保**すること。
- (2) 同強化交付金の強化事業について、**自治体のニーズに対応した制度となるよう改善**を図ること。

【提案の背景・現状】

- 多くの地方自治体の財政状況が依然として厳しい状況下、交付金の活用が一定水準の消費者行政サービスを提供できるか否かに大きく影響する。
- 「地方消費者行政強化交付金」（以下「強化交付金」）の推進事業については、事業メニューの活用期間内であるにも関わらず、交付金の算定方法に条件が付されており、要望額どおりの交付にならない場合がある。
- 「強化交付金」の強化事業については、政府の重要消費者政策に対応する新規又は拡充の単年度事業に限られており、地域の課題や実情に応じた事業に取り組んでいる自治体のニーズに沿ったものとは言い難い。

【山形県の取組み】

- 政府の目標を踏まえ、令和4年3月に策定した「第4次山形県消費者基本計画」の中に、重点的な取組施策を設定し、消費者行政の推進を図っている。
- 強化交付金の算定に関わる「消費生活センター設置都道府県人口カバー率90%以上」について未達成ではあるものの、広域連携により人口カバー率も上昇し(H31: 77.7%→R4: 87.9%)、消費生活相談体制の構築が進んでいる。
- 成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害防止に向けて、高校生を対象とした弁護士による法律授業や、大学生等を対象とした自立した消費者になるための養成講座の開催、大学生の意見を取り入れた「若年者のための消費者被害防止啓発ポスター」の作成など、若年者の消費者教育・啓発に積極的に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 消費者に直接向き合う地方自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図っていくためには、**政府の継続的・安定的な財政支援が必要不可欠**である。
- 「強化交付金」の強化事業について、政府の目標を踏まえつつ、地域の実情に応じた事業の実施や継続的な取組が図れるよう、**自治体のニーズに対応した制度**となるよう改善を講じ、**地方の消費者行政の推進を後押しする必要がある**。

◆本県における消費生活相談体制

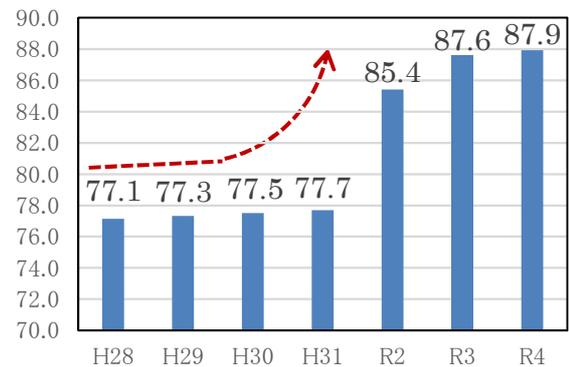
◎消費生活相談体制の整備状況

| 平成 20年度 | | 県 | 市町村 |
|------------|------------|-----|-----|
| | 消費生活センター | 2か所 | 4か所 |
| | 消費生活相談員 | 8人 | 10人 |
| | PIO-NET 配備 | 2か所 | 4か所 |

↓

| 令和 4年度 | | 県 | 市町村 |
|-----------|------------|-----|------|
| | 消費生活センター | 4か所 | 10か所 |
| | 消費生活相談員 | 10人 | 23人 |
| | PIO-NET 配備 | 4か所 | 19か所 |

◎消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率の推移



◎広域連携による相談体制の整備状況

- ・定住自立圏構想に基づく連携（H26～）1市3町
酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
- ・連携中枢都市圏に基づく連携（R2～）7市7町
山形市、寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町 +〔R3～尾花沢市、大石田町〕

◆若年者に対する消費者教育・啓発の強化

◎学校における消費者教育



【消費生活出前講座】



【弁護士による消費生活法律授業】

◎自立した消費者になるための養成講座



大学生を対象にメイン会場とサテライト会場をZOOMによるオンライン中継で結び3大学合同の養成講座を開催

◎若年者のための消費者被害防止啓発ポスター



持続可能な交通安全施設の整備

【警察庁 交通局 交通規制課】

【提案事項】 予算拡充

高齢者や子供が被害者となる交通事故は、国民生活の最も身近かつ重大な脅威で喫緊の課題となっており、交通事故防止に極めて高い効果を発揮する交通安全施設の適切な維持管理が不可欠であることから、

- (1) 交通信号機等交通安全施設の老朽化が顕著となっている中、持続可能な交通安全施設の整備に係る予算の拡充を図ること
- (2) 信号電球の生産終了に伴い、早期に信号灯器のLED化を図るための予算の拡充を図ること(時限的措置要望)

【提案の背景・現状】

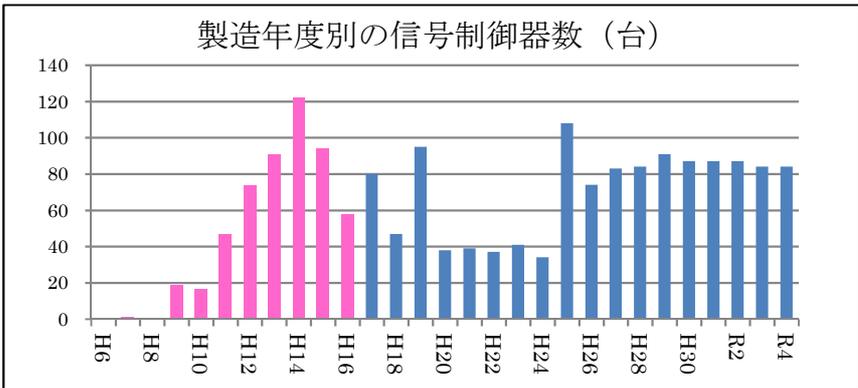
- 交通信号機等の交通安全施設について、施工単価の上昇等に伴い、更新期間を延長して対応しているところ、老朽化による視認性不足や故障、倒壊等のおそれが大きくなっている。
- 従来型の信号灯器用電球が令和10年3月に生産終了となるため、それまでの間に信号灯器のLED化を推進する必要がある。

【山形県の取組み】

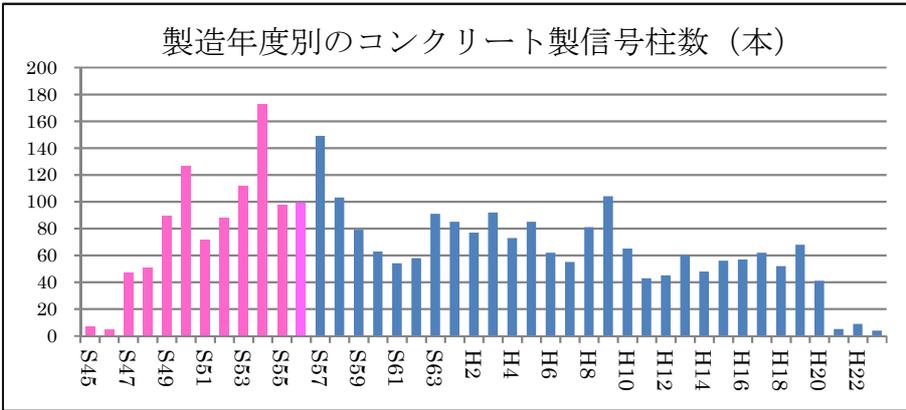
- 交通信号機等の交通安全施設の更新について、警察庁基準等の耐用年数により更新することが望ましいところ、個別に更新時期を延長し、必要最小限度の更新水準となっている。
- 信号灯器のLED化については平成15年度から計画的に推進しており、令和4年末現在、普及率は71%となっているところ、他の交通安全施設の更新状況も考慮しながら普及率100%を目指して整備を進めている。

【解決すべき課題】

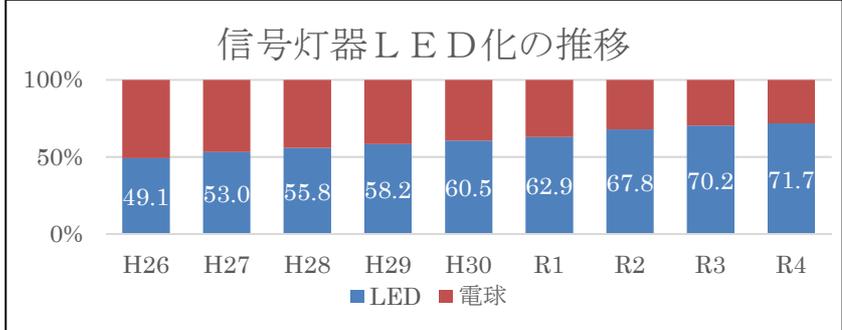
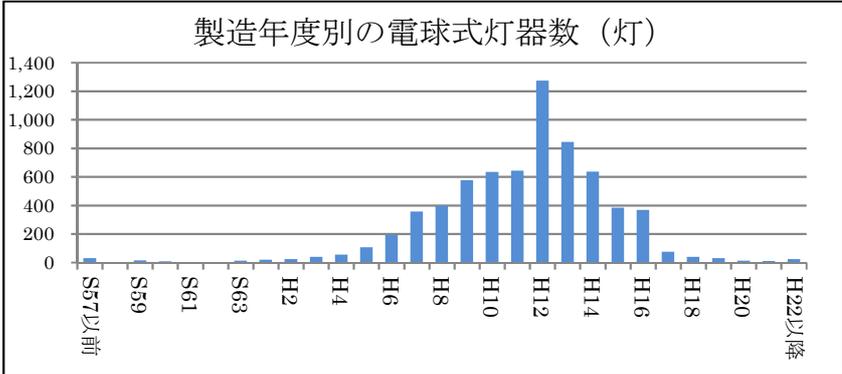
- 持続可能な交通安全施設となるように、必要性が低下した交通規制については解除するとともに、不要となった施設は撤去する。真に必要な交通規制については、交通規制効力を発揮する交通安全施設を維持し、老朽化に伴う視認性不足や故障によって交通規制効力が亡失し、交通の安全と円滑を図ることに重大な瑕疵が発生しないようにするとともに、倒壊によって生命、身体、財産に危害を与える事案を未然に防止するため、決められた時期に確実な更新を行うことが不可欠である。
- 信号電球の生産終了時期が決まっていることから、令和10年3月までに信号灯器のLED化を推進することが不可欠である。



警察庁基準では、信号制御機の耐用年数 19 年のところ、耐用年数を過ぎた信号制御機 (赤色グラフ) は 523 台 (29%) となっており、老朽化が進んでいる。



基準では、コンクリート製信号柱の耐用年数 42 年のところ、耐用年数を過ぎたコンクリート製信号柱 (赤色グラフ) は 882 本 (30.3%) となっており、老朽化が進んでいる。



信号電球が生産終了する令和 10 年 3 月まで、山形県内 6,801 灯の信号灯器を LED 化することが不可欠である。

医師の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化

【厚生労働省医政局地域医療計画課、医事課】

【提案事項】 **制度拡充** **予算拡充**

医療ニーズの多様化や医療の高度化が進む中、安定した医療提供体制の構築に向け、地方においても医師を十分確保する必要があることから、

- (1) 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しなど、医師の**都市部への偏在を是正**し、地域で医師が定着するためのより実効性のある対策を講じること
- (2) 都道府県が実施する医療従事者の確保に係る事業に対し、地域医療介護総合確保基金の**柔軟な運用**と関係補助金の**確実な財政措置**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 臨床研修制度における募集定員の上限設定については、都市部に対する激変緩和措置により、**臨床研修医の都市部集中が解消されていない**。
- 新専門医制度についても、専攻医の募集にあたり都市部に対する同様の措置が取られていることから、**都市部との偏在を是正するには不十分**である。
- 厚生労働省が示す医師偏在指標によれば、本県は全国順位で下位3分の1にあたる医師少数県となっており、今後の医師の働き方改革を進めるためにも、更なる医師確保が必要である。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に取り組んでいるが、**地域の実態を反映できる運用方針となっていない**。また、医師臨床研修費補助金については、**必要とする額の7割程度の交付**に留まっている。

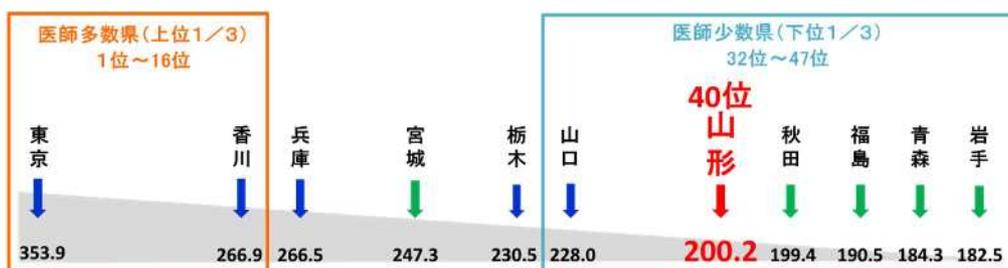
【山形県の取組み】

- 本県においては、「山形県地域医療対策協議会」を設置し、厚生労働省が示す医師偏在指標に基づき、医師確保計画を策定。医師少数県からの脱却に向け、令和5年度までに県全体でさらに80名の医師の確保を目標に、自治医科大学の運営への参画や医師修学資金の貸与、医学部地域枠の設置、さらに、臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- また、医師少数県の知事で構成する「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（岩手県・新潟県・山形県他9県）」に参画し、同じ課題を共有する県とともに、政府に対して医師確保・偏在是正に向けた政策提言を行っている。

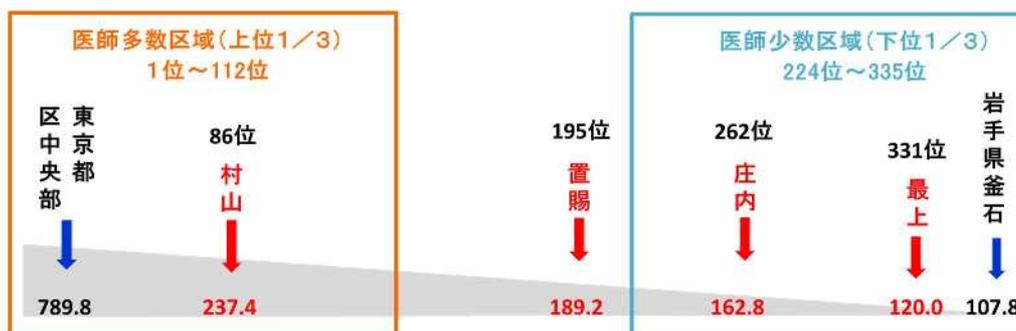
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策や医師の働き方改革をより実効的に進めるためには、**臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮**が必要である。
- 医療従事者の確保・定着に向け、地域医療介護総合確保基金については、医師修学資金制度等を**地域の実情に応じた柔軟な運用**を可能とし、医師臨床研修費補助金については、充実した研修体制の確保のため、**確実な財政措置**が必要である。

< 医師偏在指標（三次医療圏） >



< 医師偏在指標（二次医療圏） >



< 山形県の医師少数スポット >

| 二次医療圏 | 設定区域 | 医師少数スポット内にある救急医療 及びへき地医療等に取り組む医療機関 |
|-------|--------|--|
| 村山地域 | 西村山地域 | 県立河北病院、寒河江市立病院、西川町立病院、朝日町立病院、西川町立岩根沢診療所、西川町立小山診療所、西川町立大井沢診療所、朝日町立北部診療所 |
| | 北村山地域 | 北村山公立病院、尾花沢中央診療所 |
| | 東南村山地域 | 県立こども医療療育センター、みゆき会病院、上山市立山元診療所 |
| 置賜地域 | 西置賜地域 | 公立置賜長井病院(公立置賜総合病院のサテライト病院)、小国町立病院、白鷹町立病院、飯豊町国保診療所、飯豊町国保診療所附属中津川診療所 |
| | 東南置賜地域 | 米沢市立病院、公立置賜総合病院、公立置賜南陽病院、公立高畠病院、南陽市国保小滝診療所、公立置賜総合病院川西診療所 |

< 具体例（臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮） >

- ① 運用の見直し（都市部における研修医の募集定員絞込み・受入人数の大幅削減、シーリング措置の厳格な徹底）
- ② 若手医師が地域に分散される仕組みの創設（都市部で研修を終えた医師に出身大学や出身地の都道府県での勤務の義務付け）
- ③ 令和6年まで延長が示されている大学医学部における臨時定員増の恒久定員化（医師少数県に限定）

山形県担当部署：健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-3133
 病院事業局 県立病院課 TEL：023-630-2119

病院経営の支援強化に向けた取組みの推進

【総務省自治財政局準公営企業室】

【厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局、保険局】

【提案事項】 **制度拡充** **予算拡充**

持続可能な地域医療を提供するためには、物価高騰をはじめとする様々な課題に対応できる安定した病院経営が必要であることから、

- (1) 自治体病院の実態に即した**地方財政措置の更なる拡充**を行うこと
- (2) 自治体病院で持ち出しが生じている**消費税相当額の解消**を図ること
- (3) 物価高騰等の影響を適切に反映した**診療報酬の改定**を行うこと **新規**
- (4) **医療DX等の推進**に対する**財政措置を拡充**するとともに、オンライン診療が一層促進されるよう**医薬品提供に関する要件を緩和**すること **新規**
- (5) **ドクターヘリ搭載医療機器や設備更新等に係る補助制度及びランデブーポイントの冬季除雪などに対する財政支援制度を拡充**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療体制を維持・確保するため交付税措置を大幅に超える多額の繰出を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う減収への対応として発行する**特別減収対策企業債**には、十分な**特別交付税措置**が講じられておらず、また、**診療報酬による措置を超えた消費税負担**や、**物価高騰等により経営が圧迫**されている。
- 政府により**医療DX等が推進**されているが、**その財政支援は十分ではない**。
- **過疎地域等の医療資源の少ない地域**において、限られた医療資源を効果的に利用するため、**オンライン診療の有効活用が求められている**。
- **ドクターヘリ搭載医療機器やヘリポート、格納庫等の各設備**について、**計画的な更新が必要**だが、これらの費用は**国庫補助対象外**である。また、本県は、県内全域が豪雪地帯に指定されており、**冬季間に使用できるランデブーポイントの整備や除雪対策が必須**となっている。

【山形県の取組み】

- オンライン診療に関しては、医療資源が少ない地域において、令和4年度からへき地診療所と病院を結ぶモデル事業を実施している。
- ドクターヘリの安全運航に向け、関係機関間の情報共有や、隣県との広域連携による運用の効率化を図っているほか、各市町村の協力を得ながら、各市町村に1箇所以上は冬季間使用できるランデブーポイントを確保している。

【解決すべき課題】

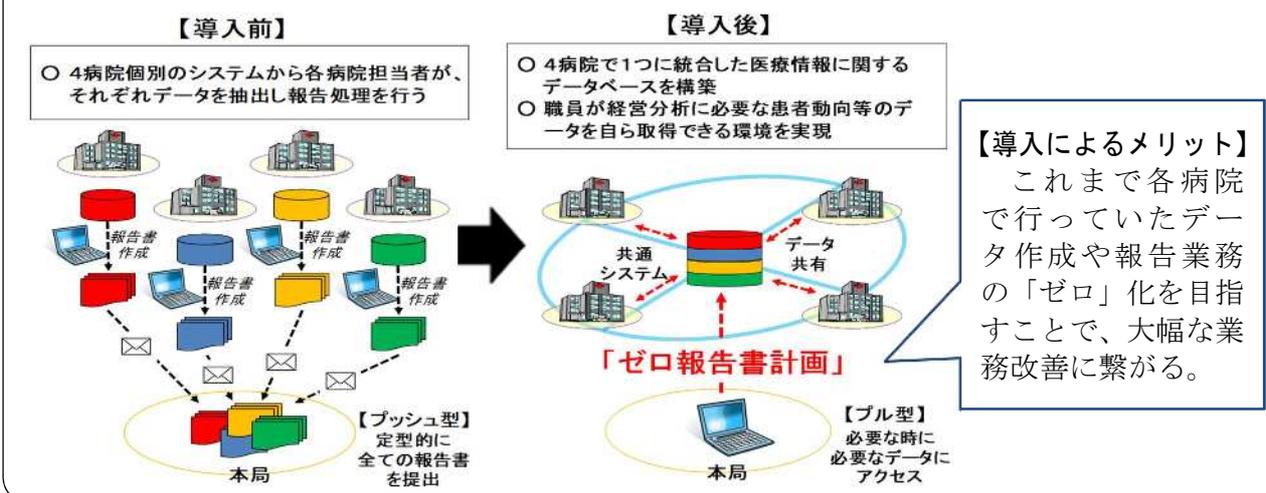
- 地域の医療提供体制を維持・確保するためには、自治体病院の実態に即した財政支援が必要である。
- 安定的な病院経営を継続するため、特別減収対策企業債の**償還利子全額と元金**を含めた**特別交付税措置、消費税持ち出し相当額の解消、診療報酬における物価高騰等への対応分の反映**が必要である。

- 医療機関が医療DXやサイバーセキュリティ対策を推進するにあたり、活用に実効性がある補助制度が必要である。
- 医療従事者の確保が困難な過疎地域において、オンライン診療の活用を進めるため、限定的に認められている医師又は薬剤師以外の者が行う医薬品の提供について、柔軟に実施されるよう取扱い要件の緩和が必要である。
- ドクターヘリの運航に支障のないよう、搭載医療機器及び各設備の更新を対象とする補助制度の拡充が必要である。また、冬季間も使用できるランデブーポイント確保のため、除雪等の維持管理に係る財政支援の拡充が必要である。

具体例（自治体病院の経営の実態に即した財政支援）

- ① 病院の機能分化・連携強化のための新たな経営主体の設立時の不良債務の解消に係る出資や旧施設の解体等の遊休資産の処分への交付税措置の実施
- ② 救急などの不採算部門に係る運営費や不採算地区で地域医療を支える自治体病院への交付税措置の更なる拡充

県立病院における医療DXの事例（県立病院統合データベース(DWH)利活用環境の構築）



へき地診療所でのオンライン診療の状況



冬季のランデブーポイントの状況



山形県担当部署：病院事業局 県立病院課 TEL：023-630-2119
 未来企画創造部 市町村課 TEL：023-630-3268
 健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-3172、3328

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】 **予算拡充**

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度として確立し続けることが必要であることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、**国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充**すること
- (2) 子育て世帯の負担を軽減する観点から、**収入のない子どもに係る均等割保険料を免除**すること

【提案の背景・現状】

- 国民健康保険は、加入者の年齢層や医療費水準が高い一方で所得水準が低く、**被用者保険と比べて保険料負担が重い**といった構造的問題を抱えている。
- 本県の国民健康保険加入者の約半数は、医療費が高額となる 65 歳以上の高齢者であり、加入者の高齢化や医療の高度化により今後も医療費の増嵩が見込まれ、**国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続く**ことが予想される。
- 「**保険税(料)水準の統一**」に向けては、保険料負担の増大を懸念する市町村から、医療費水準の平準化に、より一層力強い取組みが求められている。
- 本県の国民健康保険の**保険料負担率は 12.7%**と被用者保険と比べて **5.2～6.9 ポイント高くなっている**。
- **加入者 1 人当たりの医療費は増加していく**ことが見込まれ、それに伴い**本県の保険料も今後上昇**することが見込まれる。
- **収入のない子どもにも賦課される均等割保険料は、子育て世帯にとって重い負担**となっている。令和 4 年度から導入されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置は**対象が未就学児まで、軽減割合が均等割保険料の 5 割**となっており、**十分なものとは言えない**。

【山形県の取組み】

- 令和 2 年度に「山形県国民健康保険運営方針」を見直し、決算剰余金を活用して市町村の納付金負担の上昇を年度間で平準化する仕組みを構築することなど、国民健康保険の財政運営の更なる安定化に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立及び加入者の保険料負担軽減を図るため、**国民健康保険への財政支援措置を一層拡充**する必要がある。
- 子育て世帯の負担を軽減し少子化対策を推進するため、令和 4 年度から導入されている**子どもに係る均等割保険料軽減措置を抜本的に見直す**必要がある。

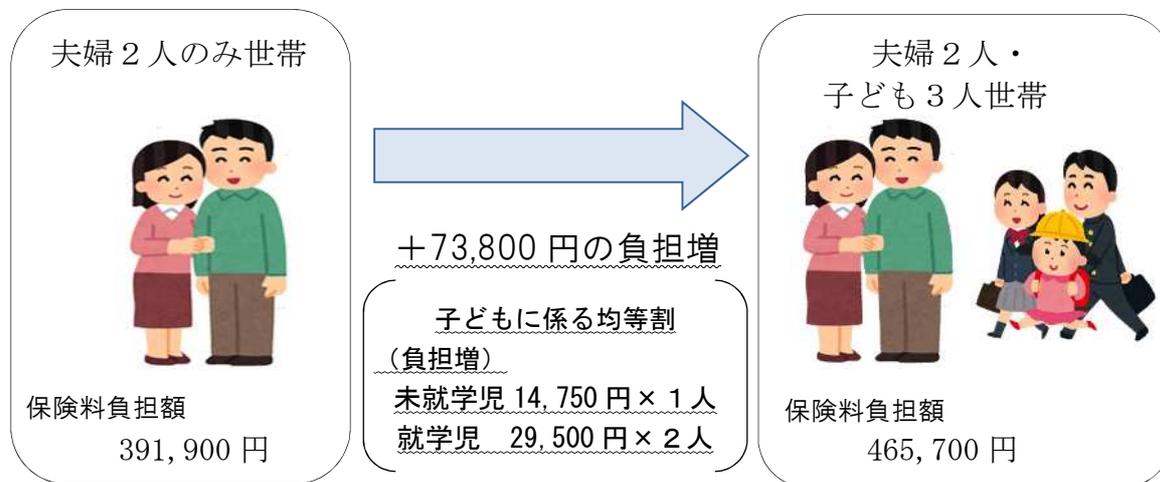
◆各保険者の比較

| | 市町村国保 (山形県) | 市町村国保 (全国) | 被用者保険 | | |
|--------------------------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | | | 協会けんぽ (全国) | 組合健保 (全国) | 共済組合 (全国) |
| 保険者数 (R2.3月末) | 32 | 1,716 | 1 | 1,388 | 85 |
| 加入者数 (R2.3月末) | 22万人 | 2,660万人 | 4,044万人 | 2,884万人 | 854万人 |
| 加入者平均年齢 (R元年度) | 57.0歳 | 53.6歳 | 38.1歳 | 35.2歳 | 32.9歳 |
| 加入者1人当たり 医療費 (R元年度) | 39.6万円 | 37.9万円 | 18.6万円 | 16.4万円 | 16.3万円 |
| 加入者1人当たり 平均所得 (R元年度) | 67万円 | 86万円 | 159万円 | 227万円 | 248万円 |
| 加入者1人当たり 平均保険料 (R元年度) | 8.5万円 | 8.9万円 | 11.9万円 | 13.2万円 | 14.4万円 |
| 保険料負担率 (R元年度) | 12.7% | 10.3% | 7.5% | 5.8% | 5.8% |

出典：厚生労働省保険局国民健康保険課資料、令和元年度国民健康保険実態調査
令和元年度山形県国民健康保険事業年報

※ 保険料負担率：加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したものの

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況 (山形市在住、年間所得 330 万円の場合)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1人当たり医療費 | 378,970 円 | 385,433 円 | 396,394 円 | 391,088 円 | 417,545 円 |
| 対前年伸び率 | — | +1.7% | +2.8% | △1.3% | +6.8% |

出典：山形県国民健康保険事業年報

がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための 支援制度の創設

【厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、難病対策課
労働基準局監督課、安全衛生部労働衛生課】

【提案事項】 **制度改正** **予算創設**

がんは県民の生命や健康にとって未だ重大な脅威であり、がん患者を含む県民と地域社会が一体となってがん対策を推進する環境を充実させるため、

- (1) 重粒子線治療を望む患者の負担軽減のため、現在、公的医療保険適用外となっている肺がん等についても適用拡大を図ること
- (2) 地域のがん医療提供体制の充実に向け、遠隔診断等の技術の進歩を取り入れた「がん診療連携拠点病院」の指定制度へと見直すこと
- (3) がん患者の生活の質の向上、治療と就労の両立に向け、ウィッグ及び乳房補整具の購入費に対する補助制度を設けること
- (4) 骨髄移植ドナーが骨髄等の提供に伴う検査や入院のための休業等による影響を補う財政支援制度を設けること

【提案の背景・現状】

- 山形大学医学部東日本重粒子センターは令和4年10月から当初予定の全てのがんへの治療を開始したところであるが、現在も公的医療保険適用外の疾患があり、治療を受ける患者・家族には高額な医療費の負担が生じている。
- 医師の地域偏在が見られ、特に、病理医について、「がん診療連携拠点病院」の要件である「専従の常勤医の配置」を満たすことに苦慮している病院もある。一方、近年、「遠隔診断」や「遠隔診療」などの先進的な医療技術が進歩し、その活用によって専門医の不足の解消はもとより、その養成や資質向上、地域の医療提供体制の充実も期待できる。
- 治療に伴う脱毛や乳房切除など外見の悩みは日常生活上の大きな苦痛となるため、ウィッグや乳房補整具などは必要不可欠である。
- ドナーは、骨髄移植のため10日程度の検査や入院が必要であるが、仕事等の都合による辞退者も多く、職場の理解が得られないことや収入減となるため仕事が休めないなど、ドナーの精神的・経済的負担となっている。

【山形県の取組み】

- 重粒子線治療を望む県民の方の負担を軽くするため、治療費や借入利子への助成を市町村と連携・協力して実施している。
- 本県においては、現在、すべての2次医療圏に「がん診療連携拠点病院」が設置されており、今後とも「がん診療連携拠点病院」を中心に県内どこでも質の高いがん医療を受けることのできる体制を維持していく。
- がん患者に対する医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入経費に対する助成を市町村と連携・協力して実施している。
- ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成する「骨髄移植ドナー助成制度」を平成28年度に創設するとともに、県内企業や団体に対しては「ドナー休暇制度」の導入に向けた普及啓発を図っている。

【解決すべき課題】

- がん患者が、状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにするには、遠隔診断等の先進的な医療技術の導入を促すような「がん診療連携拠点病院」の指定制度の見直しや、政府による制度的・経済的な支援が必要である。

**山形大学医学部東日本重粒子センター
(回転ガントリー装置)**



**○ 重粒子線がん治療の
公的医療保険適用**

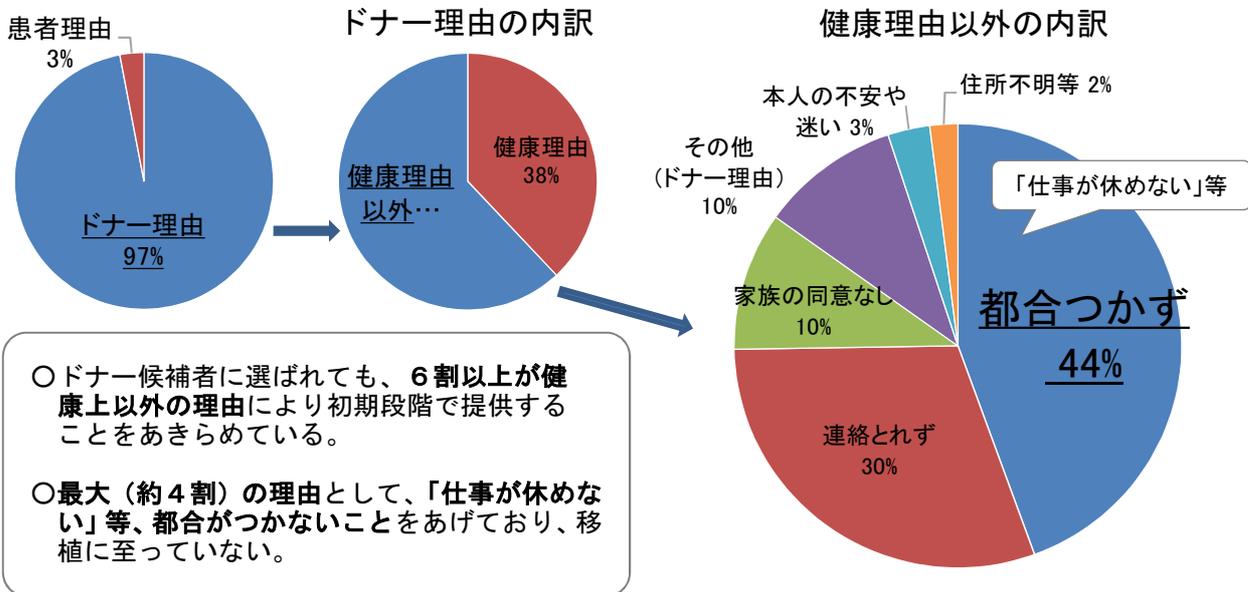
| | |
|---|---------------|
| ・切除非適応の骨軟部腫瘍 | 平成28年 4月適用 |
| ・前立腺がん ・頭頸部悪性腫瘍 (口腔、咽喉頭の扁平上皮がんを除く) | 平成30年 4月適用 |
| ・切除非適応の大型の肝細胞がん (長径4cm以上のものに限る) ・切除非適応の肝内胆管がん ・切除非適応の局所進行性膵がん ・切除非適応の局所大腸がん (手術後に再発したものに限る) ・切除非適応の局所進行性子宮頸部腺がん | 令和4年 4月適用 |

山形大学医学部東日本重粒子センターにおける重粒子線がん治療(公的保険適用外も含む)状況 単位:人

| | R 2 | R 3 | R 4 |
|----|-----|-------|-------|
| 実績 | 1 2 | 3 5 2 | 5 2 4 |

※その他は先進医療として治療費(314万円)、診察・検査・投薬・入院料の一部が自己負担

骨髄提供ができない理由(日本骨髄バンク調べ) [2021年度]



- 骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象に自治体の枠組みを超えて、全国統一的に実施することが望ましいものである。
- 新規ドナー登録者数は減少しており、事業の普及促進を図るため、政府において、ドナーが骨髄等の提供をする際の休業等による影響を補う財政支援を行うことが必要である。

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課 TEL：023-630-3035
医療政策課 TEL：023-630-3328

安定的な介護サービス提供のための施策の推進

【厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課】

【提案事項】 **制度改正**

高齢化の進展により介護の需要が高まる一方、生産年齢人口の減少により、今後、介護人材の確保はさらに困難となることは明白であり、加えて、今般の原油価格・物価高騰等による介護事業所経営への影響は甚大で、今後も同様の事態が発生することが考えられることから、

- (1) 介護職員の賃金引上げにつながる加算を拡充するとともに、光熱費や物価の高騰等外的要因により事業所経営が圧迫される状況が生じた場合、それが手当されるような介護報酬の仕組みを構築すること **新規**
- (2) 介護職員の労働環境の改善に向け、介護事業者による介護ロボット・ICT機器の活用に対する介護報酬の拡充を図ること

【提案の背景・現状】

- 本県では、今後20年間で要介護認定率が高い後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が約3割減少することから、2040年時点の介護職員の需給ギャップは7千人超と推計され、介護人材の確保は一層困難になることが見込まれる。
- 現在、光熱費や物価の高騰等によって、介護事業所の経営に大きな影響を及ぼしている。安定した介護サービスを確保するためには、そのような事態に対応できる介護報酬の仕組みが必要である。
- 介護ロボットやICTを導入するインセンティブが、インカムや見守り機器等の導入による夜勤体制の加算等に限られており、DXが進まない。

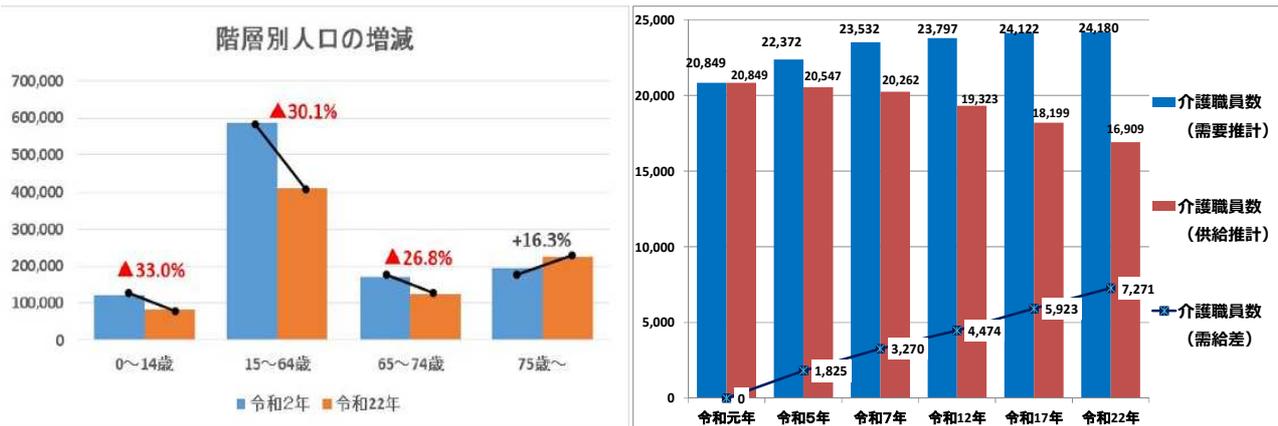
【山形県の取組み】

- 「山形県介護職員サポートプログラム」を策定し、「介護の理解促進」「介護人材の育成・確保」「定着・離職防止」「介護技術・知識の向上」「雇用環境の改善」の5つを柱として関係機関と連携・協働し、人材確保の取組みを推進している。
- 光熱費、燃料費、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減するため、県内の高齢者施設等を対象に山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金を交付している。
- 介護施設・事業所及び現場で働く職員の負担軽減を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入に対する助成を行っている。

【解決すべき課題】

- 介護サービスの安定的、継続的な提供のため、事業所の負担軽減や介護職員の処遇改善をさらに図っていく必要があり、特に賃金については、ベースアップ等支援加算のように、直接賃金向上につながる加算の拡充が必要である。
- 介護ロボットやICTの導入による介護施設・事業所の負担軽減の効果を定量的に評価する仕組みがなく、費用対効果が不明瞭であることから、積極的かつ効果的な導入に至っていない。
- 介護ロボットやICTの活用について、加算の更なる増設など介護報酬の拡充を図り、介護サービスの質の向上、介護職員の負担軽減につなげる必要がある。

■ 本県の階層別人口及び介護職員数の将来推計



出典：やまがた長寿安心プラン（R3.3）

出典：介護人材需給推計ワークシート（R3.3）

本県では、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、令和22年には7,271人の介護職員が不足する。

■ 介護職の有効求人倍率と給与額



所定内給与額（月額）比較

| | 全国 | 山形県 |
|--------------------|----------|----------|
| 介護職員 (医療・福祉施設等) | 242.2 千円 | 209.6 千円 |
| 全産業 | 311.8 千円 | 254.6 千円 |

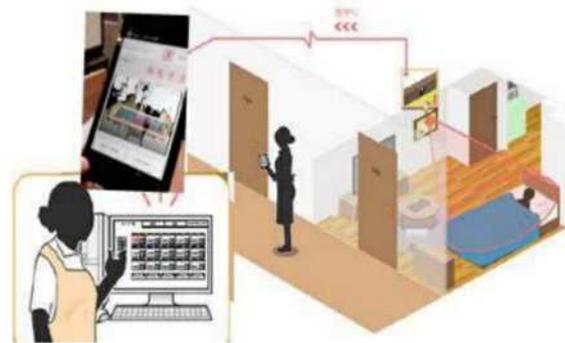
出典：令和4年賃金構造基本統計

介護職は、他の職種と比較し、有効求人倍率が高い状態が続いており、人手不足が深刻な状況にある。給与額が低いことがなり手不足の一因となっている。

■ 介護ロボット、ICT 機器の例



移乗支援パワーアシスト



見守りセンサー

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部、保険局、老健局】
【こども家庭庁 成育局、支援局】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正** **予算拡充**

障がい者の自立及び社会参加への支援の充実・強化や、発達障がいに係る医療提供体制強化等が必要であることから、

- (1) **重度障がい者の全国一律の医療給付制度を創設**するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の**国庫負担減額調整措置を廃止**すること
- (2) 障がい福祉施設の整備等を促進するため、**事業規模に合わせて複数年度で活用できる基金など、地域の要望に対応できる仕組みを創設**すること
- (3) 発達障がいの診療に取り組む医療機関を増やすため、**小児科等の「小児特定疾患カウンセリング料」の2年の年数制限を廃止**すること
- (4) 医療的ケア児者を受け入れる短期入所事業所の整備促進を図るため、**医療型短期入所に係る障害福祉サービス報酬を引き上げる**こと
- (5) **介護給付費等の不正利得について、事業者が破産等により返還困難となった場合、市町村が国庫返還金を負担する仕組みを見直す**こと

【提案の背景・現状】

- **重度障がい者への医療費助成の水準は、自治体により差が生じている**。また、現物支給での医療費助成に対し、**国民健康保険の国庫負担金が減額**されている。
- グループホームや医療的ケア児者向けの施設整備に関する要望が増えている。
- 長期通院が必要な発達障がいは、2年を超えると診療報酬加算がなくなるため、医療機関が取り組みにくく、こども医療療育センターに受診が集中している。
- 医療的ケア児者を短期入所施設で受け入れる場合、常時の見守りなど、**施設側の負担が大きい一方、見合った報酬となっていないため、事業参入が進まない**。
- 不正利得について、**市町村が事業者から回収できない場合でも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第18条第2項の規定により、市町村は国庫返還金を負担**しなければならない。多額の返還金となれば、**財政規模の小さい町村では、住民生活に多大な影響を与えかねない負担**となり得る。

【山形県の取組み】

- 本県では、県と全市町村が協調し、重度障がい者への医療費を助成している。
- 発達障がいの初診待機期間の短縮に向け、こども医療療育センター常勤医師の増員、公認心理師による地域での発達検査実施体制を構築し、対応している。
- 県内の医療機関に対し、医療型短期入所の制度内容や他県での実施事例等を説明し、事業開始に向けた働きかけを行っている。
- 障害福祉サービス事業者等の指定及び実地指導等を通じて、事業者の運営の適正化に取り組むとともに、行政処分を行った場合、県内のすべての事業者等に対して、処分概要を通知し、法令順守を徹底するよう指導している。

【解決すべき課題】

- 重度障がい者の医療に**政府による全国一律の制度がなく**、一方で自治体の医療費助成に係る国民健康保険の**国庫負担金の減額調整措置を継続**している。

- 発達障がい診療の実態にあった小児科の診療報酬の見直し、医療的ケア児の医療型短期入所事業に係る障害福祉サービス報酬の充実が必要である。
- 市町村財政に大きな影響が及ばないように、事業者の返還困難額について国及び県への返還を減免するなどの制度改善が必要である。

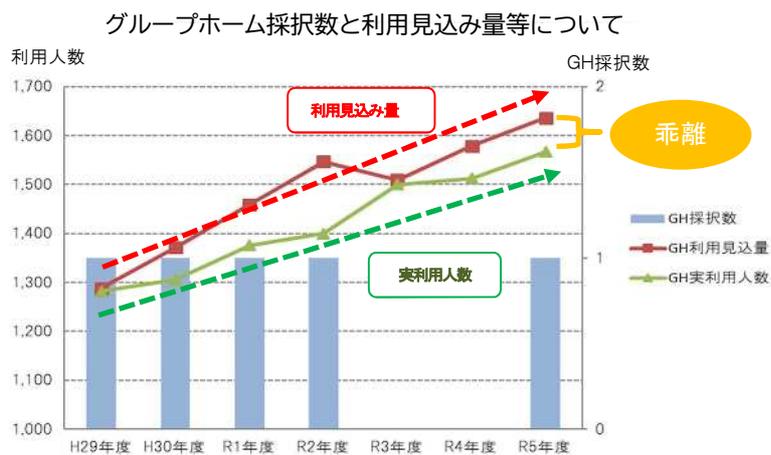
<山形県重度心身障がい（児）者医療>

| | |
|------|---|
| 対象者 | 身体障害者1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 重度の障がいを持つ方で、市町村民税所得割23万5千円未満の方 |
| 助成内容 | ① 所得税非課税者は医療費の自己負担額を全額軽減 ② 所得税課税者は医療費の自己負担額を1割に軽減 ただし、上限額を設定（入院：57,600円、外来：14,000円） |

<国庫負担金の減額調整措置の状況>（山形県重度心身障がい（児）者医療）（試算、県計）

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 284,198千円 | 281,409千円 | 264,713千円 | 250,232千円 |

<グループホームの整備状況>

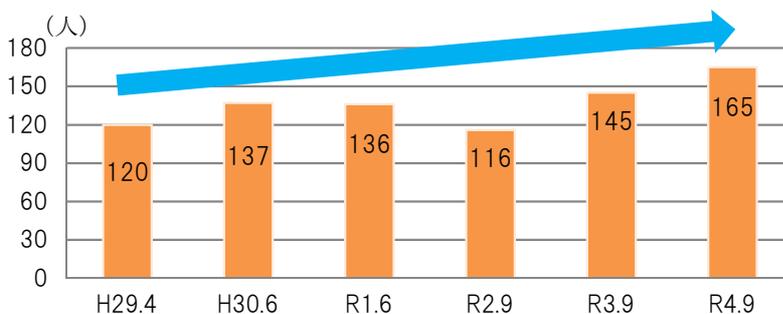


県財政が厳しい中、単年度事業では協議数を限定せざるを得ず、第6期山形県障がい福祉計画の目標の利用見込量と実利用人数との乖離が生じてくる。
(R5年度想定乖離数：利用見込量1,636人－実利用人数1,567人＝69人)



<山形県における医療的ケア児数の推移>

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加



山形県担当部署：健康福祉部 障がい福祉課
高齢者支援課

TEL：023-630-2679
TEL：023-630-3120

地方の子育て環境整備と人口分散の推進による少子化の克服

【こども家庭庁 長官官房総務課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

婚姻数・出生数が減少し、少子化が加速している中、それぞれの地方が独自の創意工夫により子育て環境の充実・整備を進め、都市部から地方に若い世代を誘導することにより少子化の流れに歯止めをかけるため、

- (1) 東京圏への一極集中を解消する視点も含め、**バランスのとれた人口分散策に取り組むとともに、地方が実施する大都市に住む若者、特に女性の地方移住を前提とした出会いの場の創出への支援の拡充**を行うこと
- (2) 結婚に伴う新生活のスタートを支援する「結婚新生活支援事業」について、**補助率の引上げ**を行うこと
- (3) **男性の育児休業取得や家事・育児参画に関する理解促進のため全国的な気運醸成を図るとともに、「パパ・クォータ制（育児休業の一定期間を男性に割り当てる制度）」の導入など、取組みの一層の推進を図ること**
- (4) **屋内型児童遊戯施設をはじめとした子育て支援施設の設置や維持管理**に対して、新たな補助金を創設する等、支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 希望職種の不マッチなどを背景とする若者（女性）の県外流出は、**地方の男女比の偏り**を生み、**婚姻数減少の要因**にもなっている。一方で、テレワーク等の新たな働き方が浸透しつつあり、ゆとりある地方の暮らしが見直されている。
- 「結婚新生活支援事業」は、若い世代の結婚を後押しする有効な取組みであり、**申請件数が増えているが、人口の多い市部では財政的負担が重くなっている。**
- **女性に偏りがちな育児・家事の負担を軽減**するため、男性の育児休業取得を一層促進する取組みが必要であるが、取得率は15%程度となっている。
- **豪雪など厳しい気象条件**をもつ地域において、屋内型児童遊戯施設は子育て環境の向上に大きな役割を果たしている。

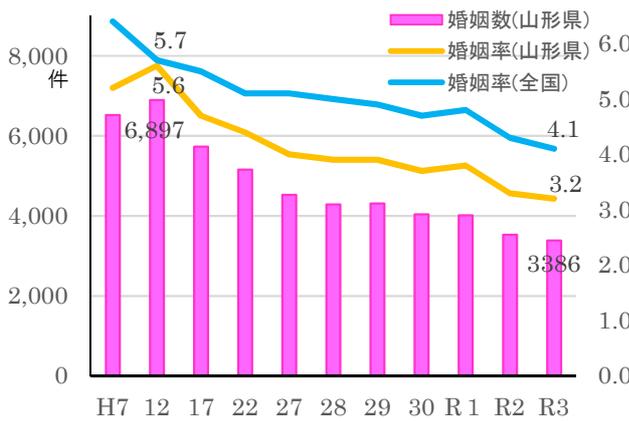
【山形県の取組み】

- やまがたハッピーサポートセンターに**オンラインで利用できるAIマッチングシステム**を新たに導入し、出会いの機会の拡充に取り組んでいる。
- 企業のトップや管理職・人事労務担当を対象とした育休取得の気運醸成、理解促進及びプレパパ等を対象とした**育休取得セミナー等**の取組みを実施している。

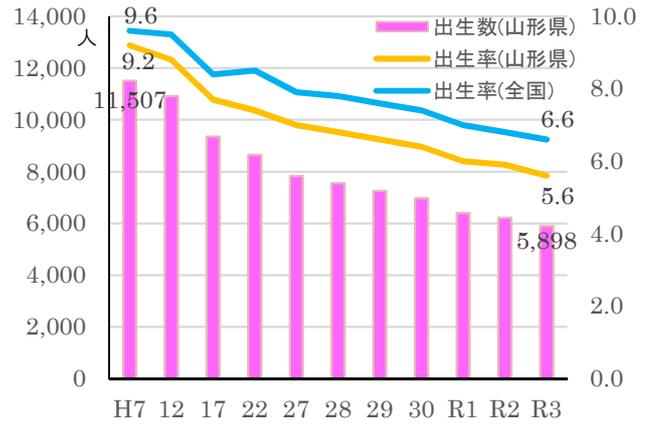
【解決すべき課題】

- **若者（女性）の回帰や移住を視野に入れた出会いの場の創出**に注力できるよう、**現行の交付金制度の要件を緩和**などの支援措置が必要である。
- 男性の育児休業取得率向上のため、**制度の正しい理解の促進や取得しやすい気運の醸成**などに取り組む必要がある。
- 屋内型児童遊戯施設は、子育て世帯からの強いニーズに応じて市町村が設置・運営しているが、その**財政負担が大きく、支援の拡充が必要**である。

◎山形県の婚姻数・婚姻率の推移



◎山形県の出生数・出生率の推移

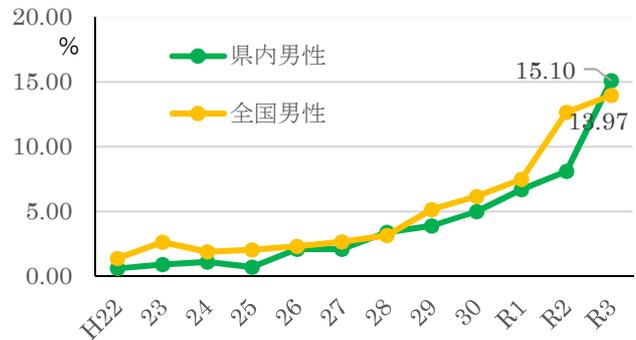


出典：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「社会的移動人口調査」

◎結婚新生活支援事業の実施状況

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 (見込み) | R5年度 (見込み) |
|--------|------|------|---------------|---------------|
| 実施市町村数 | 13 | 22 | 28 | 29 |
| 申請件数 | 33 | 256 | 408 | 459 |

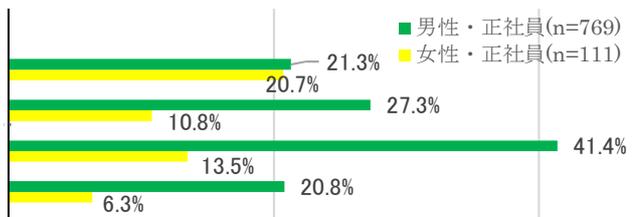
◎男性の育児休業取得率



出展：厚生労働省「雇用均等調査」

◎育児休業制度を利用しなかった理由

会社で育児休業制度が整備されていなかったから
 職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから
 または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから
 収入を減らしたくなかったから
 残業が多い等、業務が繁忙であったから



出展：厚生労働省委託事業「令和2年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」抜粋

◎県内の主な屋内型児童遊戯施設



コパル
(山形市)
令和4年4月～



キッズドームソライ
(鶴岡市)
平成30年11月～



さくらぼんたんクルセンター
(東根市)
平成17年4月～



もっくる
(高島町)
令和元年7月～

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減

【こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **予算創設** **予算拡充**

人口減少が進む中、安心して子どもを産み育て、希望に応じて働くことができる環境を整備することは、極めて重要であり、女性の就業促進は、社会的に大きな経済効果をもたらすものであることから、経済的負担が大きい妊娠・出産や子育てへの支援の充実が必要である。

- (1) **不妊治療**への保険適用によって自己負担が増えることのないよう、**負担額の軽減**を図ること
- (2) 保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、**保育の完全無償化**を実現すること
- (3) **高校生までの医療費を無償**とする全国一律の制度を創設すること
- (4) **放課後児童クラブの利用料軽減制度**を創設し財政支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 令和4年4月より特定不妊治療については自由診療から保険適用となったが、従来の補助制度に比べて、**自己負担額が増えるケースが発生**している。(山形県内においては、**全体の3割程度**)
- 「**幼児教育・保育の無償化**」については、**現在、低年齢児が対象外**となり、女性の就労継続の阻害要因となっている。
- 多くの自治体が独自に子どもの医療費助成を実施しているが、助成の内容は**自治体により差**が生じている。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用者負担軽減制度がなく、**多子世帯にとって大きな負担**となっている。

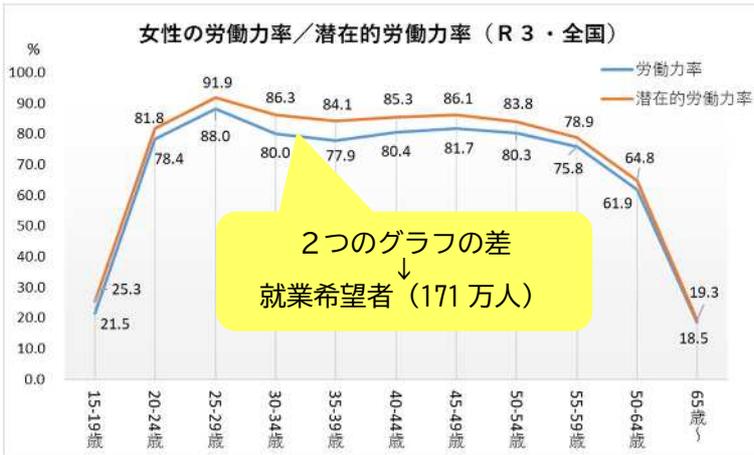
【山形県の取組み】

- 令和4年度から**不妊治療に係る自己負担額の一部**を県単独で助成している。
- 令和3年度から、市町村と連携して、**0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減**を実施している。
- こどもの医療費について、**本県では全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで無償化**しており、県はこの制度の2分の1を補助(外来：小3まで、入院：中3まで)しているが、多くの市町村が対象を高3まで拡大している。
- 放課後児童クラブについては、兄弟姉妹で同時利用している世帯、低所得世帯(要保護・準要保護世帯)に対して、**県独自に利用料軽減**を行っている。

【解決すべき課題】

- 子育てのステージにおける**経済的な負担**に対し、**全国一律の支援を強力に行うこと**で、**子どもを持つことに対する子育て世代の不安感を払しょく**する必要がある。
- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、**約4.3兆円(GDPの1%弱に相当)の経済的効果**をもたらすという意味からも、保育等の環境整備を早急に進める必要がある。

女性の潜在的労働力率と就業した場合の経済的効果



潜在的労働力＝
労働力人口＋非労働力人口のうち就業希望者

仮に就業希望者が就業できた場合、
171万人×253.6万円（女性の平均賃金）
＝約4.3兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）
が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

（出典）

2021年労働力調査（総務省統計局）、
2021年賃金構造基本統計調査（厚労省）

山形県独自の取組み



◆不妊治療（生殖補助医療）費助成

- 保険が適用される不妊治療に対し、従前の助成額（30万円）の3割に当たる9万円を県単独で助成
 - ①不妊治療のうち、採卵または胚移植を保険診療で行った者
⇒採卵1回につき5万円、胚移植1回につき4万円を助成
 - ②不妊治療のうち、男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取する手術）を行った者
⇒手術1回につき9万円を助成

◆保育料無償化に向けた段階的負担軽減

- 0～2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち、無償化されていない第3及び第4区分（推定年収470万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施

| 所得階層区分 | | 推定年収 | 国基準利用料 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | |
|--------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------------------|
| ① | 生活保護世帯 | — | 0円 | 全国一律で既に無償化 | 全国一律で既に無償化 | |
| ② | 市町村民税非課税世帯 | 260万円未満 | | | | |
| ③ | 市町村民税所得割 | 48,600円未満 | 330万円未満 | 19,500円 | | 本県独自に負担軽減を実施（令和3年9月～） |
| ④ | | 97,000円未満 | 470万円未満 | 30,000円 | | |
| ⑤ | | 169,000円未満 | 640万円未満 | 44,500円 | | 政府の動向等を踏まえて検討 |
| ⑥ | | 301,000円未満 | 930万円未満 | 61,000円 | | |
| ⑦ | | 397,000円未満 | 1,130万円未満 | 80,000円 | | |
| ⑧ | | 397,000円以上 | 1,130万円以上 | 104,000円 | | |

◆子ども医療費の無償化

- 県内全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで無償化しており、県は経費の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）。対象を18歳までに拡大している市町村もあり、居住する自治体によって子ども医療に関するサービスが異なっている。

【県内市町村における子どもの医療費助成の実施状況（令和5年4月現在）】

| 助成対象 | | 小学校3年生まで | 小学校6年生まで | 中学校3年生まで | 18歳まで |
|------|-----|----------|----------|----------|-------|
| 入院 | 市町村 | 7市町村 | | | 28市町村 |
| | 県 | | | | |
| 外来 | 市町村 | 8市町村 | | | 27市町村 |
| | 県 | | | | |

◆放課後児童クラブ利用料軽減

- 低所得世帯に対する利用料を軽減 … 要保護世帯10,000円/月、準要保護世帯7,000円/月
- 多子世帯に対する利用料を軽減 … 2人目5,000円/月、3人目以降10,000円/月
（兄弟姉妹で同時利用している推計年収640万円未満の世帯）

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2947

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充

【こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどは、学校と同様に子どもの成育に関わる重要な機能を担っており、保育の質の改善や、保育士等の処遇改善に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) 保育士等の給与水準の抜本的な引き上げを行うこと
- (2) 保育士の配置基準の改善を早期に実現するとともに、発達障害が疑われる「気になる子」を含めた障がい児の保育について、実態に見合った保育士配置に対する財政支援を拡充すること
- (3) 休日保育等のきめ細かな保育を行う保育所に対し、地域の実情に応じた財政支援を行うこと
- (4) 物価高騰の影響が保育所等の運営に及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格の設定を行うこと **新規**
- (5) 放課後児童支援員等の更なる処遇改善を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

- 保育士の給与水準が低いため、若手を中心に人材が他産業に流出している。
- 「こども・子育て政策の強化について（試案）」において1歳児と4・5歳児の配置基準の改善が示されたものの、実施時期が明らかになっていない。
- 発達障害が疑われる「気になる子」の受入れには支援制度が無い。
- 休日保育加算が低額のため、民間立保育所が事業を継続することが難しい。また、公立保育所は休日保育等地域の実情に応じた保育需要に応える役割を担っているが、支援制度が無い。
- 物価高騰により、食材購入費、光熱水費、除雪費など、あらゆる面で施設の運営コストが上昇している。
- 放課後児童支援員等は、その多くが年収250万円未満となっている。

【山形県の取組み】

- 保育士修学資金や潜在保育士への就職準備金の貸付、県外養成校における県内就職ガイダンスや学生へのインターン旅費補助等の支援を行い、保育士の県内就職を促している。
- 障がい児保育については、政府の補助対象とならない幼稚園の対象児二人未満の場合や認可外保育施設・児童館において保育を行う場合に、県単独の補助を行っている。

【解決すべき課題】

- 保育士等の離職を防ぎ、潜在保育士に復職してもらうためには、給与水準の更なる引き上げ等の処遇向上に向けた施策が必要である。
- 安全で質の高い保育の実現には、保育士の配置基準の改善が必須である。
- 多様な保育需要に対応するためには、民間立保育所に対する教育・保育給付費や公立保育所に対する交付税措置の見直し、支援制度の創設が必要である。

<保育士の給与水準>

(単位：月額、円)

| | 全産業 | 保育士 | 差 |
|-----|---------|---------|----------|
| 全国 | 340,100 | 266,800 | ▲73,300 |
| 東京都 | 405,000 | 302,000 | ▲103,000 |
| 山形県 | 274,400 | 201,700 | ▲72,700 |

(出所) R4 賃金構造基本統計調査

○ 保育士の給与水準は他産業に比較して依然として低い。



<保育士の配置基準> (こども：保育士)

| | 配置基準 | 改善内容 ※1 |
|-------|-----------|---------|
| 0歳児 | 3：1以上 | |
| 1歳児 | 6：1以上 | 5：1以上 |
| 2歳児 | 6：1以上 | |
| 3歳児 | 15：1以上 ※2 | |
| 4・5歳児 | 30：1以上 | 25：1以上 |

※1 こども・子育て政策の強化について(試案)において示されている改善内容
 ※2 配置基準は20：1であるが、公定価格による職員配置加算(3歳児)で、実質的に15：1に改善済み。

<障がい児保育の実態>

- 交付税算定基準：障がい児2人に対し、加配保育士1名程度
- 保 育 の 現 場：22市町村で交付税算定基準を上回る保育士を配置

<休日保育に対する現制度>

| | 公立保育所 | 民間立保育所 |
|------|--------------|---------|
| 財政措置 | 一般財源化(交付税措置) | 公定価格に加算 |

※ 人材や財源の不足により、休日保育を行わないこととした民間立保育所もあり、公立保育所が休日保育等の地域の多様な保育ニーズに対応している。

<放課後児童支援員等の年収>

| 年収 | 割合 | 年収 | 割合 |
|---------------|--------|---------------|-------|
| 50万円未満 | 3.44% | 250万円～300万円未満 | 7.86% |
| 50万円～100万円未満 | 16.27% | 300万円～350万円未満 | 4.14% |
| 100万円～150万円未満 | 28.72% | 350万円～400万円未満 | 1.59% |
| 150万円～200万円未満 | 14.32% | 400万円以上 | 2.98% |
| 200万円～250万円未満 | 14.70% | 無回答・回答無効 | 5.97% |

→ 77.45%

(出所) R3 全国学童保育連絡協議会調査

困難を有する子どもや家庭等に対する支援の充実・強化

【こども家庭庁 支援局 家庭福祉課】

【提案事項】 予算拡充

すべての子どもたちが安心して成長できる環境を確保するために、困難を有する子どもや家庭等に対する総合的な支援を充実・強化する必要があることから、

- (1) 社会経済の影響を強く受けやすいひとり親家庭の生活基盤を確保するため、養育費確保制度の創設や各種給付金の増額など支援を強化すること
- (2) 地域の実情に応じた子どもの貧困対策を推進できるよう、都道府県別に比較できる子どもの貧困にかかる統計データの提供を行うこと
- (3) 児童養護施設入所児童等が自立するために必要な運転免許取得や進学・就職活動等に対する財政支援の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 令和3年に本県が実施した新型コロナの影響調査では、ひとり親家庭が生活費や仕事等に不安を抱えていることが浮き彫りとなった。
- 子どもの貧困率やひとり親世帯の貧困率は、全国値が公表されているが、都道府県別の数値は算定されていないため、比較・分析ができない。
- 児童養護施設等の退所児童のうち約4割が、県外で就職・進学している。

【山形県の取組み】

- ひとり親の資格取得の支援を県単独で実施している。
- 本県の独自の調査の結果、子どもの貧困率は16.0%となっている。
- 社会経済の影響を強く受ける低所得のひとり親家庭に対し、食の面から支援するため県産米を提供した。
- 施設入所児童等の運転免許の取得や就職活動に県単独で助成している。

【解決すべき課題】

- ひとり親家庭の自立し安定した生活の確保や、子どもの貧困対策を推進するためにも、児童扶養手当の増額や養育費の確保など継続した支援が必要である。
- ひとり親家庭や子どもの貧困対策について、地域の実情に応じた支援施策を実施するためにも、都道府県別に比較できるデータが必要である。
- 就職先や進学先が遠方になる場合は、新生活を始めるまでに移動や引っ越しなどの費用が必要となるため、進学・就職準備費用支援の更なる拡充が必要である。

■養育費について

●取決め状況【母子家庭】

| 状況 | 山形県 R1 | 全国 H28 |
|-----------|--------|--------|
| 取決めをしている | 58.5 | 42.7 |
| 取決めをしていない | 37.8 | 54.2 |

●受給状況【母子家庭】

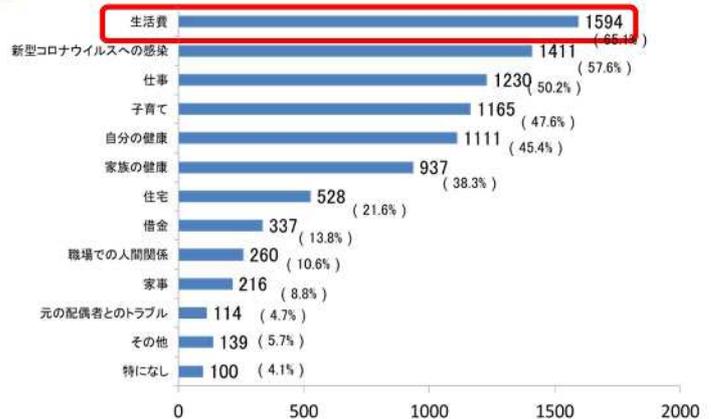
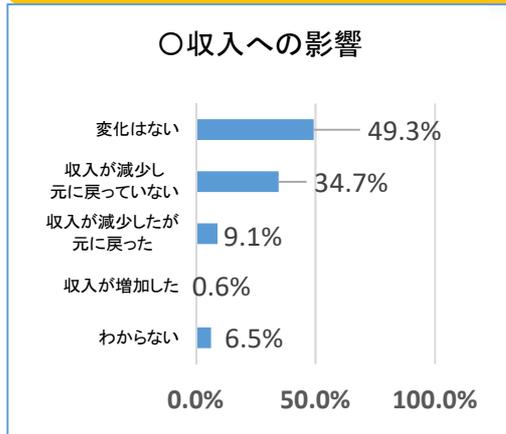
| 状況 | 山形県 R1 | 全国 H28 |
|----------|--------|--------|
| 現在も受けている | 35.5 | 24.3 |
| 受けていない | 62.0 | 71.5 |

出典：山形県ひとり親家庭実態調査 令和元年 10 月

■新型コロナウイルス感染症によるひとり親家庭への影響

ひとり親は社会経済の影響を受けやすい！

○現在悩んでいることや、不安に思っていること



出典：山形県ひとり親家庭実態調査(新型コロナウイルスによる影響) 令和3年8月

■想定されるひとり親家庭の生活基盤強化策

- ① 児童扶養手当の増額
- ② 給付型の住居支援の創設
- ③ 養育費確保制度の創設
- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の償還に係る減免制度の拡充
- ⑤ 就職に有利な資格取得支援強化
- ⑥ ピアサポーターの活動への支援
- ⑦ 子育て支援に係る家庭生活支援員の手当額（現行@900円/h）の引き上げ

■ひとり親資格取得パッケージ支援のイメージ



国の助成制度に県独自に最大 90,000 円/月を上乗せ支援し、安定した就労と経済的自立を促進

■児童養護施設等退所者の進路

(H30-R3 就職・進学支度費特別基準該当者)

| | 就職 | 進学 | 計 |
|-------|------|------|------|
| 合計 | 56 人 | 14 人 | 70 人 |
| 県内 | 37 人 | 5 人 | 42 人 |
| 県外 | 19 人 | 9 人 | 28 人 |
| 東北 | 7 人 | 3 人 | 10 人 |
| 関東 | 11 人 | 3 人 | 14 人 |
| 中部・近畿 | 1 人 | 3 人 | 4 人 |

退所後困ったこと（退所者の声）

- ・お金のやりくり
- ・引っ越し手続き全般
- ・健康管理（生活リズム）
- ・職場での人間関係 など

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 TEL：023-630-2267・2259

未来を担う子ども・若者に対する支援の充実

【こども家庭庁 虐待防止対策課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

持続可能な社会の実現に向け、未来を担う子ども・若者が、誰ひとり取り残されることなく社会で自立・活躍できる環境づくりが必要なことから、

- (1) こども・若者やその家族が、より生活に身近な場所で相談できるよう、基礎自治体に対し「子ども・若者総合相談センター」の設置促進に向けた財政的支援を行うこと
- (2) 様々な困難を有する子ども・若者に対し、それぞれの成長や抱える困難に寄り添った切れ目のない支援を実施するための交付金創設など、地域の実情に応じて柔軟に活用できる十分な財源を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- こども・若者からの幅広い相談に対する一時的な受け皿として、子ども・若者育成支援推進法において設置が努力義務とされている「子ども・若者総合相談センター」については、全国の地方公共団体では6.0%の設置にとどまっている。
- 近年のこども・若者を取り巻く環境は、複雑で多様化しており、困難を抱えるこども・若者とその家族からの相談件数は年々増加している。
- 相談者の低年齢化、長期化に加え複合的な問題を抱えるこども・若者の相談支援にあたっては、年齢や制度で区切ることのない柔軟な支援が求められる。

【山形県の取組み】

- NPO等と協働して、県内全域において設置運営する「子ども・若者総合相談センター」を令和5年度より2か所増設（6カ所⇒8カ所）し、こども・若者からの多様な相談支援ニーズへの対応を強化している。
- 本県の「子ども・若者総合相談センター」は相談支援に加え、居場所づくりや自立に向けた社会体験活動、家族を対象とした交流機会創出など行政や関係機関と連携しながら地域の実情に応じた支援を行っており、相談者（支援対象者）の社会参加に向けた支援機関として、大きな役割を果たしている。

【解決すべき課題】

- 相談件数が増加し、相談支援ニーズも多様化する中、相談窓口となる「子ども・若者総合相談センター」の生活に身近な市町村への設置を促進するため、人材確保や運営経費に係る支援が必要である。
- 社会参加に困難を有するこども・若者に関する支援においては、相談者（支援対象者）の低年齢化やニーズの多様化に配慮しながら、継続性・柔軟性など、個々のニーズに合わせた対応が求められるため、支援の担い手となるNPO等における人材の育成・確保や安定的な支援体制の構築など、地域の実情にあった支援が必要である。

■山形県子ども・若者総合相談センターにおける支援の状況

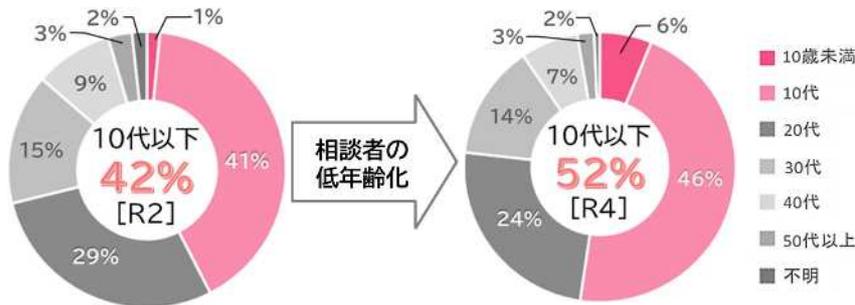
○主な支援内容

- ・相談窓口の開設、面接相談、出張相談等の実施
- ・困難を有する若者の居場所づくり
- ・多様な社会体験活動機会の提供
- ・家族を対象とした家族会等の交流機会の創出 等

相談件数等の推移

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 (R4.4~12) |
|---------|--------|--------|--------------------|
| 相談件数 | 3,607件 | 4,351件 | 3,142件 |
| 居場所利用人数 | 5,234人 | 5,572人 | 4,203人 |

相談者年齢別割合



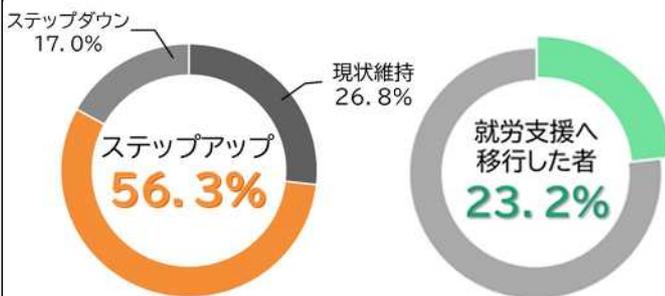
山形県子ども・若者総合相談センター設置状況



相談者の社会参加に向けた支援の進捗状況

※令和2年度に相談があった者の令和4年度時点での状況

- 相談者のうち 56.3%が社会参加に向け、支援内容をステップアップしている。また、全体の 23.2%が家族へのアプローチや居場所の提供といった支援から就労支援に移行している。
- 当事者の状況は不安定であり、支援内容もステップアップ、ステップダウンを繰り返すことが多く、長期的・継続的な支援が必要である。



<利用者の声>

- ・同じ境遇の仲間と出会い、スタッフに相談を聞いてもらうようになって生きていくことを実感するようになりました。
- ・家から出ることができずにいましたが、相談支援を通して人との関わり方を学び、自立に向けて自分にあった働き方を考えるようになりました。

■困難を有する若者等への支援策について

<社会参加に困難を有する若者の自立支援策として必要だと思うこと>



(出典)平成30年度県政アンケート調査報告書(山形県)

女性活躍に向けた総合的な施策展開

【内閣府 男女共同参画局 総務課、推進課】

【提案事項】 予算拡充 予算継続

人口減少に伴う社会活力の低下が懸念されることに加え、ポストコロナの新たな段階において女性も活躍できる環境づくりに向けて、実効性ある施策の展開が重要であることから、

- (1) 女性の賃金向上・正社員化を進め、男女間の格差解消と地方の大宗を占める中小企業等の女性活躍促進を加速すること
- (2) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の弊害を軽減するため、取組み事例集やガイドライン作成等、具体的対応策を講じること
- (3) 若年女性の地方定着・回帰策検討に向け地域の実情を踏まえ各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること
- (4) 世界ではすでに118カ国で「クオータ制※」が導入されるなど、女性の政治・経済参画が進んでいる状況に鑑み、「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みを進めること
- (5) 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続を図ること

【提案の背景・現状】

- コロナ感染拡大時、女性の就業者数が男性に比べ大きく減少したこと等から、有事の際、非正規雇用労働者の割合が高い女性が雇用の調整弁となる可能性がある。
- 女性の管理職比率は2割以下にとどまるなど、女性活躍が進まない背景として、社会全体に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがある。
- 女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていない。
- 「ジェンダー・ギャップ指数 2022」が146カ国中116位と低迷し、特に経済分野が121位、政治分野が139位と、国際社会で後れをとっている。

【山形県の取組み】

- 県独自の支援金により、女性非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化の取組みを進めている。
- 令和4年度に男女共同参画の視点を踏まえた広報を促進するためのリーフレットを作成し、アンコンシャス・バイアスに関する気づきを促している。
- 有識者による「女性活躍前進懇話会」を開催し、若年女性の定着・回帰に向けた地域社会の環境づくりや意識醸成を図っている。
- つながりサポート型を活用し相談機能強化やピアサポート等を実施している。

【解決すべき課題】

- 多様で柔軟な働き方など、女性も正社員で働き続けられる就労環境の整備や、女性管理職の登用拡大など、女性活躍の一層の推進が必要である。

※政党等の候補者数や議員数における男女の割合を一定に設定する制度（法的に割合を義務付けるものから、団体の自主的な努力目標とするものまで導入国により制度詳細はそれぞれ異なる）

- 「家事・育児は女性がするもの」といった固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性による育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等を含めた、アンコンシャス・バイアスへの理解を促す具体的な対応策が必要である。
- 地域の実情に応じた女性施策を展開していくための実態把握として、既存統計を性別・都道府県別等の単位でも把握・分析し、公開していく必要がある。
- 政策・方針決定に男女双方の意見を公平・公正に反映するため、女性も政治分野に参画しやすい環境整備が必要である。
- 地域における女性活躍の促進のため、また、困難や不安を抱える女性に対応するため、財政支援の拡充・継続が必要である。

■ 正規・非正規雇用労働者の状況

※会社などの役員を除く雇用者における割合

| | | 正規の職員・従業員 | 非正規の職員・従業員 |
|----|----|-----------|------------|
| 全国 | 男性 | 77.7% | 22.3% |
| | 女性 | 43.4% | 56.6% |
| 山形 | 男性 | 80.3% | 19.7% |
| | 女性 | 53.0% | 47.0% |

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

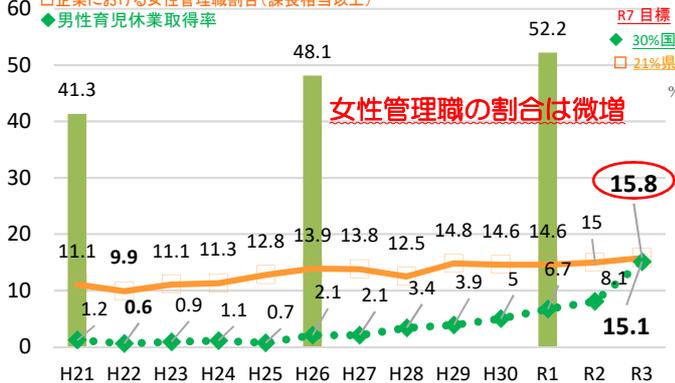
■ 男女間賃金格差

| | | 一般労働者の賃金(月額) | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 男女間賃金格差 |
|----|----|--------------|-------|--------|---------|
| 全国 | 男性 | 342,000円 | 44.5歳 | 13.7年 | (男=100) |
| | 女性 | 258,900円 | 42.3歳 | 9.8年 | 75.7 |
| 山形 | 男性 | 282,400円 | 45.2歳 | 14.4年 | (男=100) |
| | 女性 | 211,400円 | 43.6歳 | 11.5年 | 74.8 |

出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

■ 本県における女性管理職割合と男性育児休業取得率

- 男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識に反対の割合(男女計)
- 企業における女性管理職割合(課長相当以上)
- ◆ 男性育児休業取得率



出典：山形県労働条件実態調査、令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査(山形県)

■ 性別役割分担意識

依然として性別役割の意識や慣習が根強い

性別役割分担意識(職場)(全国)

1位 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない
(男性 33.8%、女性 33.2%)

2位 組織のリーダーは男性の方が向いている
(男性 26.1%、女性 20.9%)

出典：R4 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究/内閣府

仕事や暮らしで女性が感じている違和感(山形県)

1位 女性への家庭責任の偏り(63%)

2位 狭いコミュニティによる息苦しさ(54%)

3位 「男性だからこうあるべき、これは女性の仕事」といった固定観念や慣習(52%)

R3 山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査/山形県

■ 政策・方針決定過程への女性の参画状況

| 項目 | 全国 | 山形 | 出典 |
|------|--------|-------|---|
| 国会議員 | 衆議院 | 10.0% | 衆議院、参議院HP (R5.1.5現在) |
| | 参議院 | 25.8% | |
| 首長※1 | 都道府県知事 | 4.3% | ※1内閣府：女性の政治参画マップ2022(R3.12.31) ※2総務省調べ(R3.12.31) |
| | 市区町村長 | 2.3% | |
| 地方議会 | 11.8% | 5.1% | |
| 議員※2 | 15.4% | 11.2% | |

■ ジェンダー・ギャップ指数

経済121位、政治139位と低迷



世界経済フォーラム公表データより引用作成

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
産業労働部 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2262
TEL：023-630-3117

多様性への理解促進と 誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進

【内閣官房、内閣府】

【提案事項】 **制度創設**

少子化・人口減少が進む中で、今後も持続的に発展していくためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現を図る事がますます重要になっている。

さらに、多様性を理解し、認め合い、受け入れ、支え合う、寛容性のある社会を実現することで、異なる考えや能力が相乗効果を生み、地域にイノベーションをもたらすことも期待される。

このことから、多様性が尊重され、誰もが生きづらさを抱えることなく安心して暮らせる社会の実現に向け、

- (1) **総合的に調整する所管府省庁を定めた上で、丁寧な議論を積み重ね、性的指向・性自認に関する多様性への配慮や環境整備に係るガイドラインを提示**すること。
- (2) **社会全体が性的指向・性自認をはじめとした多様性を尊重する環境づくりに資するよう、国民の意識啓発を促進**すること。

【提案の背景・現状】

- 近年、多様な性への理解を拓げるためのパレードが全国で開催され、本県においても令和4年10月に初めて「やまがたカラフルパレード」が行われ、報道によれば全国から約170名が参加した。また、性的マイノリティへの支援を求め活動する団体が発足するなど、多様性への関心が高まっている。
- 令和5年4月には、酒田市で県内初のパートナーシップ宣誓制度を導入した。
- 民間団体の調査によれば、性の区分が男女のみとされていることで、社会生活上の様々な制約が生じ、不安や悩みを抱える方や、性的マイノリティであるがゆえに、偏見や誤解などにより深く傷つき、生きづらさを感じている人々があり、配慮や環境の整備が求められている。

【山形県の取組み】

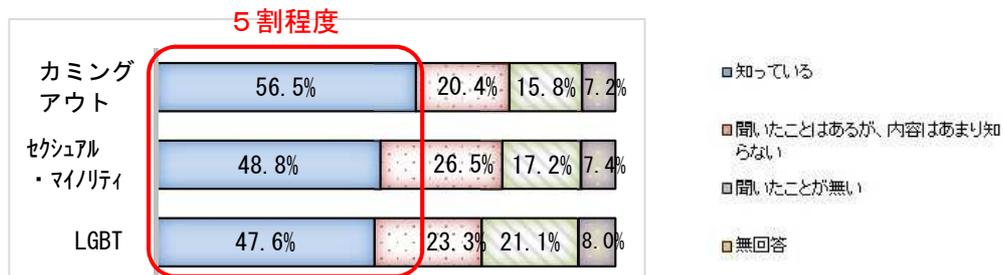
- パートナーシップ制度の導入や多様性に係る今後の県の取組に関する検討を行うため、有識者及び当事者団体との意見交換を実施する。
- 自治体職員や県民に向けて、性的マイノリティを含む多様性に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催する。

【解決すべき課題】

- 性別や婚姻などは国民全体の問題であることから、国民的な議論と政府による丁寧な説明が求められている。自治体が、性的マイノリティへの支援等に取り組んでいくため、政府は所管府省庁を定め、必要な法整備や環境整備等へのガイドラインを示す必要がある。
- 社会の理解が十分に進んでいないことが、性的マイノリティへの差別や偏見の原因となっていることから、国民の理解を深めていくことが必要である。

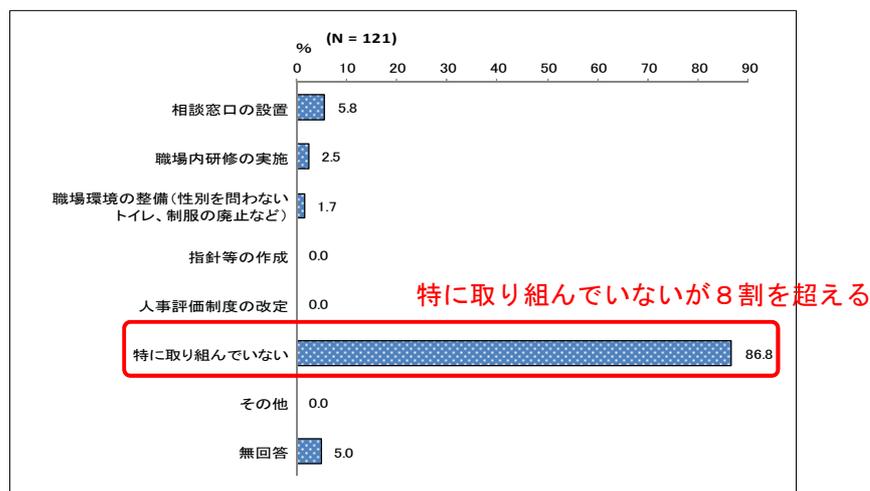
◎令和元年度「ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査（山形県）」から

【性の多様性に関する用語の知識について】

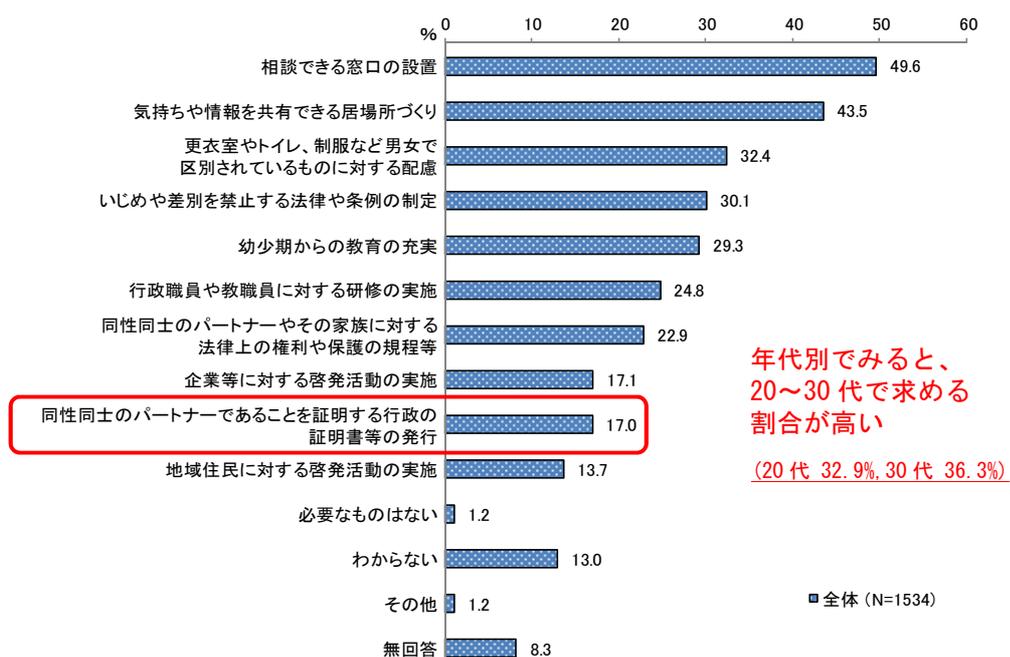


本県は基本的な知識を身につける取組みを進めている段階にある

【企業における性的マイノリティへの配慮として取り組んでいること】



【性的マイノリティに対する支援等について必要なもの】



デジタル社会の推進を支える デジタル基盤整備のための支援の充実

【内閣府地方創生推進事務局】

【総務省情報流通行政局、総合通信基盤局】

【提案事項】 **制度改正** **制度創設**

デジタル田園都市国家構想に掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、基盤となるデジタルインフラ整備を一層推進するため

- (1) デジタル田園都市国家構想交付金について、行政の効率化・高度化に関する事業においても活用できるよう、補助対象を拡大すること **新規**
- (2) 中山間地等の条件不利地域における、地上デジタル放送の難視聴対策施設等の維持・更新に対する支援制度を創設すること
- (3) 携帯電話の不感エリアについて、居住地域に限らず地元ニーズに応じたエリア整備を行い、携帯電話等を利用可能にすること

【提案の背景・現状】

- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）では、事業が地域住民に直接裨益することを条件としており、自治体の業務効率化を主目的とする事業は補助対象とされていない。
- 共聴施設等を利用する条件不利地域ほど高齢化、世帯数減少、経年劣化・悪天候等による設備老朽化により、負担が増えており、維持が困難になっている。
- 携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービス利用できない地域がある。

【山形県の取組み】

- 誰もがデジタル化の恩恵を受けられ、誰一人取り残さないということを基本理念とした「Yamagata 幸せデジタル化構想」を令和3年3月に策定し、様々な分野でのデジタル化を推進している。
- 総務省東北総合通信局と連携し、市町村から共聴施設の状況に関するヒアリングを実施するなど、ニーズ把握に努めている。
- 東北総合通信局と連携し、携帯不感エリアの状況を確認し、不感解消に向け、キャリア等の整備計画と市町村のエリア化ニーズとの擦り合わせを行っている。

【解決すべき課題】

- 本県では、県立病院等の業務効率化により、利用者の待ち時間を減らす等、県民の利便性向上に繋がる事業を検討したが、補助対象外のため申請を断念しており、補助対象の拡大が求められる。
- 地上デジタル放送の視聴環境確保のため、国で検討しているブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を考える市町村に対しての支援、また諸事情により既存設備の維持・更新を望む市町村に関しての支援が必要である。
- 非居住地域であっても、携帯不感エリアとなっている道路や観光地などの災害時等の連絡手段の確保は重要であり、不感解消に向け、キャリア等に対する補助制度の拡充が必要である。

<デジタル田園都市国家構想交付金>

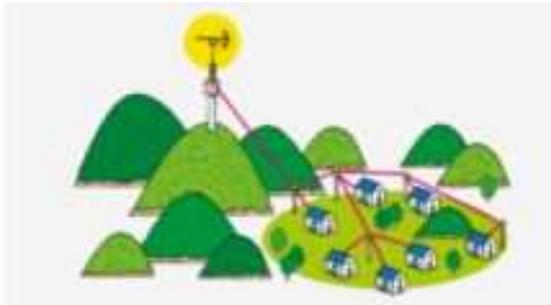
○デジタル実装タイプ（TYPE 1）

- 交付金の条件**
- 他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用すること
 - デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
 - 事業が地域住民に直接裨益するものであること

○条件により申請を断念した事業

- ・ 病院の各システムの収集データを時系列管理し、必要なデータを迅速に抽出・分析し、グラフ等に可視化することで患者の診療等に効率的に活用するシステムの導入
- ・ 病院内での患者への案内、巡回、お見舞い、運搬、問い合わせ等の単純な業務を行う自立型アシスタントロボットの導入
- ・ バックオフィス業務を効率化するRPAやITツールの導入

<地上デジタル放送の辺地共聴施設>



(出典：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第2回)
日本放送協会説明資料 令和3年12月)

● 共聴施設に関する県内市町村ヒアリング結果

- ・ 老朽化が進む共同アンテナ等で、致命的な故障や不具合が出る前に更新する必要があるが、多額の経費がかかり、共聴施設組合の積立金では賅いきれず、更新が進まない。
- ・ 過疎化に伴う世帯数減少により、改修に係る経費が自治体や地域住民にとって大きな負担となっている。
- ・ 組合員の減等により、組合が持続できなくなった場合に、共聴施設撤去に多額の費用がかかるため、財政支援が求められている。
- ・ 共聴施設の無線化には多額の経費がかかることから、経費抑制が期待できるブロードバンド基盤を用いた配信サービスを検討している自治体もあるが、従来の施設撤去や移行に必要な費用がかかるため、財政支援が求められている。

<緊急輸送道路の携帯不感地域>

被災現場は携帯不感エリアのため、作業員が場所を移動して状況報告等の連絡を行う必要があるなど、迅速な対応が取れない事態が生じた。

| 路線名 |
|--------------------------|
| 国道121号 (米沢市入田沢～福島県) |
| 主要地方道米沢飯豊線 (飯豊町高峰) |
| 主要地方道尾花沢最上線 (尾花沢市市野々) |
| 県道樽下高畠線 (高畠町柏木峠) |



県道米沢飯豊線(飯豊町高峰) 雪崩発生状況
令和5年2月～3月(約1箇月半) 全面通行止め
(※令和3年2月、平成30年3月にも雪崩発生)

<観光地の携帯不感地域>

観光地で、携帯の一部不感がある地域では、災害・事故発生時の連絡手段に不安を抱える。

| 観光地 |
|---------------|
| ながい百秋湖 |
| 森林セラピー基地「温身平」 |
| 白い森おぐに湖 |
| 吾妻連峰 |



白い森おぐに湖
(冬のわかさぎ釣り)

一部不感がある観光地
(市町村のエリア化希望箇所)

国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線 「米沢トンネル(仮称)」及びフル規格新幹線の早期実現

【内閣官房 国土強靱化推進室、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】
【国土交通省 鉄道局総務課、幹線鉄道課、施設課】【総務省 自治財政局】

【提案事項】 予算拡充

国土強靱化や日本海・太平洋2面活用型国土の形成、さらにはデジタル田園都市国家構想の下での地域経済活性化・分散型社会構築のため、全国新幹線ネットワークの充実・強化が必要であることから、

- (1) 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」について、整備費用への支援を行うこと
また、整備効果の最大化を図るため、駅を中心としたまちづくりなど、デジタル田園都市国家構想の実現につながる鉄道の沿線活性化に向けた地域の取り組みへの財政的支援を行うこと
- (2) 基本計画路線である奥羽・羽越新幹線について、整備計画策定に向けた法定手続きに着手するとともに、新幹線関係予算を増額すること

【提案の背景・現状】

- 山形新幹線(在来線特急)は、本県と首都圏を結ぶ県民生活やビジネス、観光に欠かせない重要な社会基盤であるが、特に福島～米沢間において自然災害等による輸送障害が多発し、安全性や安定輸送の確保が喫緊の課題となっている。
- 北海道から鹿児島までフル規格新幹線で結ばれた太平洋側に比べ、日本海側は昭和48年に基本計画に定められて以降40年以上進展がなく、東北では山形県・秋田県だけが未整備と観光や災害対応等の面で大きな格差が生じている。

【山形県の取り組み】

- 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」整備について、JR東日本から、時速200km以上の高速走行ができる可能性がある新ルートへの提案があり、現在、県も一部費用を負担し、具体的ルート検討のための共同調査を実施している。
- また、JR東日本と、同トンネル整備計画の推進に関する覚書並びに県内の鉄道沿線の活性化等に関する包括連携協定を締結し、同トンネルの収支採算性を高めるため、「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」として、利用拡大や駅を中心としたまちづくりなど、鉄道の沿線活性化の取り組みを県内全域で展開している。

【解決すべき課題】

- 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」は、安全性や安定輸送に係る課題を抜本的に解決し、北海道・東北新幹線をはじめ全国新幹線ネットワークの安定性向上にも寄与するものである。
- 一方で、莫大な事業費と長期間を要する一大プロジェクトであるため、政府による整備費用への支援に加え、整備効果の最大化に向け、交通結節点である駅を中心に、住民・訪問者双方にとって移動利便性が高く、商業・ビジネス(スタートアップ拠点の整備等を含む)・文化等の機能充実を図るまちづくりなど、沿線活性化の取り組みへの財政的支援が必要である。
- 国土強靱化、分散型社会の構築を図る上で全国新幹線ネットワークの早期整備は急務であり、東北の中央部及び日本海沿岸を貫く骨格として大きな役割を果たす、奥羽新幹線・羽越新幹線の整備が必要である。将来を見据えてトンネル整備を行うことは、効率的な奥羽新幹線整備にもつながるものである。

奥羽新幹線

(福島市～山形市～秋田市)

三県の県都をつなぐ大動脈

奥羽新幹線の実現により
 > 東京～山形間・・・1時間台に
 (現行:平均2時間44分)
 > 東京～秋田間・・・2時間台に
 (現行:平均3時間49分)

凡例

| | |
|--|-----------|
| | 営業線 |
| | 整備計画(工事中) |
| | 整備計画(未着工) |
| | 奥羽新幹線 |
| | 羽越新幹線 |
| | ミニ新幹線 |

■米沢トンネル(仮称)の概要 (JR東日本の調査結果)

整備費用・工期

| | |
|-------|------------|
| 概算事業費 | 約1,500億円 |
| 工期 | 約15年(着工から) |

整備効果

- ・より速く！ 10分強のスピードアップ
 時速200km以上の高速走行も可能な、緩やかなカーブのトンネルとなります。
- ・より安全に！ 山形新幹線最大の難所の克服
 大雪などによる運行への影響を減らすことで、福島～米沢間の安全性・安定性が格段に向上します。

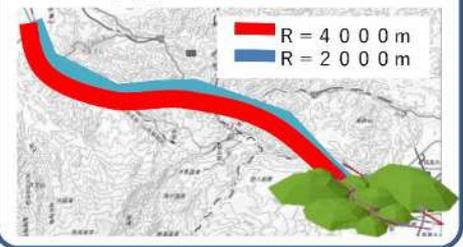
羽越新幹線

(富山市～新潟市～秋田市～青森市)
 日本海側の大動脈

■山形新幹線の運休・遅延本数の推移 (気象変動等を原因とするもの)



【山形新幹線のトンネル整備】 想定ルートイメージ



■山形県とJR東日本との共同調査

| 実施期間 | 内容 | 調査費(県+JR) |
|--------|------------------|-----------|
| R3～4年度 | 地権者調査 地表踏査 | 3,914万円 |
| R4～6年度 | ボーリング調査 弾性波探査 | 5億5,386万円 |

■鉄道の利用拡大・沿線活性化の取組み

○山形新幹線等を活用した新幹線荷物輸送

さくらんぼ
R4.6.19(山形～東京)



刈屋梨 R4.10.1(酒田～新潟～高崎～東京)



(新潟駅同一ホーム対面乗換のPR動画)



○JR東日本との締結式 R4.10.24

山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備計画の推進に関する覚書
 山形県内の鉄道沿線の活性化等に関する包括連携協定



○駅前イベント

線路がつなぐ石巻・庄内海鮮市
R4.12.11(新庄駅)



○やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト

推進協議会設立 R4.12.2
 (フラワー長井線車内特設会場)



地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

【国土交通省航空局航空ネットワーク企画課、空港計画課、総務課企画室、航空事業課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

災害に強い国土の形成、国内外からの交流人口・関係人口の拡大による地方創生の実現には、地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充は必要不可欠であることから

- (1) 災害時のリダンダンシー機能の拡充や、インバウンド対応の国際線の安定した就航及び遠方の国からの就航拡大のため、**地方空港の滑走路2,500m化を推進**すること
- (2) インバウンドの受入体制強化のため、**ターミナルビルの整備・拡張への支援など、訪日誘客支援空港に対する支援制度を拡充**すること
- (3) 羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている**羽田＝山形線**について、恒久的に2便化運航が確保されるように措置すること
- (4) **羽田＝庄内線**の増便に向けて同コンテスト枠の拡大等を図ること

【提案の背景・現状】

- 山形空港では、東日本大震災や福島県沖地震時に**多くの臨時便や海外支援機**等を受け入れ、大きな役割を果たした。
- コロナ禍前は、**来県するインバウンド**が著しく増加していた。また、県内空港利用の国際チャーター便は**冬季を中心に多く運航**されていた。
- 国際チャーター便について、今後、より多く、より多様な国・地域との交流を再開・拡大させるためには、空港の受入体制を整備していく必要がある。
- **羽田＝山形線**は、コロナ禍を例外とすれば、利用実績が堅調であり、**大規模災害時には、鉄道・近隣県他空港の代替機能**を果たしている。また、**羽田＝庄内線**は、庄内地域にとって**ビジネス・観光等の交流拡大のために極めて重要な高速交通の基盤**となっている。

【山形県の取組み】

- 県内空港へのチャーター便誘致活動、旅行博出展や商談会といった海外プロモーションの強化などインバウンド回復に向けた取組みを行っている。
- 国内線の維持・拡充のため、ポストコロナにおける新たな航空需要の創出に向け、市町村等と連携したワーケーションの実証等、様々な取組みを展開している。

【解決すべき課題】

- 災害時の代替空港としての利用や、遠方国からの国際チャーター便の利用に、大型機の受け入れを可能とし、冬季の安定就航にもつながる、**滑走路の2,500m化**を実現する必要がある。
- インバウンド受入拡大のため、庄内空港の国内線と国際線の動線の分離に必要な**ターミナルビル整備など、受入体制の整備を着実に進めていく**必要がある。
- 国内線の維持・拡充のため、利用回復・拡大に積極的に取り組むとともに、リダンダンシー機能維持のためにも、**羽田＝山形線の恒久的な2便化、羽田＝庄内線の増便に向けた措置が必要**である。

インバウンドの県内受入状況



図1：年毎インバウンド受入客数

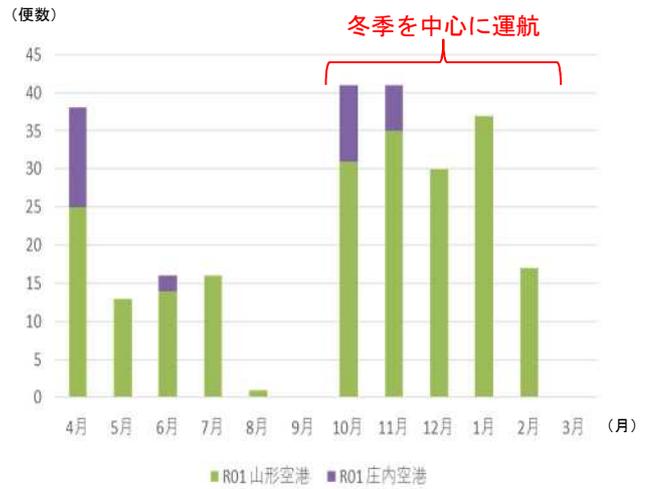


図2：令和元年度国際チャーター便数

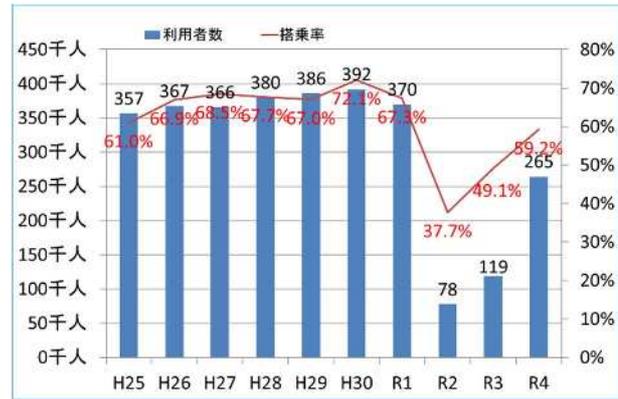
羽田＝山形線 利用状況

政策コンテストによる2便化後、利用者数が3倍超



羽田＝庄内線 利用状況

重要な交通基盤として、コロナ前は利用者数が増加傾向



遊覧飛行



自然体験ツアー



ワーケーション情報発信



航空会社・市町村等と連携し、空港の利用回復に向けた取組みを展開

広域災害時の利用状況

※H23. 3. 11 東日本大震災時【山形空港】

■震災前（定期便のみ運航）

| | 総搭乗者数 | 1日当たりの搭乗者数 | 平均搭乗率 |
|----------|--------|------------|----------|
| 2月 | 6,387人 | 228人 | 41.6% |
| 3月1日～11日 | 2,392人 | 224人(※) | 36.9%(※) |

※：地震発生後の便が欠航となったため、3月11日分を除く、3月10日までの実績としている。

■震災後（臨時便運航）

1日当たりの利用者数が10倍超へ

| | 総搭乗者数 | 1日当たりの搭乗者数 | 平均搭乗率 |
|-----------|---------|------------|-------|
| 3月12日～31日 | 46,935人 | 2,347人 | 83.2% |
| 4月 | 69,550人 | 2,318人 | 66.8% |
| 5月 | 17,411人 | 562人 | 37.8% |

※R3. 2. 13 福島県沖地震時【山形空港】

- 羽田＝山形線を臨時運航
- 2/15～2/24の10日間(計64便)
- 利用者数は3,011人

※R4. 3. 16 福島県沖地震時【山形空港】

- 羽田＝山形線を臨時運航
- 3/17～4/1(3/29除く)の15日間(計32便)
- 利用者数は2,206人

山形県担当部署：県土整備部 空港港湾課

みらい企画創造部 総合交通政策課

TEL：023-630-2447

TEL：023-630-3079

地域公共交通の維持・確保に向けた取組みへの支援

【総務省自治財政局財政課】

【国土交通省自動車局旅客課、総合政策局地域交通課、モビリティサービス推進課、
自動車局技術・環境政策課、鉄道局鉄道事業課、海事局内航課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

高齢化の進行による免許返納の増加などに伴い、高齢者をはじめ住民の日常生活の足となる地域公共交通の維持・確保が不可欠であることから、

(1) バス運行に関する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の予算の拡充を図るとともに、**地域の実情に応じた補助算定基準の緩和や、補助対象事業の拡充**を図ること

(2) 第三セクター鉄道や旅客船の維持・確保に係る支援の拡充を図ること

(3) **乗用タクシーを活用した取組みに対し、支援の拡充**を図ること

(4) **MaaSの早期導入に向けた基盤整備に関する支援の拡充**を図ること

(5) 地域公共交通事業者の運転手の人員不足に対応するため、運転手の二種免許取得への支援など事業者の**雇用環境の整備に対する必要な支援制度を拡充**するとともに、**自動運転の技術開発や、無人自動運転移動サービス導入に向けた取組みに対する必要な財源を確保**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 人口減少に加え、コロナ禍の影響により自治体の負担は拡大しているが、「地域公共交通確保維持改善事業」は、**画一的な算定基準等により、特に地方部では十分な支援となっていない。**
- 地域公共交通は、人口減少に伴う**利用減少による事業性の悪化**、また、運転者の**高齢化による担い手不足**が喫緊の課題となっている。

【山形県の取組み】

- 令和3年、**国や市町村、交通事業者等とともに「山形県地域公共交通計画」を策定**し、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保を図っている。
- フラワー長井線については、上下分離方式に基づく施設修繕等に対する財政支援や利用促進等に沿線2市2町とともに取り組んでいる。
- **路線バス等の運行情報や公共交通に関わる統計データ等を横断的活用**に資する**プラットフォームを整備**し、交通情報のオープンデータ化を推進している。

【解決すべき課題】

- 人口減少・コロナによる利用環境の変化により、大幅な収益改善は困難であるため、**沿線の実態に合わせた国庫補助事業の要件緩和**などが必要である。
- 第三セクター鉄道は、老朽化した車両や施設・設備の更新等に向け財政負担の増加が見込まれ、**国庫補助の更なる上乗せや新たな支援策**が必要である。
- 地域公共交通の維持・確保の取組みに**乗用タクシー**を活用した場合、政府の補助制度において**上限額の撤廃**など、支援拡充が必要である。
- バス情報の動的データを提供する**バスロケーションシステムの整備**等により、**MaaS早期導入の基盤整備**を行う必要がある。
- **運転手の高齢化や長時間労働、給与水準が低いこと等により離職者が多く、有効求人倍率も全産業の平均を大きく上回っており、深刻な人手不足に陥っている**ことから、業界全体の**雇用環境の改善等**を促進していく必要がある。

乗合バス・第三セクター鉄道の現状

■バス事業者等は沿線自治体等と連携し利用拡大・生産性向上に取り組んでいるが、少子化を伴う人口減少・コロナによる利用環境の変化により、大幅な利用改善は厳しい状況であり、自治体の負担も拡大

バス等の乗合事業者への自治体支援の状況

＜人口減少・コロナ禍等による利用環境の変化に伴い自治体の負担が増大＞

| | | 国 | 県 | 市町村 |
|-------|-------|-----------|-----------|------------|
| 幹線 | H28年度 | 8,809万円 | 8,809万円 | |
| | R3年度 | 1億2,807万円 | 1億2,807万円 | |
| 定時定路線 | H28年度 | 4,459万円 | 6,841万円 | 7億9,751万円 |
| | R3年度 | 4,098万円 | 5,533万円 | 10億885万円 |
| デマンド | H28年度 | 775万円 | 2,762万円 | 1億5,557万円 |
| | R3年度 | 1,297万円 | 1,635万円 | 2億4,034万円 |
| 合計 | H28年度 | 1億4,043万円 | 1億8,412万円 | 9億5,308万円 |
| | R3年度 | 1億8,202万円 | 1億9,975万円 | 12億4,919万円 |

フラワー長井線の施設維持等への自治体支援の状況

＜増加する自治体負担・減少する国庫補助・安全性確保のために必要な設備更新の停滞＞

| 年次 | ～H27 | H28～ | R3～ |
|--------------|--|---------|---------|
| 自治体負担 | 6,000万円 | 8,400万円 | 1億800万円 |
| 施設整備等への国庫補助率 | 1/3 | 1/2 | 1/3 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・H28から上下分離方式に移行する等、地域による様々な支援を実施してきたが、開業当初に地元自治体が供出した6億円の基金は残高が約6千万円まで減少(R4.3月末時点) ・開業から35年が経過した車両や信号設備の更新等、老朽化した施設・設備の更新に今後、多額の経費が必要 ・コロナにより運行収入が大きく減少しR2からは下部分の運行経費を一部支援 | | |

乗用タクシーを活用した取組み

■地方部においては、乗用タクシーについて地域公共交通の担い手としての期待が大
 ■令和元年度からの「おきタク（南陽市）」に続き、令和3年4月からは、「おばくる（尾花沢市）」が運行を開始するなどの広がりを見せ、乗用タクシーを活用したサービスが県内各地へ拡大

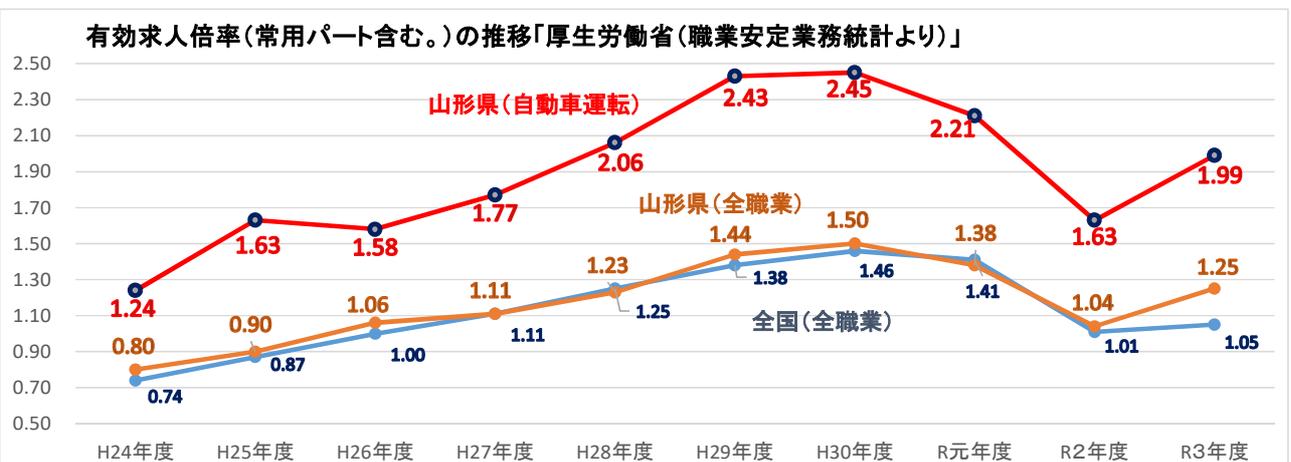


＜R1. 10. 1 運行開始 おきタク（南陽市）＞

＜R3. 4. 1 運行開始 おばくる（尾花沢市）＞

バス等の自動車運転手の人手不足の深刻化

■バス等の自動車運転の有効求人倍率は、全産業の平均を大きく上回り、人手不足となっている。



米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持

【国土交通省 鉄道局施設課、鉄道事業課】
【総務省 自治財政局】

【提案事項】 予算創設 予算拡充 制度創設

令和4年8月の豪雨で被災した米坂線をはじめとする県内の鉄道路線は、通学・通勤など地域住民の日常生活を支えるとともに、観光などの様々な広域的価値を生み出す社会インフラとして重要であることから、

- (1) 米坂線の早期全線復旧に向けて、地域や鉄道事業者と連携して取り組むこと。その際、復旧に向けた検討にあたっては、地域公共交通の再構築の議論と分けて考えること
- (2) カーボンニュートラル等の推進にも資するという鉄道の特徴を踏まえ、国全体の鉄道ネットワークの維持という観点から、政府として鉄道事業者に対する必要な支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 米坂線は、令和4年8月豪雨により、山形・新潟両県合計で100箇所以上被災し、今泉駅（長井市）から坂町駅（新潟県村上市）の間でバスによる代行輸送が行われている。
- 今年4月、JR東日本は、米坂線の復旧工事について調査検討した結果として、工期は着工から5年程度、工事費用は約86億円が見込まれることを公表した。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正により、輸送需要の減少等により大量輸送機関としての鉄道特性を発揮することが困難な区間について、交通手段の再構築を協議する「再構築協議会」を設置する制度等が創設された。

【山形県の取組み】

- 発災直後から、県内沿線市町と連携し、一日も早い米坂線の全線復旧をJR東日本に対して求めている。今年1月には、全ての沿線市町村及び新潟県と連携し、JR東日本に対する要望活動を実施した。
- 山形県内全域にわたって鉄道沿線の活性化を推進し、鉄道利用を促進するため、昨年11月、県内全市町村・関係団体等が参加する「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」を設置し、地域の関係者とも連携しながら、沿線活性化の取組みを展開している。

【解決すべき課題】

- JR東日本では、米坂線の復旧について、今後の進め方を沿線自治体等に相談するとしているが、工期が長く、多額の費用が見込まれることから、復旧には政府の支援が不可欠である。
- 鉄道は、ネットワークとして各地域がつながることによって、その価値が最大限に高まるものであり、国土強靱化や地方創生、カーボンニュートラル等を推進する上で不可欠な社会インフラであることから、個別の路線・線区の利用状況や収支に過度にとらわれることなく、政府において、国全体の鉄道ネットワークを維持するという姿勢を明確に示し、そのための方策を検討する必要がある。

■ 米坂線の概要

| | |
|-------|--|
| 営業キロ数 | 90.7 km (うち今泉～坂町間 67.7 km) |
| 駅数 | 20 駅 (うち今泉～坂町間 13 駅) |
| 運行状況 | 今泉～坂町間 R4.8.12～ バスによる代行輸送 米沢～今泉間 R4.8.9～ 運転再開 |



大規模土砂流入 (坂町～越後大島間)



小白川橋梁 (手ノ子～羽前椿間)



土砂流入 (越後片貝～越後金丸間)



盛土流出 (伊佐領～羽前沼沢間)

■ 米坂線の復旧に係る工期・工事費用の見込み

(令和5年4月25日 JR東日本新潟支社発表)

- 鉄道施設の復旧に必要な費用及び工期
費用：約86億円 工期：約5年
- 被害箇所数

| | | 被災箇所数 | 合計 |
|-----|------|-------|-------|
| 米坂線 | 山形県内 | 68箇所 | 112箇所 |
| | 新潟県内 | 44箇所 | |

高規格道路・一般広域道路の整備推進

【国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課】

【提案事項】 予算拡充

高規格道路、一般広域道路は、産業・観光振興に寄与し地方創生に資するとともに、大規模災害時には広域支援ルートとして国民の命を守る社会資本であるため、直轄国道等とのダブルネットワークの構築などによる国土強靱化を推進していく必要があることから、

(1) 高規格道路の縦軸では全線で事業が進められているが、横軸は日本海側と太平洋側の連携強化に必要な路線にもかかわらず整備が遅れていることから、特に横軸の事業化を推進すること。

〔新庄酒田道路(国道47号)、新潟山形南部連絡道路(国道113号)、石巻新庄道路(国道47号)、(仮)庄内内陸月山連絡道路(国道112号)〕

(2) 国道48号(国管理)や国道121号(県管理)といった一般広域道路について、事前通行規制や脆弱な箇所があり通行止めとなることがあることから、強靱化に向けた検討を県とともに更に進めること。

(3) 安全性、信頼性の確保と利便性の向上を図るため、有料区間の4車線化優先整備区間やスマートICの整備を推進すること。

(4) 長期安定的・計画的な道路整備・管理が進められるよう、高規格道路等の整備推進に必要な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 本県の高速道路供用率は84%で、全国の89%、東北の94%に比べ未だ低く、5か所のミッシングリンクを抱えているため、十分な機能が発揮されていない。
- 令和4年8月の大雨の際に、国道113号が本県や新潟県で全面通行止になり、小国町では一時孤立状態となったほか、本県と福島県を結ぶ国道121号も全面通行止となり、広域迂回を余儀なくされ、県民の暮らしや物流に支障をきたした。
- 一般広域道路では、主要渋滞箇所や大雨・大雪による通行止が発生するなど、定時性・速達性に劣る区間や自然災害に対する脆弱性を有する区間がある。

【山形県の取組み】

- 高規格道路の円滑な事業実施に向けた事業用地の先行取得や、整備効果の発現に向けて地域活性化ICやアクセス道路の整備に取り組んでいる。
- 開通効果や産業・観光振興に向けた取組み事例等をプロジェクトマップにまとめ、沿線自治体と情報共有し、高規格道路を利活用した地域振興に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 本県の高規格道路は、4路線12区間約71kmで事業が進められており、県政発展に向けたストック効果の早期発現のため、1日も早い開通が必要である。
- 構想路線の(仮称)庄内内陸月山連絡道路は、技術的課題に加え、整備や維持管理の財源を含めた事業手法など、今後の検討が必要である。
- 一般広域道路の課題解決のため、国道48号の事前通行規制解消に向けた調査検討への着手や国道112号の渋滞緩和に向けたバイパス整備、国道121号の強靱化に向けた検討が必要である。

広域道路ネットワーク計画

開通予定年度: ○○年度



| 凡 例 | | | |
|--------------|------|--|---------------|
| 高規格 道路 ※1 | 供用中 | | 一般広域 道路 ※2 |
| | 事業中 | | |
| | 調査中 | | |
| | 構想路線 | | |
| 4車線化優先整備区間 | | | 通行止め |

| | 高速道路の整備状況(令和5年4月1日現在) | | |
|------|-----------------------|----------|-----|
| | 予定路線延長(km) | 供用延長(km) | 供用率 |
| 全国 | 11,520 | 10,274 | 89% |
| 東北6県 | 1,882 | 1,767 | 94% |
| 山形県 | 340 | 286 | 84% |

山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 高速道路整備推進室 TEL：023-630-2609

高規格道路と一体となって地域を活性化する県管理道路や「道の駅」の整備、「渋滞対策」の推進

【国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課】

【提案事項】 制度拡充 制度創設 予算拡充

高規格道路のストック効果を高め、地方創生を加速するためには、人流や物流を支える道路ネットワークや交通等の拠点となる「道の駅」の整備を計画的・集中的に推進することが重要なことから、

- (1) 高規格道路のICへの1次アクセス道路に加えて、**主要な2次アクセス道路**についても、計画的・安定的に事業進捗が図れるよう**補助事業の対象**とするなど、**個別補助制度の拡充**による支援を強化すること
- (2) IC近傍などで、**物流や広域的な防災等の拠点機能を付加する「道の駅」**の整備に対する**補助制度の創設等**、支援の充実を図ること
- (3) ETC2.0の**ビッグデータを都道府県でも活用可能**とするとともに、**データに基づく渋滞対策に対する補助制度の創設等**、支援の充実を図ること **新規**
- (4) 道路全体のネットワークとして、高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備についても、必要な財源を確保すること

【提案の背景・現状】

- 本県の高規格道路の整備は着実に進みつつある中、企業進出やポストコロナも見据えた産業、観光振興等のストック効果を最大限に発現させるためには、県内の主要都市や空港、港湾、道の駅等の**重要な拠点と高規格道路間のアクセス性を向上**させる必要があるが、**アクセス道路の整備はまだまだ進んでいない**。
- また、IC近傍などの道の駅には、**物流等の中継拠点**や激甚化する災害に備えた**広域的な防災拠点**の機能が期待されているが、**機能強化が図られていない**。
- 加えて本県は、自動車の依存度が高い中で、市街地の**主要渋滞箇所**の対策が**進んでいない**ことから、**道路ネットワークの機能が十分に発揮されていない**。

【山形県の取組み】

- 開通見通しが公表された東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道等の高規格道路ICへの1次アクセスと併せて主要な2次アクセスの整備も進めている。
- 道の駅の設置者である市町村等が、交通や防災の拠点機能を整備している。
- 交通量調査や渋滞長調査に基づき、渋滞対策事業を計画し実施している。

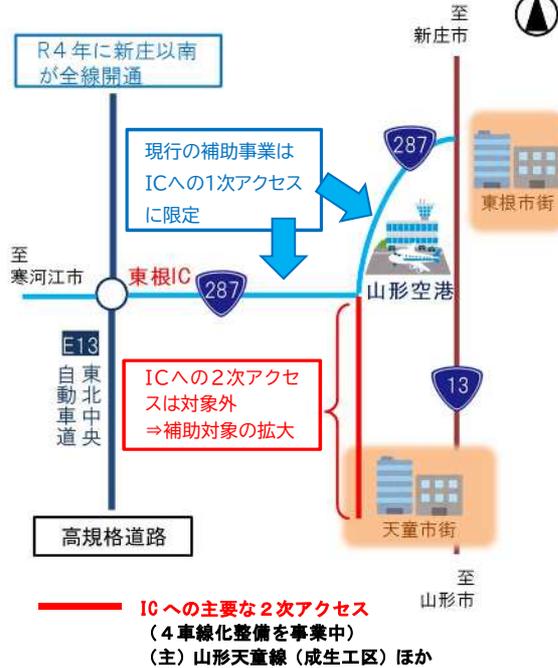
【解決すべき課題】

※ データに基づく政策の立案 (Evidence-Based Policy Making)

- ストック効果を効果的に発現させるには、高規格道路の**開通時期に合わせたアクセス道路や拠点**となる道の駅等を**計画的・集中的に整備**する必要がある。
- しかし、2次アクセスや道の駅の機能強化は補助対象外で、活用している**交付金事業による予算措置には流動的な要素が多く**、計画的・集中的な事業実施が難しいことから、**補助対象の拡大や補助制度の創設等**が必要である。
- **市街地の渋滞対策**には、ETC2.0のビッグデータを活用した対策が有効であるが、県は当該データを活用できないほか、ハード対策は**多額の費用と長期間を要**するため、**E B P M**※による渋滞対策と補助制度創設等を**組合せた支援**が必要。

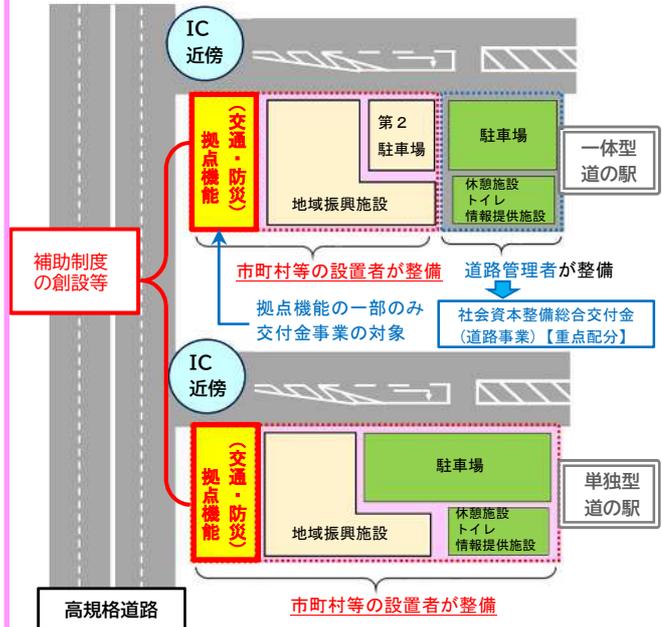
(1) 補助対象拡大による支援の強化 (イメージ)

【 ICへの主要な2次アクセス道路 】



(2) 補助制度創設等による支援の充実 (イメージ)

【 (交通・防災)拠点機能を付加する「道の駅」 】



(3) データ活用と補助制度創設等による支援の充実(イメージ)

【 EBPMによる渋滞対策 】

◇ 県内の主要渋滞箇所状況

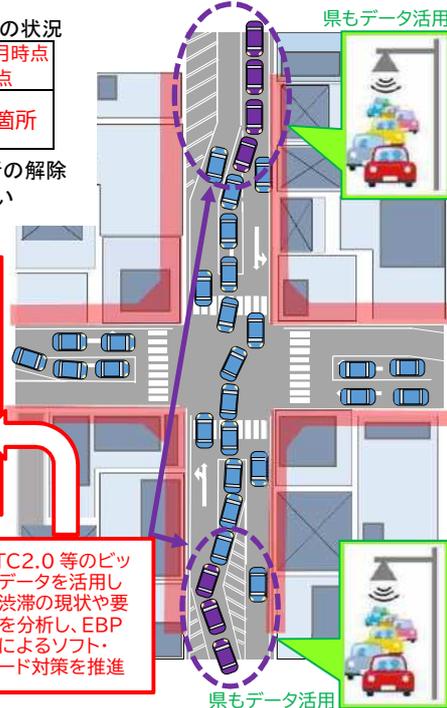
| | |
|---------------|---------------|
| H25.1公表 時点 | R5.2月時点 時点 |
| 115箇所 | 102箇所 |

※約10年間で13箇所の解除と対策が進んでいない

【課題】
特に市街地の交差点付近は、店舗や住宅等が多く、交差点を拡幅するには、多額の用地補償費が必要となり、整備が進まない。

ETC2.0等のビッグデータを活用した渋滞の現状や要因を分析し、EBPMによるソフト・ハード対策を推進

補助制度の創設等



(4) 高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備



国道287号(米沢長井道路)



国道344号(安田BP)

| (1) ICへの主要な2次アクセス | (2) IC近傍の「道の駅」 | (3) 主要渋滞箇所の対策 | (4) 高規格道路のストック |
|-------------------|----------------|---------------|-----------------|
| いずれも交付金事業で事業中 | < >は仮称 | (渋滞箇所の所在地) | 効果を発揮する県道整備 |
| (主) 山形天童線(成生) | <やまがた蔵王> | 大野目西交差点(山形) | (国)287号(米沢長井道路) |
| (主) 長井飯豊線(小白川) | むらやま、尾花沢、 | 清住交差点(山形) | 〃(菖蒲) |
| (主) 真室川鮭川線(佐渡坂) | <新庄IC付近> | 相生橋西交差点(米沢) | 〃(東根拡幅) |
| (国)345号(一本木) | あつみ、鳥海、 | 相生橋東交差点(米沢) | (国)344号(安田BP) |
| | 米沢、いいで、 | 美原町交差点(鶴岡) | (国)458号(金沢BP) |
| | 白い森おぐに | | |

酒田港の機能強化の推進

【国土交通省 港湾局 計画課、海洋・環境課】

【提案事項】 **支援強化** **予算拡充**

港湾におけるカーボンニュートラル実現により、経済の持続的な成長を支える基盤づくりを進め、ポストコロナにおける社会活動を確実に回復させるとともに、**経済の好循環を加速・拡大させるため、**

酒田港において、

- (1) カーボンニュートラルポートの形成を目指し、洋上風力発電の導入を促進するため、**基地港湾に指定し、直轄事業として係留施設を整備すること**
- (2) 航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる**防波堤の整備を継続的に実施すること**
- (3) 再生可能エネルギーの拡大とクルーズ船による国内外の交流を促進するため、**岸壁の大型化(延伸・増深)に着手すること**

【提案の背景・現状】

- 政府のエネルギー基本計画では、洋上風力発電を再生可能エネルギーの主力電源として推進していくとしており、**風況の良い山形県沖**では「遊佐町沖」と「酒田市沖」の**2海域において、促進区域指定に向けた調整**を進めている。
- 冬期間の日本海側は悪天候の日が多く、**冬季風浪等により入・出港障害や荷役障害が発生**している。
- これまで、バイオマス発電の**燃料輸入船とクルーズ船**は、調整しながら同じ岸壁を利用していたが、令和6年度から**新たなバイオマス発電**の燃料輸入船も利用する予定であることから、**岸壁の輻輳**が懸念される。

【山形県の取組み】

- 「**遊佐町沖(有望な区域)**」では**促進区域**の指定に向け、法定協議会で区域指定に異存がないとの意見をとりまとめ、「**酒田市沖**」では**有望な区域**への選定を政府に要請した。また、**酒田港**では**基地港湾指定**に必要な港湾計画変更の準備を進めている。
- 令和2年2月に改訂した**酒田港港湾計画**において、港内の静穏度の目標を荷役稼働率97.5%以上として設定し、**防波堤計画**を定めている。
- 「**カーボンニュートラルやまがた**」の実現に向けた再生可能エネルギー拡大と、「**観光立県山形**」の確立に向けたクルーズ船寄港の復活・拡大を推進している。

【解決すべき課題】

- 「**洋上風力産業ビジョン(第1次)**」に示された導入目標の達成に寄与するため、**令和6年度に直轄事業による係留施設整備事業に着手し、令和10年度に基地港湾として供用を開始**する必要がある。
- 冬期間の港内静穏度の確保のため、**防波堤の着実な整備**が必要である。
- バイオマス発電の燃料輸入船の増加と、クルーズ船の回復・増加を図るためには、**同時接岸を可能とする既存岸壁の大型化**が必要である。



(1) 基地港湾の指定



促進区域指定に向けた調整



風力発電設備の物流基地イメージ

2030年に商業運転を開始!

| | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基地港湾整備事業 | | ● | | | | | | | |
| 洋上風力発電事業 | | | | | | ● | | | |
| | | | | | | | 風車建設 | 商業運転開始 | |

基地港湾と洋上風力発電の想定スケジュール

(2) 防波堤の整備推進



<冬季の越波状況>

荷役障害や入出港障害

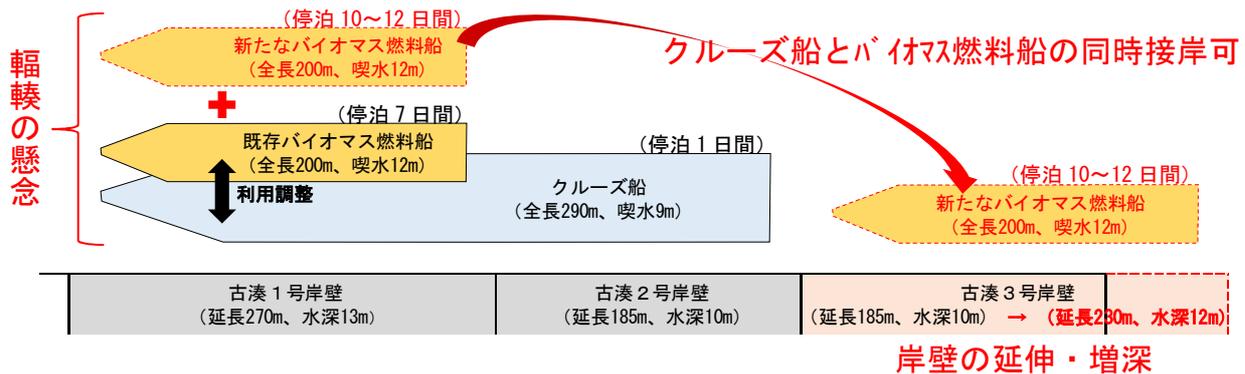
(3) 岸壁の大型化・事業化の検討



新たなバイオマス発電所
(完成予想図)



クルーズ船のおもてなし



飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充

【内閣府 総合海洋政策推進事務局】
【国土交通省 国土政策局 離島振興課】

【提案事項】 **法改正** **予算拡充**

本県の有人国境離島地域である飛島は、「特定有人国境離島地域」と同様、人口減少が著しく進行しており、地域社会を維持する上で、継続的な居住が可能となる環境の整備を図っていくべき状況にあることから、

- (1) 飛島について、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める「**特定有人国境離島地域**」に早期に追加指定すること
- (2) 指定までの間、離島活性化交付金等により「**特定有人国境離島地域**」と同様の財政支援措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 従前より、飛島では、島の漁業者が違法操業の監視・警察等への通報等を行うなど、領海や排他的経済水域の保全等に重要な機能を果たしてきている。
北朝鮮の弾道ミサイル発射、海洋進出を強める中国の動き、ロシアのウクライナ侵攻等、近年、国際情勢が大きく変化してきていることから、領海等保全の観点からも、飛島の重要性はますます高まっている。
- 飛島の人口は167人（令和5年1月末）であり、ピーク時の1,788人（昭和15年）から約9割減少し、高齢化率も80%を超えているなど、**特定有人国境離島地域と同様、将来無人化のおそれがある厳しい状況にある。**
- 島民の生活は、燃料や生活物資の輸送をはじめ、本土への通院などで航路を頼らざるを得ず、経済的な負担が大きい状況にある。
- 本州以南の日本海側で、特定有人国境離島地域に指定されていないのは、**飛島と新潟県の粟島の2島のみ**となっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成30年度から、酒田市、とびしま未来協議会（島民、合同会社とびしま、NPO、県、酒田市、東北公益文科大学などで構成）等との産学官民連携により、飛島振興重点プロジェクトを展開してきている。
- 同プロジェクトでは、地域社会の維持及び振興に向け、関係人口の創出、移住定住の促進に係る取組のほか、観光交流、産業振興、安全安心・生活環境の充実に係る取組を重点的に実施している。

【解決すべき課題】

- 地域社会の維持及び振興のため、①島民の航路運賃の低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進について、「特定有人国境離島地域」と同様の財政支援措置が必要である。

【特定有人国境離島地域の指定状況】

※特定有人国境離島地域は法(別表)において特定



【本土との距離】



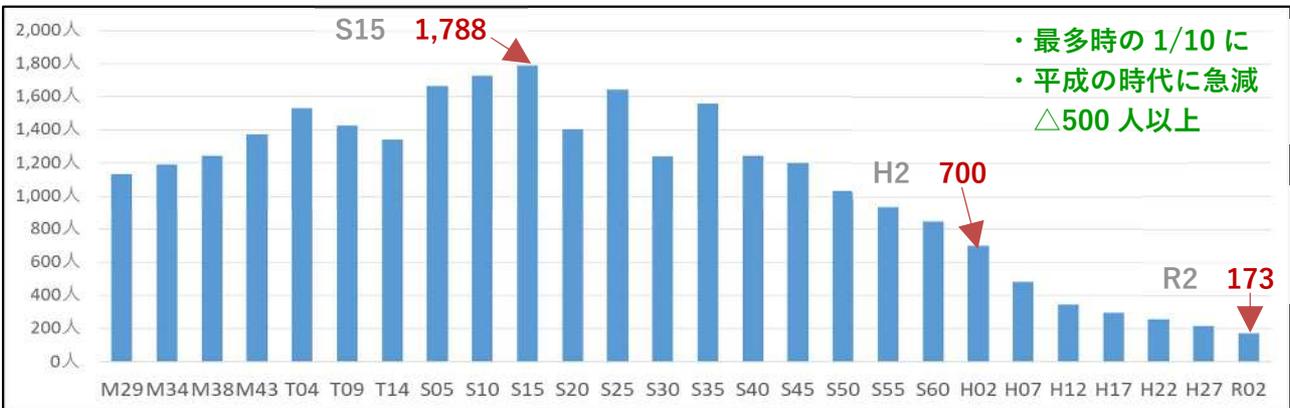
本州以南の日本海側で指定されていないのは、飛島と粟島のみ

飛島と本土の距離は、特定有人国境離島地域である山口県見島(約44km)と同程度

【飛島の人口推移】

過去最高の人口 **1,788人** (昭和15年度末)

最新の人口 **167人** (令和5年1月末)



飛島の人口は167人と、ピーク時から約9割減少(高齢化率80.8%、平均年齢71.4歳)

【関係人口創出に係る取組】



(写真) 飛島にUIターンした若者が立ち上げた「合同会社とびしま」が開催したコスプレヤーの合宿イベント(令和4年度)

県及び酒田市では、同社と連携し、県内外の若者を対象とした「島キャンプ」という交流事業を実施し、若者を中心とした関係人口の創出を進めている

地域の豊かな自然・環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進

【総務省 自治税務局 都道府県税課】
 【経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課、新エネルギー課、電力・ガス事業部 電力基盤整備課】

【提案事項】 **制度改正** **制度創設**

エネルギー自給率の向上と電力需給ひっ迫の解消に向けて、地域と共生する再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消を進めつつ、地域活性化を図る必要があることから、

- (1) 地域の再エネ資源を利用して生み出された利益を、当該再エネ設備が設置された地域に還元するような仕組みを構築すること。
- (2) 再エネの導入拡大を一層推進する上で、余剰電力を最大限活用する観点から、蓄電池や水素などのエネルギー貯蔵技術の導入促進に向けた制度整備を早期に行うこと。 **新規**
- (3) 原子力発電については、その依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力に頼らない「**卒原発社会**」の実現を目指すこと。

【提案の背景・現状】

- 法人事業税は、太陽光発電設備のような無人の再エネ設備は事務所又は事業所とみなされず、設置された地方自治体に納税されない仕組みとなっている。
- 東北管内では初の出力制御が令和4年4月10日に行われて以降、同年5月末までに計14回の出力制御が実施され、県内の一部発電事業者も影響を受けた。
- 原発に対する国民の不安は解消されておらず、政府の「GX実現に向けた基本方針」に係るパブリックコメントでも、原子力の活用方針について、多くの疑問・反対の声が寄せられている。

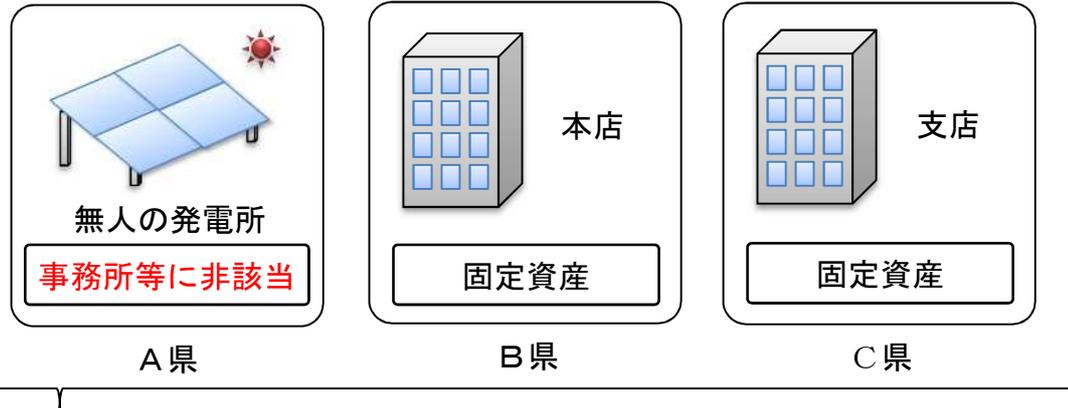
【山形県の取組み】

- 条例を制定し、一定規模以上の再エネ発電事業については、事業者に対し、地域住民への事業計画説明会等を行い、地域の意見を反映するために必要な措置を講じるよう義務付けることで、地域と共生する有益な事業となるような仕組みを設けている。
- 「山形県エネルギー戦略」に基づき、再エネの供給基地化を目指し、洋上風力発電をはじめ、2030年度までに約100万kWの電源・熱源の開発を進めている。
- 福島第一原発の事故は、本県にも観光や農業などの面で風評被害をもたらし、また、現在も多くの方が本県に避難しており、県では支援を続けている。

【解決すべき課題】

- 再エネと地域との共生に向け、無人の再エネ設備についても法人事業税が当該都道府県に納税される等、地域に利益を還元する仕組みとする必要がある。
- 再エネを最大限活用する上で、エネルギー貯蔵技術の導入促進に向け、蓄電池の系統接続ルール整備や水素製造に係る法規制の改正等を進める必要がある。
- 放射性廃棄物の最終処分場が決まっていないことやテロの危険性なども考えれば、ゆくゆくは原子力に頼らない社会を実現するため、再生可能エネルギー等への転換を着実に進めていく必要がある。

◆法人事業税の現状



B県、C県には固定資産の価額により法人事業税が納税されるが、**A県には納税されない。**

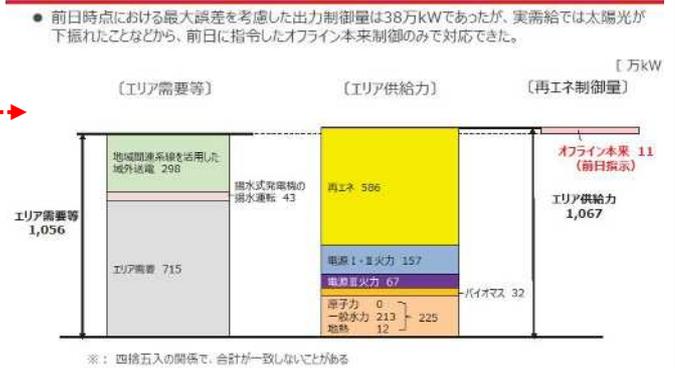
◆東北管内の出力制御の状況等

①東北電力 NW 管内の再エネ出力制御実施状況等 (2022年度)

【参考】令和4年4月10日実施分実績

| | 東北 |
|----------------------------|---|
| 年間の出力制御率 ※1 (2022年度見込み) | 0.36% ※2 [0.49億kWh] |
| 出力制御実施日 | 4/10、17、23、24、30 5/2～6、8、10、15、29 |
| 太陽光・風力接続量 | 914万kW ※3 (太陽光735万kW 風力179万kW) |

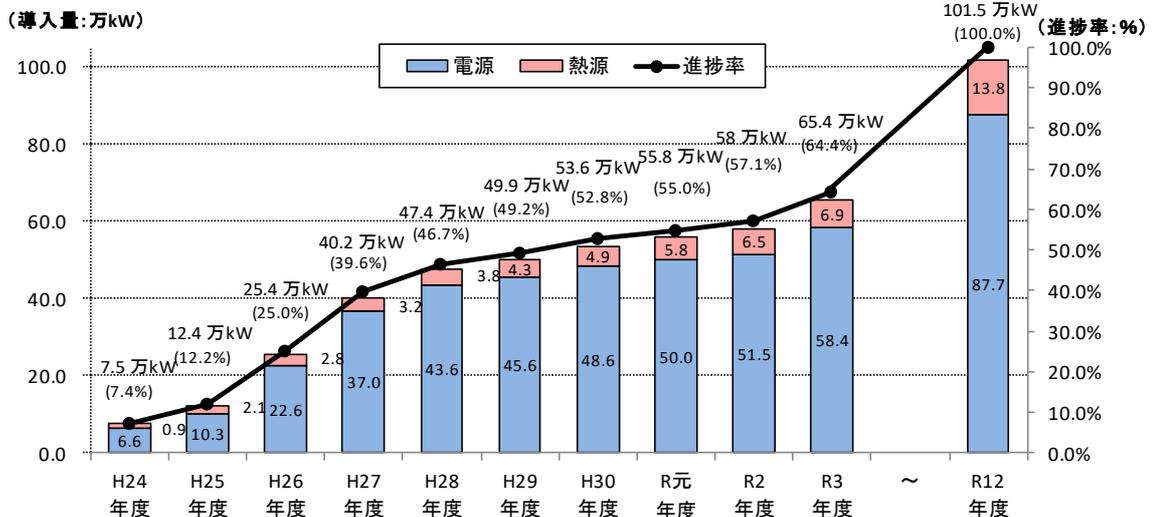
※1 出力制御率=変動再エネ出力制御量÷
(変動再エネ出力制御量+変動再エネ発電量)×100
※2 4～6月の実績を反映。
※3 2022年3月末時点の接続量。



第43回総合資源エネルギー調査会 系統WG
(R4.11.30) 資源エネルギー庁資料を加工

第38回総合資源エネルギー調査会 系統WG
(R4.4.12) 東北電力NW提出資料抜粋

②山形県エネルギー戦略(計画期間:H24～R12年度)に基づく再生可能エネルギー導入状況 【目標:令和12年度末までに101.5万kWの新たなエネルギー資源を開発】



山形県担当部署：環境エネルギー部 環境企画課
エネルギー政策推進課

TEL：023-630-2336
TEL：023-630-3068

地方財政基盤の確立

【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

【提案事項】 予算拡充

地方の安定的な財政運営には、各団体が必要とする一般財源が確保されることが不可欠であることから、

- (1) 当面する原油価格・物価高騰への対応に加え、DXやGX、人的資本投資（リスクリング）といった、ポストコロナを見据えた**財政需要を地方財政計画に的確に反映**すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、人口減少が著しい地方が**地域社会の持続可能性を確保するために必要な財政需要をなお一層考慮**すること
- (3) 地方交付税の法定率の引上げ等、適切な財源対策による臨時財政対策債の発行に依存しない持続可能な地方交付税制度を確立すること

【提案の背景・現状】

- 人口減少が進む中であっても、本県の歳出予算充当一般財源の規模は必ずしも減少してはいない。また、当面する原油価格・物価高騰への対応に加え、DXやGX、人的資本投資（リスクリング）といったポストコロナを見据えた対応が今後とも必要なことを考えると、**引き続き安定した一般財源の確保が重要**となる。
- 令和5年度地方財政計画では、交付団体ベースの一般財源総額が前年度比0.2兆円の増となり、歳出に地域デジタル社会推進費や脱炭素化推進事業費が計上されたものの、本県の令和5年度予算編成においては157億円の財政調整基金の取崩しを余儀なくされるなど、いまだに財源不足額が生じている状況にある。また、本県の中期的な財政収支の推計では、**毎年度100億円以上の財源不足に対応していかなければならない**など、引き続き厳しい財政状況が想定されている。

【山形県の取組み】

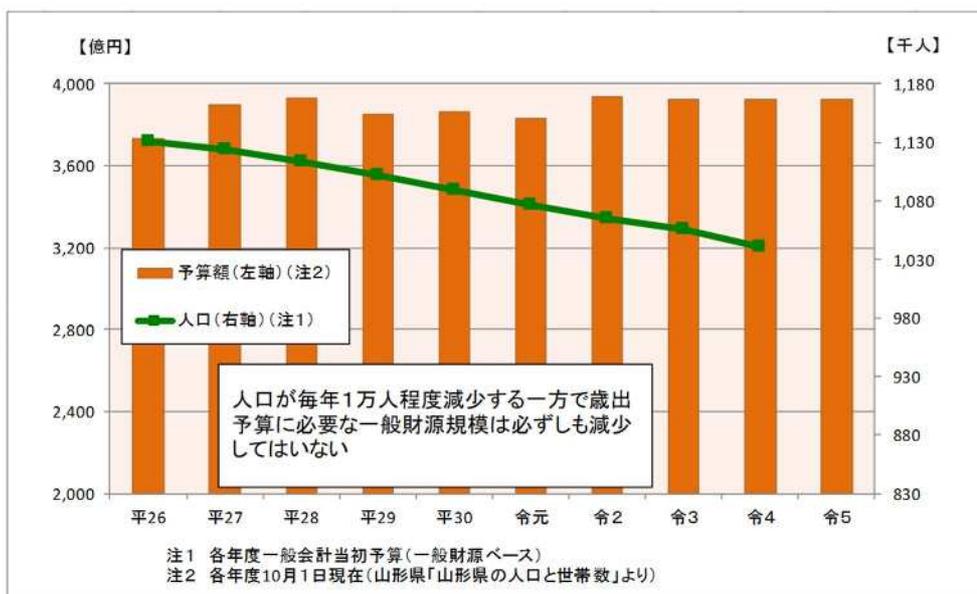
- このような状況を踏まえ、本県では「山形県行財政改革推進プラン2021」（令和3年3月策定）に基づき、持続可能な財政運営の確保に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

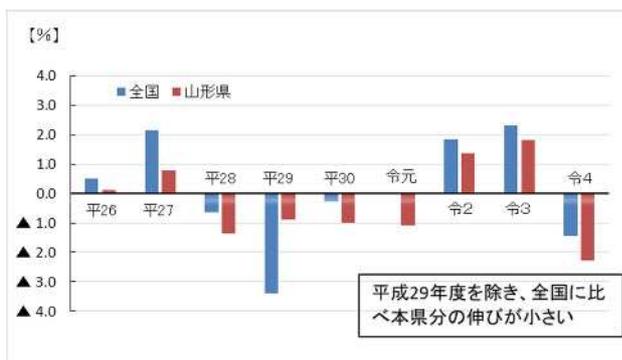
- 地方財政計画において、的確に歳入を見積もるとともに、歳出面では今後も少子化・人口減少対策、原油価格・物価高騰への対応、DXやGX、人的資本投資（リスクリング）といった財政需要を的確に捉えたうえで、引き続き一般財源総額を確保していく必要がある。
- 普通交付税の多くの費目は人口が基礎とされ、本県の一般財源規模が縮小していないにも関わらず基準財政需要額の伸びが全国より小さくなっており、人口減少地域の財政状況に一層考慮した算定方法となるよう見直しが必要である。
- 臨時財政対策債を引き続き抑制するとともに、法定率の引上げ等、持続可能な地方交付税制度の確立が必要である。

【参考資料】

1. 山形県の人口と歳出規模（一般財源ベース）の推移



2. 基準財政需要額の対前年度伸び率推移



3. 今後の財政収支の見通し

（単位：億円）

| | | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 県 税 | 1,120 | 1,144 | 1,157 | 1,171 | 1,183 |
| | 地方交付税 | 2,021 | 2,057 | 2,085 | 2,113 | 2,133 |
| | 国庫支出金 | 921 | 687 | 690 | 667 | 668 |
| | 県 債 | 507 | 481 | 490 | 441 | 441 |
| | その他 | 2,090 | 2,023 | 1,997 | 1,987 | 1,956 |
| | 計 (A) | 6,659 | 6,392 | 6,419 | 6,379 | 6,381 |
| 歳出 | 人件費 | 1,441 | 1,438 | 1,434 | 1,433 | 1,431 |
| | 社会保障関係経費 | 702 | 701 | 714 | 714 | 714 |
| | 公債費 | 878 | 907 | 919 | 950 | 975 |
| | 一般行政費 | 2,889 | 2,575 | 2,543 | 2,585 | 2,571 |
| | 投資的経費 | 905 | 909 | 917 | 822 | 821 |
| | 計 (B) | 6,816 | 6,530 | 6,527 | 6,504 | 6,512 |
| | 財源不足額 (C=A-B) | △157 | △138 | △108 | △125 | △131 |
| | 調整基金残高・財政赤字 | 231 | 93 | △15 | △140 | △271 |

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。
注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。
注3：令和5年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

4. 県の令和5年度当初予算におけるDX、GX、人的資本投資関係予算（主なもの）

1 DX関係事業

- (1) 産学官金による「山形県DX推進ラボ」を創設し、企業のDXの取組みを伴走支援 21百万円
- (2) 中小企業等・観光事業者におけるDX化に向けた設備投資への支援 175百万円
- (3) 介護事業所におけるロボットやICT機器導入への支援 110百万円
- (4) 東北農林専門職大学(仮称)におけるスマート農業の研究・研修を行うための施設・設備整備 673百万円
- (2) 洋上風力発電導入に向けた酒田港整備等 205百万円
- (3) 省エネ家電の買換えや省エネ・再エネ住宅の普及促進等 162百万円
- (4) 水素社会実現に向けた水素エネルギーの導入促進等 74百万円

2 GX関係事業

- (1) 脱炭素社会の構築に向けた間伐や再造林等によるCO2の吸収源対策の強化 394百万円

3 人的資本投資(リスクリギング)関係事業

- (1) 建設業界における建設DXの推進に向けた人材育成及び環境整備 4百万円
- (2) 再就職を希望する女性向けのインターンシップ支援 32百万円
- (3) 若手医師の海外研修等への支援 7百万円
- (4) 官民の若手産業人材を対象とした海外研修の開催 13百万円
- (5) 県職員の海外研修派遣・現場研修の強化 21百万円

水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実

【厚生労働省医薬・生活衛生局水道課】

【提案事項】 予算拡充

国民の生活にとって重要な生活インフラである水道事業の基盤強化を促進するため、市町村等水道事業者が行う水道施設の耐震化や市町村の枠を超えた広域連携に対する支援の拡充が必要であることから、

- (1) 水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携を促進するための交付金について、地方要望額を充足する政府予算を継続的に確保すること
- (2) 水道施設の耐震化を促進するため等の交付金事業について、**交付率の引上げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和**を図ること
- (3) 市町村の区域を越えた水道事業の広域連携を促進するための交付金事業について、**計画策定段階からの助成、交付率の引上げ、採択基準の緩和**を図ること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和2年7月、令和4年8月豪雨において、水道施設の被災、断水が生じ住民に多大な影響を及ぼしたことから、水道施設の強靱化を図っていく必要がある。
- 水道施設の耐震化にかかる交付金については、平成28年度からの交付率の引き下げや対象施設の限定等から、交付金の活用を見送る水道事業者が出ている。
- 水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化等により、今後一層厳しい状況となることが予想される。
- 本県は小規模事業が多く、水道経営の厳しさが顕著なことに加えて、**水道管延長が長く、過疎化により投資効率が低い**ため、多大な費用を要している。
- 広域化の実現には、計画策定から事業者間調整、施設の整備まで、相当な時間が必要であり、先進事例でも10年程度の期間を有している。また、広域化推進には、段階的に進める等の取り組みやすさが必要だが、交付金の採択基準には、**事業者数や人口要件、時限措置**等の基準があり活用が困難である。

【山形県の取組み】

- 県内の水道事業者も水道施設の耐震化を進めているが、耐震化率は未だ低く、特に多額の経費を要する浄水施設や配水池の耐震化が全国に比べ進んでいない。
- 令和4年度に策定した「山形県水道広域化推進プラン」では、庄内圏域において、**事業統合による水道事業経営基盤強化を推進**することとしている。

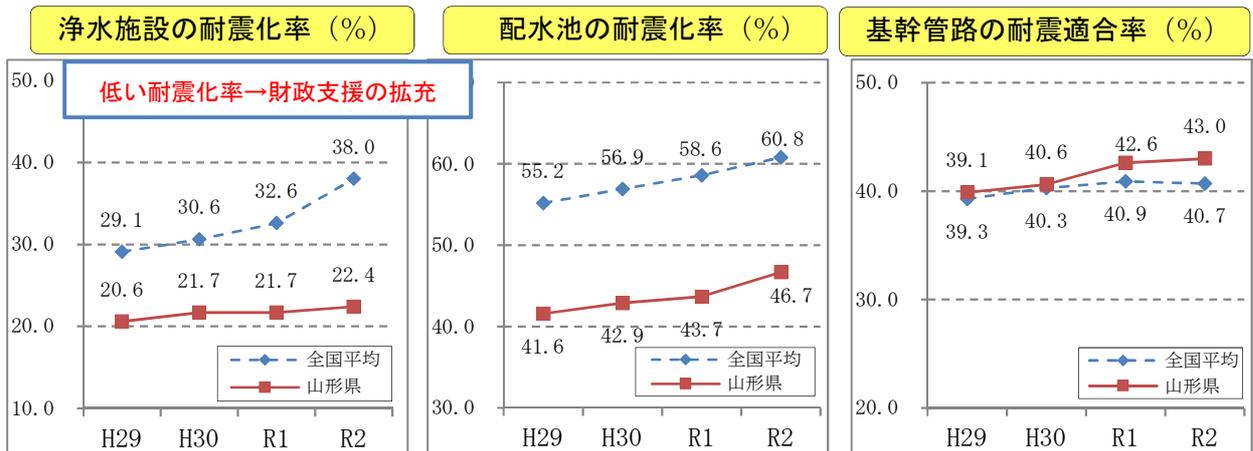
【解決すべき課題】

- 経営基盤の脆弱な県内の水道事業者が、水道施設の耐震化を早期に進めるためには、**交付率の引上げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和**が必要である。
- 広域連携を促進するためには、**広域化計画策定段階からの助成対象市町村の拡大、人的支援**や広域化を支援する交付金事業の**交付率の引上げ及び採択基準（広域化の規模や類型、時限措置等）の緩和**が必要である。

◎耐震化・広域連携交付金の主な課題（抜粋）

| 主な事業内容（対象施設） | 交付率 | 採択基準 |
|--|---------------------|---|
| 基幹水道構造物の耐震化（浄水場・配水池） | 1/4 【H27 以前 1/3】 | 計画資本単価 90 円/㎡以上 【H21 以前 70 円/㎡以上】 |
| 水道管路の緊急改善（40 年以上の塩ビ・ダクト タイル・鋼管等で導水管・送水管・配水本管） | 1/3 | 管路 40 年以上経過、配水支管は対象外 |
| 広域連携に向けた施設整備等 | 1/3 | 3 事業者以上（かつ人口 3 万人以上） 原則 10 年以内の時限措置等 |

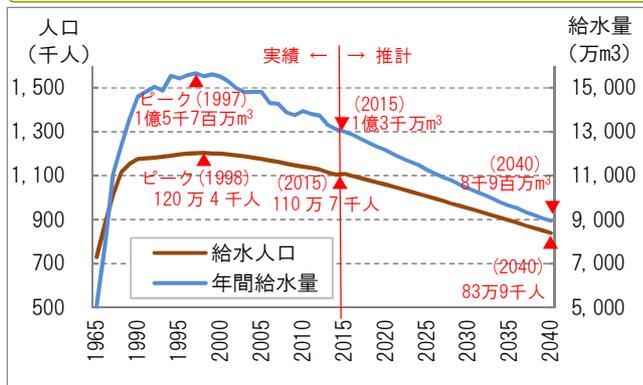
◎全国及び山形県の水道施設の耐震化の状況



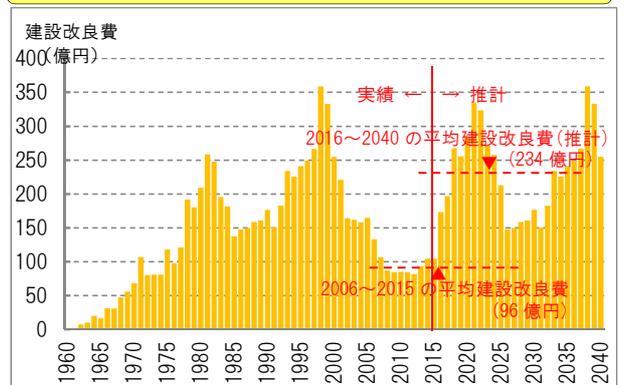
◎「広域連携」による経営基盤強化の必要性

（出典：厚生労働省 水道事業における耐震化の状況）

県内の給水人口と年間給水量の実績と推計



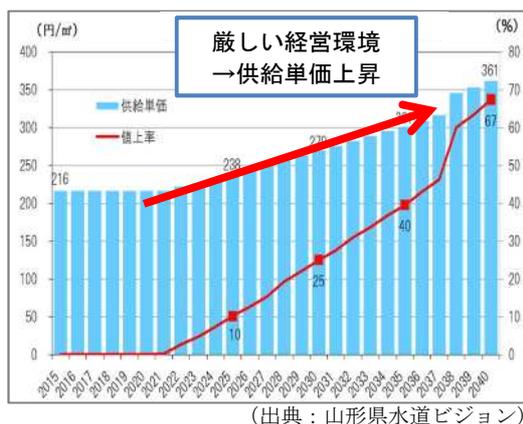
県内水道事業の建設改良費の実績と推計



人口減少等により水需要減少=収入減

更新需要の増大=費用増加

水道供給単価の推移予測（県内上水道集計）



県内水道広域化の取組

庄内圏域 ◇ 庄内圏域広域化による経営基盤強化の推進

事業統合

鶴岡市・酒田市・庄内町の2市1町において、事業統合の基本方針や課題等を整理した後、**企業団**を設立のうえ**水平統合**を実現し、事業の効率化を図ります。施設の最適化を進め、広域水道用水供給事業を含めた更なる水道経営基盤強化について検討を行い、最終的には**市町で設立した企業団を经营主体とした垂直統合**を目指し、庄内圏域全体の発展的広域化を推進します。

工業用水道事業への支援の充実

【経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

工業用水道は、企業が安定して生産活動を行ううえで不可欠かつ重要なインフラである。本県では、昭和30年代に整備した施設を中心に老朽化した施設の更新や管路の耐震化等の強靱化を図るため、今後多額の投資が必要となっている。また、近年、河川環境の変化に伴い取水口付近への塩水遡上等が発生し、応急対応の費用も増嵩している。これらへの対応を進めるにあたっては、受水企業への料金単価上昇を抑制し、安定的な供給を継続する必要があることから、

- (1) 施設強靱化を図るための補助金の予算拡充及び補助率の引上げを行うこと
- (2) 塩水遡上対策等、水質保持のための施設整備を補助対象とすること

【提案の背景・現状】

- 山形県内の工業団地には、半導体やファインケミカル等の企業が集積し、国内産業の活性化に大きく貢献している。これらの企業からは、一定の品質を確保した工業用水の安定的な供給が求められている。
- このような中、昭和30年代に重厚長大産業を支える目的で建設された酒田工業用水道事業においては、時代の経過とともに需要の減少や老朽化した送水管路の強靱化更新等の課題を抱えるなど、厳しい状況に置かれている。
- 加えて、近年の河川環境の変化を受け、河川氾濫に備えた浸水対策や渇水時に河口付近で発生する「塩水遡上」等への対策が求められている。
- これらに対応するには多額の投資が必要となるため、供給料金の大幅な値上げを余儀なくされ、受水企業の経営に大きな影響を与える懸念がある。

【山形県（企業局）の取組み】

- 酒田工業用水道事業において、老朽管の耐震化更新を計画的に実施している。
- また、老朽化した施設の耐震化、浸水対策を含めたリニューアルに向けて、費用対効果の大きいものとなるよう、今後の需要見込みを考慮した施設のダウンサイジング等、効率的なリニューアル手法について検討を進めている。
- 更に、取水口付近では塩水遡上が度々発生し、上流部からの仮設取水で対応しているが、施設リニューアルにあわせた新たな水源確保のための浅井戸掘削など、恒久対策が求められている。

【解決すべき課題】

- 工業用水道事業の施設更新を計画し施設強靱化を図るためには、手厚い国庫補助が必要不可欠であり、全国の更新需要に見合う予算総額の確保が必要である。
- また、現在の補助率は22.5%となっており、大規模改修による事業体の負担が大きく、料金的大幅な値上げを避けるためには、補助率の引き上げが必要である。
- 塩水遡上等の環境変化に伴う工業用水の水質低下を防ぎ、水質を保持する恒久的な対策を行う施設整備についても財政支援が必要である。

酒田工業用水道が抱える課題

山形県企業局では3つの工業用水道事業を実施している。このうち、最上川下流域から取水し酒田臨海工業団地等へ給水する酒田工業用水道は、老朽化した施設・送水管路の更新及び耐震化を行うとともに、更に、浄水場等が洪水浸水想定区域にあるため、浸水対策も含めた全体のリニューアルも行う必要がある。また、近年は取水口付近への塩水遡上が発生し、約800m上流での仮設取水が必要となり、その応急対応費（3千万円）が収益を圧迫している。塩水遡上への抜本的な解決のための恒久対策には、多額の費用が見込まれている。



山形県企業局酒田工業用水道事業

| | |
|-------------|----------------------|
| 事業名 | 酒田工業用水道 |
| 当初給水対象/給水開始 | 酒田臨海工業団地 昭和37年9月 |
| 水源/取水口 | 最上川表流水/河口から8.3km |
| 給水先 | 24社29事業所 |
| 基本使用水量/給水能力 | 31,080/75,000 (m³/日) |
| 契約率 | 41.4% |
| 料金 | 基本30円/m³、超過60円/m³ |

塩水遡上の影響

H27、H30に河川流量の減少に伴い、1週間以上にわたり取水口付近までの塩水遡上が発生した。受水企業では、両年とも、半導体やケミカル関連企業等の7社で製造ラインの停止や生産縮小を余儀なくされ、地域経済は大きな打撃を受けた。

今後、山形県企業局において計画している工業用水道の更新工事

令和6～9年度 送水管（圧送管）更新工事 概算事業費：10億円超
 令和10年以降 取水場・浄水場更新（リニューアル）工事 概算事業費：30億円超

令和5年度 工業用水道事業費補助の概要

予算案額 20億円

| 補助事業の概要 | 補助率 | 補助採択基準 |
|-------------------------|-------|--|
| 施設強靱化（耐震化、浸水対策、停電対策） | 22.5% | 次の①、②の計画の策定が必須、かつ一定の費用対効果が見込める事業 ①アセットマネジメント指針に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうちいずれかを含む事業継続計画（BCP） |
| デジタル技術を活用した広域化等や民間活用の導入 | | |

現行制度の問題点

- ・ 予算規模が小さいため対策が必要な施設に支援が行き届かない
- ・ 補助率が低いため事業体の負担が大きい
- ・ 塩水遡上に対応する水質保持のための対策事業が補助の対象とされていない

- ・ 補助金の予算拡充及び補助率を上げること
- ・ 工業用水の水質保持対策を補助対象とすること

東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続

【復興庁】

【文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課】

【提案事項】 **予算継続**

東日本大震災に伴う広域避難者は、避難生活の長期化により抱える課題が個別化・多様化しており、今後も引き続き支援が必要であることから、

- (1) 被災児童生徒の**就学支援**や、避難者の**心のケア**など、避難世帯に対する**経済的・精神的負担を軽減**する施策を継続すること
- (2) 避難者の見守りや相談活動など、避難先において受入支援に取り組む**地方自治体に対する財政措置として、被災者支援総合交付金及び被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続**すること

【提案の背景・現状】

- 本県は、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からピーク時には全国で最も多い約1万4千名の広域避難者を受け入れ、**12年を経過した今なお約1,300名の方々が避難**している。
- 避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・多様化しており、中には生活困窮や**心身の健康問題**など複数の課題を抱え、特に支援の必要な世帯がある。
- 本県が毎年度実施している避難者アンケートにおいて、今の生活で困っていること、不安なことを尋ねたところ、生活資金のことが約5割と**経済的に不安を感じている世帯が多い**という結果となった。
- 世帯分離により二重生活を強いられている世帯も約4割と、避難生活の長期化により、経済的、精神的に厳しい状況に置かれ、負担が更に重くなっている。
- 心身の不調については約6割の方が心身に何らかの不調を抱えており、**心身の健康に資する取組みが必要**となっている。

【山形県の取組み】

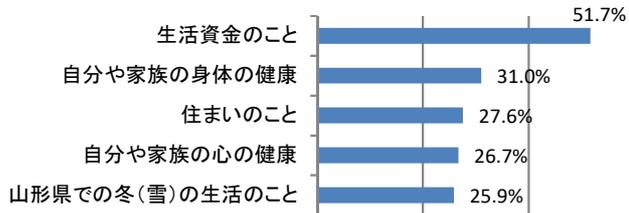
- 本県では、「被災者支援総合交付金」を活用し、避難者が孤立化しないよう相談会の開催や生活支援相談員等による訪問・相談活動など官民一体となってきめ細かな支援を行っている。

【解決すべき課題】

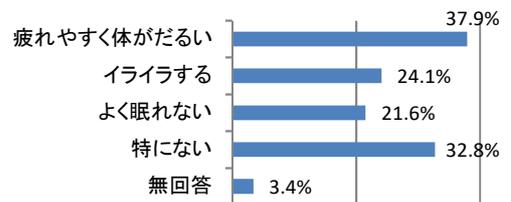
- 被災児童生徒への**就学支援**や、**避難者に対する心のケア**などの支援の継続が必要な状況にある。
- **今後も避難を継続する意向の方が多**いことから、困難な課題を抱えた世帯に対する支援や心身の健康不安に対応する**適切な支援を行うことができるような財政措置が引き続き必要**である。

令和4年度 山形県東日本大震災避難者アンケート結果から

今の生活で困っていること、不安なこと(複数回答)



心身の不調について(複数回答)



※「特にない」と「無回答」を除いた割合が約6割

本県における避難者支援策実施状況

○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」による支援（「今後の暮らし応援のつどい」の開催）



各種個別相談



健康増進講座

○特に支援の必要な避難者に係る個別支援（「避難者ケースマネジメント」の実施）



個別訪問



ケース会議

○「復興ボランティア支援センターやまがた」運営支援
（避難者向け情報誌・ホームページ等による情報発信、支援者に対する支援の実施）



情報誌うえるかむ



令和4年度に第100回を迎えた
支援者のつどい

○避難者支援センターの運営への助成（2箇所（山形市、米沢市）設置）

○生活支援相談員による訪問・相談活動（8市・14名配置）

○山形・新潟・福島三県による「心のケア」に係る連携事業

（生活支援相談員等のスキルアップ合同研修会・情報交換会等の開催）

○子育て支援団体による子育て支援交流（研修・交流・意見交換会等の開催）

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課 復興・避難者支援室
TEL：023-630-3164